

昭和 53 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和52年における火災及び風水害による被害は、昭和51年の酒田市大火や台風第17号による風水害のように、災害史に残る程大きなものはなかった。しかし、火災による死者が1,909人と戦後最悪の記録となり、また8月7日には北海道の有珠山が噴火し、降灰等によって農林漁業を中心に大きな被害をもたらした。

なお、昭和53年に入って、1月14日1978年伊豆大島近海の地震、5月18日新潟県妙高高原町の土砂流災害、更に6月12日1978年宮城県沖地震と、大きな災害が続いた。

これらの災害は、消防防災の備えが片時もおろそかにできないことを改めて感じさせ、また関係者に多くの教訓を与えた。

この白書は、今後の消防行政の基本的な方向と当面の諸問題を論及したほか、主として昭和52年の資料に基づき、火災その他の災害の実態、及び消防行政の現況について解説を加えたものである。

この白書が、生活の安全を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深めることに役立ち、広く活用されることを願うものである。

昭和53年11月

消防庁

目 次

第1 総 説	1
1 より安全な地域社会を求めて	1
(1) 消防のあゆみと課題	1
(2) 今後の方向	2
2 最近の災害の動向	5
(1) 火 災	5
(2) 地震災害	7
(3) 風水害等	8
(4) 石油コンビナート災害	9
(5) その他の災害	9
3 当面の諸問題	11
(1) 総合防災体制の充実	11
(2) 消防体制の整備と消防力の増強	13
(3) 予防行政の充実	15
(4) 危険物規制の徹底	18
(5) 石油コンビナート災害対策の強化	20
(6) 震災対策の推進	21
(7) 風水害対策等の推進	25
(8) 特殊災害対策の推進	26
(9) 救急救助体制の拡充	27
(10) 防災無線通信網の強化	29
(11) 消防職員及び消防団員の教育訓練の充実と処遇の改善	30
(12) 研究開発の推進	32
(13) 消防財政の強化	34

第2 火災等の災害の実態.....36

1 火 災.....36

(1) 出火件数.....39

(2) 損害額.....46

(3) 死亡者.....47

(4) 出火原因.....62

(5) 火災種別ごとの状況.....70

(6) LPガス等による火災.....87

(7) 危険物施設等の火災.....89

(8) 昭和53年上半期における火災の発生状況.....92

(9) 外国の火災状況.....93

2 石油コンビナート災害.....97

3 地震災害.....98

4 風水害等.....101

5 その他の災害.....102

(1) 危険物流出等の事故.....102

(2) 海上災害.....102

(3) 航空機災害.....103

(4) ガス災害.....105

第3 消防行政の現況と施策 107

1 消防体制..... 107

(1) 消防組織..... 107

(2) 消防施設..... 114

(3) 関係行政機関との協力..... 119

2 予防行政..... 122

(1) 火災予防運動..... 122

(2) 自主防火体制..... 128

(3) 消防用設備規制..... 132

(4) 消防用機械器具の検定..... 152

3 危険物行政..... 157

(1) 危険物とその規制の概要..... 157

(2) 危険物行政の現状..... 158

(3) 危険物関係法令の改正..... 170

(4) 石油パイプラインの規制..... 170

(5) LPガス等の保安..... 171

4 防災対策..... 173

(1) 防災体制の整備..... 173

(2) 防災無線通信網の整備..... 177

(3) 風水害対策の推進..... 179

(4) 活動火山対策の推進..... 180

(5) 都市における防災対策の推進..... 181

5 石油コンビナート災害対策..... 184

(1) 石油コンビナート災害の現状..... 184

(2) 石油コンビナート防災体制の整備..... 184

(3) 石油コンビナート等特別防災区域の状況..... 187

(4) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立..... 190

(5) 防災施設等の整備..... 193

(6) 事業所レイアウトの規制..... 194

(7) 石油コンビナート防災診断の推進..... 196

6 震災対策..... 198

(1) 我が国の被害地震の発生状況..... 198

(2) 地震の被害の状況..... 198

(3) 国の震災対策の現況..... 202

(4) 都市における震災対策の現状..... 206

(5) 大規模地震対策特別措置法の制定..... 208

7 特殊災害対策..... 211

- (1) 林野火災対策の推進..... 211
- (2) 海上災害対策..... 215
- (3) 大規模交通災害対策..... 218
- (4) 地下街災害対策..... 221
- (5) 高層建築物火災対策..... 222
- (6) 原子力災害対策..... 223
- (7) 都市ガス等の災害対策..... 225
- (8) 毒劇物災害対策..... 225
- (9) 酸素欠乏災害対策..... 226
- 8 救急業務..... 228
 - (1) 実施状況..... 228
 - (2) 実施体制..... 237
 - (3) 高速自動車国道における救急体制..... 242
 - (4) 救急業務協力推進事業..... 243
 - (5) 救急医療体制..... 243
- 9 救助活動..... 246
 - (1) 実施状況..... 246
 - (2) 実施体制..... 247
- 10 消防教育訓練..... 249
 - (1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助..... 249
 - (2) 消防学校における教育訓練..... 252
 - (3) その他..... 255
- 11 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇..... 258
 - (1) 活動状況..... 258
 - (2) 公務災害の状況..... 258
 - (3) 処遇..... 260
 - (4) 消防表彰等..... 272
- 12 消防の科学技術の研究..... 279
 - (1) 大震火災対策の研究..... 279

- (2) 地下街・高層建物の火災対策の研究..... 280
- (3) 化学火災対策の研究..... 281
- (4) その他の火災の研究..... 283
- (5) 昭和52年度において終了した主な研究..... 284
- 13 消防財政..... 288
 - (1) 市町村の消防費..... 288
 - (2) 市町村消防費の財源..... 294
 - (3) 都道府県の消防防災費..... 301
 - (4) 国の消防費..... 304

附 属 資 料

- 1 昭和52年都道府県別火災損害状況（全火災）..... 306
- 2 昭和52年出火原因別損害状況（全火災）..... 314
- 3 昭和52年中の死者を多く伴った火災事例一覧（全火災）..... 316
- 4 昭和52年中の建物焼損面積の大きい火災事例一覧..... 318
- 5 主な出火原因の推移..... 320
- 6 用途別の主な火災事例..... 322
- 7 昭和21年以降の火災損害状況..... 324
- 8 昭和21年以降の火災損害比較..... 328
- 9 昭和21年以降の大火記録..... 330
- 10 昭和52年中の風水害等による都道府県別被害状況..... 332
- 11 昭和52年中の主な風水害別被害状況..... 342
- 12 昭和21年以降の風水害等の記録..... 344
- 13 都道府県別市町村消防組織一覧..... 348
- 14 消防機関数と職団員数の推移..... 350
- 15 常備化市町村の変遷..... 351
- 16 都道府県の防災会議及び防災計画の状況..... 352
- 17 都道府県の防災訓練の実施状況..... 354
- 18 市町村の防災会議及び防災計画の状況..... 356

19	石油コンビナート等特別防災区域の現況	358
20	石油コンビナート等特別防災区域に係る防災資機材の整備状況	362
21	空港における消防力の現状	366
22	都道府県別救急業務実施状況と交通事故に対する救急出場状況	376
23	事故種別救急出場件数	378
24	事故種別救急搬送人員	380
25	都道府県別、経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	382
26	救助隊の設置状況	384
27	救助活動件数	386
28	救助人員数	388
29	救助活動出動人員数	390
30	昭和52年下半年及び昭和53年上半年における主な火災事例並びに 特異な救急事件事例	392
(1)	会津若松市 東山温泉旅館「丸井荘」火災	392
(2)	仙台市 大慶ビル（パチンコ店）火災	395
(3)	新潟市 今町会館ビル「スナック・エルアドロ」火災	398
(4)	藤沢市 東急ストアー辻堂店火災	401
(5)	半田市 ビジネスホテル「白馬」火災	403
(6)	甲府市 昇仙峡バス転落事故	406

第 1 総 説

1 より安全な地域社会を求めて

(1) 消防のあゆみと課題

さる、昭和53年3月7日、自治体消防の組織の基本法である消防組織法（昭和22年法律第226号）の施行を記念して、自治体消防30周年記念式典が盛大に挙行され、いわゆる戦後生れの自治体消防は、ここに30年という1つの節目を迎えることになった。

この30年の間、消防行政は時代の変遷に対応しつつ、自治体消防制度の定着、発展のため多くの努力を重ねて来た。また、戦禍によって劣弱なものとなった消防力は、国と地方公共団体の努力の積み重ねによって、現在では相当高い水準にまで整備されて来た。これを概観すると、都市化、工業化の進展に対応する消防行政の高度化、専門化の必要性及び住民の安全への期待に応え得る機動性を確保するための必要性等から、常備化、広域化が進められた結果、我が国の全人口の96%以上を占める地域が常備消防によってカバーされることとなった。また、多種多様の災害や事故に対応するための救急救助の業務は、消防と切り離しては考えられなくなっている。特に、昭和38年消防法の改正により、市町村消防の業務の一部とされた救急業務については、その実施市町村が市町村数で約84%、人口で約96%にも及ぶこととなった。

更に、火災の予防もまた、消防のうちで大きく伸びて来た。この業務は戦後消防法の制定によって法体系に組み込まれたが、石油コンビナートの建設、都市における建築物の高層化、用途の複雑化、地下街の発展等により、ますますその守備範囲を拡げ、人々の生活と深いかかわり合いを持つこととなった。

風水害や地震等の災害対策についても、その重要な任務の一つとして従来

から消防が関与して来た。昭和36年の災害対策基本法の制定を機に、都道府県や市町村は、地域防災計画を中心に総合的な地域防災体制の整備を図ることとなったが、消防の機関は依然として市町村の第一線の実働部隊として、地域社会の期待に応え、災害応急対策や復旧作業に従事するなどの広範な防災活動に積極的に参加している。

しかし、反面において、農山漁村の過疎化、都市周辺農山漁村の混住化の進行は、住民の意識、価値観等を変貌させ、常備化の進展と相まって、消防において重要な役割を果たしている義勇消防である消防団員の減少を招き、昭和24年当時約208万人を超えていたものが、今や110万人を割るに至った。

更に都市、特に大都市においては、不燃化、難燃化等が進められて来た結果、10万人以上の焼死者を出した世界2大火災の一つである、明暦3年の江戸の大火のごとき災害を繰返すおそれは著しく減少しているが、反面、科学技術の進歩等によるエネルギー源の多様化、都市構造の複雑化、国民の生活態様の変化に伴って住民の生活は、新たな「危険」に脅かされているほか、地震時における水道、電気、ガス等のライフラインの破壊による都市機能の麻痺という新たな問題も生じている。

一方、自然災害について見ても、自然の許容限度を超えた開発や自然条件との対応を無視した国土の利用によって、災害の脅威を増大させる結果を招いている。

(2) 今後の方向

消防は、住民に密着した行政として、第3次全国総合開発計画の定住構想の目指すところでもある、安定感のある安全な居住環境を作り上げるためには不可欠なものである。戦後既に30年を経た自治体消防のあゆみを振り返ると、消防はそれぞれの時期において、地域社会の要望に応えつつその責務を果たすという努力の積み重ねの歴史であった。今後も科学技術の進歩等によるエネルギー源の多様化、都市構造の複雑化、国民の生活態様の変化等に伴い、地域の安全防災上の新たな問題が次々と提起されることが予想されるが、国民の価値観、欲求の多様化、多元化や人口の高齢化等、我が国社会の

変化をも十分踏えつつ、消防行政は、これらの課題に積極的に取り組んで行かねばならない。

新しい時代に向かって消防が志向すべき方向は、以下のものであろう。

第1の方向は、科学化・近代化である。新たな科学技術、エネルギー源、物質そしてシステムが、国民生活に今後ますますはいり込んで来るとすれば、安全に対する備えもまた科学的に究明され、整備されたものでなければならない。新たな安全防災上の問題に対しては、科学的な究明と対応措置が迅速に検討されるとともに、いわゆるあと追いついて対応策が講じられるという姿ができるだけ少なくなるよう、前向きな科学的な取組みのための不断の努力が行われねばならない。

このためには、安全防災に関する研究開発の推進と消防施設、装備の近代化、科学化と併せて、複雑化、多様化した災害に適確に対応し得る資質を備えた消防職員の養成に努めなければならない。

第2の方向は、総合化である。地域社会における安全防災の水準を全体として高めるためには、地域社会の安全防災を支える人的、物的な条件の整備と、これらを有機的に連携させる総合的な施策が検討されねばならない。

当面、社会環境、自然環境の変貌が災害を広域化、複雑化、多様化させていることに対応して、国、都道府県、市町村、企業、住民の各主体が、それぞれ地域の安全防災のための責務を十分に果たすとともに、それらが一体となった総合的な体制の強化を図らなければならない。また、消防力の充実強化と併せて、土地利用計画、都市計画、建築規制等の安全防災に関連する、他の行政との緊密な連携を一層推進する必要がある。

地域社会におけるトータルとしての安全防災を実現するためには、これらの行政サイドの取組みに加えて、地域社会の構成員たる住民のサイドにおいても、連帯意識に基づく地域ぐるみの防災体制を整備することが是非とも必要とされる。

日常頻発する火災等の災害はもちろんのこと、何年、何十年に1度という大震災等の大規模災害に備えて、住民一人ひとりが日頃から「自分達の地域は自ら守る」という意識をつちかい、非常時に際しては、消防機関等による

防災活動と相まって、地域ぐるみの防災活動を展開する、住民の自主防災体制を整備することは、今日の地域の安全防災を考える場合最も重要課題の1つと言える。

今日まで消防において重要な役割を果たして来た消防団は、地域社会の急激な変貌の中で、その団員数の減少が続いており、住民による地域ぐるみの防災体制を整備するためには、現下の地域社会の動向を踏まえた新たな施策が検討されねばならない。

このため今後とも消防団の育成強化のための施策の充実を図る一方、近年各地で高まりつつあるコミュニティ活動の中で、幅広い住民の参加による自主防災活動が積極的に展開されるよう、行政サイドからもその育成助長のための基盤づくりを、今後強力に推進する必要があると考えられる。

より安全な地域社会を求めて、消防への住民の期待に応えるためにも、今後の向うべき道は遠く困難であろうとも、一步一步前進を重ねるべきであろう。

2 最近の災害の動向

(1) 火 災

ア 出火件数と出火率

昭和52年中の総出火件数は6万3,974件で、前年に比べて1,670件(2.7%)増加し、戦後第4位の記録である。火災種別にみると、建物火災、車両火災、その他の火災が増加し、林野火災、船舶火災、航空機火災は減少している。なお、昭和53年上半期における出火件数は4万1,222件で、昭和52年同期に比べて2,730件(7.1%)の増加となっており、上半期としては戦後第3位の記録である(第1表、第70表参照)。また、昭和53年上半期は、春から各地に異常乾燥が続いたこともあって、6月1日の広島県江田島町における1,005haにわたる林野火災等、50ha以上の林野火災が11件発生している。

昭和52年中の出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で5.7であり、前年と比べて0.1増加している。出火率を都道府県別にみると、沖縄県が9.9(前年9.8)で最も高く、次いで愛知県7.9(前年7.6)、群馬県7.3(前年6.8)と続いている。出火率の低い方では奈良県2.2(前年2.2)が最も低く、次いで京都府2.3(前年2.5)、和歌山県3.1(前年2.9)及び富山県3.1(前年3.7)と続いている。また、市町村の規模別の出火率は、大都市(東京都特別区、札幌市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市及び福岡市をいう。以下同じ。)の平均が5.8(前年5.6)、その他の都市の平均5.7(前年5.7)、町村の平均5.4(前年5.2)であり、町村と都市との差が年々少なくなっている(第10図、第11表参照)。

イ 死者数と死因

昭和52年中の火災による死者は1,909人で、前年(1,648人)に比べて、261人増加し戦後最高の記録となった。また、総人口における人口10万人当

たりの死者数も1.67人と前年を上回り、昭和48年の1.72人に次ぎ、戦後第2位の記録となっている。昭和52年中において3人以上の死者を伴った火災は、前年を12件上回る65件（死者240人）発生している。なお、最も多くの死者を伴った火災は、6月に大阪市で発生した建設作業員寄宿舎の火災で、12人が犠牲となっている。

火災種別ごとの死者数は建物火災によるものが最も多く、全体の74.5%、1,423人が犠牲となっている。このうち、63.9%に当たる910人が専用住宅での火災、12.2%に当たる174人が店舗・作業所・飲食店等が併設されている併用住宅の火災によるものなど、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

放火自殺者を除き死因別に火災による死者の発生状況を見ると、764人（56.6%）が火傷死、526人（39.0%）が一酸化炭素中毒死又は窒息死となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中には出火時煙にまかれ死に至らないまでも、一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、火傷死に至ったものが相当あると考えられる。

放火自殺者は559人で全体の29.3%を占めており、この自損行為による死者は、ここ数年目立って増加の傾向を示している。

火災により犠牲となる者は自力避難のできない幼児や、一般的に体力的条件が悪く身体の不自由な高齢者が多い。

昭和52年中においても71～80歳が最も多く（280人）、これを含め61歳以上の高齢者が661人（34.6%）、また0～5歳の幼児が207人（10.8%）で、この両年齢層により死者総数の半数近くを占めている。これを前年と比較すると、幼児は18人増加し、61歳以上の高齢者は97人の増加となっている。なお、昭和53年上半期（1月～6月）の火災による死者は、1,075人で前年同期より161人減少しているが、前年に次ぎ戦後2番目の高いペースで死者が発生している。

ウ 損害額と焼損面積

昭和52年中における火災による損害額は1,294億円であり、前年より316億円（19.6%）減少している。1日当たりの損害額は3億5,500万円（前年4

億4,000万円）、火災1件当たりの損害額は202万円（前年258万円）、国民1人当たりの損害額は1,143円（前年1,435円）となっている（第1表、第2表参照）。

建物焼損面積は212万4,268㎡となり、前年に比較し14万2,879㎡（6.3%）減少し、建物火災1件当たりの焼損面積も前年より4㎡減少して54㎡となっている。これを市町村の規模別にみると、大都市が30㎡（前年29㎡）、その他の都市が51㎡（前年58㎡）、町村が84㎡（前年88㎡）で、大都市に比べその他の都市は1.7倍、町村は2.8倍となっている。なお、昭和53年上半期（1月～6月）の火災による損害額は712億6,103万円（前年同期780億5,953万円）、建物焼損面積は123万1,589㎡（前年同期124万7,204㎡）と、前年に比較しそれぞれ減少しており、また、1件当たりの損害額は173万円（前年同期203万円）と火災が漸次小規模化していることを示している。

エ 出火原因

昭和52年中の火災の出火原因のうち、失火によるものは4万8,459件（全火災の75.7%）を占めている。失火は火気取扱いの不注意や不始末によるものであり、中でもたばこによるものが9,069件（全火災の14.2%）と多く、次いでたき火の6,850件（全火災の10.7%）、火あそびの5,850件（全火災の9.1%）となっている（第35表、第36図参照）。

たばこによる出火件数は、昭和35年以来首位を占めており、またその6割はたばこの投げ捨てによるものである。更に、火災種別では、建物火災の10.8%、林野火災の24.3%がいずれもたばこによるものであり、特に林野火災においてはその74.8%がたばこの投げ捨てによるものである。これは入山者の軽率な火の取扱いが重大な結果を生んだことを如実に示すものである。

また、放火（疑いを含む。）が昭和52年は5,417件（前年4,465件）と急増していることも見落せない。

（2）地震災害

昭和52年中には、千葉県東方沖、熊本市付近、和歌山市付近及び三陸沖を震源地とする群発地震が相次いで発生し、また、島根県中部の地震、宮城県

沿岸地震等が発生したが、幸い大きな被害を及ぼすような結果にはならなかった。

昭和53年に入ると、1月14日の1978年伊豆大島近海の地震（M=7.0）、2月20日の宮城県沖を震源地とする地震（M=6.7）、6月4日の島根県中部を震源地とする地震（M=6.1）及び6月12日の1978年宮城県沖地震（M=7.4）と被害地震が相次いだ。

特に1月14日の1978年伊豆大島近海の地震と6月12日の1978年宮城県沖地震は、それぞれ死者20数人を含む大きな被害を出し、被害額は伊豆大島近海の地震では297億円、宮城県沖地震にあっては、昭和53年9月現在で2,747億円にのぼっている。

この二つの地震災害を比較すると、1978年伊豆大島近海の地震の場合は、死者の大部分は土砂崩れ及び落石によるものであり、一方1978年宮城県沖地震の場合は、死者の多くはブロック塀、石塀、門柱等工作物の下敷によるものである。また、宮城県沖地震では、電気、ガス、水道等に大きな被害を受け、一時的に都市機能を麻ひさせ、改めて都市災害の恐しさを認識させる結果となった。幸い伊豆大島近海の地震の場合は一件の出火もなく、また宮城県沖地震の場合も火災による大きな二次災害の発生はなく、地震時における地域住民の火の始末に対する意識の高さを証明することとなったのは、特筆すべきことである。

このように最近の地震においては、火災による二次災害の発生は非常に少なかったが、反面、土砂崩れ、ブロック塀等の下敷による死者が増えている。

（3）風 水 害 等

昭和52年中の集中豪雨等による死者・行方不明者は174人、負傷者は1,152人である。前年に比べ死者・行方不明者は99人減少し、逆に負傷者は181人の増加となっている。また、物的被害は住家の全壊1,707むね、同半壊2,114むねで、前年に比べそれぞれ317むね、2,396むね減少した。被害額についても4,697億円と、前年に比べ8,708億円減少している。前年に比べて各種被

害がほぼ半減したのは、台風第7号の本土上陸及び第9号（沖永良部台風）の沖永良部島通過があったものの、全般的に前線活動が不活発なためであった。

昭和53年に入ってから、2月28日にたつ巻が南関東を襲い、東西線車両の横転による2人を含め37人の負傷者を出した。更に、5月18日には新潟県妙高高原町において大規模な土石流災害が発生し、13人の死者が出る等大きな被害を与えた。また、6月下旬に日本列島に停滞した梅雨前線により、全国各地を豪雨が襲い、特に新潟県で農作物を中心に大きな被害を出した。

活動火山による災害では、昭和52年8月7日に北海道の有珠山が32年ぶりに大噴火し、降灰によって農林漁業を中心に甚大な被害をもたらしたほか、鹿児島県桜島でも火山噴火による異常降灰が断続的に続いている。

（4）石油コンビナート災害

昭和52年中の石油コンビナート災害は145件で前年に比べて12件減少したが、これを発災形態で見ると危険物の漏出では11件及び爆発では2件増加したが、火災では9件及びその他（毒劇物の漏出、施設の破損等）では16件減少している。

主な事故は昭和52年3月に東レ(株)名古屋事業所において、オキシムホッパーが爆発し、1人が負傷する事故、更に、同年12月には極東石油工業(株)千葉製油所において、硫黄の粉塵爆発のため1人が死亡する事故があった。また、昭和53年に入って6月12日に東北石油(株)仙台製油所において、1978年宮城県沖地震のため屋外貯蔵タンク3基が底部破壊し、約6万8,000ℓの石油が漏出し、うち数千ℓが海上に流出する事故があった。

（5）その他の災害

ア 海上災害

昭和52年中において都道府県が災害対策本部を設置した主な海上災害としては、同年4月に愛媛県松山市海上で、パナマ船籍タンカー・アストロ・レオ号が貨物船と衝突して火災を起し、原油約1,200ℓを流出した事故、10月

に高知県室戸岬南方海上で、クウェート船籍タンカー・アル・サビア号が船体にき裂を生じ、重油約1,300klを流出した事故があった。

イ 航空機災害

昭和52年中においては、民間航空機の事故が39件発生し、死者8人、負傷者38人を出した。一方同年9月27日には米軍機ファントムが神奈川県横浜市内に墜落し、民家2戸が全焼、住民9人が死傷した。

また、昭和53年9月8日には埼玉県狭山市で航空自衛隊練習機T-33が墜落し、民家2戸5世帯が全半焼、乗員2人が死亡した。

ウ ガス爆発等の災害

昭和52年中のガスに起因する火災は、1,668件である。

大規模な事故としては、同年2月に神戸市東灘区で路面掘削によるガス爆発（死者1人、負傷者20人）、同年12月に北海道網走市でLPガスの漏えいによる爆発火災（死者3人、負傷者12人）があった。また、昭和53年に入って6月に山形県東村山郡山辺町の用水トンネル工事現場においてメタンガスの爆発（死者9人、負傷者2人）があった。

3 当面の諸問題

(1) 総合防災体制の充実

国、地方を通じる総合的な防災体制の確立については、災害対策基本法に基づき国、都道府県、市町村において防災会議を設置し、防災計画を作成する等その整備が進められて来た。

都道府県においては、全都道府県で地域防災計画が作成されている。また、市町村においてもほとんどの団体で地方防災会議が設置され、地域防災計画が作成されている。地域防災計画は最近の災害の傾向に応じて、震災対策、林野火災対策等についての追加、変更等の修正がなされている。また、地方防災会議においても、震災対策部会、救急医療部会、原子力部会等の専門部会が設置され、各種の防災対策に万全を期している。

広域化、複雑化、多様化する災害に対処し、より安全な地域社会をつくるためには、国、都道府県、市町村、企業、住民が、防災に関するそれぞれの責務を十分果たすとともに、それらが一体となった総合的な防災体制を確立する必要がある。

都道府県においては、自らの防災業務を実施するほか、その区域内の市町村及び公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有しており、市町村消防を補完するため、林野火災、石油コンビナート災害等の広域的な災害又は大規模な災害の拡大防止のための、防災資機材の備蓄も進められて来ている。

市町村においては、災害対策基本法、消防組織法等に基づき、広域消防体制、相互応援体制の整備により、災害の広域化等に対処するとともに、特に消防機関は地域住民に密着した防災の第一線機関であり、災害時においては、各防災関係機関の中で中心的役割を果たすものであるから、平素より消防力の充実強化を図るとともに、地域防災計画に沿って、地域の特性、関係機

関の防災業務の実態等を十分に握し、消防職団員に対する教育訓練の徹底を図り、災害時において効果的な活動ができる体制を整備しておく必要がある。また市町村は、地域住民の自主防災組織の育成強化に努めるとともに、住民が広範に参加する防災訓練を定期的実施する必要があるが、住民側も自らの問題としてこれに積極的に参加し協力すべきである。

更に、最近の災害の例からみて、災害時の警戒体制、避難体制の一層の整備強化が必要である。すなわち住民の生命、身体の安全を確保するためには、平素から危険箇所のは握に努めるとともに、情報の早期収集及び予警報の適確な伝達、早期避難等が重要である。

昭和53年6月15日に大規模地震対策特別措置法が公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることになったが、本法の施行に伴い関係機関等は、次のような対策を講ずることが求められている。

- ① 大規模な地震が発生するおそれ特に大きく、当該地震の発生により著しい災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域として指定し、大規模な地震の予知観測体制を強化するとともに、警戒宣言が発令された場合における、関係防災機関等の震災に対する対応策が有効に発動できる体制を確立すること。
- ② 地震防災対策強化地域内の地方防災会議等においては、地震防災応急対策、避難地、避難路、消防用施設等の整備、防災訓練等地震防災上重要な対策を地震防災強化計画に定めるとともに、大規模な地震に対する対策を推進すること。
- ③ 地震防災対策強化地域内の病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入する施設、石油類、火薬類、高压ガス等の製造、貯蔵、処理等を行う施設、地方鉄道業等一般旅客運送事業等のうちで一定のものを管理し、又は運営する者は、当該施設又は事業ごとに地震防災応急計画を作成すること。
- ④ 警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策強化地域内の居住者等は、火

気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備等地震災害の発生防止又は軽減を図るため必要な措置をとるとともに、市町村長、警察官等が実施する地震防災応急対策に協力しなければならないこと。

このように、大規模な地震災害から国民の生命、身体及び財産を保護するためには、今後国及び地方公共団体はもちろんのこと、事業所、住民等もそれぞれの分野において防災対策を確立し、大規模な地震による災害を防除するために総合的、有機的な地震防災体制を早急に確立する必要がある。

(2) 消防体制の整備と消防力の増強

ア 常備化と広域化の促進

火災の鎮圧、人命救助、救急という消防活動においては、出動の時期がその成否を決すると言っても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。また、近年は石油コンビナート等の危険物施設、超高層建築物の増加により、火災の多様化、複雑化に対応する消防力の充実が望まれており、更に、常時専門的な予防査察を行うことが必要である。このような観点から言えば、市町村の消防体制は常備体制にあることが一般的に望ましい。

国においては、従前より常備化体制の推進を図って来たが、昭和46年、市はすべて常備化することとし、町村については当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して、自治大臣が指定することとした。また昭和49年には、この指定と同時に救急業務も実施しなければならないこととした。

一方、消防事務についても、拠点都市を中心とする一部事務組合の設置、又は事務の委託による広域的処理の方式が採用され、単独では十分な常備化を実施することが困難な町村においても、常備消防による行政水準の向上が図られた。

昭和53年4月新たに50町村について常備化の指定が行われ、昭和54年4月における常備化市町村数は2,714となり、常備化率は市町村数において83.3%、人口数において96.4%、面積で86.6%に達する見込みである。この結果、全市町村が常備化の指定を受けた都道府県は、北海道、青森、岩手、福

島、群馬、福井、山梨、滋賀、佐賀、大分及び鳥取県の1道10県である。

このように、消防の常備化は全市町村を通じてかなり進展しているが、その地理的、自然的環境等から消防本部、署の設置が困難な町村においても、機関員の常備、消防団常備部の設置、消防団の季節的常駐等、その地域の特性に応じた措置を講ずることが望ましい。

なお、一部事務組合方式による場合、組合財政の確立、職員の人事、給与等その運営をめぐる問題が少なくないので、今後これらについて更に検討し、きめ細かい指導を行い、その健全な発展を確保する必要がある。

イ 消防団の充実

消防団は犠牲的な奉仕精神に基づいて、日夜、火災、風水害その他の災害に際して献身的な活動をしているが、特に地震等の大規模な災害の場合には、その防除のために組織的かつ多大な動員体制を要することから、消防団の果す役割は極めて重大なものがあり、消防団に寄せる住民の期待はますます増大している。

しかしながら、消防団員の数は、ここ数年の減少率は鈍っているものなお減少傾向にあり、昭和52年には前年より1万1,000人減少し、約109万4,000人となっている。

消防団員の減少の原因としては、組合消防等による消防の常備化の進展、消防団装備の機械化、近代化に伴う定員の節減、都市部への人口流出に伴う郡部人口の減少等があげられるが、これに加えて生活意識の変化に伴う奉仕精神の希薄化も、その一因をなしているものと考えられる。

したがって、消防団の充実強化のためには、まず第1に、住民が消防団活動に積極的に参加できるような環境を地域社会に定着させ、培養する必要がある。

このため、国民すべてが相互に協力して、地域の人々の生命と生活を守るという自主的消防精神を、学校教育、社会教育等あらゆる機会をとらえて積極的に高揚し、消防の重要性に対する認識を、住民の各種活動の中で育成していかなければならない。

第2に報酬、公務災害補償等の処遇の改善を行うとともに、郷土愛、奉仕

の精神に立脚する、消防団活動に適合した表彰制度の充実を図る必要がある。また、消防団の運営についても、青壮年層の共感が得られるよう創意と工夫をこらす必要がある。

第3に、中堅となる団員の育成、団員の資質の向上、消防団装備の機械化近代化等、その内容の充実に努める必要がある。特に、風水害、大震災、大規模火災、林野火災等の災害に対処するため、装備の充実、訓練の強化等を図る必要がある。

ウ 消防力の増強

国においては、市町村の消防施設の整備と人員の適正な配置の指標として「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を定めており、消防をとりまく環境の変化、消防資機材の発達、性能の向上等の事情を勘案の上、所要の改正を行っている。

市町村の消防体制は、これらの基準を一つの目標として強化されているが近年における消防力増強の方向は、一般の消防自動車のほか、はしご自動車及び救急自動車、石油コンビナート地帯の大型化学消防車等、更には複合用途ビル、地下街、林野火災等の特殊災害に対処するための特殊工作車、救助工作車等へと範囲が広がって来ており、また、消防水利への関心が高まって防火水そう設置の要望が強くなって来ているのが特徴である。人員面についてみると、消防の常備化の進展もあって、消防団員数は減少して来ているが常勤の消防職員数は相当急速に増えて来ており、昭和42年に5万3,957人であったものが昭和52年には11万618人と10年間で2倍以上となっている。

今後は更に、大規模地震災害、空港災害等に対応して、耐震性大型貯水そう、高性能化学消防車等の施設整備に努めるとともに、常備、非常備を通じて消防におけるマンパワーの充実をはかる等、複雑化・多様化する災害に対応する消防力の充実強化を図る必要がある。

(3) 予防行政の充実

ア 防火意識の高揚

火災予防は、家庭、職場を問わず、国民一人ひとりが防火について関心を

持つことが必要であり、更に、火災が発生した場合においても適確な初期消火、消防機関への通報、避難等が行えるよう、平素から十分な心構えを持つことが大切である。

このような観点から、国では毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民の防火思想の普及啓発に努め、国民自らの手による火災予防の実践を促進しているところであるが、もとより火災予防運動期間中だけでなく、日頃からあらゆる機会、場所をとらえて、国民の防火意識の高揚を図ることが重要である。

また近年、農村、漁村等の消防団活動地域では、季節的な出稼ぎ等から男手が不足するため、地域の婦人がこれを補っている。このため、婦人防火クラブや少年消防クラブなどの、民間の自主的な防火組織の指導・育成を図ることも必要である。

一方、近年高齢者の焼死者数が増加しているが、今後予想される「高齢化社会」への移行に伴い、これら老人世帯に対する火災予防対策の推進と併せ、幼児及び身体障害者等に対する火災予防対策の強化が必要である。

イ 防火対象物の防火体制の推進

不特定多数の者を収容する防火対象物にあっては、一旦火災が発生すると、多数の人命及び多大な物的損失を被るおそれ大きい。これらの対象物で多数の死者を伴った過去の火災事例の多くは、いずれも消防法に定める消防用設備の未設置と防火管理者の未選任等により、適切な防火対策が行われていなかったことが主な原因となっている。

このようなことから、消防法において、一定規模及び一定の人員を収容する防火対象物に対しては、管理面、設備面の両方から規制を強化する必要がある。

(ア) 防火管理者制度の徹底

学校、病院、工場、百貨店等、その他多数の者を収容する防火対象物について、防火管理者を選任させることとしており、この防火管理者を中心として、用途、形態に即した消防計画の作成と、これに基づく消火、通報、避難訓練の実施、消防用設備の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、

収容人員の管理等、防火上必要な業務を行うことを義務付けている。この管理業務のより完全な実施のため、防火管理者の資質向上を図るための講習会を一層充実させる必要がある。

(イ) 消防用設備等の設置の促進

昭和49年消防法の一部改正により、特定防火対象物にあっては、既存のもので、現行の技術基準に基づきスプリンクラー設備等の消防用設備等を、設置し維持することが義務付けられた。特定防火対象物のうち、百貨店、地下街及び複合用途防火対象物は、既に遡及猶予期限が過ぎたにもかかわらず、未だ消防用設備等の整備が行われていないものが見受けられる。これら防火対象物の関係者に対して、多数の犠牲者を出した火災事例にかんがみ、改正された法の趣旨を十分認識させるとともに、措置命令、告発等必要な措置を講じて是正させ、人命安全の確保を図ることが緊要である。

更に、昭和54年3月31日まで遡及猶予期限が認められているその他の特定防火対象物についても、できる限り早期に整備させることが必要である。しかし、既存防火対象物において消防用設備等を整備させることは、防火対象物の関係者に多大の経済的な負担を課す結果を生ずる場合が多いため、日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫等政府関係金融機関の融資枠の拡大が図られ、税制面においても、所得税、法人税、不動産所得税等について優遇措置が講じられているが、これらを十分PRし、活用を図るとともに、更に融資枠の拡大等を図る必要がある。

(ウ) 消防用設備等の保守体制の確立

防火対象物における、消防用設備等の適正な維持管理がその設置とともに重要であることは、種々の火災事例によっても明らかである。このため昭和49年の消防法の一部改正により、一定規模以上の防火対象物については消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させ、その他の防火対象物については防火管理者に点検を行わせる等、防火対象物の関係者自ら点検し、その結果を一定期間ごとに消防機関に報告しなければならないこととされたが、その実態はまだ低調であり、点検、整備の趣旨を十分に認識させる等、消防用設備等の保守の徹底を図って行くことが必要である。

また、消防用設備等の保守点検を適正かつ円滑に行うため、財団法人日本消防設備安全センターが設立され、各都道府県においても保守関係団体が設立されている。

(エ) 建築物の総合防災システム化、消防防災機器等の研究開発及び実用化

火災による被害を最小限度にとどめるための消防用設備等は、建築様式の多様化、火災事故の実態等に応じ、整備、強化されたが、これらはそれぞれ単体において十分機能するものであっても、建築物全体としては必ずしも十分に機能するとは言えない。そこで、建築物全体として防災効果を高めるため、多様化する火災現象に対応できる、ハード面及びソフト面を含めた防災設備のシステム化を図るとともに、消防用設備等に用いる機械器具等について設置及び保守の容易性、信頼性等の向上並びに簡素化、標準化を図り、より有効な防災機器の研究開発とその実用化を、今後とも進める必要がある。

(4) 危険物規制の徹底

産業経済の発展と国民生活の変化に伴い、危険物は社会の必需品となり、危険物施設は増加し大規模化する傾向にあるが、これらの危険物を安全な状態で貯蔵し取り扱うため、危険物施設の保安の徹底を図っていかねばならない。

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法令による全国統一的規制が実施されて以来、新潟地震等による幾多の危険物施設の事故を教訓とし、また、危険物の取扱い実態の変化に対応するため、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵取扱基準等の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を行い、規制の徹底を図って来た。

特に、昭和49年12月に三菱石油(株)水島製油所で発生した重油タンクの大量流出事故、及び昭和50年2月大協石油(株)四日市製油所で発生した灯油タンクの火災事故にかんがみ、消防法等の一部改正が行われ、屋外タンク貯蔵所を中心とする危険物施設における検査、点検の徹底、位置・構造及び設備に関する技術基準の強化、中立的検査機関である危険物保安技術協会の設

立、その他保安上必要な事項に関する整備等が行われた。

このような制度の改正に従い、住民生活の身近かにあるガソリンスタンド、タンクローリーから、大規模な石油コンビナート地帯のタンクに至るまでの多種多様な危険物施設について、定期点検の確実な励行、防油提等の保安設備の改修整備、危険物保安技術協会の厳格な審査及び検査の実施等を通じ、危険物施設の安全性の向上が図られた。

その後、昭和53年6月、1978年宮城県沖地震による東北石油(株)仙台製油所の屋外貯蔵タンクの破損等により、重油等の流出事故が発生したが、消防庁としてはその原因を早急に解明し、危険物施設の地震対策について必要な措置をとることとしている。

また、危険物を移送するためのパイプラインについても、現在消防法又は石油パイプライン事業法に基づいて、北海道電力(株)伊達パイプラインの建設が進められ、また新東京国際空港への航空燃料輸送パイプラインも、計画が具体化されつつある。これら施設は、タンクローリー、鉄道のタンク車等に代って、安全にかつ円滑に石油類等の危険物を移送するための施設であり、建設に当たっては、法定の技術上の基準に適合させることはもちろんであるが、移送開始後も、あらゆる角度からその安全性を確保させるよう、監視して行かなければならない。

危険物施設の安全確保のためには、このような制度の整備とそのための消防機関の体制整備、特に専門知識を有する職員の充実、及び当該危険物施設に対する日常の指導、査察の強化徹底を図って行かなければならないが、企業においても、法の遵守はもちろんであるが、自主保安体制の確立、保安教育の徹底等、人的面での欠陥に基づく災害の発生を防止する方策をとっていかねばならない。

ところで、危険物規制行政は、技術革新に対応した新しい方向への展開を常に必要とするものであるが、石油備蓄の増強と多様化に伴い打ち出された、海上備蓄方式及び地下備蓄方式等の安全確保のため、新たな技術基準の整備等の対策を進めている。

(5) 石油コンビナート災害対策の強化

ア 石油コンビナート等防災計画の作成

「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナート等特別防災区域が現在33都道府県に76地区指定され、同法に基づく総合的な防災体制の整備が進められている。

各都道府県石油コンビナート等防災本部においては、石油コンビナート等防災計画の作成を完了したところであるが、災害想定が未だ不十分なものが多く、また、大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災強化計画の作成、その他震災対策に関する条項の充実整備を図る必要がある。

イ 自衛防災組織等及び特定防災施設等の整備

石油コンビナート等災害防止法に基づく自衛防災組織等が、すべての特定事業所に設置されたが、当初指定された75地区の石油コンビナート等特別防災区域においては、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車のいわゆる三点セットや油回収船を、昭和54年7月13日までに設置しなければならないこととされているので、各特別防災区域においては、共同防災組織等の制度も活用しつつ、これらの防災資機材等の整備を急ぐ必要がある。

また、流出油等防止堤、消火用屋外給水施設等の特定防災施設等についても、昭和53年6月の1978年宮城県沖地震の際の、東北石油(株)仙台製油所の流出油事故の教訓にもかんがみ、今後これらの管理を徹底し、適正な機能の確保を図って行く必要がある。

ウ 消防力の強化と震災対策の推進

石油コンビナート等特別防災区域が所在する地域においては、石油コンビナート等災害防止法による自衛消防力の強化と相まって、市町村等の公設消防力を早急に強化する必要があり、昭和51年7月に消防力の基準を強化するとともにこれに対する助成を講じ、公設消防力の整備拡充を図っているところであるが、なお消防力の基準と比較して整備が遅れているので、早急に整備を図る必要がある。

また、石油コンビナート災害対策に関しては、震災対策がとりわけ重要で

あり、各方面の対策を推進する必要があるが、特に大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域が指定された場合には、石油コンビナート等防災計画における地震防災強化計画の策定のほか、特定事業所の防災規程においても地震防災規程を定める必要があるので、これらの準備を進めるとともに、1978年宮城県沖地震の教訓にもかんがみ、石油コンビナートにおける施設の強化、及び耐震防災診断の実用化を推進する必要がある。

エ 石油コンビナート防災診断等の研究の推進

石油コンビナート等の総合的な防災診断手法等の研究開発を進めるため、消防庁においては、石油コンビナート防災診断委員会、危険物技術基準委員会等を設けて、防災診断基準の設定等の検討を進めるとともに、消防研究所において、石油コンビナート災害に対処するための消防防災技術の研究開発を進めているところであるが、都道府県石油コンビナート等防災本部、市町村消防本部及び特別防災区域協議会等においても、現地の石油コンビナート等の実態に即した調査研究を行う必要がある。

オ 教育訓練等

石油コンビナート災害の防止は、装置設備等に対する規制措置のみで万全を期し得るものではなく、日頃から事業所の職員一人一人にまで、徹底した防災意識の浸透と教育訓練の実施が必要である。このため石油コンビナート等災害防止法では、都道府県石油コンビナート等防災本部の作成する、石油コンビナート等防災計画及び特定事業所の防災規程の中に、それぞれ防災訓練等に関する事項を定めることを義務付けるとともに、石油コンビナート等特別防災区域協議会においても教育訓練を行うこととしており、各特別防災区域ごとに計画的に教育訓練を実施して行く必要がある。

(6) 震災対策の推進

ア 震災対策の基本的考え方

我が国の都市の構造は、地震に対して著しくぜい弱なものとなっており、このような都市が地震に襲われた場合には、建築物、構造物の損壊、これに伴う停電、断水、ガスの供給ストップ等に加えて、火災の同時多発と延焼拡

大によって、多大の人的、物的被害が想定される。

昭和51年秋には、遠州灘又は駿河湾における地震発生の可能性について大きな論議がまき起こったが、政府は昭和51年10月、地震予知の推進に関する重要な施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的、かつ、計画的な施策を推進するため、内閣に地震予知推進本部を設置した。また、同本部は、東海地域における連続観測データの集中と常時監視に対応し、判定を行う組織として、昭和52年4月地震予知連絡会に東海地域判定会を設置した。

地震予知がなされる場合には、予知に対応する、事前の対策をあらかじめ確立しておく必要があり、そのための立法措置が必要となったが、昭和53年1月14日の「1978年伊豆大島近海の地震」の発生を契機に、特別立法制定の気運が高まり、昭和53年6月7日「大規模地震対策特別措置法」が第84回通常国会で可決成立し、同年6月15日に法律第73号として公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で、政令で定める日から施行されることとなった。

震災を防除するためには、建造物の構造の強化、火災等の二次災害の発生及び拡大の防止のための建物の不燃化、木造家屋密集地域の改善並びに道路の確保及び整備、避難緑地の整備等によるオープンスペースの確保等、都市構造そのものの耐震性の向上を、長期にわたって計画的に着実に行うとともに、地震予知に対応する対策、地震が突発した場合の出火防止、初期消火、延焼防止、避難の安全確保、被災者への正確な情報の伝達等の対策を確立する必要がある。

これらの震災対策は、それぞれの対策が相互に極めて密接な関連を有するものであることから、国、地方公共団体及び民間を通じた、総合的な体制を確立して行く必要がある。

また、地震の場合は、火災が同時多発する可能性があり、加えて交通の途絶、水利の損傷により、消防機関の活動が阻害されることが十分考えられるので、住民の自衛のための行動が必要不可欠である。

このため、防災キャンペーンの積極的展開等により、住民の認識と自覚を

喚起するとともに、自主防災組織作りの推進等各種の具体的な施策の推進が必要である。

イ 消防機関における震災対策の推進

(ア) 地震時における消防機関のになう分野は、初期消火対策、延焼拡大防止対策、地域住民の安全避難対策及び救急救助対策が中心となるものであり、大地震が発生した場合、消防機関の防災活動は多くの悪条件により制約されることを考慮して、大震災火災に対処できる各種の施策を樹立しておく必要がある。また、地震予知が行われた場合の、応急事前対策の確立が必要である。

(イ) 消防庁がこれまでに実施して来た対策は、調査研究、出火源規制の強化、危険物施設の耐震基準の設定等多岐にわたっているが、これに加えて住民の防災意識の高揚及び防災施設等の整備強化を重点的に推進している。

防災意識の高揚については、住民一人ひとりが地震について正しい知識を持ち、必要な準備を整えておくことが被害軽減のために不可欠であることから、テレビ、ラジオの全国ネットワークによる啓発番組、スポット放送及び防災映画フィルムの貸出し等を行う等、防災知識の啓発に積極的努力を払って来たが、今後も引き続き啓発活動を積極的に推進して行く必要がある。

また、防災施設等の整備強化については、昭和47年度に国庫補助制度を設け、同年度から耐震性貯水そう(100㎡)及び可搬式動力ポンプ(小型)の整備に対して補助金を交付し、その後、昭和49年度からは電源車、昭和50年度には耐火避難車、昭和51年度には移動無線電話車を補助対策に加え、防災施設等の充実強化を図って来たが、今後も国庫補助金の拡充を図り、防災施設等の整備に一層努力する必要がある。

(ウ) 大規模地震対策特別措置法の制定を契機として、1978年宮城県沖地震等過去における大地震の経験にもかんがみ、今後予想される大震災に対し、国としての震災対策の積極的前進が強く要請されている。例えば、昭和53年1月に発生した1978年伊豆大島近海の地震は、山崩れ、がけ崩

れによる被害の恐ろしさを、また同年6月に発生した1978年宮城県沖地震は、地震時におけるブロック塀のもろさや、都市におけるライフラインの耐震化の必要性等数々の教訓を残したが、この経験を生かして今後の対策に万全を期さなければならない。

消防庁としても自らの体制の整備を図る一方、公共団体における地震防災体制の整備について積極的な役割を果たす必要がある。特に、地震防災対策強化地域における地震防災強化計画・応急計画の策定の指導のほか、住民の生命及び身体の保護の見地から最小限必要な避難地、避難路、給水施設、身体障害者福祉施設、緊急輸送用道路等の耐震、不燃化を含む施設整備について、積極的に推進する必要がある。更に、地震発生時における初期消火、避難、救急救助等の体制の整備と、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実強化が、当面の緊急課題と言えよう。

また、震災時における道路の途絶、消防水利の使用不能等に対処する手段として、航空機による空中消火についての研究を行って来たところである。

このほか、昭和52年度においては、静岡県清水市を例として、大地震時における被害想定調査研究を行い、地方公共団体において被害想定を策定する場合のマニュアルとして活用させたところである。

被害想定の実証に基づき、今後とも地震による被害や混乱を防止するため、防災機関の対応策、消防施設等の適正配置の基準等について調査研究する必要がある。

(4) 地方公共団体においても、震災対策の充実強化を図るため、地域防災計画の見直しを行い、被害想定を作成、広域的防災体制の整備、自主防災体制の整備、情報の収集伝達体制の整備、避難、救急救護対策、防災意識の高揚、震災訓練の実施、公共施設等の点検、整備等具体的な施策に取り組んでおり、国としてもこれら事業が円滑に推進されるよう、適切な指導、助言を行っていく必要がある。

(7) 風水害対策等の推進

ア 風水害対策の充実

地形的にも気象的にも水害を発生しやすい体質を持っている我が国は、梅雨前線豪雨や台風等により例年大きな被害を受けており、昭和52年中の風水害等による被害総額は、GNP（国民総生産額）の0.2%に当たる4,697億円であった（附属資料10参照）。

これらの災害に対しては、河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等、主として治山・治水事業の推進を図ることによりその対策が講ぜられてきたところであるが、それにもかかわらず、昭和53年5月18日の新潟県妙高高原町での土石流災害をはじめ山崩れ、がけ崩れ等に起因して、多数の死者を生ずる災害が依然として多い。

このような被害を軽減するためには、災害を引き起こすおそれのある地域を総点検し、危険箇所ごとのきめ細かい具体的な防災対策を確立し、その対象区域、対象家屋、災害危険度、予想される災害の種類、避難場所等必要事項を、災害予防対策として、市町村及び都道府県の地域防災計画に明示する必要がある。また、これと併せて、都市計画、ダム建設、宅地造成等の各種地域開発事業の実施に当たっては、風水害対策について十分考慮する必要がある。

なお、これに関連して、昭和53年度から、地域防災計画に掲げられている災害危険箇所において、地方単独事業として施行される、治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、ため池、小規模山地崩壊等の、公的機関による災害予防工事に対し、自然災害防止事業債が充当されることになったが、今後はこの制度を積極的に活用することにより、災害予防に万全を期する必要がある。

更に、住民個人が自らの居住環境を十分に握し、平素から災害に備え避難体制を整えておくとともに、現実に災害発生の危険性があるときの警戒避難体制についても、あらかじめ整備しておく必要がある。

イ 活動火山対策の強化

活動火山については、昭和48年7月に制定された「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」に基づいて、同年中に鹿児島市及び桜島町が、また昭和50年には、阿蘇町、一の宮町及び白水村が、それぞれ避難施設緊急整備地域に指定され、消防庁では避難施設緊急整備計画に沿って退避壕、退避舎、警報装置及びヘリコプター離着陸用広場の各施設（設備）整備事業に対して補助金を交付し、同計画に基づく避難施設等の整備を促進して来た。

昭和52年8月、北海道の有珠山噴火等を契機として、国は昭和53年4月に、上記の法律を「活動火山対策特別措置法」と改正し、活動火山の災害対策が一層強化されることとなった。

今後同法に基づき、火山現象に関する情報伝達体制の整備、警戒避難体制の確立のほか、避難施設、降灰防除施設等の整備を急ぐ必要がある。

（8）特殊災害対策の推進

ア 林野火災対策の強化

林野火災対策の推進は、国民生活の安全の確保のみならず、森林資源及び国土、環境の保全の見地からも重要な課題である。

林野火災の状況をみると、近年における道路網の開発整備等による入山者の増加等につれて、長期的には多発化するすう勢にあり、また、大規模な林野火災も多発している。

このため、当面の対策として、林野火災特別地域対策事業の推進、及び空中消火方法の普及等による消防戦術及び装備の近代化、並びに大規模な林野火災に対応するための広域消防体制の整備を図るとともに、ハイカー等の入山者及び林野周辺の住民に対する防災意識の啓発、森林所有者に対する火災予防措置の指導、強風時、異常乾燥時等における火入制限等に対する消防広報の実施等による、出火防止対策を推進する必要がある。

イ 空港等における防災体制の推進

航空機事故は、一旦発生すれば大惨事を招来するおそれがあるため、航空

機災害対策の強力な推進が望まれるところである。特に、航空機の事故の多くが離着陸時に発生しているところから、空港及びその周辺の防災体制の整備は重要な問題である。

このため消防庁では関係機関の協力を得て、従来から空港の消防力の強化を推進して来たところであるが、航空機災害に対する消火救難のための人員及び資機材の整備は、一部の空港を除きなお十分とは言えない現状にある。したがって、空港の消防力の整備を早期に推進するとともに、空港と市町村の消防機関との間に消防活動及び救難活動が円滑に行われるよう、協定の締結を促進する必要がある。

ウ その他の特殊災害対策の強化

化学工業、工業の進歩にしたがって、可燃性危険物以外にも爆発性物質、毒劇性物質、放射性物質等の危険な物質は質量ともに増加の傾向にあり、地域防災上の困難な問題を提起している。

これらによる特殊災害に対処するため、消防防災知識の啓発等を進めるとともに、消防防災技術の開発と消防防災体制の整備を図る必要がある。

（9）救急救助体制の拡充

ア 救急業務

（ア）救急業務実施体制等

多様な災害や事故が多発する傾向にある今日、市町村の行う救急業務はますますその重要性を増して来ている。

救急業務を実施している市町村は、昭和53年4月1日現在で、全市町村の84.2%に当たる2,744団体で、全国民の96.4%をカバーするに至っている。

昭和52年中の救急出場件数は171万722件で、その搬送人員は162万1,423人となっており、伸び率自体はここ数年鈍化の傾向にある。このことは、全国で1日平均4,687件、約18秒に1回の割合で救急隊が出場したことになる。

昭和53年4月1日現在において、救急隊は2,985隊、その隊員は3万1,682人となり、毎年増加して来ているが、救急業務実施基準に定める資格要件を満たす救急隊員が少ないので、今後更に隊員の教育訓練の充実を図って、知

識、技術水準の向上に一層努める必要がある。

また、昭和52年8月に設置された「救急業務研究会」は、昭和53年3月、消防庁長官に「救急隊員の行う応急処置に関する中間報告」を提出した。

消防庁においては、同報告をもとに、昭和53年7月1日に救急隊員の行う応急処置等の基準について告示した。これによって、事故現場と搬送途中における応急処置についての、救急隊員の業務内容が明確化されたことになり、新たな救急体制確立に向けて一步前進したと言えよう。

また、救急業務の円滑な実施を図るため、従来、救急指令装置に対する助成を行いその整備を進めて来たが、昭和52年度からは、新たに救急医療情報収集装置を加えた医療機関との、情報連絡体制の整備を図ることとした。

なお、高速自動車国道における救急事故対策、集団救急事故対策を更に進めるとともに、軽易な急病患者の救急需要の増大に対処して、応急処置に関する知識の普及等住民に対する啓発を更に進める必要がある。

(イ) 救急医療体制

救急患者を収容する救急告示医療機関は、昭和53年4,806箇所、昭和47年以降、おおむね横ばいとなっている。救急告示医療機関は、その絶対数が不足しているのみでなく、所在が地域的に偏在している等、必ずしも需要に対応したものとはなっていない。また、その診療科目も外科が中心であり、多様化した今日の救急医療需要に応えるには不十分な現況である。

このため、厚生省においては、従来から休日夜間急患センターに対する補助をはじめ、頭部外傷、心筋梗塞等の高度な救急医療を担当する救命救急センターの整備を図っているが、昭和52年度からは、新しく在宅当番医制の普及定着、第2次救急医療体制の整備としての病院群輪番制、共同利用型病院等に対する助成、広域救急情報システムの整備、運営に対する助成が図られているが、このような救急医療体制が早急に整備されることが望まれる。

イ 救助業務

消防隊員の救助活動は、火災の際のみならず、交通事故、労働災害、風水害、水難事故等の際においても、生命、身体の危険を排除するために行われているが、災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴って、高度かつ専門的

な救助活動が必要となって来ている。

昭和53年4月1日現在では、救助隊は1,187隊、その隊員は1万5,160人となっており、うち専任の隊員は4,664人となっている。また、昭和52年中における救助活動件数は、火災時における救助活動5,348件、火災以外の災害時における救助活動5,686件、合計1万1,034件となっている。

これらの救助活動に関しては、その技術錬磨のため、消防救助操作法の基準を定めたところであるが、今後、救助隊員の確保、救助装備の高度化等救助体制の拡充を図る必要がある。

(10) 防災無線通信網の強化

災害時における情報の収集及び伝達体制を確立するため、消防庁では次のような区分により、消防防災無線通信網の体系的整備を図って来た。

- ① 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網
- ② 都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網
- ③ 市町村の区域内における消防防災無線通信網
- ④ 防災関係機関相互を結ぶ防災機関相互無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網は、消防庁と東京都を除く46道府県との間において現在運用中であるが、大規模地震対策特別措置法の施行に伴い、今後、国と地方公共団体との間において、地震予知情報、被害状況等を迅速かつ適確に伝達するため、通信機能の拡充を図る必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網は、昭和48年度から国庫補助金を交付しその整備を進めているが、昭和53年6月1日現在において、20府県が完成、10道県が整備中であり、今後積極的にその整備を進める必要がある。

市町村の区域内における消防防災無線通信網は、各市町村の消防・救急無線を主軸として逐次充実されているが、昭和53年度には「台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域」の市町村を対象として、消防防災無線通信施設の整備事業に対し国庫補助金を交付する制度が設けられた。防災活動、孤立集落に対する救助活動等を効率的に

行うため、今後、この制度を活用して市町村と集落を結ぶ消防防災行政無線の整備を積極的に推進する必要がある。

防災関係機関相互間を結ぶ無線通信網は昭和50年10月から発足したが、特に大震災、石油コンビナート災害等の場合は、防災関係機関が協同して防災活動を行う必要があるため、地方公共団体が中心となってその運用体制をあらかじめ確立しておく必要がある。

このように、国（消防庁）、都道府県、市町村を通じ、消防防災無線通信網の整備拡充が図られつつあるが、単なる施設整備に終ることなく、いかなる災害時においても、これらの通信施設を最大限に活用して迅速かつ適確な情報連絡が行えるよう、いわゆるソフト面の情報の収集伝達体制の整備についても一層努力する必要がある。

(11) 消防職員及び消防団員の教育訓練の充実と処遇の改善

ア 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防の業務は広範にわたり、量的にも質的にも大きな変容を見せている。これらの業務を適確に遂行するためには、消防職団員の日頃の教育訓練が重要かつ不可欠である。

消防職員及び消防団員の教育訓練の場としては、初任者、現在者を対象とする、都道府県及び政令指定都市の消防学校、幹部を対象とする消防大学校がある。更に各消防本部においても独自の訓練を実施し、これらによって技術の習得及び資質の向上を図っている。

しかしながら、もっとも基本となる新規採用消防職員に対する初任教育について見ると、昭和52年度においても新規採用者の8割が受講したにすぎず、また、国の基準に定められた6か月の初任教育を受けた者は、初任教育を受けた者の約4割にすぎない。この要因としては、組合消防等による常備化の急激な進展に伴って新規採用職員数が急増したのに対し、各消防学校ではその需要に応じきれなかったこと等が考えられる。

このようなことから、基礎的教育訓練である初任教育の充実（特に期間の長期化）については、今後とも力を注いで行かなければならないが、これと

並行して、従来ともすれば初任教育に追われて手薄になりがちだった現在の消防職団員に対する専科教育（特に各種専門分野の資格の取得を目的とした課程の充実、科学的知識を備えた専門官の養成）、幹部教育（管理能力の養成）等についても、その質的及び量的な充実強化を図って行く必要がある。

また、このような状況を打開し、教育訓練を充実するためには、消防学校の施設及び教材等の充実を図るとともに、専門的な知識及び高度な技能を有する教官を確保する必要があるが、更に進んで、組合消防を中心とした常備化が一段落した後の消防職員の採用状況、将来における消防職員の職務の専門化の見通し等を考慮して、専科教育及び消防幹部として一般的に必要な教育訓練を行う幹部教育の充実等を中心に、教育訓練の存り方について検討を加える時期に来ているといえよう。

消防職団員等に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行う消防大学校については、逐年教育内容の拡充強化を図って来たところであり、昭和52年度において、旧消防講習所以来の卒業生累計は1万人を超えるに至った。しかし、近年の同大学校に対する教育需要は、質、量ともに一層高まる傾向にあり、これに対処するため、①危険物保安科、救急科、教員科の新増設に対応する教官の確保及びその資質の向上、②教室、寮等総合的な施設の整備及び教材の整備充実、③カリキュラム編成、教育訓練用教材及び技法等の調査研究の推進等の措置が必要となっている。

イ 消防職員及び消防団員の処遇改善

消防職団員は、市民生活の安全を守るため、その職務の危険性をも顧みず日夜献身的な活動を行っており、昭和51年中に、火災、風水害等のために出勤し殉職した消防職団員は34人、負傷者は4,492人に達している。

このように、厳しい勤務条件の下で職務を遂行している消防職団員の処遇は、職務の特殊性を十分配慮したものでなければならず、このためには勤務条件及び処遇の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を図らなければならない。

特に、消防職員の処遇については、交替制勤務という勤務の特殊性、及び

職務の危険性等を考慮して、給与面における改善を図るとともに、福利厚生面の充実、勤務体制の改善、職場環境の整備、週休2日制への対応等の諸施策について、引き続き検討を進め、その充実に努める必要がある。

消防職団員の処遇改善については、従来から報酬、出勤手当、被服費などの増額、公務災害補償、退職報償の拡充などの施策を講じてきたが、昭和53年度には、消防職員については、出勤手当の支給対象の拡大、及び延支給対象人員の大幅な増員を行うとともに、被服費の引上げ、救急救助訓練用備品及び隔日制勤務職員用厨房備品費の新設等を図り、また、消防団員については、報酬、出勤手当、特別健康診断費及び各種負担金の引上げを行うなど地方交付税上所要の措置を講じた。

また、消防職団員及び一般協力者に対する公務災害補償について見ると、昭和52年度から消防職団員について長期療養者に対する傷病補償年金制度が施行されるとともに、昭和53年度には、消防団員及び一般協力者に係る補償基礎額の引上げ並びに福祉に必要な施設に係る障害特別支給金の額の引上げが行われた。

なお、昭和52年度からは、従来消防職員について適用されていた公務災害補償上の優遇措置が、災害応急対策従事職員（危険性の高いものに限る。）にも適用されることになった。

退職消防団員に対する退職報償金については、その支給要件となる勤務年数が昭和49年度に最低15年以上から最低10年以上に改められ、支給額についても昭和50年度以降毎年度大幅な引上げが図られている。

このように消防職団員の処遇については、逐次その改善が進められて来ているが、今後とも、現行の各制度の有効な運用を図るとともに、各般の処遇の改善に意を用いる必要がある。

(12) 研究開発の推進

消防研究所は、消防の科学技術に関するわが国の中核的研究機関として、社会の要請に即応した研究及び開発の促進を図っているが、最近、1978年宮城県沖地震をはじめ、ビル火災、林野火災等の災害が各地で頻発し、国民生

活に及ぼす損害、影響はますます深刻なものとなって来ている。

そのため、災害の実態を適確には握し、防災上のあらゆる観点から問題点を抽出し、究明を行い、多様な災害事象に関する技術的研究及び開発を、一層推進して行かなければならない。

昭和52年度に行った研究及び開発は、全部で20項目を越すが、このうち同年度で終了したものは、震害分布と表層地盤の関係に関する研究、延焼範囲の赤外偵察法に関する研究等8項目であり、研究成果の今後の活用が期待される。

昭和53年度においては、昭和51年度から開始された「石油コンビナート等の災害防止に関する研究」として、タンクの不等沈下、タンク構造部材の経年変化と寿命、静電気帯電の災害防止技術、漏出ガスの拡散及び引火防止、水溶性液体タンクの消火に関する計5項目について、昭和55年度を目途に研究を継続している。

また、大震火災対策及び地下街・高層建物火災対策に関する特別研究を引き続き実施するとともに、新たに昭和53年度から特別研究として、危険物火災の特殊消火法及び雪寒地消防技術の向上に関する研究に着手している。

このほか、消防庁における大震火災対策の事業として、昭和50年度から進められている飛行艇による空中消火に関する研究においては、実験の実施を消防研究所が担当し、昭和52年9月及び11月の野外実験に引続いて、昭和53年6月には、第3次の野外実験を兵庫県西宮市において行い、大震時における消火法の有効性の検討を行っている。

更に今後の問題として、地震に伴う出火防止、避難、消火技術、大規模な可燃性ガスの流出に伴うファイヤボールの附近住民への影響、火災に伴う熱放射による着火・延焼等の解明が急がれている。

また、消防をとりまく環境の複雑多様化に対応する、防災に関するあらゆる詳細なデータを収集・分析及び処理し、これを実際の消防行政に役立てるため、財団法人「消防科学情報研究センター」が、昭和52年4月16日設立され、54年度から業務が開始される。

なお、消防防災に関する国際交流が近年特に活発となり、昭和51年度から

始められた、日米の政府所属研究所を主体とする日米天然資源会議防火部会（第3回）が、昭和53年3月、アメリカにおいて開催された。

（13） 消防財政の強化

昭和51年度の市町村の消防費決算額は4,957億円（前年度比403億円、8.8%増）であり、普通会計歳出決算額の3.4%（前年度3.6%）を占めている。

また性質別経費の構成割合は、人件費74.8%、普通建設事業費11.7%、物件費8.4%、その他5.1%となっている。

消防費の財源構成は、一般財源4,432億円、特定財源525億円で、一般財源が89.4%を占めている。

現在の市町村の消防力は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」と比較した場合、人的にも物的にも、なお十分とは言えない状況にあり、市町村がその消防の責任を十分に果たすためには、なお一層消防財源を充実することが必要である。

ア 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、時代の要請に即応して逐年増額を図っているところである。

昭和53年度（当初算定）における単位費用は、消防職員数1人の増員、消防職員・団員の処遇改善などにより、標準団体（人口10万人）で4,220円（対前年度当初算定比伸び率9.9%）に引き上げられ、基準財政需要額総額は6,575億円（対前年度当初算定比伸び率10.4%）となった。

市町村においては、このような地方交付税措置を踏まえ、これを反映した消防費の充実を図ることが望まれる。

イ 国庫補助金

市町村の消防施設等に対する国庫補助金については、昭和28年度に制定された消防施設強化促進法に基づくもののほか、予算補助を加えて逐年増額され、昭和53年度予算は総額129億5,400万円と、前年度より27億3,200万円（伸び率26.7%）増額された。その内容としては、市町村防災無線通信施設1,500㎡耐震性貯水そう、起震車、地域防災センター資機材及び退避壕を新

たに補助対象に加えたほか、特に市町村の要望の強い防火水そうの大幅な数量増（3,781基→5,263基）を図り、併せて所要の予算単価の引き上げを行った。

なお都道府県に対する補助金は、総額12億6,000万円が計上され、その内容としては、都道府県と市町村を結ぶ防災無線通信施設の整備、林野火災のための空中消火資機材の整備、及び石油コンビナートの防災資機材の整備である。

ウ 地方債

市町村の消防施設整備事業に対する地方債は、昭和52年度の資金枠265億円に対し、昭和53年度は、政府債、共済組合債、市有物件債、町村有物件債、損保債、生保債、基金債、共済農協連債等を合計して、総額322億円と前年度より大幅な増額が見込まれている。

なお、都道府県に対して、消防学校の建設及び都道府県と市町村とを結ぶ防災無線分として、約61億円の地方債が見込まれている。

エ その他の市町村消防費の財源

消防費の財源としては、以上のもののほか、交通反則金収入をもって充てられる交通安全対策特別交付金、温泉地所在市町村の目的税である入湯税、空港関係所在市町村に譲与される航空機燃料譲与税、発電用施設周辺地域市町村に交付される電源立地促進対策交付金があり、更に昭和53年度からは、石油貯蔵施設周辺地域市町村に交付される石油貯蔵施設立地対策等交付金が創設された。これらの財源の使途としては、交通安全対策特別交付金については救急自動車の整備に、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金及び石油貯蔵施設立地対策交付金については、消防施設の整備に充てることのできるものとされている。

オ 都道府県の助成等

都道府県は、市町村の消防力の増強を図り、また、管内の防災体制の強化を行うため、市町村の消防施設の整備に対する助成を行っているが、今後なお一層の拡充が望まれる。

第2 火災等の災害の実態

1 火 災

産業の発展と生活様式の様式化に伴い、石油コンビナート、大型タンカー等の大規模なものから石油ストーブ、ガス器具等の家庭用品に至るまでの各種危険物施設及び危険物品の増加により火災発生の危険性は増大しつつあり、また、高層建築物、地下街など火災が拡大した場合には多数の人命の危険が予想される特殊な建築物が増加している。

昭和52年中における火災概況は第1表のとおりである。これによれば、負

第1表 昭和52年の火災と前年比較

区 分	単 位	昭和52年 (A)	昭和51年 (B)	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
出 火 件 数	件	63,974	62,304	1,670	2.7
建 物		39,302	38,796	506	1.3
林 野		5,227	5,549	△ 322	△ 5.8
車 両		3,392	3,099	293	9.5
船 舶		215	233	△ 18	△ 7.7
航 空 機		2	5	△ 3	△ 60.0
そ の 他		15,836	14,622	1,214	8.3
焼 損 む ね 数	む ね	51,828	52,956	△ 1,128	△ 2.1
全 焼		14,387	16,441	△ 2,054	△ 12.5
半 焼		5,090	5,113	△ 23	△ 0.4
部 分 焼		32,351	31,402	949	3.0
建 物 焼 損 面 積	m ²	2,124,268	2,267,147	△142,879	△ 6.3
林 野 焼 損 面 積	a	555,642	567,919	△12,277	△ 2.2
死 傷 者	人	1,909	1,648	261	15.8
負 傷 者	人	8,506	9,365	△ 859	△ 9.2
り 災 世 帯 数	世 帯	39,693	40,716	△ 1,023	△ 2.5
全 損		11,614	13,034	△ 1,420	△ 10.9
半 損		4,023	4,002	21	0.5

区 分	単 位	昭和52年 (A)	昭和51年 (B)	増 減 (A)-(B) (C)	増 減 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
小 損	人	24,056	23,680	376	1.6
り 災 人 員	人	129,990	134,604	△ 4,614	△ 3.4
損 害 額	百万円	129,393	160,954	△31,561	△ 19.6
建 物		122,064	152,946	△30,882	△ 20.2
林 野		4,858	2,393	2,465	103.0
車 両		1,054	1,003	51	5.1
船 舶		437	1,186	△ 749	△ 63.2
航 空 機		—	239	△ 239	△ 100.0
そ の 他		980	3,187	△ 2,207	△ 69.3
出 火 率		5.7	5.6	0.1	1.8

第2表 1日当たりの火災の損害

区 分	単 位	昭和52年	昭和51年	
全火災1日当たり	出 火 件 数	件	175	170
	損 害 額	百万円	355	440
	焼 損 む ね 数	む ね	142	145
	建 物 焼 損 面 積	m ²	5,820	6,194
	林 野 焼 損 面 積	a	1,522	1,552
	り 災 世 帯 数	世 帯	109	111
	り 災 人 員	人	356	368
	死 傷 者	人	5.2	4.5
	負 傷 者	人	23.3	25.6
全火災1件当たり	損 害 額	万 円	202	258
建物火災1件当たり	損 害 額	千 円	3,106	3,942
	建 物 焼 損 面 積	m ²	54.0	58.4
	焼 損 む ね 数	む ね	1.3	1.4
	り 災 世 帯 数	世 帯	1.0	1.0
	り 災 人 員	人	3.3	3.5
林野火災1件当たり	損 害 額	千 円	929	431
	林 野 焼 損 面 積	a	106	102

傷者、損害額、建物焼損面積、林野焼損面積、焼損むね数、り災世帯数及びり災人員については前年に比較しそれぞれ減少しており、反対に、出火件数

及び死者については前年より増加している。減少している損害額のなかで、林野火災の損害額は、出火件数の減少にもかかわらず大幅に増加している。これは、3月15日に栃木県那須郡黒羽町で発生した火災の損害額が約35億円で、この火災1件で前年の林野火災損害額約24億円を上回っていることによる。

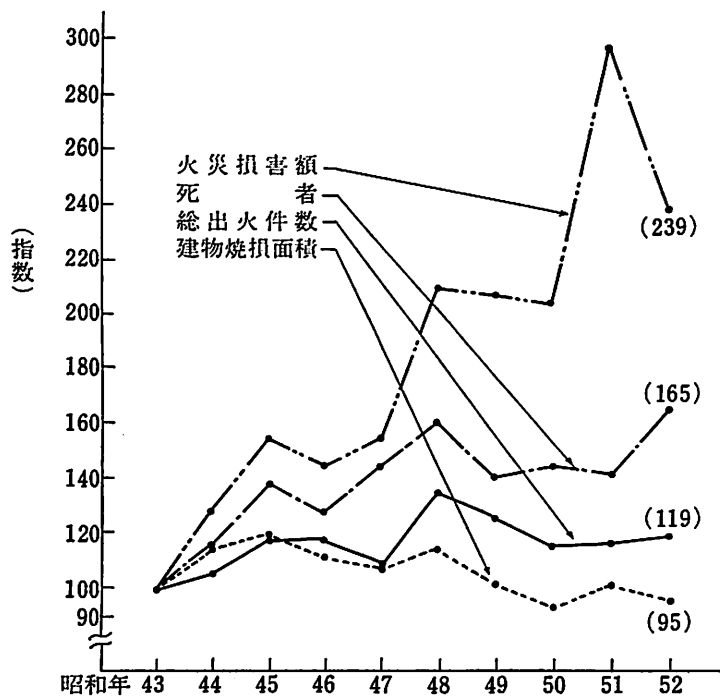
火災の概況を1日当たりでみると、第2表のとおり損害額は3億5,500万円と大幅に減少しているが、反対に、出火件数175件、死者5.2人と増加しているのが目立つ。

次に、昭和43年以降の火災の傾向を昭和43年を100としてみると、第3図のとおり減少の傾向を示していた死者数が昭和48年をも上回る増加をみせた。

なお、昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火の影響である。

第3図 火災の傾向

(昭和43年=100)



(1) 出火件数

ア 出火件数は戦後第4位

昭和52年の出火件数は6万3,974件で前年に比較し1,670件(2.7%)増加し戦後第4位の記録となり、人口1万人当たりの出火件数(以下「出火率」という。)では5.7で戦後第5位となっている。

イ 建物火災は全火災の61%

火災は種別に建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災、航空機火災及び

第4表 火災種別出火件数の構成割合

区分	昭和52年	昭和51年
建物火災	61.4%	62.3%
林野火災	8.2	8.9
車両火災	5.3	5.0
船舶火災	0.3	0.4
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	24.8	23.4
計	100.0	100.0

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和43年=100)

年別	建物		林野		車両		船舶		航空機		その他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
43	34,453	100	6,628	100	3,784	100	261	100			8,528	
44	37,653	109	5,348	81	4,176	110	300	115	7		9,313	
45	39,845	116	7,033	106	4,182	111	317	121	6		12,522	
46	39,549	115	7,101	107	4,057	107	306	117	5		13,001	
47	38,868	113	4,541	69	3,774	100	313	120	8		10,787	
48	42,551	124	8,311	125	3,986	105	301	115	7		17,916	
49	39,143	114	8,351	126	3,420	90	303	116	4		16,491	
50	38,455	112	5,517	83	3,078	81	248	95	4		14,910	
51	38,796	113	5,549	84	3,099	82	233	89	5		14,622	
52	39,302	114	5,227	79	3,392	90	215	82	2		15,836	

(注) 昭和44年に火災報告等取扱要領を改正し、航空機火災をその他の火災から分離した。

その他の火災の6種類に分類しており、その構成比についてみると、第4表に示すとおり建物火災が全火災の61.4%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手、河川敷の枯草、看板、広告塔等の火災)、林野火災、車両火災と続いている。前年に比較し、車両火災、その他の火災の構成比は増加しており、反対に、建物火災、林野火災、船舶火災の構成比は減少している。

次に、第5表により昭和43年以降の火災種別の出火件数の推移をみると、林野火災、船舶火災は減少の傾向を示しており、建物火災及びその他の火災は横ばい状態になっている。

ウ 火災は冬季(1月, 2月, 12月)に最も多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり前年と同様に冬季が最も多く年間の33.5%を占め、次いで春季の30.6%、秋季の18.5%、夏季の17.4%となっている。火災は低温、低湿でしかも火気使用の多い冬季から春先にかけて多く、高温、高湿の夏季に少ないことは毎年共通している。また、損害額については3月15日の栃木県黒羽町の林野火災が含まれている春季が最も多い割合を占めた。

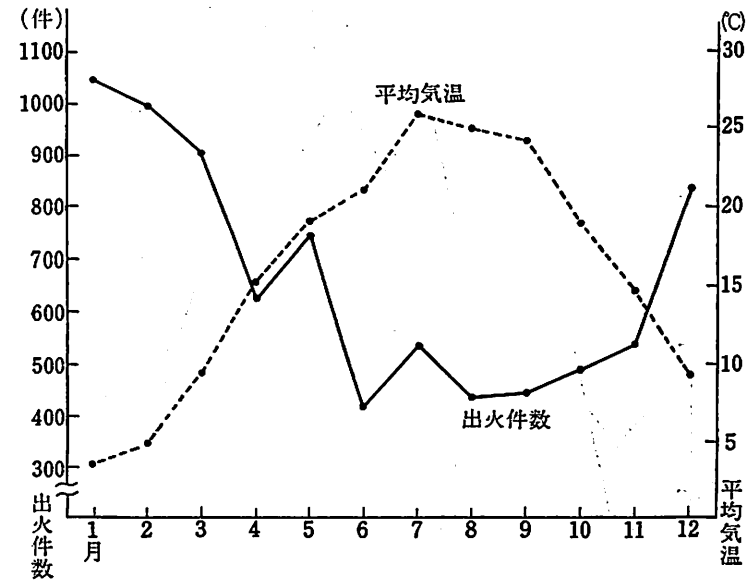
火災は気象条件に大きく左右される。火災と気象との関連を昭和52年の東京都についてみると、第7図のとおりであり、やはり低温、低湿で火気の使用の多い1月から3月及び12月には出火件数、焼損むね数が多くなっている。

第6表 四季別出火状況

年 別 季 別	昭和52年				昭和51年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	19,603	30.6	41,828	32.3	19,027	30.5	34,440	21.4
夏季(6月~8月)	11,106	17.4	22,617	17.5	10,305	16.6	19,415	12.1
秋季(9月~11月)	11,840	18.5	24,595	19.0	11,113	17.8	62,210	38.6
冬季(1月, 2月, 12月)	21,425	33.5	40,354	31.2	21,859	35.1	44,889	27.9
計	63,974	100.0	129,393	100.0	62,304	100.0	160,954	100.0

(注) 損害額は百万円未満を四捨五入してあるため各季別の合計と計とは一致しないことがある。

第7図 火災と気象
その1 気温と出火件数



(注) 東京都の火災状況を東京管区気象台の気象状況に対比させたものである。

エ 出火率は5.7

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は全国平均で5.7となっている。昭和43年と昭和52年の出火率等の比較は第8表のとおりであり、昭和52年は昭和43年に比較し出火件数で19%、出火率で8%上回っている。

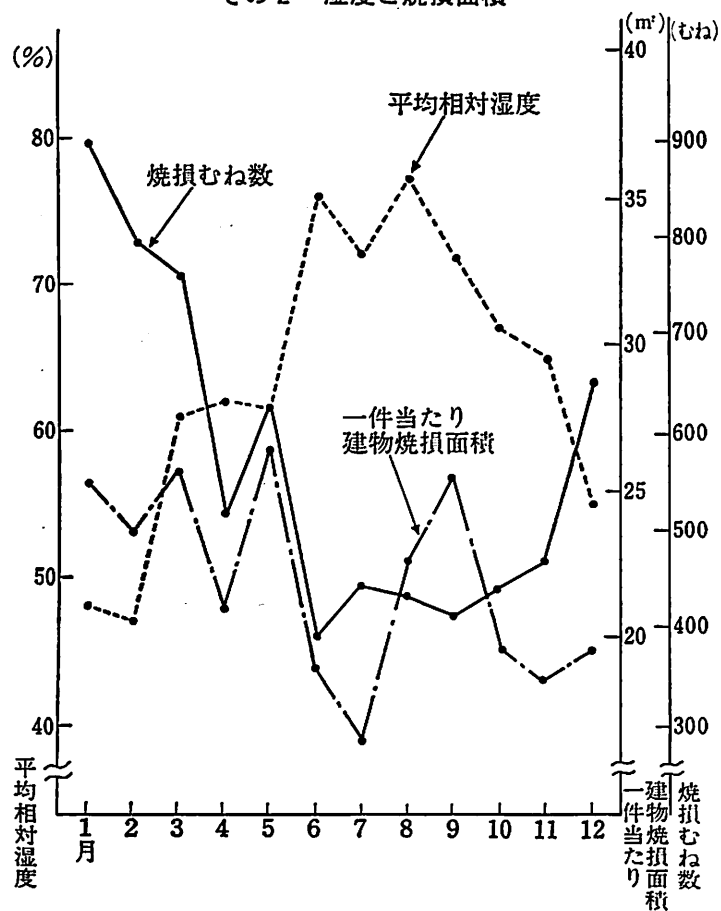
第8表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の増加率

(昭和43年=100)

区 分	昭和52年	昭和43年	増加率
出 火 率	5.7	5.3	108
出 火 件 数	63,974	53,654	119
うち建物火災	39,302	34,453	114
人 口	113,225,921	101,988,020	111
世 帯 数	34,380,314	27,115,293	127

(注) 人口の増加率及び世帯の増加率は、各年も3月31日現在の住民基本台帳登録人口及び登録世帯数に基づき算定したものである。

その2 湿度と焼損面積



(注) 東京都の火災状況を東京管区気象台の気象状況に対比させたものである。

出火件数がこのように増大してきたのは、各種の要因が重なった結果であるが、特に生活水準の向上に伴って電気・ガス器具等火災危険度の高い耐久消費財が広く普及し、使用が増大していることが一因であると考えられる。

ちなみに、主な耐久消費財の普及率（耐久消費財を所有している世帯数の全世帯に対する割合）とこれらの耐久消費財が原因となっている出火件数の推移をみると、第9表のとおりである。昭和43年から昭和52年までの間に電気冷蔵庫の出火件数の伸び率は、普及率の伸び率を上回っているものの、石油ストーブ、ガス湯沸器については普及率の伸びの割には、出火件数の伸び

率は低くなっており、逆に電気こたつによる出火件数は減少している。これは、これらの器具の改良、そして取扱いに関する知識が浸透してきたことによるものであろう。

第9表 耐久消費財の普及率と出火原因別出火件数との推移

年 別		区 分			
		石油ストーブ	電気こたつ	ガス湯沸器	電気冷蔵庫
普及率 (%)	昭和43年	52.9	74.7	21.4	77.6
	昭和52年	89.8	92.3	71.2	98.4
	普及率の伸び率	69.8	23.6	232.7	26.8
出火件数	昭和43年	1,690	597	289	* 72
	昭和52年	2,008	384	508	165
	出火件数伸び率	18.8	△ 35.7	75.8	129.2

(注) 1. *は昭和44年出火件数
2. 普及率は経済企画庁の資料による。

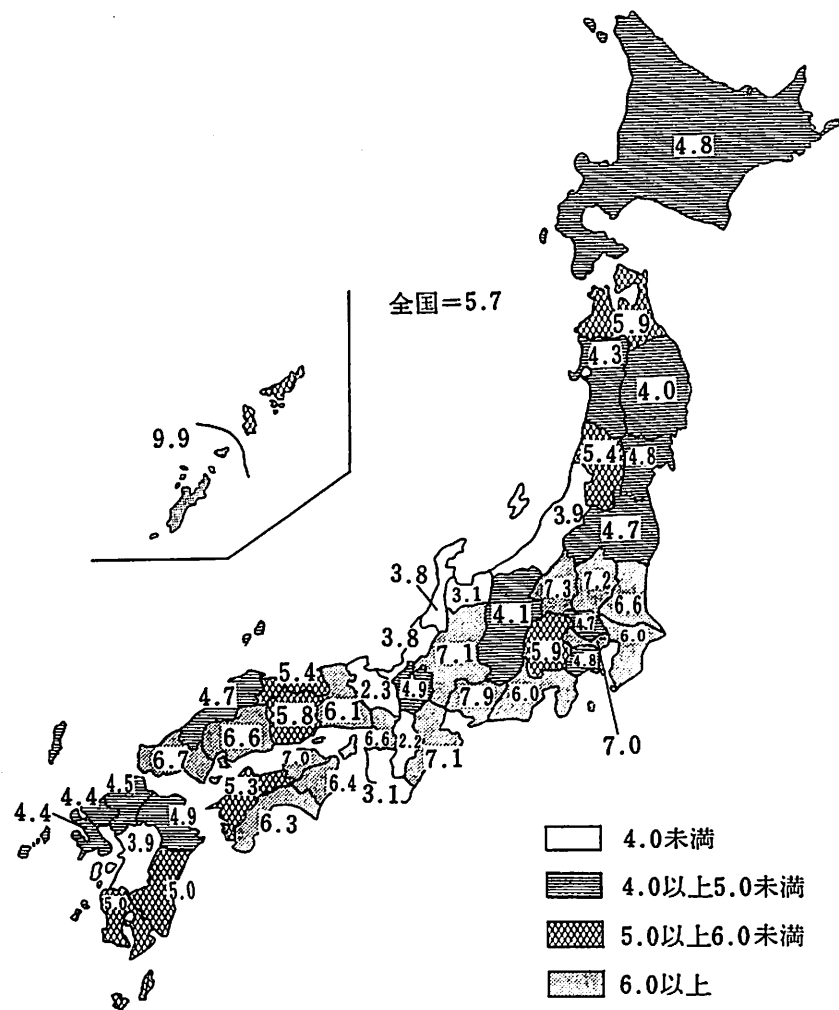
オ 出火率の高いのは沖縄県、低いのは奈良県

都道府県別の出火件数は、東京都の7,992件を最高に、次いで、大阪府、愛知県、神奈川県、兵庫県と前年同様の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、前年に引き続き奈良県で238件を最少に、福井県、鳥取県、富山県、和歌山県の順となっている（附属資料1参照）。都道府県別の出火率は、第10図のとおり、全国平均5.7に対して、最高は前年同様に沖縄県で9.9、次いで愛知県7.9、群馬県7.3となり、反対に低い方は、前年に引き続き奈良県で2.2、次いで京都府2.3、富山県及び和歌山県の3.1となっている。

カ 町村の出火件数の占める割合は23%

出火件数を第11表により、大都市（東京都特別区、札幌市、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市及び福岡市をいう。以下同じ。）、その他の都市、町村別にみると、大都市は総出火件数の20.6%（1万3,178件）、その他の都市では56.1%（3万5,904件）、町村では23.3%（1万4,892件）となっており、総出火件数に対する町村の出火件数の占める割合は年々多くなっている。出火率についてみると、町村の出火率は昭和48年

第10図 都道府県別出火率



に急激に伸びており、大都市及びその他の都市との差も年々小さくなってきている。なお、大都市のうちでも京都市の出火率は1.6とかなり低い。

キ 火災通報は119番，初期消火は消火器に移行

火災は，最初の1分間といわれ，初期消火がいかに大切であるかは論をまたない。昭和52年において，初期消火に水バケツ，水そう及び乾燥砂（以下「簡易消火用具」という。）が使用されたのは総出火件数の26.2%であり，

第11表 市町村別出火件数及び出火率の推移

市町村別	年別									
	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
大都市計	13,028	13,708	15,064	14,356	14,126	16,180	13,766	12,814	12,778	13,178
	6.7	7.0	7.7	7.3	7.2	7.2	6.1	5.6	5.6	5.8
その他の都市計	31,772	33,667	38,734	39,067	34,151	42,575	38,848	35,637	35,119	35,904
	6.1	6.4	7.2	6.7	5.8	7.3	6.5	5.9	5.7	5.7
町村計	8,854	9,422	10,107	10,596	10,014	14,317	15,098	13,761	14,407	14,892
	2.9	3.1	3.4	3.8	3.6	5.3	5.5	5.0	5.2	5.4
全国計	53,654	56,797	63,905	64,019	58,291	73,072	67,712	62,212	62,304	63,974
	5.3	5.5	6.2	6.0	5.5	6.8	6.2	5.6	5.6	5.7

(注) 1. 上段は出火件数，下段は出火率を示す。
2. 昭和47年以降の大都市計分には，札幌市，川崎市，福岡市を含む。

消火器が使用されたのは25.4%である。初期消火器具の使用状況の推移をみると，第12表に示すとおりである。簡易消火用具の使用割合については，昭和42年40.5%，昭和47年30.6%，昭和52年26.2%と目にみえて減少してきており，一方，消火器の使用割合については，消火器の普及とあいまって簡易消火用具の割合とかわらなくなっている。これは，簡易消火用具による消火から消火器による消火へと移行していることを示している。

次に，消防機関が火災をどのような方法によって覚知しているかについてみると，第13表のとおり，火災報知専用電話「119番」による通報が大都市，その他の都市，町村と圧倒的に多い。特に，町村については昭和50年（64.7%），昭和51年（68.5%），昭和52年（71.2%）と年々増加している。次いで，町村では加入電話が多いのに比べ，大都市及びその他の都市では事後聞知が多いのが注目される。

第12表 初期消火器具使用状況の推移

年別	区分		簡易消火用具		消火器		固定消火設備		その他	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合		
42	22,078	40.5	12,530	23.0	865	1.6	19,033	34.9		
47	17,834	30.6	17,071	29.3	2,025	3.5	21,361	36.6		
52	16,749	26.2	16,258	25.4	1,685	2.6	29,282	45.8		

第13表 昭和52年覚知方法別出火件数

市町村別 覚知方法別	大都市計		その他の都市計		町村計		全国計	
	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比	出火件数	構成比
火災報知機	5	0.0%	71	0.2%	29	0.2%	105	0.2%
火災報知専用電話 「119番」	9,819	74.6%	28,822	80.2%	10,610	71.2%	49,251	77.0%
加入電話	178	1.4%	1,361	3.8%	2,310	15.5%	3,849	6.0%
警察電話	688	5.2%	847	2.4%	131	0.9%	1,666	2.6%
望楼発見	4	0.0%	79	0.2%	11	0.1%	94	0.1%
駆け付け通報	133	1.0%	416	1.2%	394	2.6%	943	1.5%
事後聞知	2,204	16.7%	3,621	10.1%	788	5.3%	6,613	10.3%
その他	147	1.1%	687	1.9%	619	4.2%	1,453	2.3%
計	13,178	100.0%	35,904	100.0%	14,892	100.0%	63,974	100.0%

(2) 損害額

昭和52年中における火災による損害額は、1,293億9,300万円で前年に比較し315億6,100万円(19.6%)減少した。

この損害額は、国民1人当たりでは1,143円(前年1,435円)、1日当たりでは3億5,500万円(前年4億4,000万円)、火災1件当たりでは202万円(前年258万円)となる。

火災による損害額の推移をみると第14表のとおり、増加傾向を示している。火災1件当たりの損害額についてもほぼ同様の傾向を示している。

第14表 損害額の推移

(昭和43年=100)

区分	年別									
	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
損害額(百万円)	54,252	70,172	83,387	78,570	84,106	113,796	112,306	110,148	160,954	129,393
指数	100	129	154	145	155	210	207	203	297	239
1件当たり損害額(千円)	1,011	1,235	1,305	1,227	1,443	1,557	1,659	1,771	2,583	2,023
指数	100	122	129	121	143	154	164	175	255	200

次に、火災による損害額を火災種別ごとにみると、第15表のとおりであり、建物火災による損害額が94.3%(前年95.0%)と大部分を占めている。

第15表 昭和52年火災種別損害額

区 分	損害額	割合	1件当たり損害額
	(百万円)	(%)	(千円)
建物火災	122,064	94.3	3,106
林野火災	4,858	3.8	929
車両火災	1,054	0.8	311
船舶火災	437	0.3	2,032
航空機火災	—	0.0	—
その他の火災	980	0.8	62
計	129,393	100.0	2,023

(3) 死亡者

昭和52年中の火災による死者は1,909人で、前年の1,648人に比べて261人の大幅な増加となり、今までの最高であった昭和48年の1,870人を39人上回り、戦後最高の記録となった。しかし、放火自殺者(心中を含む)による死者559人を除くと1,350人となり、前年の放火自殺者を除いた死者数1,202人よりは148人の増加となったが、それでも戦後4番目の記録である。

昭和43年以降の火災による死傷者の推移は、第16表のとおりである。

なお、昭和52年中の火災による死傷者のうち、消防職員及び消防団員の殉職者は11人(前年6人)、負傷者は2,069人(前年2,118人)である。

次に、死者を伴った出火件数をみると、昭和52年は1,629件で、前年に比較し219件増加し、死者を伴った出火件数でも戦後最高となり、昭和41年の

第16表 火災による死傷者の推移

(昭和43年=100)

区分	年別									
	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
死者	1,160	1,334	1,595	1,483	1,672	1,870	1,646	1,674	1,648	1,909
指数	100	115	138	128	144	161	142	144	142	165
負傷者	8,807	9,302	9,725	9,208	9,692	9,789	9,070	8,232	9,365	8,506
指数	100	106	110	105	110	111	103	93	106	97

第17表 総出火件数と死者を伴った出火件数の比率

年 別	(A) 出火件数	(B) 死者を伴った出火件数	比 率	
			(B)/(A) %	指 数
43	53,654	928	1.73	100
44	56,797	1,066	1.88	109
45	63,905	1,289	2.02	117
46	64,019	1,256	1.96	113
47	58,291	1,320	2.26	131
48	73,072	1,474	2.02	117
49	67,712	1,414	2.09	121
50	62,212	1,488	2.39	138
51	62,304	1,410	2.26	131
52	63,974	1,629	2.55	147

810件に比べると約2倍となった。

総出火件数に対する死者を伴った火災の発生率も第17表のとおり前年より大幅な増加となっている。

ア 建物火災による死者が大部分

火災種別ごとの死傷者数は、第18表に示すとおり建物火災によるものが最も多く、死者が1,423人で全死者数の74.5%、負傷者は7,608人で89.4%と大部分を占めている。建物火災による死傷者の占める割合は例年70%台から80%台を占めるに至っている。

建物火災による死者1,423人について、その火災の焼損規模と死者数との

第18表 昭和52年火災種別死傷者数

火災種別	死 者		負 傷 者	
	(人)	(%)	(人)	(%)
建物火災	1,423	74.5	7,608	89.4
林野火災	32	1.7	225	2.6
車両火災	128	6.7	229	2.7
船舶火災	6	0.3	21	0.3
航空機火災	2	0.1	7	0.1
その他火災	318	16.7	416	4.9
計	1,909	100	8,506	100

関係を見ると、全焼火災の場合が851人(59.8%)、部分焼388人(27.3%)、半焼181人(12.7%)、その他3人(0.2%)となっている。

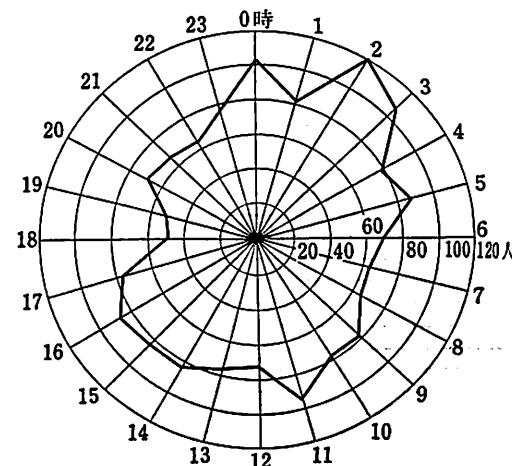
イ 焼死者は冬季と真夜中に多い

月別の死者発生状況は、例年、冬季から春先にかけて多く、夏季は少なくなっている。昭和52年中の月別死者発生状況をみても第19表に示すとおり、1月から3月及び12月の4か月間に全死者数の52%に当たる999人の死者が

第19表 昭和52年月別死傷者発生状況

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死 者	263	315	241	171	131	115	83	92	82	120	116	180	1,909
割 合(%)	13.8	16.5	12.6	9.0	6.9	6.0	4.3	4.8	4.3	6.3	6.1	9.4	100
負 傷 者	1,015	953	955	771	709	533	615	555	481	563	563	793	8,506
割 合(%)	11.9	11.2	11.2	9.1	8.3	6.3	7.3	6.5	5.7	6.6	6.6	9.3	100

第20図 昭和52年時間帯別死者発生状況



発生している。特に、2月には315人と1か月間の死者発生状況では初めて300人台に達し、戦後最高の発生状況となった。

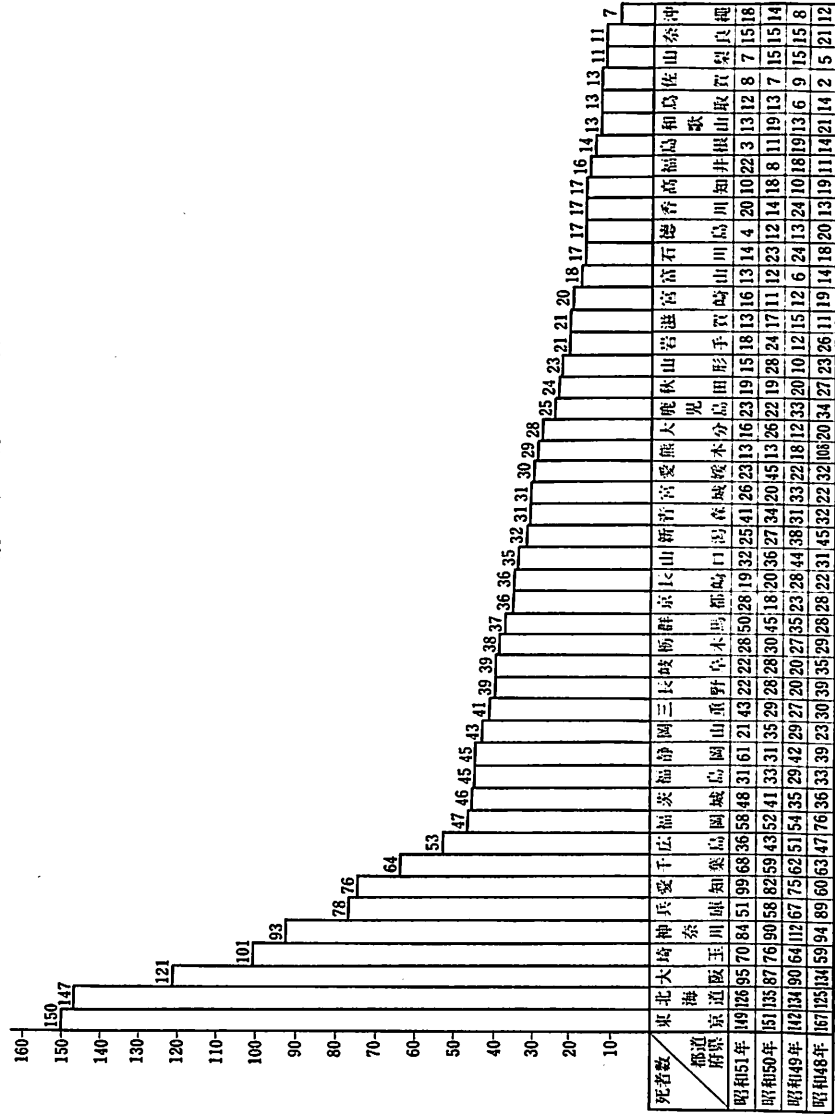
時間帯別に死者の発生状況を見ると第20図に示すとおり、2時台が120人と最も多く、次いで3時台106人、0時台102人となっている。

一方、死者発生のもっと少ない時間帯は、18時台の49人、次いで19時台の52人となっている。

ウ 焼死者の率が高いのは北海道、低いのは沖縄県

都道府県別の死者発生状況を見ると、第21図に示すとおり東京都が150人

第21図 昭和52年都道府県別死者発生状況



で最も多く全体の7.9%を占め、次いで北海道147人、大阪府121人、埼玉県101人、神奈川県93人と続いている。

一方、死者の少ない県は、沖縄県が7人と最も少なく、次いで山梨県、奈良県の11人、和歌山県、鳥取県、佐賀県の13人となっている。

これを、人口10万人当たりで比較すると、第22表に示すとおり全国平均は1.67人で人口10万人当たりの死者数の高い県は、北海道の2.70人、以下三重県2.48人、岡山県2.34人、大分県2.32人、長崎県2.27人と続いている。

一方、低い県は沖縄県が0.65人と最も低く、以下奈良県の0.98人、福岡県1.06人、和歌山県1.20人、愛知県1.26人と続いている。

第22表 昭和52年の人口に対する死者数の割合

都道府県	率の高い都道府県			率の低い都道府県			
	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
北海道	5,442	147	2.70	沖縄	1,072	7	0.65
三重	1,650	41	2.48	奈良	1,128	11	0.98
岡山	1,841	43	2.34	福岡	4,422	47	1.06
大分	1,207	28	2.32	和歌山	1,083	13	1.20
長崎	1,584	36	2.27	愛知	6,054	76	1.26

※ 全国平均=1.67

(注) 人口は昭和52年10月1日現在総理府調べ

エ 焼死者は木造の専用住宅で多い

建物用途別の死者発生状況は、第23表に示すとおり専用住宅での死者が最も多く910人で、建物火災による死者数の63.9%を占めており、前年と比較しても165人の増加となっている。

居住専用建物及び店舗・作業所・飲食店等が併設されている居住建物での死者が相変らず多い。

建物の階層別の死者発生状況については、建物の用途・規模等によって異なるが、1階での死者が最も多く989人で建物火災による死者数の69.5%を占めている。以下2階が373人で26.2%、3階が22人で1.5%と続いている。

また、専用住宅では死者910人の81.5%に当たる742人が、共同住宅では死

第24表 昭和52年建物構造別及び死因別死者発生状況

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・窒 息	火 傷	打 撲 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
木 造	381	474	3	20	17	895	169	1,064
防 火 造	60	92	2	3	7	164	37	201
簡 易 耐 火 造	23	21				44	18	62
耐 火 造	37	41				78	15	93
そ の 他	1	1				2	1	3
計	502	629	5	23	24	1,183	240	1,423

者147人の48.3%に当たる71人が1階で死亡している。

2階以上の死者については、併用共同住宅では88.2%、次いで複合用途建物では75.0%、共同住宅では51.7%と続き、これらの用途では2階以上の階における死者発生の危険性が高いことを示している。

建物構造別の死者発生状況は、第24表に示すとおり木造建物での死者が1,064人で最も多く74.8%を占めている。次いで防火構造が201人で14.1%、耐火構造が93人で6.5%、簡易耐火構造が62人で4.4%、その他の構造が3人

第25表 死因別死者発生状況の推移

区分 年別	一酸化炭 素中毒・窒 息	火 傷	打 撲 骨折等	不 明	その他	大阪ガ ス爆発	船舶衝 突火災	小 計	自 殺	総 計
45	785 (54.1)	541 (37.3)	8 (0.6)	10 (0.7)	32 (2.2)	74 (5.1)		1,450 (100)	145 [9.1]	1,595
46	654 (51.7)	521 (41.3)	16 (1.3)	8 (0.6)	64 (5.1)			1,263 (100)	220 [14.8]	1,483
47	625 (42.5)	790 (53.7)	16 (1.1)	4 (0.3)	36 (2.4)			1,471 (100)	201 [12.0]	1,672
48	684 (43.1)	866 (54.6)	14 (0.9)	7 (0.4)	15 (1.0)			1,586 (100)	284 [15.2]	1,870
49	465 (35.1)	787 (59.5)	4 (0.3)	14 (1.1)	20 (1.5)		33 (2.5)	1,323 (100)	323 [19.6]	1,646
50	517 (39.8)	713 (54.8)	9 (0.7)	24 (1.9)	37 (2.8)			1,300 (100)	374 [22.3]	1,674
51	476 (39.6)	672 (55.9)	7 (0.6)	19 (1.6)	28 (2.3)			1,202 (100)	446 [27.1]	1,648
52	526 (39.0)	764 (56.6)	6 (0.4)	26 (1.9)	28 (2.1)			1,350 (100)	559 [29.3]	1,909

で0.2%となっている。

また、建物火災における死者発生状況を死因別にみると、火傷による死者が629人で最も多く44.2%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息によるものが502人で35.3%と続いている。

オ 57%は火傷による死者

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は、第25表に示すとおり、火傷による死者が764人で56.6%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が526人で39.0%と続いている。

また、放火自殺による死者は559人で全死者数の29.3%を占めている。

カ 老人は逃げ遅れ、青年層では自殺が多い

死に至った経過をみると第26表のとおりであり、就寝中の火災による死者が700人で全体の36.7%を占めている。この内訳をみると、逃げ遅れによるものが大部分で604人おり86.3%、着衣に着火し消火しきれずに死亡したものの、放火自殺による火災の巻添えとなったものが、それぞれ13人で1.9%と続いている。

就寝中の逃げ遅れによるものを詳細にみると、病気や身体不自由のため避難できずに死に至ったものが172人で28.5%、熟睡していて火災に気付かなかったもの165人で27.3%、泥酔のため火災に気付かなかったり、逃げられなかったもの98人で16.2%、火災に気付いても持出品を準備している間や、火災を知らせているうちに火煙が充満して逃げる機会を逸して死亡したものの84人で13.9%、乳幼児のため自力で避難できなかったもの85人で14.1%となっている。

起床中の火災による死者は510人で全体の26.7%となっており、このうち逃げ遅れによるものが216人で42.4%、着衣に着火して消すことができず死亡したものの110人、たき火の火が着衣に着火して、これを消しきれずに死亡したものの30人、火遊び中、火が周囲の可燃物に着火して火災となり死亡したものの49人など着衣等に着火して消しきれずに死亡したものは合計189人で57.1%、ガス爆発や放火自殺による火災の巻添え等となって死亡したものの43人で8.4%、家族を救出するためや貴重品を持ち出すために、一旦は屋外に避難

第26表 昭和52年の死に至った経過と年齢別の状況

年 齢 区 分 等	就 寝										中 起 床										作 業 中			等									
	逃 泥	逃 げ	遅 延	再 進 入	着 衣	ガ ス	自 損	他	不	逃 げ	遅 延	再 進 入	着 衣	ガ ス	自 損	他	不	作 止	消 火	損 行	自 損	車 船 航	空										
計	165	98	172	85	84	6	8	13	10	13	12	34	79	34	103	5	8	110	30	49	18	2	57	55	57	4	2						
(%)	1,909	700	(36.7)	510	(26.7)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)						
0~5歳	207	74	99	22	16	2	4	1	32	11	5	80	1	41	1	2	27	8	7	4													
6~10	74	18	22	16	2	4	1	32	11	5	80	1	41	1	2	27	8	7	4														
11~20	99	1	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
21~30	253	17	20	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
31~40	233	17	20	2	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
41~50	200	15	22	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
51~60	173	18	20	12	5	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
61~70	217	21	11	32	11	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
71~80	280	18	5	80	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
81歳以上	164	9	1	41	12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
不明	9	1	2																														
計	1,909	700	(36.7)	510	(26.7)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)	699	(36.6)	569	(34.5)				
昭和51年	1,648	124	118	168	59	84	1	4	16	7	1	7	14	49	63	102	3	17	103	18	29	26	3	32	31	19	3	56	44	37	6	2	
		603	(36.6)	476	(28.9)																												

したが再び燃えている家屋に進入して、火煙にまかれて死亡したものの13人で2.5%となっている。

起床中の逃げ遅れによるものを詳細にみると、火災に気付いた時はすでに火煙が充満して逃げられなかったり、火災に気付いても持出品を準備している間や、火災を知らせているうちに火煙が充満して逃げる機会を逸して死亡したもの103人で47.7%、病気や身体が不自由で避難できなかったもの79人で36.6%、乳幼児のため自力で避難できなかったもの34人で15.7%となっている。

次に、年齢別に死に至った経過をみると、死者の最も多い高齢者（61歳以上）では661人（前年564人）のうち、病気あるいは身体不自由のため避難できず死に至ったものが216人と最も多く32.7%を占めている。この216人の中には、いわゆる寝たきり老人が156人（前年134人）含まれている。次いで、着衣に着火し消火しきれずに死亡したものが98人で14.8%、火災に気付いたときはすでに火煙が充満して逃げ遅れたもの97人で14.7%となっている。

なお、病気や身体不自由のために死に至ったもの251人のうち、61歳以上の老人は86.1%を占めている。

また、乳幼児（5歳以下）の死者207人（前年189人）は全体の10.8%を占めている。そのうち逃げ遅れによるもの119人、火遊びによるもの41人、放火心中によるもの23人、放火自殺による火災の巻添えとなったもの7人となっている。この中には出火時保護者が留守で助け出すことができず死に至ったものが96人含まれている。

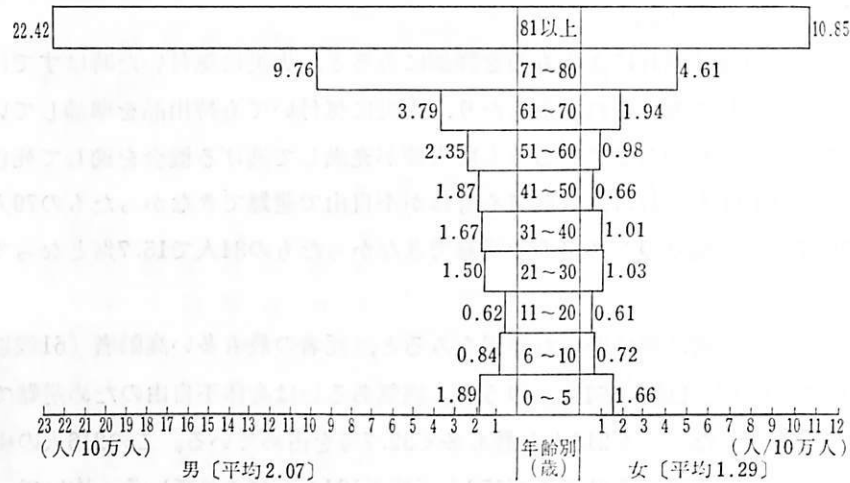
更に、青年層（21歳～30歳）では、253人のうち140人、55.3%（前年120人、50%）、31歳～40歳では、233人のうち128人、54.9%が自殺による死者であり、これらの年齢層ではその半数以上が放火自殺者によって占められている。

キ 依然多い老人の死者

火災による死者を年齢別にみると、61歳以上の高齢者が661人（前年564人）で34.6%（前年34.2%）を占めている。

これを年齢別人口10万人当たりの死者数についてみると、第27図に示すと

第27図 昭和52年年齢別、性別人口10万人当たりの死者数



おり81歳以上を最高に71歳~80歳、61歳~70歳の順で上位を占めており、特に81歳以上の男性は22.42人、女性は10.85人と、寝たきり老人、ひとり暮らし老人などの問題をふまえ、高齢者が火災により死亡する危険性の高いことを示している。

61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口数と比較してみると、第28表に示すとおり、高齢者の人口は昭和46年の指数を100とすると、昭和52

第28表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人)A	指 数	死者(人)B	指 数	$\frac{B}{A}$ (人/10万人)	指 数
46	10,602	100	564	100	5.32	100
47	11,029	104	579	103	5.25	99
48	11,373	107	667	118	5.86	110
49	11,754	111	611	108	5.20	98
50	12,246	116	638	113	5.21	98
51	12,629	119	564	100	4.47	84
52	13,035	123	661	117	5.07	95

(注) 人口は、総理府統計局資料「推計人口」による。

第29表 60歳以上の高齢者のみの世帯数

年 別	総 世 帯 数		60歳以上の高齢者のみの世帯数		比 率	
	世帯数(千世帯) A	指 数	世帯数(千世帯) B	指 数	B/A(%)	指 数
46	30,861	100	1,366	100	4.4	100
47	31,925	103	1,502	110	4.7	107
48	32,314	105	1,661	122	5.1	116
49	32,731	106	1,682	123	5.1	116
50	32,877	107	1,786	131	5.4	123
51	34,275	110	2,054	150	6.0	136
52	34,414	112	2,117	155	6.2	141

(注) 世帯数は、厚生省統計情報部調査による推計世帯数による。

年は123である。これに対し死者数は、昭和46年の100に対し、昭和52年は117で、また、61歳以上の人口10万人当たりの死者数は5.07人（前年4.47人）となり、61歳以上の死者は人口の増加にともない、増加傾向にある。

更に、60歳以上の高齢者のみの世帯数は第29表に示すとおり、昭和46年を100（指数）とした場合、昭和52年では155と大幅に増えており、総世帯数の増加率より著しく高い率を示している。

ク 1件で3人以上の死者を出した火災は65件

1件で3人以上の死者を出した火災は、昭和52年中に65件（前年53件）発

第30表 昭和52年中における1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

区 分		計	3 人	4 人	5 人	7 人	12 人
計		65(240)	38(114)	18(72)	7(35)	1(7)	1(12)
建物火災	全 焼	45(173)	24(72)	13(52)	6(30)	1(7)	1(12)
	半 焼	9(29)	7(21)	2(8)	—	—	—
	部 分 焼	4(14)	3(9)	—	1(5)	—	—
林 野 火 災		1(4)	—	1(4)	—	—	—
車 両 火 災		4(14)	2(6)	2(8)	—	—	—
船 舶 火 災		—	—	—	—	—	—
航 空 機 火 災		—	—	—	—	—	—
そ の 他 火 災		2(6)	2(6)	—	—	—	—

(注) () 内は、死者数を示す。

生し、これによる死者は240人（前年192人）で全体の12.6%（前年11.7%）を占めている。

この件数を都道府県別にみると、北海道9件、大阪府7件、埼玉県5件、福島県、東京都、京都府及び岡山県がそれぞれ3件となっている。また、死者では大阪府34人、北海道31人、埼玉県17人、福島県、東京都及び岡山県がそれぞれ10人と続いている。

火災種別についてみると第30表に示すとおり、建物火災によるものがほと

第31表 昭和52年中における1件で3人以上の死者を出した火災の時間別発生状況

区 分	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時
出火件数	8	4	6	6	4	4	2	3	3	—	2	1	1
死者数	28	25	21	20	19	14	6	10	9	—	6	4	4

区 分	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	計
出火件数	—	2	1	2	—	1	—	2	3	2	7	1	65
死者数	—	6	4	7	—	3	—	7	12	10	22	3	240

第32表 昭和52年中における1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別発生状況

区 分	火災件数	死 者												
		計	専用住宅	共同住宅	旅館	寄宿舎	病院	作業所	飲食店	店舗	作業所	倉庫	事務所	
計	58	216	136	16	4	12	14	3	6	11	5	3	6	
									併用住宅					
									31					
1階	49	113	88	7	—	2	3	3	—	4	3	—	3	
2階	7	85	40	5	1	10	10	—	6	7	—	3	3	
3階	—	7	4	—	1	—	—	—	—	—	2	—	—	
その他	1	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	
屋外	—	7	4	1	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
不明	1	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(注) 火災件数欄は出火階を示し、死者は発生した階ごとに集計した。

んどを占めており、件数58件、死者数216人となっている。前年と比較すると、件数で14件、死者数で56人とそれぞれ増加している。

時間別の発生状況をみると第31表に示すとおり、件数及び死者数ともに23時台から4時台でその過半数が発生しており、就寝時間帯で多く発生している。

建物用途別の死者発生状況は第32表に示すとおり、専用住宅での死者が136人で最も多く63.0%を占めている。次いで、併用住宅31人で14.4%、共同住宅16人で7.5%と続いている。

ケ 放火自殺者も戦後最高

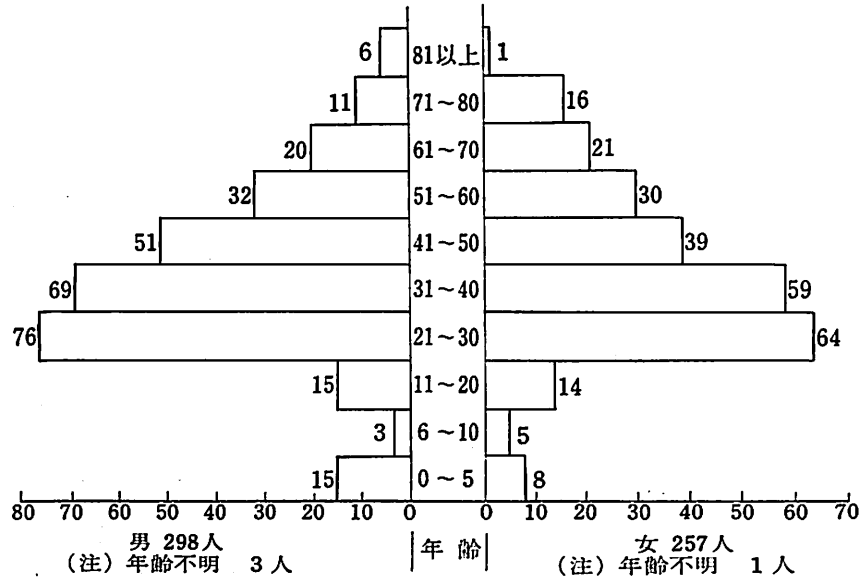
昭和52年中における放火自殺者は、559人へのぼり戦後最高の記録となった。昭和52年は火災による死者も1,909人と最高の記録となったが、放火自殺者を除いた数では1,350人と、戦後4番目の記録となっている(第33表参照)。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると第34図に示すとおり、21歳～30歳が最も多く、140人で25.0%、次いで、31歳～40歳の128人で22.9%、41歳～50歳の90人で16.1%と続いている。性別では、男性が301人、女性が258人となっている。

第33表 死者数と放火自殺者数の推移

年 別	区 別	死者数	自 殺 者 数			自殺者を除いた数
			自殺者	指数	全死者数に対する割合	
昭和43年		1,166	94	100	8.1	1,072
44		1,334	126	134	9.4	1,208
45		1,595	145	154	9.1	1,450
46		1,483	220	234	14.8	1,263
47		1,672	201	214	12.0	1,471
48		1,870	284	302	15.2	1,586
49		1,646	323	344	19.6	1,323
50		1,674	374	398	22.3	1,300
51		1,648	446	474	27.1	1,202
52		1,909	559	595	29.3	1,350

第34図 昭和52年年齢別、性別放火自殺者発生状況



(4) 出火原因

昭和52年における出火原因別の出火件数は、第35表のとおりである。総出火件数6万3,974件のうち、失火が4万8,459件(75.7%)で火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

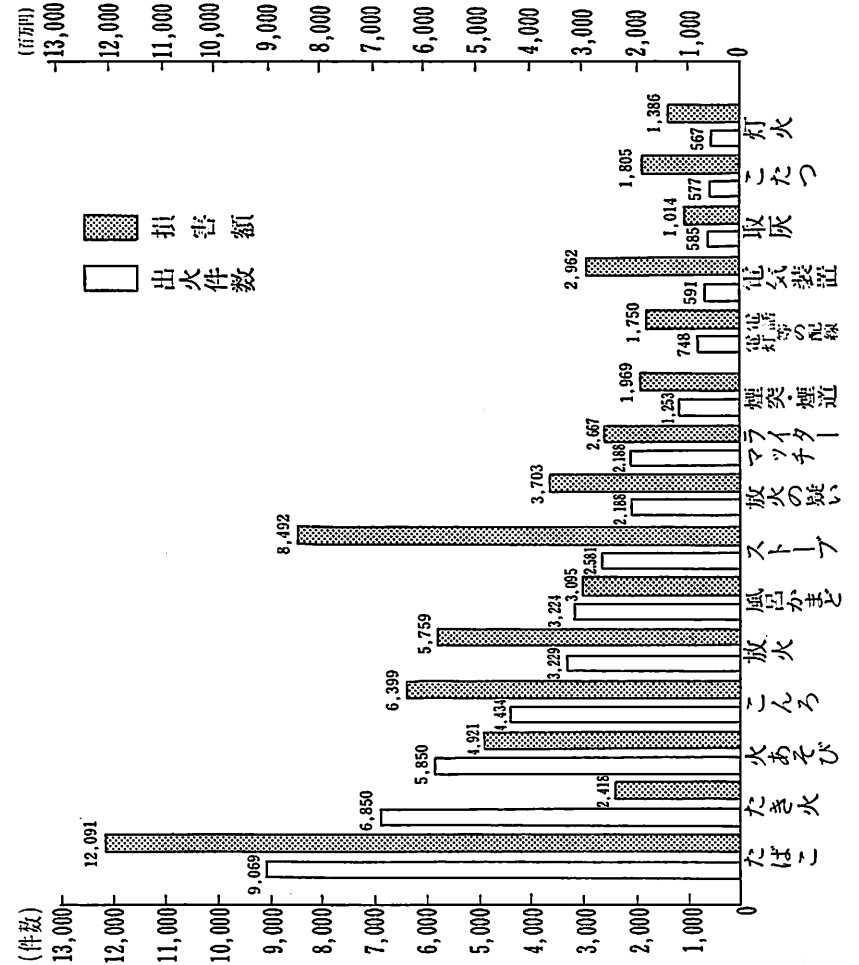
第35表 昭和52年出火原因別出火件数

区 分	出火件数(件)	割 合(%)
失 火	48,459	75.7
放 火・放 火 の 疑 い	5,417	8.5
自 然 発 火・再 燃	1,122	1.8
天 災	197	0.3
不 明	8,779	13.7
計	63,974	100.0

ア 「たばこ」による火災が本年も首位

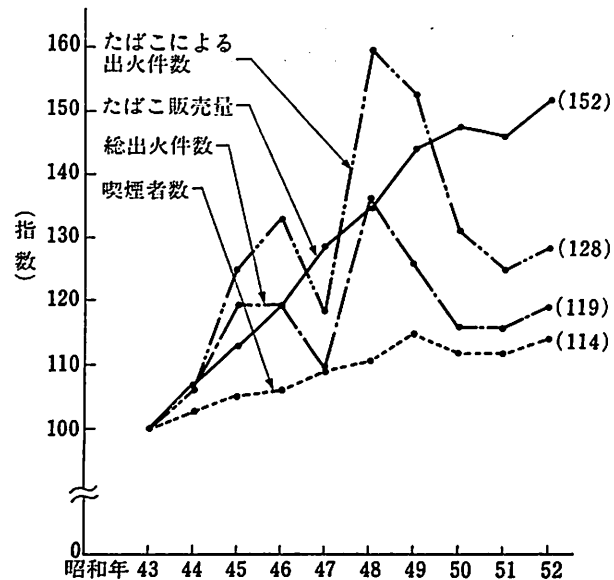
出火原因別の出火件数及び損害額は、第36図に示すとおりである。たばこ

第36図 出火原因別出火件数及び損害額



によるものが9,069件と全火災件数の14.2% (前年14.1%)を占め昭和35年以来首位となっている。次いで、たき火の6,850件で10.7% (前年10.6%), 火あそびの5,850件で9.1% (前年10.0%), こんろの4,434件で6.9% (前年6.9%), 放火の3,229件で5.0% (前年4.1%)の順となっており、「たばこ」「たき火」「火あそび」「こんろ」は例年出火原因の上位を占めている。

第37図 たばこによる出火件数とたばこ販売量の推移
(昭和43年=100)



(注) たばこ販売量及び喫煙者数については、専売公社の資料による。

たばこによる出火件数とたばこの販売量の推移をみると、第37図のとおりである。出火件数は、昭和49年以降減少していたが、昭和52年はたばこの販売量とともに前年より増加した。

たばこによる火災の損害状況をみると、建物18万9,200㎡、林野9万7,835aを焼失し、120億9,100万円の損害を出している。

たばこによる火災は、我が国では最も多いがアメリカ、イギリス、カナダなどの諸国においても出火原因の上位を占めている。昭和52年度においては、全国で3,469万人（国民3人に1人の割合）の愛煙家が毎日1人当たり男性約24本、女性約16本で総計3,011億本のたばこを消費している。

たばこの火は住宅、事務所、工場等の建物の中や山林、自動車の中等、喫煙者によりいたるところにあり、しかも喫煙中のたばこの温度は700℃にも達するため、喫煙者の不注意によって多くの火災を引き起こす結果となって

第38表 たばこ及びマッチ・ライターによる損害状況

区 分	単 位	た ば こ	マ ッ チ ・ ラ イ タ ー
出 火 件 数	件	9,069	2,188
うち 建 物 火 災		4,260	1,133
林 野 火 災		1,272	380
車 両 火 災		418	115
船 舶 火 災		26	5
そ の 他 の 火 災		3,093	555
主な経過別出火件数	件		
たばこ	マッチ・ライター		
{ 投げ捨て	{ 投げ捨て	5,406	641
{ 火源落下	{ 引 火	1,249	294
{ 消し忘れ	{ 火源が動いて接触	863	219
焼 損 面 積 { 建 物	㎡	189,200	43,272
{ 林 野	a	97,835	16,528
損 害 額	百万円	12,091	2,667
昭和52年度たばこ販売量	億 本	3,011	
昭和52年度たばこ喫煙者数	万 人	3,469	
全国たばこ喫煙者率	%		
男 性		75.1	
女 性		15.1	

(注) 昭和52年度たばこ販売量以下の数字は専売公社の資料による。

いる。

たばこによる火災の種別は第38表のとおりであり、建物火災が最も多く4,260件(47.0%)、林野火災は1,272件(14.0%)となっている。次に、火災を経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く5,406件(59.6%)となっている。屋内での床上への投げ捨て、列車、バス等の乗り物の窓からの投げ捨て、山林の中での投げ捨て等喫煙者のマナーの悪さがしばしば見受けられるが、火災の危険性を思えば社会的罪悪というべきであろう。次いで、灰皿等に放置しておいたたばこが落下したものの1,249件(13.8%)、消し忘れによるもの863件(9.5%)の順となっている。

たばこに関連して、マッチ・ライターによる火災の損害状況についてみると第38表のとおりであり、昭和52年においては前年より86件(4.1%)増加し2,188件の火災が発生し、建物4万3,272㎡、林野1万6,528aを焼失し、前年より259万円(10.8%)増加の26億6,700万円の損害額を出している。主な経過別出火件数をみると、たばこと同様に投げ捨てが641件(29.3%)で最も多く、次いで、ガス、油等への引火294件(13.4%)、火源が動いて何らかの着火物に接触した火災219件(10.0%)の順となっている。

イ たき火による火災は増加、火あそびによる火災はやや減少

たき火による火災の損害状況をみると第39表のとおりであり、前年より234件(3.5%)増加して6,850件(全火災の10.7%)の火災が発生し、損害額についても3億7,700万円(18.5%)増加して24億1,800万円となっている。

たき火による火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く4,731件、次いで、火の粉の飛火によるもの1,903件となっている。たき火による火災の22%は林野において発生しており、ハイカーや林業労働者、工事現場作業員等のたき火により火災になった例が多い。

次に、火あそびによる火災の損害状況をみると第39表のとおり、前年より397件(6.4%)減少して5,850件(全火災の9.1%)の火災が発生したが損害額については、逆に、4億1,700万円(9.3%)増加して49億2,100万円となっ

第39表 たき火及び火あそびによる損害状況

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	6,850	5,850
発火源別内訳		たき火の延焼拡大 4,731	マ ッ チ 4,328
		火の粉の飛火 1,903	ラ イ タ ー 398
		虫 焼 火 216	花 火 226
建物焼損面積	㎡	72,428	113,664
林野焼損面積	a	77,133	16,144
損 害 額	百万円	2,418	4,921

た。

火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、マッチによるものが最も多く4,328件、次いで、ライター398件、花火226件の順となっている。

ウ ストープの火災は減少

ストーブによる火災の損害状況をみると第40表のとおりである。前年に比べ176件(6.4%)減少して2,581件の火災が発生し、損害額についても9億9,700万円(10.6%)減少して84億9,200万円となっている。

ストーブによる火災のうちでは、石油ストーブによるものが最も多く、1,918件で74.3%を占めている。これは暖房器具として石油ストーブが一般家庭や事業所などに著しく普及し、広く使用されていることに起因している。

また、石油ストーブ以外のストーブによる出火件数は、電気ストーブ、ま

第40表 ストープによる損害状況

区 分	単 位	昭 和 52 年
出 火 件 数	件	2,581
うち 石油ストーブ		1,918
電気 "		285
まき "		172
ガス "		171
石炭 "		35
主な経過別出火件数	件	
うち 引火・ふく射		625
可燃物の接触・落下		607
使用方法の誤り		251
転 倒		154
消 し 忘 れ		144
建物焼損面積	㎡	147,556
損 害 額	百万円	8,492
石油ストーブ普及率	%	89.8
灯 油 販 売 量	万kl	2,402

きストーブ、ガスストーブ(都市ガス、LPガス)、石炭ストーブの順となっている。なお、電気ストーブによるものを除き前年の出火件数よりそれぞれ減少している。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、引火・ふく射によるものが625件と最も多い。これには石油ストーブの近くで灯油等を取り扱ったため引火したもの、ガスストーブにおけるゴム管の差し込みのゆるみ、老朽化、及び亀裂等によってガスが漏れ、これに引火して火災となったもの、又はストーブをカーテンやふすま、棚等の燃えやすい物の近くで使用したためふく射熱によって火災となったもの等が例年通り多い。次に、可燃物の接触・落下等によるものが607件となっており、これにはストーブの上に干しておいた洗濯物が落下して火災となった例がある。

エ 放火(疑いを含む)による火災が急増

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況をみると、第41表のとおり放火によるものの出火件数は3,229件で前年に比べ705件(27.9%)の増加、放火の疑いは2,188件で前年に比べ247件(12.7%)の増加となっている。損害額についても前年に比較し放火が26億3,300万円(84.2%)増加の57億5,900万円、放火の疑いが9億2,900万円(33.5%)増加の37億300万円となっている。

放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、マッチによるものが2,325件と最も多く、次いでライター、たばこの順となっている。

ところで、全国の都道府県警察における放火犯の認知件数は2,155件で、検挙件数は1,811件となっており、検挙人員数(14歳以上の者)及び触法少年補導人員数(13歳以下の者)は1,239人となっている。このうち24歳以下の青少年が584人と47.1%で半数近くを占めている。

また、学校火災には放火によるものが多く、昭和52年は出火件数472件のうち放火が79件、放火の疑いが63件となっており、出火原因の首位を占めている。

第41表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	3,229	2,188	5,417
うち マッチによるもの		1,439	886	2,325
ライター		430	292	722
たばこ		48	42	90
損 害 額	百万円	5,759	3,703	9,462
放 火 罪 認 知 件 数	件		2,155	
放 火 犯 検 挙 件 数 (人 員)	件(人)		1,811(921)	
触 法 少 年 補 導 人 員 (13 歳 以 下)	人		318	
検 挙 人 員 の 年 齢 別 内 訳				
14歳～19歳			135	
20歳～24歳			131	
25歳～29歳			147	
30歳～39歳			246	
40歳～49歳			162	
50歳以上			100	

- (注) 1. 放火罪認知件数以下の数字は、警察庁の資料による。
 2. 認知件数とは、警察において認知した犯罪と思料される事件数をいう。
 3. 検挙人員とは、警察において検挙した事件(解決事件に係る者を除く)の被疑者の数をいう。
 4. 触法少年補導人員とは、警察において触法少年として補導した少年の数をいう。

オ 火災の16%は枯草に着火したもの

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第42表のとおりである。枯草に着火したものが1万254件で総出火件数の16.0%(前年17.2%)を占め、例年首位となっている。次いで、紙屑・わら屑の4,085件6.4%(前年6.5%)、寝具の3,675件5.7%(前年5.8%)の順となっており、前年と同様の順位である。

なお、目立った傾向としてガソリンに着火したものが、昭和43年は2,443件で総出火件数の4.6%を占めていたが漸次減少し、昭和52年は1,528件(2.4%)となっている。逆に、動植物油については、昭和43年は792件(1.5%)であったものが漸次増加し、昭和49年以降着火物別出火件数の上位を占めている。

第42表 全火災の着火物別出火件数（上位10位）

着 火 物	昭和52年		昭和51年	
	出火件数	総出火件数に占める割合(%)	出火件数	総出火件数に占める割合(%)
枯 草	10,254	16.0	10,733	17.2
紙 屑・わ ら 屑	4,085	6.4	4,065	6.5
寝 具	3,675	5.7	3,612	5.8
動 植 物 油	2,913	4.6	2,651	4.3
袋・紙 製 品	2,671	4.2	2,420	3.9
合成樹脂と成形品	2,287	3.6	2,175	3.5
織 維 製 品	1,750	2.7	1,695	2.7
板 張 ・ ベ ニ ヤ 壁	1,627	2.5	1,689	2.7
ガ ソ リ ン	1,528	2.4	1,496	2.4
鉱 物 油	1,368	2.1	1,381	2.2

(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に108件、13分ごとに1件

昭和52年における建物火災の出火件数は、総出火件数の61.4%に相当する3万9,302件であり、1日に108件、13分ごとに1件の割合で発生したことになる。

建物火災の出火件数は第5表のとおり多少上下はあるものの横ばいとなっ

第43表 昭和52年月別建物火災出火件数

区 分	月 別	1	2	3	4	5	6	7
	件 数		4,343	4,382	4,106	3,538	3,405	2,439
割 合(%)		11.1	11.2	10.4	9.0	8.7	6.2	6.8
区 分	月 別	8	9	10	11	12	計	
	件 数	2,566	2,366	2,917	2,788	3,767	39,302	
割 合(%)		6.5	6.0	7.4	7.1	9.6	100.0	

ており、昭和52年は前年に比較し506件（1.3%）と若干増加している。

次に、月別の建物火災の出火件数をみると第43表のとおり、2月の4,382件を最高に、1月4,343件、3月4,106件、12月3,767件と冬季から春先にかけて多く発生している。建物火災の損害額は1,220億6,400万円で火災損害額の94.3%に達し、212万4,268㎡の建物が灰になった。

(イ) 居住建物による火災が過半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると第44表のとおりである。居住建物の出火件数が1万9,871件で最も多く、全体の過半数（50.6%）を占めていて前年に比較し2.1%増加している。次いで、工場・作業場5,209件、倉庫3,330件、飲食店1,264件の順となっている。なお、出火件数を前年に比較してみると増加率の高いのは官公署の26.3%、旅館・ホテルの21.6%、

第44表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
	出 火 件 数	増 減 率	損 害 額		
	昭和52年 (件)	昭和51年 (件)	(%)		
居 住	19,871	19,459	2.1	785,246	39,854
劇 場・興 行 場	123	151	△18.5	8,786	741
百 貨 店・マ ー ケ ッ ト	61	104	△41.3	2,659	190
旅 館・ホ テ ル	383	315	21.6	46,186	1,829
病 院・診 療 所	208	185	12.4	6,464	343
社 会 福 祉 施 設	44	54	△18.5	1,537	63
学 校	472	444	6.3	64,952	1,842
神 社・寺 院	213	249	△14.5	13,705	1,371
浴 場	78	79	△1.3	2,806	247
事 務 所	797	784	1.7	31,615	2,046
飲 食 店	1,264	1,203	5.1	57,860	4,304
工 場・作 業 場	5,209	5,310	△1.9	481,716	32,654
倉 庫	3,330	3,296	1.0	246,631	11,527
車 庫	270	253	6.7	8,257	255
養 畜 舎	600	625	△4.0	75,773	1,276
官 公 署	120	95	26.3	2,923	77
そ の 他	6,259	6,190	1.1	287,152	23,444
計	39,302	38,796	1.3	2,124,268	122,064

(注) 損害額は、百万円未満を四捨五入してあるため、各用途別の合計と計とが一致していない。

病院・診療所の12.4%などであり、逆に、減少率の高いのは百貨店・マーケットの41.3%、劇場・興行場及び社会福祉施設の18.5%等である。

(ウ) 木造建物の火災が62%

建物火災を火元建物の構造別にみると第45表のとおりである。木造建物からの出火件数は2万4,203件で建物火災件数の61.6%を占め、次いで、防火造建物5,998件(15.3%)、耐火造建物4,028件(10.2%)、簡易耐火造建物3,728件(9.5%)の順となっている。

これら建物火災について火元建物以外の別むねに延焼した火災件数の割合(延焼率)を構造別にみると、木造建物では19.6%と出火件数5件のうち1件は別むねに延焼している。以下、防火造建物の10.5%、簡易耐火造建物の7.3%、耐火造建物の1.6%となっている。

第45表 火元建物の構造別損害状況

構造別	年別 昭和 47年 出火 件数	昭和 48年 出火 件数	昭和 49年 出火 件数	昭和 50年 出火 件数	昭和 51年 出火 件数	昭和52年				
						出火 件数	延焼率 %	焼損 むね数	1件当 たり焼 損面積 ㎡	1件当 たり損 害額 千円
木造	25,933	27,709	25,343	24,698	24,315	24,203	19.6	34,386	65.0	2,931
防火造	5,526	6,086	5,753	5,635	5,852	5,998	10.5	7,207	32.6	2,956
簡易耐火造	2,850	3,601	3,216	3,183	3,537	3,728	7.3	4,135	58.1	5,207
耐火造	3,321	3,811	3,716	3,707	3,808	4,028	1.6	4,081	14.3	1,619
その他・不明	1,238	1,344	1,115	1,232	1,284	1,345	50.8	2,019	60.0	5,549
計	38,868	42,551	39,143	38,455	38,796	39,302	16.3	51,828	54.0	3,106

第46表 建て方・構造別住宅むね数

(単位：千むね)

構造別 建て方別	全 国				市 部			
	総 数	木 造	防火木造	非木造	総 数	木 造	防火木造	非木造
総 数	28,731	19,112	5,665	3,954	22,257	13,559	5,129	3,569
1 戸 建	18,620	14,918	3,035	667	12,820	9,715	2,588	517
長 屋 建	3,533	2,436	566	531	3,093	2,170	512	411
共 同 住 宅	6,451	1,704	2,034	2,713	6,232	1,630	2,001	2,601
そ の 他	127	54	30	43	112	44	28	40

(注) 本表は、昭和48年総理府統計局「住宅統計調査報告」によるものである。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たり焼損面積をみると、木造建物が65.0㎡と最も大きく、以下、簡易耐火造建物の58.1㎡、防火造建物の32.6㎡、耐火造建物の14.3㎡となっている。

第46表は、住宅の建て方及び構造別のむね数(昭和48年「住宅統計調査報告」による。)を示すものであるが、全国で木造建物は1,911万2,000むねと全体の66.5%を占めており、圧倒的に木造の割合が高い。防火対策上住宅などの不燃化の促進が重要視されるゆえんである。

(エ) 中小都市の火災が56%

大都市、その他の都市、町村別の建物火災件数をみると、大都市8,383件(21.3%)、その他の都市2万2,108件(56.3%)、町村8,811件(22.4%)となり、その他の都市すなわち中小都市における火災が過半数を占めている。

次に、昭和43年以降の推移をみると第47表のとおりであり、昭和43年を100とした場合の昭和52年の指数は、大都市103、その他の都市110、町村143となっておりここでも町村の増加が目につく。なお、大都市と町村とを比較してみると、昭和51年、52年と町村の出火件数が大都市の出火件数を上回っている。また、出火率についてみると大都市3.7、その他の都市3.5、町村3.2となっており、相変わらず人口の集中度の高い地域ほど出火率も高い。

(オ) 建物火災の過半数は小火災

第47表 市町村別建物出火件数の推移

区 分	昭和 43年	昭和 44年	昭和 45年	昭和 46年	昭和 47年	昭和 48年	昭和 49年	昭和 50年	昭和 51年	昭和 52年
大 都 市 計	8,161	8,615	9,133	8,680	9,291	9,716	8,754	8,388	8,401	8,383
同 上 指 数	100	106	112	106	114	119	107	103	103	103
そ の 他 の 都 市 計	20,118	22,176	23,737	23,881	22,511	24,502	22,309	21,907	21,905	22,108
同 上 指 数	100	110	118	119	112	122	111	109	109	110
町 村 計	6,174	6,862	6,975	6,988	7,066	8,333	8,080	8,160	8,490	8,811
同 上 指 数	100	111	113	113	114	135	131	132	138	143
全 国 計	34,453	37,653	39,845	39,549	38,868	42,551	39,143	38,455	38,796	39,302
同 上 指 数	100	109	116	115	113	124	114	112	113	114

(注) 昭和47年以降の大都市計には、札幌市、川崎市、福岡市を含む。

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると第48表のとおりである。損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万9,913件で全体の50.7%を占め、焼損面積では1件の火災につき50㎡未満の出火件数が2万9,405件で74.8%を占めており、建物火災の過半数は小火災であるといえる。

第48表 昭和52年建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

損害額	出火件数	焼損面積	出火件数
0円	2,599	0㎡	18,375
10万円未満	17,314	50㎡未満	11,030
50万円 "	5,210	100㎡ "	3,759
100万円 "	2,278	200㎡ "	3,563
500万円 "	6,587	300㎡ "	1,211
1,000万円 "	2,598	500㎡ "	766
2,000万円 "	1,562	1,000㎡ "	444
3,000万円 "	440	2,000㎡ "	116
5,000万円 "	371	3,000㎡ "	24
5,000万円以上	343	3,000㎡以上	14
計	39,302	計	39,302

(カ) 建物火災の原因はこんろによるものが多い

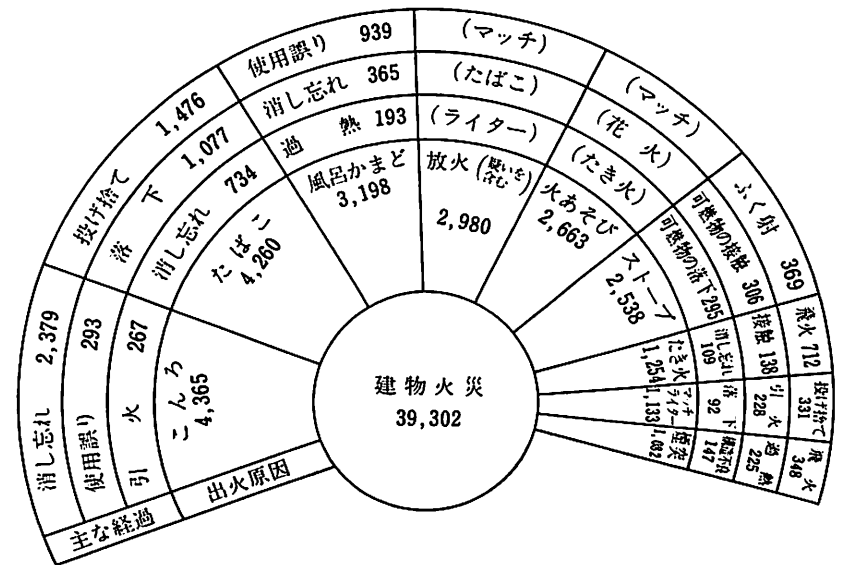
建物火災の出火原因は第49図のとおりであり、こんろによるものが4,365件（全体の11.1%）と最も多く、次いで、たばこの4,260件（10.8%）、風呂かまど3,198件（8.1%）、放火（疑いを含む）2,980件（7.6%）の順となっている。

こんろによる出火件数4,365件のうち2,379件（54.5%）は、消し忘れによるものであり、使用方法の誤りが293件、ガスや石油等に引火したものの267件となっている。こんろに次いで出火件数の多いたばこについては、すいがらの投げ捨てによるもの1,476件（34.6%）、可燃物の上にたばこが落ちたもの1,077件、消し忘れたもの734件となっている。

(キ) 建物焼損面積は前年より6%減少

建物焼損面積は、前年より14万2,879㎡（6.3%）減少して212万4,268㎡と

第49図 昭和52年建物火災の主な出火原因と経過

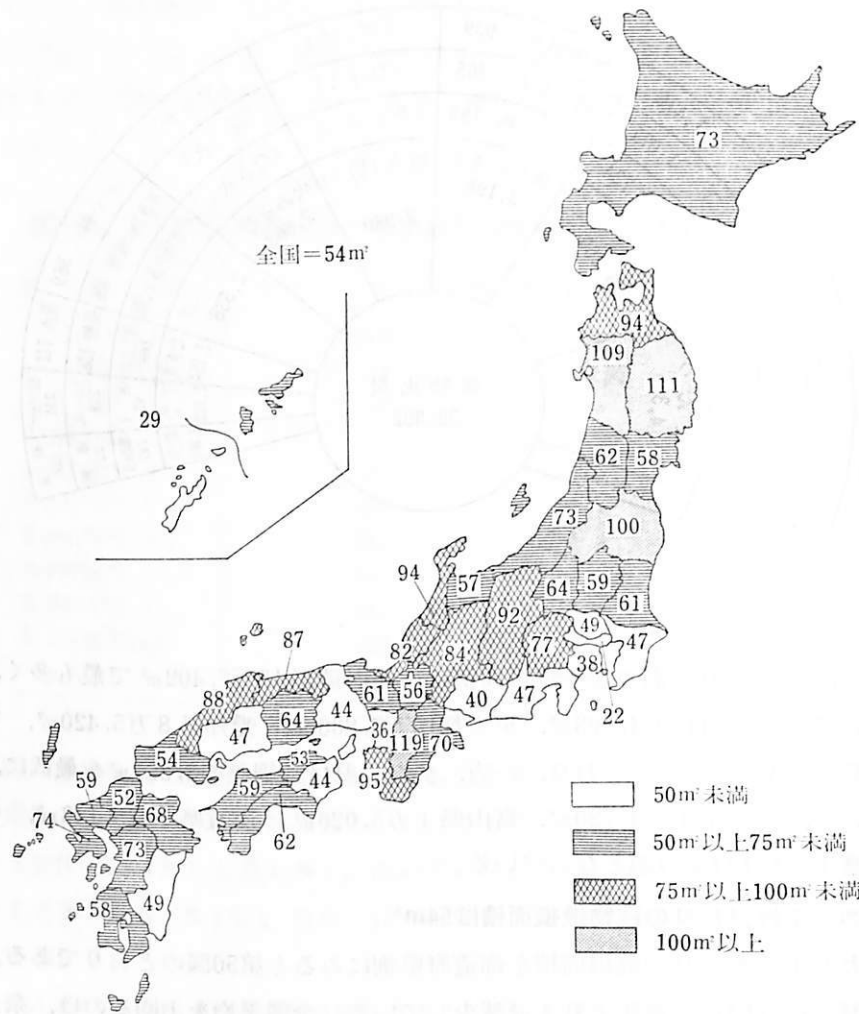


なった。都道府県別の建物焼損面積は、北海道が15万7,402㎡で最も多く、次いで、大阪府13万4,693㎡、東京都10万5,830㎡、愛知県8万5,420㎡、埼玉県8万472㎡となっており、一方、少ない県は沖縄県の8,391㎡を最低に、次いで、徳島県1万4,720㎡、富山県1万5,026㎡、滋賀県1万5,143㎡、佐賀県1万5,164㎡の順となっている。

(ク) 1件当たりの建物焼損面積は54㎡

火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると第50図のとおりである。全国平均は54㎡で前年より4㎡減少している。全国平均を上回るのは、奈良県の119㎡を最高に、岩手県111㎡、秋田県109㎡、福島県100㎡、和歌山県95㎡など33道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の22㎡を最低に、沖縄県29㎡、大阪府36㎡、神奈川県38㎡、愛知県40㎡など14都府県となっており、東京都、大阪府、愛知県、神奈川県等の大都市を抱える都府県は、出火件数は多いが、その多くは火災1件当たりの焼損面積の少ない小火災であることを示している。

第50図 都道府県別建物火災1件当たりの焼損面積



(ウ) 1件当たりの建物焼損面積は相変わらず町村が大きい

建物焼損面積を大都市、その他の都市、町村別にみると第51表のとおりである。1件当たりの焼損面積は、大都市30m²、その他の都市51m²、町村84m²で、大都市に比べてその他の都市は1.7倍、町村は2.8倍となっている。このような差違は、建物の構造、都市構造等と消防力の格差、すなわち大都市にあっては、消防機関の組織、人員、施設が充実していることに起因している

第51表 市町村別建物焼損面積の推移

(単位：m²)

区分	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年
大都市計	317,786 39	330,412 38	346,660 38	283,733 33	325,133 35
その他の都市計	1,188,962 59	1,385,818 62	1,467,396 62	1,423,575 60	1,303,349 58
町村計	738,925 120	839,321 122	891,733 128	806,720 115	806,003 114
全国計	2,245,673 65	2,555,551 68	2,705,789 68	2,514,028 64	2,434,485 63

区分	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年
大都市計	351,332 36	310,208 35	269,503 32	243,716 29	254,739 30
その他の都市計	1,416,106 58	1,231,947 55	1,091,148 50	1,275,069 58	1,125,545 51
町村計	804,262 97	747,425 93	721,973 88	748,362 88	743,984 84
全国計	2,571,700 60	2,289,580 58	2,082,624 54	2,267,147 58	2,124,268 54

(注) 1. 上段は焼損面積，下段は1件当たりの焼損面積である。
2. 昭和47年以降の大都市計には、札幌市、川崎市、福岡市を含む。

ものと思われる。また、大都市と町村では、出火から消防機関が火災を覚知するまでに要する時間に差違があることも一因と考えられる。

なお、過去10年間における建物火災1件当たりの焼損面積についてみると、大都市、その他の都市及び町村とそれぞれ減少している中で、町村の減少の割合は著しい。

(イ) 風速が火災延焼に最も影響する

火災は風速、湿度、気温等の気象条件に大きく影響される。特に、風は延焼と密接な関係がある。昭和52年における建物火災の風速別延焼状況を見ると第52図のとおりであり、たとえば風速1.7m以内のときにおいては、延焼率（火元むね以外の別むねに延焼した火災件数の出火件数に対する割合）は16.0%であるのに対し、風速が5.3mから7.4mのときには、延焼率は17.9%、また風速12.5mから15.4mの強い風ときには、延焼率は21.1%と上昇している。また、風と延焼むね率（延焼むね数の火元むね数に対する割合）

たとえば覚知後5分では昼間78.7㎡に対し夜間は125.8㎡となっており、一般に夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは夜間の火災は昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは、既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

(シ) 建物火災の80%は「119番」で覚知

建物火災の出火件数を覚知方法別にみると第55表のとおり、火災報知専用電話「119番」によるものが最も多く、大都市では6,703件で全体の80.0%、その他の都市では1万8,261件で全体の82.6%、町村では6,628件で全体の75.2%を占めている。次いで、大都市及びその他の都市では事後聞知が多く、これは注目されることである。また、町村では駆け付け通報が都市に比べ若干多く、消火における初期の貴重な時間が失われている。なお、加入電話等も含めた電話による通報は建物火災件数の87.2%を占めている。

第55表 昭和52年建物火災の覚知方法別出火件数及び1件当たりの焼損面積

区分	覚知方法別	火災報知機	火災報知専用電話(119番)	加入電話	警察電話	望楼見	駆け付け通報	事後聞知	その他	計
建物出火件数	大都市計	4	6,703	69	382	3	57	1,108	57	8,383
	その他の都市計	47	18,261	513	493	40	143	2,346	265	22,108
	町村計	22	6,628	1,137	78	3	166	469	308	8,811
	全国計	73	31,592	1,719	953	46	366	3,923	630	39,302
一焼損当たり面積(㎡)	大都市計	2.8	36.2	10.4	22.8	16.7	10.6	0.1	33.9	30.4
	その他の都市計	19.6	56.7	64.7	52.2	174.9	51.3	1.4	46.1	50.9
	町村計	69.7	86.1	104.3	110.0	142.0	81.8	6.5	88.4	84.4
	全国計	33.8	58.5	88.7	45.2	162.4	58.8	1.6	65.6	54.0

(ス) 建物火災の6割は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災2万1,073件について、鎮火所要時間別の件数をみると第56図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが5,414件で

第56図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

25.7%と最も多い。次いで、5分以内の3,912件、6分から10分までの3,526件の順となっている。20分以内に鎮火した件数は1万2,852件で全体の61.0%を占めている。このことから全国的にみた場合建物火災の6割は放水開始後20分以内に鎮火していることがわかる。

次に、鎮火所要時間別の1件当たりの焼損面積をみると、5分以内が14.2㎡、6分から10分までが37.4㎡、11分から20分までが72.9㎡となっており、鎮火所要時間が長ければ長いほど1件当たりの焼損面積が増加していることが数字の上からも確認できる。

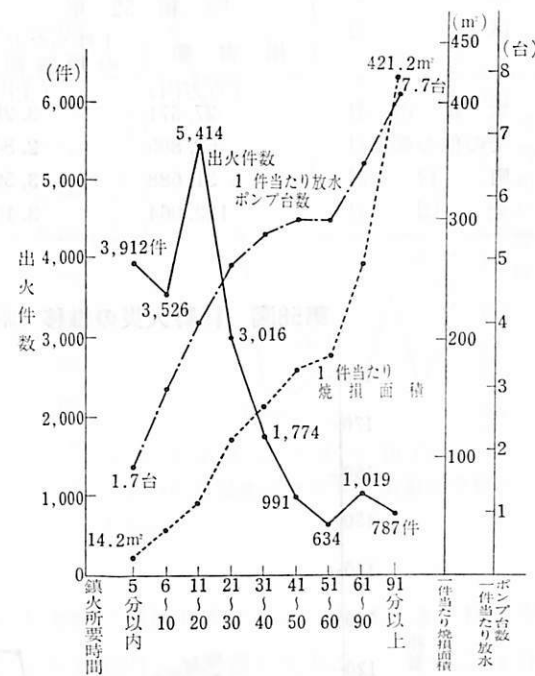
また1件当たりの放水ポンプ台数をみると、鎮火所要時間が経過するほど放水ポンプ台数も増加している。

(セ) 1件当たりの損害額は町村が大きい

建物火災の損害額は、火災による総損害額の94.3%に相当する1,220億6,400万円で前年より308億8,200万円(20.2%)減少している。

建物火災による損害額を大都市、その他の都市、町村別にみると第57表のとおりであり、その他の都市が628億500万円で全体の51.5%を占め、町村316億8,800万円、大都市275億7,100万円の順となっている。

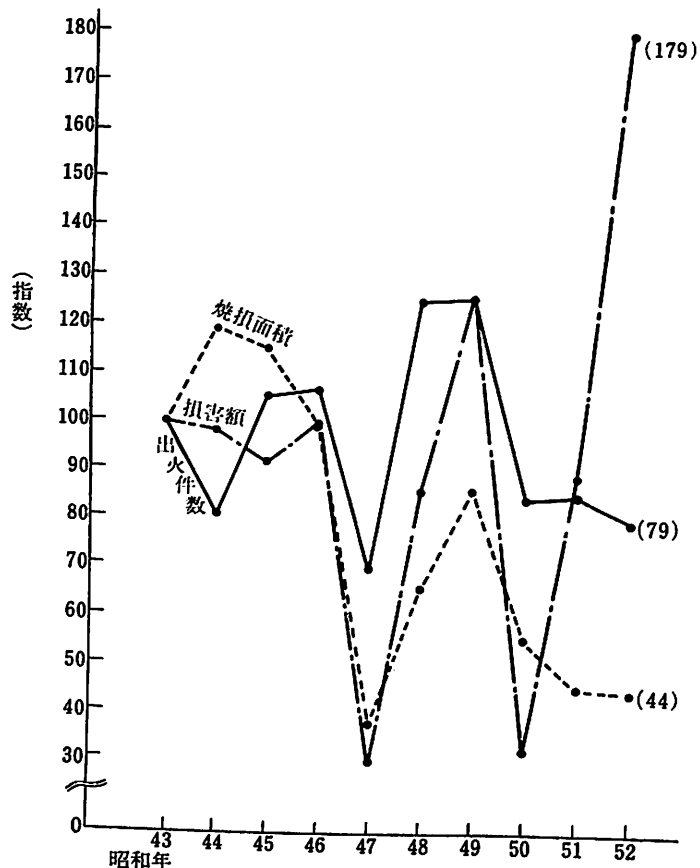
1件当たりの損害額は310万6,000円で、前年より83万6,000円(21.2%)減少しており、町村の1件当たりの損害額が359万6,000円と例年どおり最も多く、以下、大都市328万9,000円、その他の都市284万1,000円となっている。町村の1件当たりの損害額が多いがこれは建物1件当たりの焼損面積で



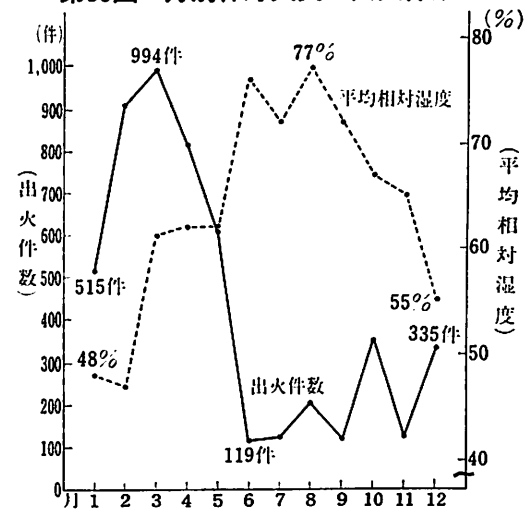
第57表 市町村別建物火災の損害額及び1件当たりの損害額

区 分	昭 和 52 年		昭 和 51 年	
	損 害 額 (百万円)	1件当たり の損害額 (千円)	損 害 額 (百万円)	1件当たり の損害額 (千円)
大 都 市 計	27,571	3,289	26,745	3,184
その他の都市計	62,805	2,841	95,863	4,376
町 村 計	31,688	3,596	30,338	3,573
全 国 計	122,064	3,106	152,946	3,942

第58図 林野火災の推移 (昭和43年=100)



第59図 月別林野火災の出火件数



(注) 平均相対湿度は東京管区気象台資料による。

も町村が最も大きいことに対応するものである(第51表参照)。なお、前年、1件当たりの損害額はその他の都市が最も多いがここでも酒田市大火の影響である。

イ 林野火災

林野火災は、5,227件で前年に比較し322件(5.8%)、死者は32人で前年より5人(13.5%)、焼損面積は5,556haで前年より123ha(2.2%)とそれぞれ減少している中で、損害額は48億5,800万円と前年より24億6,500万円(103.0%)と大幅に増加している。これは、3月15日の

栃木県黒羽町の火災(損害額およそ35億円)が影響しており、この火災1件で前年の損害額を上回っている(第58図参照)。

昭和51年度の人工造林面積は21万1,371haとなっており(林野庁資料)、1年間の全国人工造林面積の2.6%に相当する面積の森林が火災により焼損している。

都道府県別の林野焼損面積は、栃木県が1,668haで最も多く、次いで岡山県434ha、福島県345ha、福岡県314ha、香川県246haの順であり、少ないのは富山県の2.1ha、神奈川県5.0ha、福井県5.2ha、佐賀県6.9ha、東京都8.6haの順となっている。

林野火災の出火件数を月別にみると第59図のとおりである。地域によって林野火災の発生時期は必ずしも一定していないが1月から5月に集中して発生している。これは他の火災にもいえることであるが、この時期に概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件下にあるからである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別に見ると第60表のとおりである。
1件の火災につき1 a以上5 a未満の出火件数が1,794件で全体の34.3%を

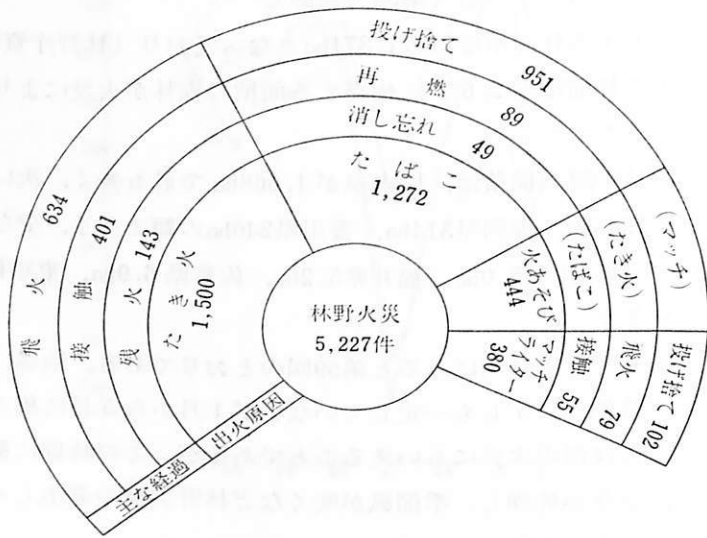
第60表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

区分	焼損面積					
	1 a 未満	1 a 以上 5 a 未満	5 a 以上 10 a 未満	10 a 以上 50 a 未満	50 a 以上 1 ha 未満	1 ha 以上 2 ha 未満
出火件数(件)	573	1,794	595	1,467	290	217
焼損面積(ha)	—	36	37	296	189	277
1件当たり放水ポンプ台数(台)	0.6	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3
損害額(千円)	3,699	20,975	14,432	95,296	75,800	129,123

区分	焼損面積				計
	2 ha 以上 3 ha 未満	3 ha 以上 5 ha 未満	5 ha 以上 10 ha 未満	10 ha 以上	
出火件数(件)	97	75	54	65	5,227
焼損面積(ha)	221	271	385	3,846	5,556
1件当たり放水ポンプ台数(台)	3.1	3.3	2.7	6.8	1.4
損害額(千円)	80,658	110,390	130,109	4,197,688	4,858,170

(注) 焼損面積は、四捨五入してha単位にしたため各区分の合計と計とは一致していない。

第61図 昭和52年林野火災の主な出火原因と経過



占めており、次いで、10 a以上50 a未満の出火件数が1,467件(28.1%)となっている。

林野火災の出火原因は第61図のとおりであり、たき火によるものが1,500件で全体の28.7%を占めて最も多く、たばこ1,272件(24.3%)、火あそび444件(8.5%)、マッチ・ライター380件(7.3%)の順となっている。

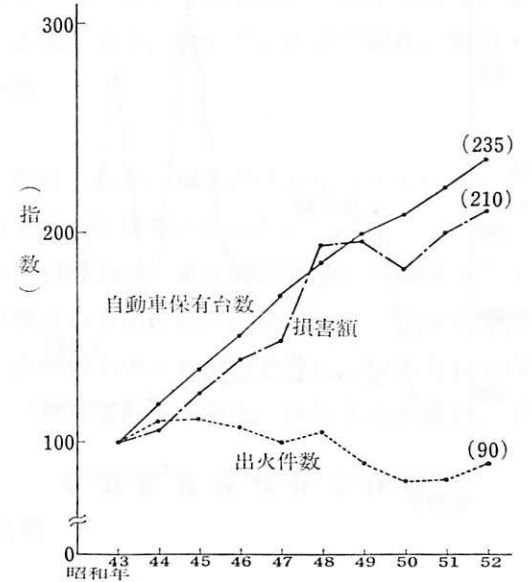
たき火による出火件数1,500件のうち42%の634件は、たき火の飛火により周囲に燃え広がったものであり、たばこによる出火件数1,272件のうち75%の951件は、すいがらの投げ捨てにより周囲に燃え広がったものである。

なお、10ha以上の林野火災中その実態について各都道府県から消防庁に報告のあった57件の火災についてみると、失火者が出火場所へ来た目的は、農作業(10件, 18%)が最も多く、山菜取り(4件, 7%)、伐採(4件, 7%)の順である。また、その出火原因は、たばこ(17件, 30%)が最も多く、たき火(7件, 12%)、放火(6件, 11%)の順となっている。出火場所へ来た目的と出火原因との関係は、農作業については火入れが多く、山菜取り及び伐採についてはほとんどたばこである。

ウ 車両火災

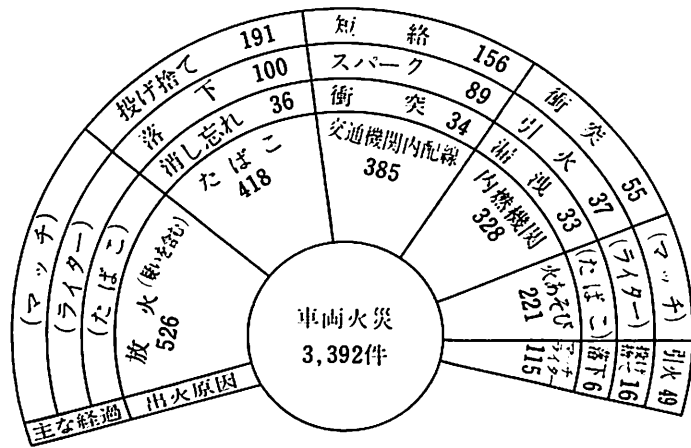
自動車保有台数と車両火災の推移をみると第62図のとおりである。自動車保有台数、損害額は急激に増加しているものの出火件数は横ばいしている。昭和52年における出火件数は3,392件で前年に比較し293件(9.5%)増加しており、損害額も10億5,400万円

第62図 自動車保有台数と車両火災の推移(昭和43年=100)



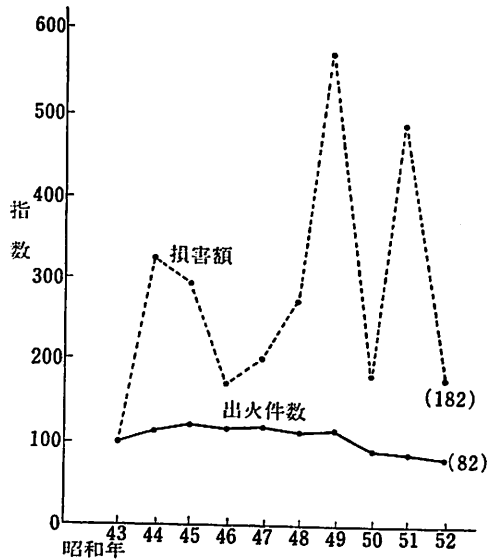
(注) 自動車保有台数は、運輸省の資料により、各年とも翌年3月末の数字である。

第63図 昭和52年車両火災の主な出火原因と経過



第64図 船舶火災の推移

(昭和43年=100)



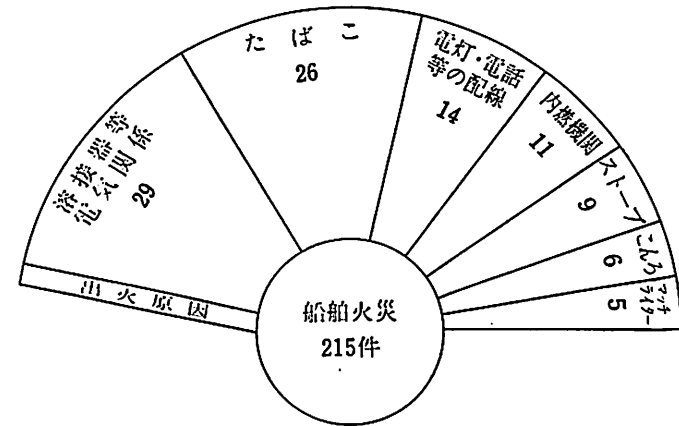
エ 船舶火災

昭和43年以降の船舶火災の推移は第64図のとおりである。出火件数はここ

と前年より5,100万円(5.1%)増加している。また、車両火災による死者は128人となっており、前年に比較し30人(30.6%)と大幅に増加している。

次に、車両火災の出火原因は第63図のとおりであり、放火(疑いを含む)によるものが526件(15.5%)と最も多く、次いで、たばこによるものが418件(12.3%)、交通機関内配線からの出火が385件(11.4%)の順となっている。

第65図 昭和52年船舶火災の主な出火原因



数年減少しており、前年より18件(7.7%)減少で過去20年で最も少ない215件である。損害額はその年により増減が激しく、昭和52年は4億3,700万円の前年より7億4,900万円(63.2%)減少している。また、船舶火災による死者は6人となっている。船舶火災の出火原因は第65図のとおりであり、溶接器等電気関係29件(前年37件)と最も多く、次いで、たばこ26件、電灯・電話等の配線14件の順となっている。

オ 航空機火災

昭和52年中に2件(前年5件)発生したが、横浜市における火災については、米軍機の墜落により市民を巻き込む大惨事となった。

2件の火災のうち1つは7月9日14時14分、東京国際空港から離陸中のインド航空ボーイング707型機の機関部から出火した火災であり、他は9月27日13時20分頃、米軍のファントム偵察機が火災を起こしながら横浜市緑区荏田町の宅地造成地の道路に墜落し、住家2むねを焼き、住民2人が死亡、7人が負傷した。

(6) LPガス等による火災

ア LPガス、都市ガスによる火災の現状

近年、LPガス、都市ガスの普及に伴い、これらによる火災は増加の傾向

第66表 ガス器具及びガス設備の使用による火災件数の推移

区 分	年			51			52		
	48	49	50	L P ガス	都市 ガス	計	L P ガス	都市 ガス	計
コ ン ロ	3,454	3,362	3,567	2,169	1,568	3,737	2,212	1,737	3,949
ス ト ー プ	291	236	187	103	143	246	62	115	177
風 呂 か ま ど	2,076	2,024	2,092	985	1,083	2,068	999	1,115	2,114
湯 沸 か し 器	732	662	601	288	223	511	295	213	508
工 業 用 炉	113	76	60	39	19	58	48	21	69
か ま ど	23	17	15	7	11	18	9	6	15
そ の 他	1,771	1,062	864	381	203	584	398	180	578
計	8,460	7,439	7,386	3,972	3,250	7,222	4,023	3,387	7,410

にある。このうち、ガス器具及びガス設備の使用に伴って発生した火災の件数の推移は第66表のとおりである。

昭和52年中の火災件数は7,410件で前年より若干増加している。このうちコンロによる火災が最も多く3,949件で全体の約53%を占め、次いで風呂かまどによる火災が2,114件で全体の約29%を占めている。またガスの種類別では、LPガスが約54%、都市ガスが約46%となっている。

また、これらの火災のうち、LPガス等が漏えいしたのちに電気機器の火花等が発火源となりLPガスに着火して爆発的に火災になったものの火災の件数の推移は第67表のとおりである。昭和52年中の火災件数は、1,412件で前年より若干増加しているが、このうちLPガスによる火災は、1,123件で全体の約80%、都市ガスによる火災が289件で全体の約20%となっており、LPガスによる火災の比率が極めて高いが、これはLPガスが空気より重い性質を有するため漏えいした場合に滞留しやすいこと、着臭の度合いが薄く漏えいに気づきにくいこと等により火災になる例が多いことに起因している。また火災による死傷者数はLPガスが死者83人、負傷者1,047人、都市ガスが死者27人、負傷者532人となっており、昨年に比べていずれも増加しているが、特に昭和52年12月30日に発生した西宮市のマンションの火災ではガスせんを完全に締めなかったためにLPガスが漏えい、爆発して火災となって死者5人を出した。

イ その他のガスによる火災の現状

昭和52年中のLPガス、都市ガス以外のガスによる火災は256件で、そのうち、アセチレンによるもの179件、水素によるもの12件等が目立っている(第67表参照)。

第67表 ガス別火災件数

年	48	49	50	51	52
LPガス	1,116	1,265	1,184	1,093	1,123
都市ガス	341	318	306	285	289
計	1,457	1,583	1,490	1,378	1,412
その他	510	288	250	259	256
合計	1,967	1,871	1,740	1,637	1,668

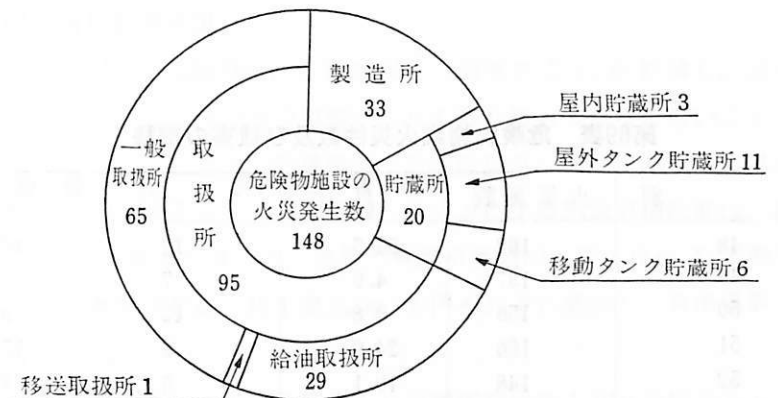
(7) 危険物施設等の火災

ア 危険物施設

(イ) 火災件数

昭和52年中における危険物施設の火災は、全国で147件(うち1件は2施設に及ぶ火災)、148施設において発生し、前年に比べて発生件数で12件、被災施設数で18施設の減少となっている。

第68図 危険物施設の火災発生状況



その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類すると第 68 図のとおりである。

これによると製造所33施設、貯蔵所20施設、取扱所95施設となっており、これを前年と比較すると、製造所、貯蔵所は1施設、取扱所は16施設いずれも減少している。

また、危険物施設の火災に関係した物品を消防法別表に掲げる危険物の分類に従って区分すると、第2類6施設、第3類6施設、第4類89施設、第5類1施設、第6類1施設、危険物以外の物品等43施設及び他施設からの類焼によるもの2施設となっており、火災発生施設148のうち、103施設(69.6%)が危険物に起因している。これら危険物のうち、第4類の危険物がその大部分を占めているのは、前年と同様である。

更に、第4類の危険物に起因した火災施設数を危険物の種類別にみると、第1石油類(ガソリン、ナフサ、トルオール等)42施設、第2石油類(灯油、軽油等)14施設、第3石油類(重油、焼入油等)20施設等となっており石油類がその大部分を占めている。

(イ) 被害状況

危険物施設の火災に伴う死傷者は、死者5人(屋外タンク貯蔵所1人、給油取扱所2人、一般取扱所2人)、負傷者42人(製造所9人、屋内貯蔵所4人、屋外タンク貯蔵所4人、移動タンク貯蔵所1人、給油取扱所7人、一般取扱所17人)で、死者は前年より4人、負傷者は137人いずれも減少している。

第69表 危険物施設火災件数及び被害の推移

年	別	火災施設	損害額 (億円)	死者 (人)	負傷者 (人)
48		168	54.5	12	179
49		137	4.9	7	63
50		156	8.8	12	98
51		166	24.9	9	179
52		148	10.1	5	42

また、危険物施設の火災による損害額は約10億1,200万円で、前年より約14億7,400万円の減少となっている。

なお、昭和48年以降の危険物施設の火災件数、損害額及び死傷者数の推移は、第69表のとおりである。

(ウ) 危険物取扱者の立会い

危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱うことができないこととされている。

昭和52年中に火災が発生した148施設について、危険物取扱者の立会い状況をみると、立会いのあったもの(危険物取扱者自身が取り扱ったものを含む。)102施設(68.9%)、立会いのなかったもの46施設(31.1%)となっている。

これによると危険物施設の火災施設数に対する危険物取扱者の立会いのなかったものの件数の割合は、前年の35.5%に比べて若干減少している。

(ニ) 火災の拡大状況

昭和52年中の危険物施設の火災のうち、出火した危険物にとどまったものは140施設(94.6%)、他の建築物等に延焼したものは6施設(4.0%)、他の火災から類焼したものは2施設(1.4%)となっている。

このことから危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり、他へ延焼したり他から類焼したものは極めて少ないことがうかがえる。

イ 無許可施設の火災

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならないこととされているが、これら製造所、貯蔵所又は取扱所以外の無許可施設で火災が発生したものは20件となっている。これらの火災による損害見積総額は、約2億2,000万円、負傷者が9人で、前年の無許可施設の火災に比べると発生件数で8件、損害見積総額で約1億3,000万円それぞれ減少し、負傷者数で1人増加している。

また、無許可施設の火災1件当たりの損害額は約1,080万円であり、許可

施設の約680万円に対し、約1.6倍の損害を受けたことになる。

ウ 危険物運搬中の火災

昭和52年中における危険物運搬中の火災は、4件発生し、これらの火災による損害額は約225万円となっている。

(8) 昭和53年上半期における火災の発生状況

昭和53年上半期における火災の概況は第70表のとおりであり、総出火件数は前年同期より2,730件(7.1%)増加し、4万1,222件と上半期では戦後3番目の記録となった。これは1日当たり228件、6分に1件の割合で火災が発

第70表 昭和53年上半期(1~6月)における火災の発生状況(概数)

区分	昭和53年計 (A)	前年同期 (B)	対前年同期 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100(%)					
総出火件数(件)	41,222	38,492	2,730	7.1					
建物火災	22,066	22,213	△147	△0.7					
林野火災	5,118	3,958	1,160	29.3					
車両火災	1,782	1,727	55	3.2					
船舶火災	140	113	27	23.9					
航空機火災	3	0	3	—					
その他の火災	12,113	10,481	1,632	15.6					
焼損むね数(むね)	29,559	29,803	△244	△0.8					
り災世帯数(世帯)	22,843	22,980	△137	△0.6					
焼損面積									
建物(㎡)	1,231,589	1,247,204	△15,615	△1.3					
林野(a)	653,493	496,728	156,765	31.6					
損害額(千円)	71,261,026	78,059,532	△6,798,506	△8.7					
死者・負傷者の別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	
	計	1,075	4,924	1,236	4,936	△161	△12	△13.0	△0.2
	建物	852	4,264	936	4,414	△84	△150	△9.0	△3.4
	林野	32	241	26	183	6	58	23.1	31.7
	車両	45	111	74	97	△29	14	△39.2	14.4
	船舶	4	26	3	11	1	15	33.3	136.4
	航空機	0	0	0	0	0	0	—	—
	その他	142	282	197	231	△55	51	△27.9	22.1

生したことになる。火災の種別をみると建物火災は減少しており、増加の原因は主として林野火災、その他の火災が多かったことによるものである。次に、出火件数を月別にみると、3月が9,989件で最も多く、次いで、2月8,109件、4月7,415件の順となっており、1月が上位3月に入らなかったが、これは例年とやや異なる現象である。

次に、死者は1,075人で戦後最高を記録した前年同期1,236人に比較し161人(13.0%)減少した。また1件で3人以上の死者を出した火災件数が31件(前年44件)、それによる死者数が121人(前年166人)と減少している。

(9) 外国の火災状況

ア 主要諸外国の火災状況

1976年(昭和51年)における世界主要国の火災状況は、第71表のとおりである。この表によると、火災件数は、アメリカが抜群に多く、293万9,100件、次いでイギリスの49万6,436件、西ドイツ16万7,200件、フランス15万2,505件と続き、日本はアメリカの約47分の1に当たる6万2,304件である。人口1万人当たりの出火件数(出火率)でみると、アメリカが最も高く、

第71表 1976年主要諸外国の火災状況

	火災件数	1万人当 たりの出 火件数	死者	人口100 万人当 たりの死者	損害額 (億円)	1件当 たりの損害 額 (千円)	死者1人 当たりの 火災件数
日本	62,304	5.6	1,648	14.4	1,609.5	2,583.3	37.8
アメリカ	2,939,100	142.0	8,800	40.9	10,348.8	352.1	334.0
イギリス	496,436	88.8	895	16.0	1,379.4	277.9	554.7
フランス	152,505	29.0	285	5.4	2,389.5	1,566.8	535.1
西ドイツ	167,200	27.2	—	—	2,982.2	1,783.6	—
オーストリア	10,438	13.9	—	—	531.8	509.5	—
カナダ	69,812	30.5	856	37.4	1,541.3	2,207.8	81.6
韓国	5,559	1.6	221	6.3	83.9	1,509.3	25.2
ギリシア	12,441	14.2	129	14.7	—	—	96.4

(注) アメリカの資料については、FIRE JOURNAL NOVEMBER 1977による。その他の資料については、在日各国大使館の協力等による。損害額の日本円換算については、I. F. Sの資料による。

第72表 1977年世界主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消防職 員数 (人)	火 災 数
東 京 (日 本)	581	832	14,529	5,849
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	828	745	12,276	129,619
ロ ン ド ン (イ ギ リ ス)	1,579	697	7,061	36,151
ホ ン コ ン (イ ギ リ ス)	1,045	450	3,824	11,082
ロ サ ン ゼ ル ス (ア メ リ カ)	1,203	283	3,555	28,347
グ レ ー タ ー ・ マ ン チ ェ ス タ ー (イ ギ リ ス)	1,290	273	2,554	20,486
メ ル ボ ル ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	955	269	1,759	7,756
大 阪 (日 本)	208	265	3,359	1,922
横 浜 (日 本)	419	265	2,430	1,252
マ ニ ラ (フ ィ リ ピ ン)	38	246	604	716
シ ン ガ ポ ー ル (シ ン ガ ポ ー ル)	597	232	830	3,804
名 古 屋 (日 本)	326	207	2,019	1,451
ベ ル リ ン (西 ド イ ツ)	480	205	3,093	5,999
ハ ン ブ ル ク (西 ド イ ツ)	753	170	2,055	4,710
ウ ィ ー ン (オ ー ス ト リ ア)	415	161	1,395	2,962
京 都 (日 本)	610	145	1,518	227
神 戸 (日 本)	540	133	1,133	841
札 幌 (日 本)	1,118	125	1,201	487
ブ リ ュ ッ セ ル (ベ ル ギ ー)	259	112	785	2,486
北 九 州 (日 本)	474	106	895	315
川 崎 (日 本)	141	99	1,260	427
ケ ル ン (西 ド イ ツ)	405	98	871	2,414
福 岡 (日 本)	334	98	798	406
ケ ー プ タ ウ ン (南 ア フ リ カ)	299	89	331	1,820
サ ン フ ラ ン シ ス (ア メ リ カ)	126	68	1,685	7,484
ヘ ル シ ン キ (フ ィ ン ラ ン ド)	448	49	434	1,298
オ タ ワ (カ ナ ダ)	112	30	480	3,784

都 市 の 火 災 状 況

出火率 (人口1万人 当たり の火災件 数)	死 者 数 (人)	人口 100 万人当 たりの 死者 数 (人)	死者 1 人 当たりの 火災件 数 (件)	主 な 火 災 原 因		
				1	2	3
7.0	113	13.6	51.8	放火(疑含)	たばこ	火遊び
174.0	297	39.9	436.4	調 理	放 火	電 気
51.9	70	10.0	516.4	火 遊 び	たばこ	電 気
24.6	47	10.4	235.8	たばこ・ろ うそく	電 気	ストーブ
100.2	86	30.4	329.6	マ ッ チ	たばこ	電気配線
75.0	53	19.4	386.5	火 遊 び	電 気	たばこ
28.8	16	5.9	484.8	電 気	ゴ ミ	放火の疑い
7.3	58	21.9	33.1	放火(疑含)	たばこ	油 類
4.7	50	18.9	25.0	たばこ	火 遊 び	放火(疑含)
2.9	63	25.6	11.4	電 気 たばこ・マ ッチの投げ 捨て	たばこ	LPGスト ーブ
16.4	7	3.0	543.4	捨	電 気	太 陽 熱
7.0	24	11.6	60.5	たばこ	火 遊 び	たきび
29.3	27	13.2	222.2	裸 火	赤 熱 物	電 気
27.7	9	5.3	523.3	調 理	放 火	電 気
18.4	16	9.9	185.1	暖房装置	ろうそく	漏 電
1.6	19	13.1	11.9	放火(疑含)	たばこ	火 遊 び
6.3	26	19.5	32.3	たばこ	火 遊 び	放火(疑含)
3.9	28	22.4	17.4	たばこ	石油ストー ブ	火 遊 び
22.2	5	4.5	497.2	たばこ	電 気	火 遊 び
3.0	11	10.4	28.6	たばこ	こ ん ろ	放火(疑含)
4.3	8	8.0	53.4	放火(疑含)	たばこ	火 遊 び
24.6	5	5.1	482.8	不 注 意	放 火	電 気
4.1	10	10.2	40.6	放火(疑含)	たばこ	こ ん ろ
20.5	36	40.5	50.6	たばこ	電氣的欠陥	放火の疑い
110.1	29	42.6	258.1	たばこ	調理器具	特殊装置
26.5	9	18.4	144.2	放 火	不 注 意	漏 電
126.1	10	33.3	378.4	たばこ	電 気	放 火

142.0件、次いでイギリス88.8件、カナダ30.5件となり、日本は、韓国の1.6件に次いで5.6件と低く、最も高いアメリカに比べると約25分の1である。

死者については、アメリカが8,800人で最も多く、以下日本1,648人、イギリス895人、カナダ856人となっている。これを人口100万人当たりの死者数で見ると、最も多いのがアメリカ40.9人、以下カナダ37.4人、イギリス16.0人、ギリシア14.7人、日本14.4人となっており、最も高いアメリカの約3分の1で、最も低いフランスの約2.7倍となっている。また、死者数を火災件数と対比してみると、韓国が25.2件に1人、次いで日本が37.8件に1人となり、日本は、最も低いイギリスの554.7件に1人に比べると、14.7倍、アメリカの334.0件に比べても8.8倍となり、火災に伴う死者の発生率は高くなっている。

火災1件当たりの損害額は、日本の258万3,000円が最も高く、次いでカナダの220万8,000円、西ドイツの178万4,000円と続き、火災件数の最も多いアメリカは、日本の約7分の1に当たる35万2,000円で非常に少ない損害額となっている。

これらのことから、諸外国における火災の定義、火災統計のシステム等の相違により一概に決めることはできないが、日本は、外国の火災状況と比べて、人口単位当たりの出火件数は低く、国民の防火に関する意識の高いことを物語っている。

しかし、一旦火災が発生すると、建物構造、地勢、都市環境等が影響して火災1件当たりの死者の発生率は著しく高く、また、損害額も多いことがいえる。

イ 世界主要都市の火災状況

1977年（昭和52年）における世界主要都市の火災状況は、第72表のとおりである。人口1万人当たりの出火件数（出火率）をみると、ニューヨークが174.0件と極端に高く、次いでオタワ126.1件、サンフランシスコ110.1件、ロサンゼルス100.2件、グレーター・マンチェスター75.0件と続いておりアメリカ、カナダ及びイギリスの都市が上位を占めている。一方、最も低いのは、京都の1.6件で、次いでマニラの2.9件、北九州3.0件、札幌3.9件、福岡

4.1件、川崎4.3件、神戸6.3件、東京及び名古屋7.0件、大阪7.3件と日本の各都市が続き、その次にシンガポールの16.4件が続いており、日本の各都市は出火率の低いグループに属している。

死者についてみると、ニューヨークの297人が最も多く、次いで東京の113人、ロサンゼルス86人、ロンドン70人となっているが、これを人口100万人当たりの死者数で見ると一番多いのは、サンフランシスコの42.6人、次いでケープタウン40.5人、ニューヨーク39.9人となっている。反面、人口当たりの死者数の低いのは、マニラの3.0人が最も低く、次いでブリュセル4.5人、ケルン5.1人、ハンブルク5.3人、メルボルン5.9人と低い数値を示している。一方、これを死者1人当たりの火災件数に換値してみると、日本の各都市はおしなべて数値が低くなっており、出火率の低い反面、火災による死者の発生率が著しく高いことを示している。

出火原因についてみると、27都市中たばこが1位を占めている都市が11都市、次いで放火（疑いを含む。）が6都市となっており、1位から3位を総合してもたばこが20都市について主な火災原因となっており、次いで電気の16、放火の15、火遊びの10と続いている。たばこによる火災は世界各都市に共通しているといえる。

2 石油コンビナート災害

石油コンビナート災害の発災件数は、昭和51年までは毎年増加しているが、昭和52年の発災件数は145件と前年に比べて12件減少した。石油コンビナート災害の発生形態は、火災及び危険物の漏出がほとんどである(第73表参照)。

第73表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	48		49		50		51		52	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
火災	84	66%	81	60%	67	47%	68	43%	59	40%
爆発	10	8	4	3	15	11	12	8	14	10
危険物の漏出	23	18	37	27	47	33	47	30	58	40
その他	10	8	14	10	13	9	30	19	14	10
計	127	100	136	100	142	100	157	100	145	100

昭和52年以降の主な石油コンビナート災害は次のとおりである。

- ① 昭和52年3月19日，愛知県名古屋港臨海地区東レ(株)名古屋事業所において，一般取扱所のアミノオキシム塩酸塩ホッパーが爆発し，1人が負傷した。
- ② 同年4月7日，茨城県鹿島臨海地区三菱油化(株)鹿島事業所において，エチレンプラント分解炉の爆発火災があった。
- ③ 同年4月8日，神奈川県根岸臨海地区日本石油精製(株)根岸製油所において，ポイラーが爆発し，3人が負傷した。
- ④ 同年6月3日，兵庫県東播磨地区神戸製鋼所(株)加古川製鋼所において，高炉炉床部が破損して溶鉄が漏出し，冷却水と反応し水蒸気爆発を起した。
- ⑤ 同年12月6日，千葉県京葉臨海中部地区極東石油工業(株)千葉製油所において，固形硫黄海上出荷設備のバケットエレベーター内で硫黄が粉塵爆発し，1人が死亡した。
- ⑥ 昭和53年6月12日，宮城県仙台地区東北石油(株)仙台製油所において，1978年宮城県沖地震により，3万1,000klの重油タンク2基及び2万3,000klの軽油タンク1基が破壊し，約6万8,000klの油が敷地内に流出し，うち数千klの油が海上に流出した。

3 地震災害

昭和52年は，5月2日1時23分島根県中部に発生した地震(M=5.3)及び6月8日23時25分に宮城県沖に発生した地震(M=5.8)が，石垣の一部損壊，道路の亀裂等軽微な被害をもたらしたが，比較的被害地震の少ない年であった。

しかし，昭和53年に入ると伊豆大島近海，宮城県沖及び島根県中部を震源地とする被害地震が発生した。まず，1月14日12時24分伊豆大島近海に発生したマグニチュード7.0の1978年伊豆大島近海の地震は，静岡県，東京都等に被害をもたらし，特に静岡県においては伊豆半島を中心に土砂崩れ，落石等による死者25人，負傷者205人，住家の全壊96むね，半壊616むね等被害

額にして294億4,900万円にのぼる大きな被害をもたらした。

また，2月20日13時37分宮城県沖を震源地とするマグニチュード6.7の地震は，宮城県，岩手県及び山形県の3県で負傷者48人，住家の半壊4むね等の被害を与え，3県の被害総額は，14億6,000万円にのぼった。6月4日5時4分には島根県中部を震源地とするマグニチュード6.1の地震が発生し，住家の半壊4むね等被害額にして5億6,500万円の被害をもたらした。

更に，6月12日17時14分宮城県沖100kmの地点に発生したマグニチュード7.4の1978年宮城県沖地震は，その被害区域が東北から関東に及ぶ大きな規模の地震となり，宮城県，岩手県及び福島県の太平洋に面した東北の3県に大きな被害を与え，特に宮城県では，9月18日現在でブロック塀，石塀の下敷になり死亡した者15人を含めて死者27人，負傷者1万962人，住家の全壊1,357むね，半壊6,000むね等被害額にして2,674億6,000万円にのぼる大きな被害を受けた。また，岩手県では，負傷者11人，住家の半壊7むね等被害額にして41億9,200万円の被害を被り，福島県では，死者1人，負傷者49人，住家の全壊6むね，半壊60むね等27億7,700万円にのぼる被害を受けた。

このように，昭和53年に入ってから規模の大きな地震の発生があったが，幸い地震に伴う津波による被害はなかった。

また，火災による二次災害の発生もほとんどなかったが，これは，地域住民の地震時における火の始末がよかったことを物語るものである。このよう

第74表 昭和52年～昭和53年上半期の主な被害地震

発生日時	地域又は地震名	規模 (マグニチュード)	被害の概要
昭和 52. 5. 2 1:23	島根県中部	5.3	岡山，境港及び香川県多度津で震度3。島根県 頌原町，赤米町及び掛合町の一部で壁に亀裂， 道路，石垣の破損，墓石の転倒の被害が生じ た。
昭和 52. 6. 8 23:25	宮城県沖	5.8	仙台，大船渡，盛岡で震度4。気仙沼市その他 一部の地域で停電があった。また，宮城県下で は農林水産関係で約5,000万円の被害が生じ た。
昭和 53. 1. 14 12:24	1978年伊豆大 島近海の地震	7.0	大島(東京都)及び横浜で震度5。静岡，東京， 神奈川，山梨の各都県で被害が生じた。 ・静岡県では死者25人，負傷者205人，家屋全壊

発生日時	地域又は地震名	規模 (マグニチュード)	被害の概要
			<p>96戸、半壊616戸、一部破損4,170戸、非住家被害562戸の他道路、河川、水道、鉄道、通信施設等の損壊及び山(崖)くずれによる被害が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都(大島町)でも家屋の一部破損150戸、その他、道路及び水道に被害が生じた。また、神奈川、山梨の各県で崖くずれ各1か所が発生した。 ・この地震による被害総額は約296億7,000万円、災害救助法が適用されたのは静岡県河津町、東伊豆町の2町である。
昭和 53. 2. 20 13:37	宮城県沖	6.7	<ul style="list-style-type: none"> ・大船渡で震度5、仙台で震度4を記録し、宮城、岩手、山形の各県で被害が生じた。 ・この地震により負傷者48人、家屋半壊4戸、一部破損5,749戸の被害が生じ、また、停電家屋は19万7,000戸にのぼった。 ・宮城県下では負傷者41人、家屋半壊4戸、一部破損1,332戸の他、道路、橋りょう損壊、崖くずれ等の被害が生じた。 ・岩手県下では負傷者4人、家屋の一部破損4,417戸、非住家被害1,136戸の他、道路、橋りょう等の被害が生じた。 ・山形県では負傷者3人、道路損壊、崖くずれ等の被害が生じた。 ・この地震の被害総額は約14億6,000万円である。
昭和 53. 6. 4 5:04	島根県中部	6.1	<ul style="list-style-type: none"> ・広島及び呉で震度4。島根県下では、家屋半壊4戸、一部破損140戸の他、道路、水道の損壊、崖くずれ等があり被害総額は約5億6,000万円である。
昭和 53. 6. 12 17:14	1978年宮城県沖地震	7.4	<ul style="list-style-type: none"> ・大船渡、仙台、新庄、福島、石巻で震度5。宮城、岩手、福島の各県を中心に青森、秋田、山形、東京、神奈川、長野の各都県で被害が生じた。 ・この地震により死者28人、負傷者1万1,028人、家屋全壊1,363戸、半壊6,067戸、一部破損12万7,655戸、非住家被害4万4,166戸の被害(53.9.18現在)が発生し、被害総額は2,747億円である。 ・宮城県下では死者27人、負傷者1万962人、家屋全壊1,357戸、半壊6,000戸、一部破損12万5,513戸、非住家被害4万3,238戸の他、道路、河川、橋りょう、水道、通信、ガス、及び鉄道施設の被害、また山(崖)くずれ等も各所で発生した。 ・福島県下では、死者1人、負傷者49人、家屋全壊6戸、半壊60戸、一部破損1,672戸、非住家被害496戸の他、道路、橋りょう、水道、通信施設等の被害、また、山(崖)くずれも発生した。 ・岩手県下では、負傷者11人、家屋半壊7戸、一部破損468戸、非住家被害429戸の他、道路、橋りょう、水道施設等に被害があった。 ・災害救助法が適用されたのは宮城県仙台市、泉市、小牟田町、迫町、鳴瀬町及び米山町の2市4町である。 ・火災は宮城県下で11件、岩手県下で1件発生した。

に津波による被害及び火災による二次災害の発生はほとんどなかったが、土砂崩れ、ブロック塀等の下敷による死亡者が多かったこと、都市を大きな地震が襲った場合、電気、水道、ガス等ライフラインの被害により都市機能が麻痺すること等改めて問題が提起された。

4 風水害等

昭和52年中の風水害は、昭和51年12月から降り続いた豪雪によって、北海道、東北、北陸を中心として全国18道府県に被害が生じ、死者101人、負傷者834人、住家の全壊56むね、半壊83むね、床上浸水177むねに及んだ。これに対して青森、新潟の2県及び119市町村において災害対策本部が設置され、多数の消防職団員が出動した。

また、9月9日から10日に鹿児島県沖永良部島を直撃した台風9号は、同島に深甚な被害を与え、奄美諸島を中心に死者1人負傷者144人、住家の全壊1,351むね、半壊1,557むね、床上浸水2,088むね等の被害を出した。これに対して、九州及び三重県を中心に延べ6県、152市町村において災害対策本部が設置され、消防職団員延べ9,773人が出動した(附属資料11参照、昭和52年10月21日政令第300号により激甚災害に指定)。

昭和52年中の風水害等による各都道府県の被害状況は、附属資料10のとおりである。

昭和53年上半年期においては、5月18日に新潟県妙高高原町において大規模な土石流災害が発生し、死者13人、住家の全壊13むね、半壊5むねなど同町に深甚な被害を蒙らせ、また、国鉄信越本線も長期間不通となった。

また、6月22日から28日にかけて日本列島に停滞した梅雨前線による豪雨によって、全国各地で大きな被害が生じ、死者14人、負傷者47人、住家の全壊36むね、半壊34むね、床上浸水4,462むねに及んだ。特に新潟県においては、各地で河川がはん濫し、幸い人的被害は僅少にとどまったものの、農作物を中心に大きな被害を出した。これに対して、新潟県及び福島県が災害対策本部を設置し、市町村においても延べ110団体が災害対策本部を設置した

(昭和53年8月18日政令第312号により激甚災害に指定)。

これらの災害に対して消防機関は、危険区域の巡ら警戒、避難の指示と誘導、倒壊家屋からの人命救助、負傷者の搬送、行方不明者、死体の捜索、水防工法の実施等の活動を行った。

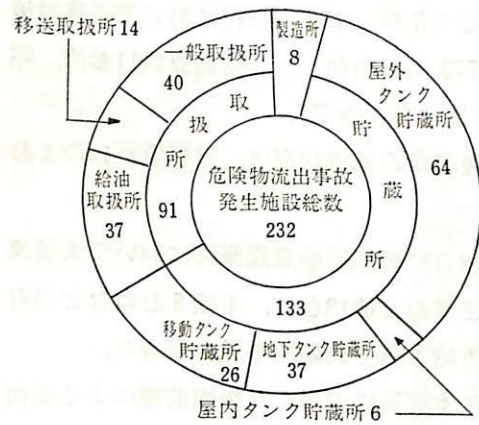
このほか、昭和52年8月7日、北海道有珠山が突然噴火し、同14日まで断続的に続いた大小噴火に伴う大量の噴石、火山灰、砂などが伊達市、虻田町、壮瞥町、洞爺村をはじめとする周辺市町村に重大な被害を与えた。周辺の地盤変動は、昭和53年に入ってからも続き、建物の損壊等の被害が出ている。

5 その他の災害

(1) 危険物流出等の事故

昭和52年中に危険物施設から危険物を流出させたが火災にならなかったものは232件で、前年の194件に比べ

第75図 危険物施設の流出件数



のは232件で、前年の194件に比べ38件増であった。その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると第75図のとおりである。

そのほか危険物の運搬中に11件、無許可施設において13件の流出事故が発生している。

また、危険物施設の貯蔵機器等が破損したが火災及び流出に至らなかったものは75件発生している。

(2) 海上災害

昭和52年以降の主な海上災害の概況は次のとおりである。

- ① 昭和52年4月6日愛媛県松山市海上でパナマ船籍タンカーアストロ・レ

オ号(4万6,384総トン)が貨物船幾春丸(2,711総トン)と衝突して出火して原油約1,200klが流出し、県は、災害対策連絡本部を設置し、関係機関との連絡調整を図った。

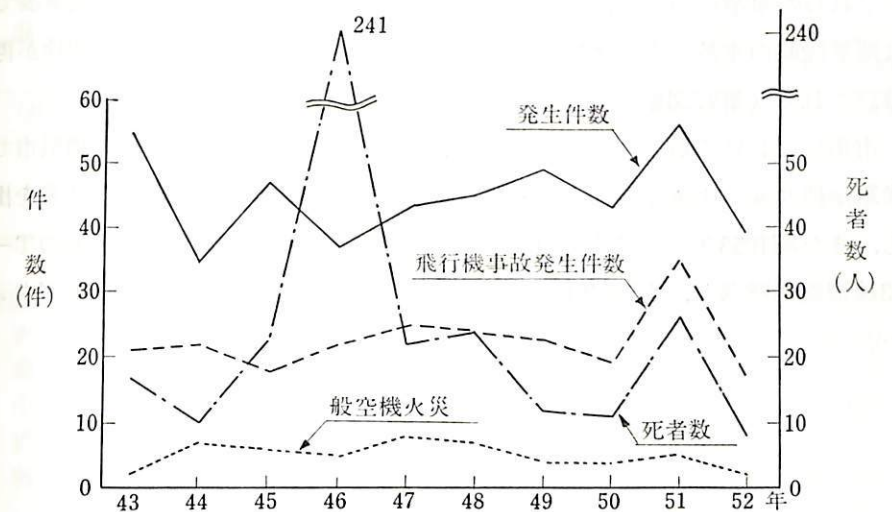
- ② 10月20日室戸岬南方海上でクウェート船籍タンカーアル・サビア号(3万5,751総トン)の船体の一部にき裂が生じ約1,300klの重油が流出し、県は、土佐湾浮流油災害対策本部を設置し関係機関との連絡調整を図った。

- ③ 昭和53年6月12日1978年宮城県沖地震により東北石油(株)仙台製油所において、屋外貯蔵タンク3基が底部に損傷を受け約6万8,000klの重油及び軽油が流出し、流出油は防油堤をこえ事業所内に拡大し数千klが排水処理施設の排水口を経て海上に流出したが、直ちにオイルフェンスを展開して拡散を防止したうえ回収作業を行ったため大事に至らなかった。

(3) 航空機災害

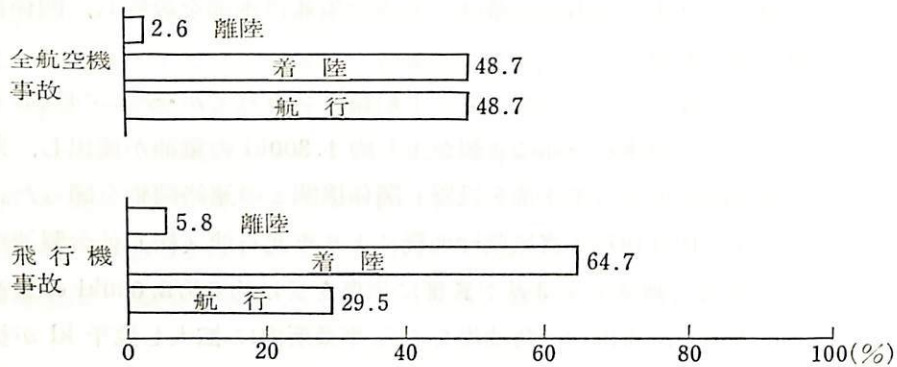
昭和52年に発生した民間航空機(飛行機、回転翼及び滑空機)事故は39件であり、そのうち飛行機事故は17件となっている。また、消防庁が火災報告

第76図 航空機事故等の推移



(注) 航空機火災以外は運輸省資料による。

第77図 運航形態別事故発生件数



(注) 運輸省資料による。

を受けた航空機火災は2件である。

昭和44年からの航空機事故等の推移についてみると第76図のとおりであり、航空機火災の火災報告は減少の傾向を示しているが、今後の航空機利用の増大に伴って空港災害対策の重要性はますます高まっている。

民間航空機事故についてみると、発生件数は図のように長期的にはほぼ横ばいの状態にあり、この傾向は飛行機事故についても同様である。

これらの事故について、運航形態別事故発生件数をみると、飛行機事故では離着陸時の事故発生が多いので、空港における消火救難体制の重要性が再確認される(第77図参照)。

市街地における航空機災害としては、昭和52年9月27日神奈川県横浜市で米軍用機ファントムが墜落し、民家2戸が全焼し死者2名、負傷者9名を出し、また昭和53年に入ると、9月8日埼玉県狭山市で航空自衛隊所属のT-33練習機が墜落し、民家2戸が全半焼し、乗員2名が死亡した事故があった。

(4) ガス 災 害

昭和52年に消防機関が出動したガス関係の災害は、実態調査によると総数が13,326件となっており、このうち火災は7,170件と全体の53.8%を占めており、ついで中毒及び酸欠の2,844件、21.3%の順となっている。これらをガスの種類別にみると、ガスが着火物となった火災においては、LPガスによるものが993件、68.3%を占めている(第78表参照)。

また、ガス関係の事故による死者については、形態別では中毒・酸欠が最も多くの死者を出し、ガスの種類別では自損行為を除くとLPガスによる死者が都市ガスによるものを上回っている(第79表参照)。

第78表 ガス 災 害 出 動 状 況 (昭和52年中)

形態	ガス種類	ガス種類		その他のガス					計
		都市ガス	LPガス	アセチレン	水素	塩素	アンモニア	その他	
火災 A		285	993	147	7	0	0	19	1,451
火災 B		2,677	2,673	361	0	0	0	8	5,719
爆発		53	490	11	0	1	0	29	584
中毒・酸欠		1,933	767	7	0	5	3	129	2,844
破裂		12	5	2	1	0	3	10	33
漏えい等		1,416	990	64	3	12	52	158	2,695
計		6,376	5,918	592	11	18	58	353	13,326

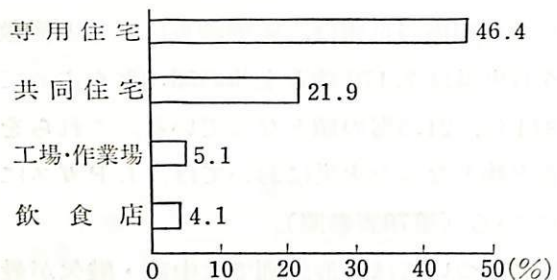
(注) 火災Aとはガスが着火物となって生じた火災であり、火災Bとはガスを燃料とする道具装置が発火源となった火災である。

第79表 ガス 災 害 による 死者 数 (昭和52年中)

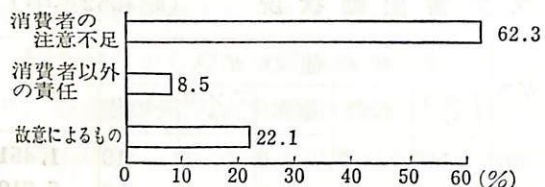
形態	ガス種類	ガス種類		その他	計
		都市ガス	LPガス		
火災		27(6)	83(33)	6	116(39)
爆発		5(2)	12(1)	6	23(3)
中毒・酸欠		494(448)	184(157)	32	710(605)
破裂		0	0	2	0
漏えい等		59(49)	12(6)	3	74(55)
計		585(505)	291(197)	49	925(702)

(注) () は自損行為によるもので内書である。

第80図 出動ガス災害発生場所別事故件数 (昭和52年中)



第81図 出動ガス災害発生原因別事故件数 (昭和52年中)



更に、出動件数について発生場所別にみた場合は、専用住宅及び共同住宅が68.3%と最も多く、かつ、発生原因別においても消費者の不注意又は故意によるものが85.4%となっている(第80図及び第81図参照)。

昭和52年中にガス類が着火物となった火災は1,668件となっており、昭和48年からの火災発生推移をみると、第67表のように昭和51年までは減少の傾向を示しているものの、昭和52年には前年に比べてわずかに増加している。

第3 消防行政の現況と施策

1 消防体制

(1) 消防組織

ア 常備消防機関

昭和52年4月現在の消防機関の現況は、消防本部878、消防署1,321、出張所2,742であり、また、消防職員数は11万618人となっており、昭和51年4月と比較すると消防機関は9本部、35署、77出張所、職員数では2,986人の増加となっている(第1-1表)。

第1-1表 市町村の消防機関の現況

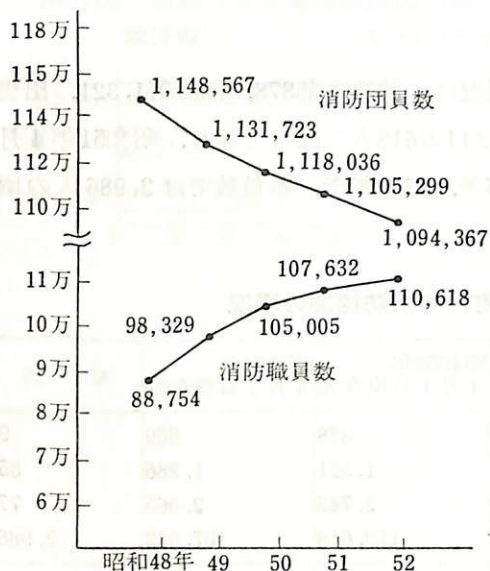
区 分		単位	昭和52年 4月1日現在(A)	昭和51年 4月1日現在(B)	(A) - (B)
消防本部・署	消防本部数	本部	878	869	9
	消防署数	署	1,321	1,286	35
	出張所数	所	2,742	2,665	77
	消防職員数	人	110,618	107,632	2,986
消防団	消防団数	団	3,669	3,673	△ 4
	分団数	分団	26,463	26,650	△ 187
	消防団常備部	部	17	22	△ 5
	消防団員数	人	1,094,367	1,105,299	△ 10,932

更に、最近の5か年間における消防機関の推移は第1-2図のとおりであり、常備化の進展に伴い消防本部、署数等は着実に増加している。また、消防職員については第1-3図のとおりであり、昭和52年4月1日までの1年間に2,986人の増加、最近の10年間では2倍以上の増加となっている。

第1—2図 消防機関数の推移

昭和年	機関数	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000
48	829	1,155	2,120			
49	848	1,230	2,407			
50	859	1,258	2,590			
51	869	1,286	2,665			
52	消防本部 878	消防署 1,321	出張所 2,742			

第1—3図 消防職員及び団員の推移



(ア) 常備化の変遷

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備のみの市町村もある）と②消防団のみが存する地域とがあるが、警防業務、予防業務、救急業務等消防活動を効率的に行う体制としては、常備消防体制であることが望ましい。

昭和38年4月、消防組織法の一部改正により、消防本部

及び消防署を設置すべき市町村が政令で指定されることとなり、翌39年に486市町村が指定され、その後も毎年相当数の市町村が追加指定された。更に、昭和46年6月、常備化の積極的推進を図るため、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」の全部が改正され、すべての市に消防本部及び消防署の設置を義務付けることとし、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定することとされた。

なお、昭和49年7月の消防法施行令の一部改正により、昭和50年1月1日

以降は、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村として指定を受けた市町村は、同時に救急業務を実施することが義務付けられた。

現在、昭和53年4月に政令指定された50町村を含め、2,714市町村が政令指定市町村となり、昭和54年4月1日までには、市町村数では83.3%（市は100%、町村79.2%）人口数では96.4%が常備化される見込みである。常備化市町村の変遷は附属資料15のとおりである。

常備化の状況を市町村数の割合で地域ブロック別にみると、北海道・東北地区（99.2%）、関東地区（90.7%）、北陸地区（90.1%）、四国地区（84.3%）が全国平均を上回っているのに対し、近畿地区（65.1%）、中部地区（71.4%）、中国地区（75.2%）、九州・沖縄地区（83.1%）が全国平均83.3%を下回っている。

常備化率の低い地区においては、災害発生危険度、延焼危険度等の実態をふまえ常備化のための検討を更に進める必要がある。

(イ) 広域化の変遷

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

しかし、災害はその市町村限りでとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防衛し得ない場合が多い。このような場合には、市町村が相互に応援し、又は共同組織をもって災害に対処する必要がある。

特に最近、道路、交通、通信網が発達し、モーターリゼーションの普及により住民の生活圏が市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離は著しく短縮されているので、消防事務を市町村が単独で処理するよりも、相互応援、共同組織等により処理するのが効率的かつ合理的な場合が多く、こうした要請に応じるのが広域消防である。その具体的方法としては、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定による一部事務組合、事務委託の制度が広く活用されており、その変遷は第1—4表及び第1—5表のとおりである。

第1-4表 消防組合の変遷

年度別	区分	消防組合数	組合構成市町村数	(B)/(A) (%)
	常備化市町村数 (A)			
昭和49年度		371	1,912	77.6
50		379	1,949	77.1
51		391	2,018	77.6
52		403	2,076	77.9
53(見込)		413	2,126	78.3

第1-5表 事務委託市町村の変遷

年度別	区分	市	町	村	計
昭和49年度		7	12	1	20
50		—	7	5	12
51		—	2	4	6
52		—	—	—	—
53(見込)		—	1	—	1
果 計		25	75	14	114

(注) 救急業務のみを委託している町村は含まない。

(ウ) 広域化の種類

広域化の方法としては、消防組織法の規定による相互応援、地方自治法の規定による一部事務組合及び事務委託がある。以下これらの現況を述べることにする。

a 一部事務組合

一部事務組合は、消防事務を2以上の市町村で共同処理するため設立する組合(地方自治法第284条第1項)で、昭和45年から昭和49年にかけてこの方式を採用するものが急激に増加し、その後においても年々増えている。

これは、単独で消防本部・署を設置することが困難な町村が共同して常備化を行う場合において、最も良く利用される方式であり、前述の常備化の進展はこの方式の普及によるところが大きい。

第1-4表は、消防組合設立の変遷であるが、消防組合数は、昭和54年4月1日までは、413組合に達する見込みであり、その構成市町村数2,126市

町村は、常備化市町村の78.3%に相当することになる。

しかしながら、消防組合の大多数は設立後日も浅いこともあり、消防団との関係、あるいは、人事、財政等の消防行政運用面において種々の問題を内包しており、消防組合の健全な発展のためには、関係者の努力はもちろんのこと、関係市町村の協力と都道府県、国の指導援助が特に必要である。

b 事務委託

事務委託は、消防事務を他の市町村に委託し処理する方式(地方自治法第252条の14第1項)である。

第1-5表は、事務委託市町村の変遷であるが、昭和53年4月1日現在、消防事務を委託している市町村数は114である。

また、救急業務のみを委託している町村数は60である。

c 相互応援

相互応援は消防組織法第21条の規定により、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援し、強力な協力体制をとることにより、火災等の災害による損害を最小限度にとどめ、その拡大を防止しようとするものである。相互応援協定は離島などで応援実施不可能な場合以外はほとんどの市町村が締結している。協定は、各市町村の実態に応じた形式によりなされているが、多くは応援消防力の具体的な内容、応援に要した費用、災害補償負担区分などが明記されている。

イ 消防団

近年消防の常備化が急速に進み、消防本部、署も年々充実整備されてきているが、消防本部、署が置かれていない非常備市町村にあっては、消防活動は消防団に全面的に依存しており、常備市町村にあっては、特に大火災、地震等の大規模災害の場合には、その防除のために組織的かつ多大な動員体制を要することから、消防団に依存する面が少なくない。このようなことから、常備化が相当進んだ今日においても、我が国の消防において消防団の果たす役割は依然として大きく、消防団の活躍なくしては、消防行政の十分な遂行は考えられないと言っても過言ではない。

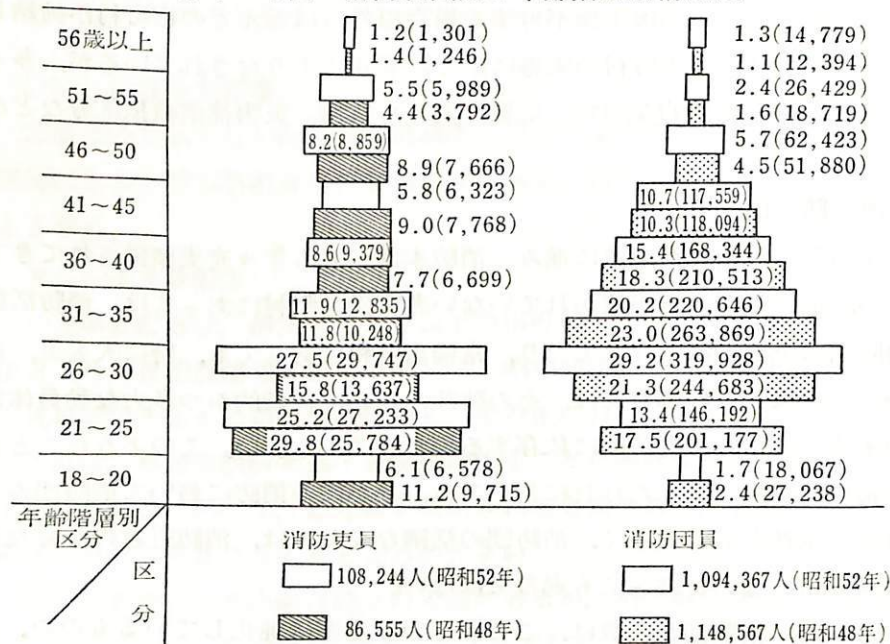
ところが、消防団員の数は、ここ数年の減少率は鈍化しているものの、な

お減少傾向にあり、最近10年間の減少人員は、約16万4,000人にのぼっており、消防団員の年齢構成についても、第1—6図のとおりで、平均年齢は徐々に高まる傾向を示し、特に、25歳以下の年齢層の構成比の低下傾向が顕著である。

また、大都市周辺における団員の地域外勤務による昼間不在、あるいは、特に北海道、東北地方等に多くみられる季節的出稼ぎによる長期不在のため、消防団に籍を置いているが、現実には出動できない団員の増加が消防団の戦力低下をもたらす要因となっている。

消防団員の減少の理由としては、消防常備化の進行、消防団の再編成、消防団装備の機械化、近代化に伴う人員の節減もあるが、特に大都市及びその周辺部への人口集中による郡部人口の減少、社会奉仕に関する意識の変化による入団希望者の減少も見逃せない要因となっている。消防団員の減少は直接に、地域の消防力の減退につながるばかりか、地震等の大規模災害の場合における消防活動に極めて重大な影響を及ぼすものである。

第1—6図 消防職団員の年齢階層別構成比



国としては、消防団員の任務の重要性にかんがみ、消防団員の確保対策として、処遇改善等種々の対策を講じているが、市町村においても、消防団の役割の重要性を十分に認識し、消防団員の確保に努める必要がある。

ウ 自衛消防の推進

自衛消防は、広義には市町村が設置する公設消防以外のもので法令等に定められた消防組織のことである。

これらの組織には、消防法第8条の規定に基づいて、防火管理者を中心に組織されているもののほか、同第14条の4の規定に基づいて一定規模以上の危険物施設を持つ事業所等が化学消防自動車を中心に編成する自衛消防組織、石油コンビナート等災害防止法に基づいて、特定事業者が大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等を中心に編成する自衛防災組織がある。

以上のような3つの自衛消防組織は、危険度の大きい事業所・工場における有効な消防力として、その重要性が強調されているが、その質的向上を図りつつ、市町村消防と密接な連携をとり災害の予防、被害の軽減に資するよう一層の充実強化への努力が望まれる。

これらのうち、消防法の規定に基づく自衛消防力の概要は第1—7表のとおりである。

なお石油コンビナート等災害防止法に基づく自衛防災組織については附属

第1—7表 自衛消防力の概要

区 分	52. 4. 1 現 在
自衛消防力を有する工場、作業所等	23,829
自 衛 消 防 隊 数	21,610
隊 員 数	883,777
普 道 消 防 ポ ン プ 自 動 車	916
水 所 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	327
三 輪 消 防 ポ ン プ 自 動 車	43
手 引 動 力 ポ ン プ	1,448
小 型 動 力 ポ ン プ	10,415
化 学 消 防 自 動 車	567
大 型 消 火 器	56,134

資料20参照のこと。

エ 自主消防の拡充

公設及び事業所等の消防体制以外に国民自ら自分の生命、財産を守るため、地域に在住する少年・少女や婦人あるいは町内会等による自主消防体制も重要なものである。

最近におけるこれらの組織化、活動は地域において定着しつつありその役割も大きなものとなっている。昭和52年4月1日現在、少年消防クラブは4,057クラブ、クラブ員42万2,686人、婦人防火クラブは8,127クラブ、104万592人であり初期消火、また火災に対する予防意識の高揚に重要な役割を果たしている。

(2) 消防施設

消防職団員と共に消防力の基幹を構成する消防機械、消防水利、火災通報施設等の消防施設については、毎年その整備強化が図られており、科学化、機械化が進んでいる。しかし、産業の発展、国民の生活様式の変化に伴い、多様化、複雑化し増大する火災及び各種災害に十分対処するために、今後とも消防施設の強化を図らなければならない。このため国では、消防施設強化促進法（昭和28年法律第87号）に基づき、これらの施設に対して補助金を交付し、その整備強化を図っている。

ア 消防機械

消防機関における消防機械の保有状況は、第1-8表のとおりであり、消防ポンプ自動車をはじめとして逐次増強が図られている。消防本部・署では特に救急自動車、水そう付消防ポンプ自動車、化学消防自動車の増加が著しく、消防団では水そう付消防ポンプ自動車の増加が著しい。

(ア) 動力消防ポンプ

動力消防ポンプは毎年逐次強化されており、旧式の動力消防ポンプはほとんど姿を消している。昭和52年4月1日現在消防ポンプ自動車（水そう付、三輪を含む）の台数は2万490台、手引動力ポンプの台数は815台、小型動力ポンプの台数は5万4,091台で、昭和51年に比べて消防ポンプ自動車で546台

(2.7%)、手引動力ポンプでは5台(0.6%)、小型動力ポンプで1,295台(2.5%)それぞれ増加している。

(イ) はしご付消防ポンプ自動車等

石油コンビナート等をはじめ危険物の増大に対応した危険物火災の増加、高層建築物及び地下街等都市構造の複雑化に伴う火災の多様化、自動車事故等特殊災害の増加に対処するため、化学消防自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救急自動車が増加している。昭和52年4月1日現在化学消防自動車の台数は749台、はしご付消防ポンプ自動車の台数は798台、救急自動車の台数は3,400台で、昭和51年に比べて化学消防自動車で38台(5.3%)、はしご付消防ポンプ自動車で39台(5.1%)、救急自動車で207台(6.5%)それぞれ増加している。

今後、近年における特殊災害の増加に対処して、人命救助、火災防御を行

第1-8表 消防機械の保有数

(単位 台)

区 分	消 防 本 部・署				消 防 団				合 計
	昭和52 年4月 1日(A)	昭和51 年4月 1日(B)	増 減 (A)-(B)	増 減 (A)-(B) (B)	昭和52 年4月 1日(A)	昭和51 年4月 1日(B)	増 減 (A)-(B)	増 減 (A)-(B) (B)	
	普通消防ポンプ自動車	4,363	4,253	110	2.6	13,389	13,091	298	
水そう付消防ポンプ自動車	2,188	2,075	113	5.4	541	516	25	4.8	2,729
三輪消防ポンプ自動車	1	1	0	0	8	8	0	0	9
はしご付消防ポンプ自動車	795	757	38	5.0	3	2	1	50.0	798
化学消防自動車	733	694	39	5.6	16	17	△ 1	△ 5	749
救 急 自 動 車	3,337	3,123	214	6.9	63	70	△ 7	△ 10	3,400
無 線 指 揮 車	1,085	1,003	82	8.2	37	34	3	8.8	1,122
消 防 艇	45	44	1	2.3	3	2	1	50.0	48
救 助 工 作 車	216	191	25	13.1	0	0	0	0	216
林野火災工作車	38	35	3	8.6	11	10	1	10.0	49
小型動力ポンプ積載車	233	205	28	13.7	14,502	13,442	1,060	7.9	14,735
手引動力ポンプ	5	1	4	400.0	810	809	1	0.1	815
小型動力ポンプ	2,383	2,228	155	7.0	51,708	50,568	1,140	2.3	54,091
その他の消防自動車	968	901	67	7.4	152	114	38	33.3	1,120

うにはこれまでの消防機械では十分とはいえず、救助工作車、排煙車、破壊車、消防艇、放水塔車、ヘリコプター等の高度な科学消防機械の整備強化及び技術開発を促進する必要がある。

イ 消防水利

消防水利の現有数は第1—9表のとおりである。消防水利は火災鎮圧のためには消防機械と共に不可欠なものであり、国においては「消防力の基準」と併せて「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）を定めこの基準に適合するものを消防水利として確保、管理することとしている。

消防水利の種類には消火栓、防火水そう、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海水等の自然水利がある。このうち自然水利は、消防水利として人工水利と並んで重要な役割を果しており、大きな水利となれば火災に対して水量は無限にあるが、季節、時間により使用不能となったり、取水場所が道路、護岸、埋立等の工事や改修により制限を受けることがあり、自然水利、人工水利の適正な組合せが必要である。人工水利においては、その73.3%を消火栓が占めており、防火水そうの割合は24.0%である。近年の都市化現象により消防水利を必要とする地域が年々拡大しており、こうした新たな需要に応じて安定した消防水利の増強を図ることが必要であるが、バランス

第1—9表 消防水利の保有数

消 防 水 利	52.4.1現在	51.4.1現在	比較増減数	増 減 率
全 国 の 現 有 数	932,870	891,974	40,896	4.6%
消 火 栓	683,553 (73.3)	651,337 (73.0)	32,216	4.9
防 火 水 そ う	223,955 (24.0)	215,214 (24.1)	8,741	4.1
{20~40㎡ 未 満	90,268	89,162	1,106	1.2
{40㎡ 以 上	133,687	126,052	7,635	6.1
井 戸	25,362 (2.7)	25,423 (2.9)	△ 61	△ 0.2
{20~40㎡ 未 満	13,616	13,935	△ 319	△ 2.3
{40㎡ 以 上	11,746	11,488	258	2.2

()内は構成比

のとれた消防水利とするためには、防火水そうは、①消火栓のように水源の変化、事故等の影響による水圧、水量の変化がなく、②消火栓に比べ耐震性が強い等の長所を有するので、今後とも一層その増設を推進する必要がある。

ウ 火災通報施設

火災等の災害の被害を最小限度に食い止めるには、消防隊が現場にできるだけ早く到着する必要があるため、早期通報、初動体制の整備を推進することが重要である。この早期通報と初動体制の一端を担う火災通報施設には、消防無線電話、消防機関相互間の消防電話、一般用の火災報知機、及び火災報知専用電話（119番）がある。

(ア) 消防無線電話

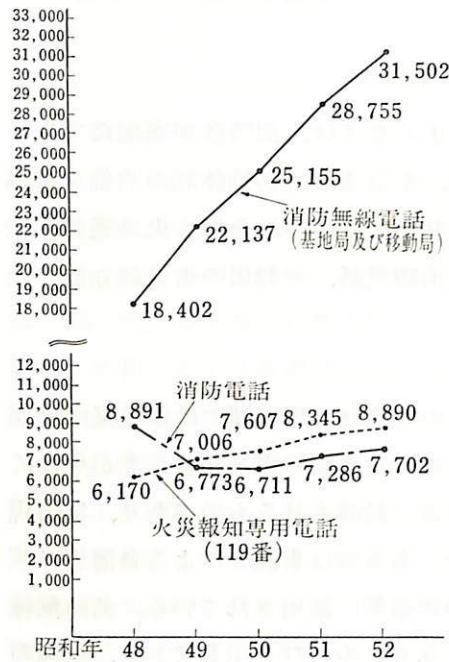
災害時における消防隊、消防本部等との連絡は有線電話では困難又は不能な場合が多く、適確な情報の収集及び伝達に重大な障害となることが少なくない。消防無線電話はこうした場合に備えて設置されるものであり、災害現場からの情報の収集、各消防隊への指示、あるいは事故等による負傷者の症状等について出動中の救急自動車からの連絡等に活用されている。消防無線電話の設置数は全体で昭和51年に比べて9.6%の伸びを示しており、全国の保有数は昭和52年4月1日現在で3万1,502台（第1—10表）となっている。

消防無線電話には、中短波と超短波を使用した2種類の設備があるが、最近の災害対策及び救急救助業務が増大し、これらに対処するため、高性能の超短波施設を設置する機関が増えている。

第1—10表 消防無線電話の保有数

区 分	52.4.1現在	51.4.1現在	比較増減数	増 減 率
局 数 (基地及び移動局)	31,502	28,755	2,747	9.6%
中 短 波 (")	83	80	3	3.8
超 短 波 (")	31,419	28,675	2,744	9.6

第1-11図 消防無線電話・火災報知専用電話及び消防電話の推移



昭和48年4月1日現在7,702回線で、昭和51年と比べると416回線(5.7%)の増加となっている(第1-11図)。

(エ) 火災報知機

火災報知機には、市町村が公衆の用に供するため、地域内に設置し消防機関と直接連絡させている公衆用のものと、防火対象物の所有者等が設置する自衛用のものがある。消防機関に直接連絡している火災報知機の設置数をみると、昭和52年4月1日現在、全国に2,143基で、昭和51年に比べて459基減少(△17.6%)している。この理由としては、火災報知機にはいたずら通報や誤報により、消防機関の出動体制が妨げられるという欠点があるほか、近年の加入電話の普及に伴い火災報知専用電話(119番)との代替が進んでいるためである。

(イ) 火災報知専用電話

火災報知専用電話は、「火事と救急救助は『119番』」として国民に知られ、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生を通報するものである。

全国の保有回線数は昭和52年4月1日現在では8,890回線で、昭和51年に比べると545回線(6.5%)の増加となっている。

(ウ) 消防電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の連絡、指令等情報の伝達に使われる消防専用電話であり、通常時、非常時を問わず消防機関相互間の連絡に大きな役割を果している。全国の保有回線は昭和52年

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るには、消防体制の総力をもってしても万全を期することは困難である。したがって、それぞれの行政に関連する関係行政機関の防災努力がなされることも必要であり、また、緊急事態に際しては、関係行政機関を含めた可能な限りの応援体制を得られる防災体制が確立される必要がある。

このため、災害対策基本法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、大規模な災害に対して国及び地方の行政機関等が総力をあげて対処し、中央防災会議、地方防災会議、石油コンビナート等防災本部、非常災害対策本部等の制度により、国及び地方において、それぞれ横断的に必要な連絡調整を行うことができる体制が作られており、また、個別に関係行政機関等との間では、協議、応援協定の締結等により連絡調整を図り、防災体制の整備を推進している。

ア 石油コンビナート災害

石油コンビナートに関しては、石油コンビナート等災害防止法を中心に、消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法等多数の関係法令に基づき、防災対策が推進されており、石油コンビナート等災害防止法立案に当たっては関係省庁連絡会議がもたれたところであるが、その後も消防庁、通商産業省及び労働省の間では、三省庁連絡会議により石油コンビナート等災害防止法及び保安三法に関する必要な連絡調整を行っているところである。

また、石油コンビナート等災害防止法に基づく防災緩衝緑地等については、建設大臣による設置計画の承認及び自治大臣による交付税措置に係る指定を行うこととされており、石油コンビナート等特別防災区域に係る総合的な防災の観点から関係省庁間でも緊密な連絡をとりつつ設置を推進していく必要がある。更に、石油コンビナートに係る海上火災の防止に関しては、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に係る消防機関と海上保安庁の機関との各責任分担と協力関係が定められており、運輸省との間でも必要な連絡調整を図っているところである。

イ 海上災害

海上の消防業務については、昭和24年12月9日付けで国家消防庁と海上保安庁との間に業務協定が締結され、その後、海上火災の危険の増大を考慮し、昭和43年3月29日に改めて、消防庁と海上保安庁との間で交換された「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて、第1—12表のように市町村消防機関と海上保安庁の機関との間で、領海の船舶火災に対する消火活動に関連して、両機関が協力して消防業務を実施するための業務協定が締結されている。

第1—12表 タンカー入港主要港湾に係る市町村消防機関と海上保安庁の機関との業務協定締結状況

(昭和53・4・1現在)

入港最大船舶	港湾所在市町村数	締結市町村数	未締結市町村数
100,000 t 以上	49	27	22
10,000 t 以上～100,000 t 未満	36	26	10
1,000 t 以上～10,000 t 未満	68	43	25

また、昭和51年9月1日から改正施行された「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」において

- ① 海上火災が発生又はそのおそれのある危険物の排出があった場合における消火活動に係る権限は、当該火災又は危険物の排出が、ふ頭に係留された船舶又は陸地にある施設に係るものである場合には、原則として消防機関が、その他の場合には原則として海上保安庁が権限を行使すること。
- ② 消防機関と海上保安庁は、相互に密接な連絡をとり、海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力すること。

等を定め、海上火災が発生したとき又は危険物の排出により海上火災が発生するおそれのあるときについては、消防機関と海上保安庁の各々の担任すべき権限及び責任と協力関係が整備された。

今後は、この法律の趣旨にのっとり、より円滑な海上消防活動が実施できるよう防災体制の整備を図る必要がある。

ウ 空港災害

航空機の事故は、一旦発生すれば大惨事を招来するおそれがあるので、特に、空港とその周辺における消火、救難活動が円滑に行われるよう、あらかじめ消防機関と空港管理者との間で、消防活動の実施方法について協定を締結しておく必要があり、消防庁と運輸省で協議し、昭和45年5月に「空港及びその周辺における消火救難に関する協定の準則」を定めた。

空港所在の市町村は、この協定準則を基本として、協定の締結を行っており、その状況は、附属資料21のとおりである。

エ 原子力災害

放射性物質の輸送については、昭和52年度に関係省令等が改正され、輸送物及び輸送方法等の安全基準等の規定が強化されたところであるが、さらに万全を期するため、消防庁、科学技術庁、警察庁、運輸省及び通商産業省の5省庁は、核燃料物質に係る輸送中の交通事故等に伴う危険から公衆の安全を確保するために、緊急の措置を要する事態に備えて連絡協力することを目的として、昭和52年8月「核燃料物質輸送安全対策連絡会」を設置した。また、これに並行して放射性同位元素に係る輸送中の交通事故等に対する体制等につき関係省庁間での検討を行っている。

なお、原子力施設に対する消防防災体制を確立させるために、関係省庁と、意見交換、資料交換等を行い、連絡協力をする必要がある。

2 予 防 行 政

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、一般家庭で使用される火気使用器具は多種多様となり、しかも取扱者の慣れから最も大切な安全管理をおろそかにし、火を粗雑に扱いがちであるが、火を使用し、取り扱う以上、火の持つ危険性を常に認識して、その都度、細心の注意を払わなければならない。

国民一人一人がこのことを自覚し、実践することが火災予防に、なによりも重要なことである。

このような観点から、国では毎年春季及び秋季の2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民への防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進しているところである。

火災予防に関する運動が現行の年2回、全国的に行われるようになったのは、自治体消防が発足した年の翌年(昭和24年)からである。実施期間は第

第2-1表 火災予防運動実施期間の推移(消防組織法施行年以降)

年 別	春 季	秋 季
23		10月10日～10月16日
24	4月18日～4月24日	10月17日～10月23日
25	3月7日を含む前後7日間	10月8日～10月14日
26	3月1日～3月7日	10月7日～10月13日
27	3月2日～3月8日	10月12日～10月18日
28	3月1日～3月7日	11月26日～12月2日
29	3月7日～3月13日	同 上
30～現年	2月末日～3月13日	同 上

2-1表に示すとおり、その年々によりまちまちであったが、秋季は昭和28年、春季は昭和30年から、都道府県等関係機関の意見をもとに現行の期間に統一し、現在に至っているものである。

(ア) 秋季全国火災予防運動(昭和52年11月26日～12月2日)

秋季全国火災予防運動は、火災多発期を迎えるにあたり、国民一人一人の防火意識の向上を図り、火災の発生防止と人命損傷事故の絶滅を期することを目的としている。

昭和52年秋季の運動では、「使う火を消すまで離すな目と心」を全国統一標語とし、秋季運動の重点目標として、専用住宅火災の増加に伴い幼児、老人、身体不自由者等の尊い人命が火災によって多数失われていることから、「幼児、老人の焼死防止対策の徹底」と、旅館、デパート、病院、複合用途防火対象物等、多数の者を収容する建物の火災で防火管理の不徹底が指摘されたことから、「生きた自主防火管理体制づくり」を取りあげ、運動を展開した。

なお、全国いっせい実施事項の具体的内容は、次のとおりである。

a 家庭の防火対策

重点目標である「幼児、老人の焼死防止対策の徹底」を図るため、外出時の注意、避難方法の検討、就寝前の点検と確認等、火災による死者の防止策を示した。

- (a) 幼児、老人だけを残して外出することは極力さけよう
- (b) 幼児、老人の安全な避難方法を考えよう
- (c) 就寝前の火の元点検を必ず行おう
- (d) 寝たばこは絶対にやめよう、また、させないように常に注意しよう
- (e) 自分が使う火は消すまで責任をもち、その都度安全を確認しよう
- (f) 一日一回は防火について反省しよう

b 職場の防火対策

職場における火災予防は、従業員一人一人が自己の防火意識を高め、職場ぐるみで組織的な防火管理に努めることが強く望まれるところであり、従業員全員が火の元に注意することはもちろん、火災が発生した場合に適切に対

応できる消防訓練等を実施することが必要である。このようなことから、次の事項を実施し、職場の防火管理の充実を図った。

- (a) 職場ぐるみで、消火、通報及び避難訓練を実施しよう
- (b) 消防用設備等を総点検し、いつでも使えるようにしておこう
- (c) 非常口付近や通路には、物を置かないようにしよう
- (d) 職場教育を徹底し、職場の防火意識を高めよう
- (e) 複合用途ビル入居者は共同防火についてお互いに責任を果そう

(イ) 春季全国火災予防運動（昭和53年2月28日～3月13日）

春季全国火災予防運動は、空気が非常に乾燥し、強風が吹くことの多い時期にあたり、火災予防思想の一層の高揚を図るとともに、火災による悲惨な焼死事故や、貴重な財産の損失を防止するために実施することを目的としている。

春季全国火災予防運動は、前年秋季の運動と同一の全国統一標語のもとに、「幼児、老人の焼死防止対策の徹底」と「異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の実施」、更に「実際に即した自主防火管理体制」を重点目標として、家庭、屋外、職場とそれぞれの場における防火対策を推進し、国民総ぐるみによる積極的な運動の展開を図った。

なお、全国いっせい実施事項の具体的内容は次のとおりである。

a 家庭の防火対策

昭和52年中の火災による死者の発生は専用住宅によるものが多いことから、特に、自力避難できない幼児、老人、その他身体不自由者等を火災から防護するよう、焼死防止対策の徹底を図った。

- (a) 病人、幼児、老人、その他身体不自由者等に対する安全な就寝場所の確保
- (b) 寝たばこの防止と就寝前の安全の確認
- (c) 幼児、老人等を残す外出時の隣り近所への連絡
- (d) 廊下、階段等避難路となる場所の障害物の排除
- (e) 万一の火災に備えた水バケツの設置と消火器の使用法の熟知

b 屋外の防火対策

春は、季節的に空気が非常に乾燥することと、風の強い日が多いことから、特に、火あそび、たき火、喫煙、屋内の裸火の使用にあたっては、火災防止について十分注意するよう広報等による指導の徹底を図った。

- (a) 異常乾燥時及び強風時の出火防止
- (b) 着火しやすい可燃物の除去
- (c) 喫煙後の火の始末並びにたき火に対する消火用具の備えと監視の励行

c 職場の防火対策

昭和52年中に発生した死者を伴った火災事例として、病院及び共同住宅火災があげられるが、いずれも防火管理体制の不徹底によるものが多かったことから、実際に即した自主防火管理体制の促進を図った。

- (a) 防火管理者をはじめとする従業員の防災教育の実施
- (b) 実際に即した消火、通報、避難訓練等の実施
- (c) 従業員一人一人の自主的な意識と責任に根ざした機能的な防災体制の確立

(ウ) 全国山火事予防運動（昭和53年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全に資することを目的としている。

この運動は、従来、消防庁と林野庁が各々独自の立場で行っていたが、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱による予防運動に一元化し、実施期間についても原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせることにしたものである。

森林は国土の保全及び国民経済の上からも貴重な資源であり、これが例年、火災により焼失していることは、国家的損失といわなければならない。例年、林野火災は晩冬から春先にかけて草木の枯れ、空気の乾燥と相まってレジャー人口の増加による入山者の逐増により、たき火、たばこの投げ捨て等によって起きる火災が多いことから、入山者の防火意識の高揚は一層の努力が必要である。

昭和53年の全国火災予防運動では「火の始末山に来るたび歩きたび」を統

一標語として、下記の事項を重点に広報活動や、消火訓練等の行事の実施を通じ、ハイカー、林業労働者、森林所有者、農民、学童その他一般国民に対して活動を展開し、林野火災の未然防止に努めた。

- a たき火の跡始末を完全にすること
- b たばこの吸殻は必ず消すこと
- c マッチ、ライターの使用は、強風又は乾燥時には努めてさけること
- d 紙くず等燃えやすいごみ類は、所定の場所に捨てること

(エ) 車両火災予防運動（昭和53年2月28日～3月6日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を防止し、安全な輸送を確保することを目的とする。

この運動は、昭和26年4月、横浜市桜木町において発生した京浜東北線の国電火災を契機に、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図るために実施されることとなったものである。また、この運動は、当初各地方毎に実施し、時期的にも区々にわたっていたが、各方面からの要望もあったため昭和29年から、春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施することとした。現行のように春季全国火災予防運動実施期間の前半7日間として全国統一を図ったのは、その翌年の昭和30年からである。

昭和53年の車両火災予防運動は、次の事項を重点実施事項として掲げ車両火災防止の徹底を図った。

- a 禁煙車両内における喫煙の防止と窓からのたばこの投げ捨ての防止
- b 危険物品の車内持込防止
- c 車両及び駅舎における初期消火、通報及び避難誘導訓練の実施
- d 消火器の点検及び取扱い方法の習熟並びに管理の徹底
- e 食堂車等における火気設備の総点検
- f 車両の防火点検整備
- g 危険物輸送における安全運転の励行

イ 文化財防火デー

この運動は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により指定された貴

重な文化財を火災から保護するための防火運動であり、文化財関係者の防火意識の向上と国民一般の文化財愛護思想の高揚を図ることを目的としたものである。

この運動の発端は、昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺等の貴重な重要文化財の焼失を契機として昭和30年以来、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心に消防庁と文化庁の共唱により全国的に実施しているものである。

昭和53年の文化財防火デーは、第24回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るとともに、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防機関の指導のもとに消火訓練、重要物件の搬出、避難訓練等を積極的に実施し、文化財の防火対策の整備充実に努めた。

ウ 民間防火組織

民間の防火組織には、家庭の主婦を主体とした婦人防火クラブと、小中学校の生徒を対象とした少年消防クラブとがあり、それぞれの立場において、火災予防に努め、広く火災予防思想の普及に貢献している。

クラブ数および人員は、昭和52年4月1日現在、婦人防火クラブでは、8,127団体（前年7,874団体）、104万592人（前年98万1,743人）、少年消防クラブ4,057団体（前年4,432団体）、42万2,686人（前年43万87人）である。

婦人防火クラブは、従来、その大部分が小都市や町村部に結成されてきたが、最近は大都市においても婦人防火協力隊、家庭防火指導員等の名称を用いてその結成が進められている。このクラブは、各家庭の防火診断をはじめ、火を使用する器具類の正しい取扱い方法、消火器具の操作方法、防火座談会や防火映画会の開催等、火災予防のための活動並びに研究を行っている。近年、特に農山漁村地帯においては、出かせぎ等により男子が不足し、消防団員は減少の傾向を示しているが、これを補う意味で、婦人が消火活動にも従事することも多くなってきており、従来の消火器を使用した初期消火訓練だけではなく、日常の訓練においても小型動力ポンプを使用したポンプ操法を実施するなど、実践的な活動を行っている婦人防火クラブも多くなってきている。

少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、各家庭や学校における火災の防止を図るとともに、火災予防思想の素地をつくることを目的とするものであって、昭和25年少年消防クラブ取扱要綱が制定されたことにより、学校、消防署又は市町村を単位に全国各地でクラブの結成が始まり、昭和28年に「全国少年消防クラブ運営指導協議会」（会長消防庁長官）が設けられた。

少年消防クラブの活動内容は、それぞれの地域の地理条件、気象状況等の環境条件によって異なるが、主なものは視聴覚教育、実地見学、研究発表会、防火弁論大会、避難訓練、防火ポスター等の製作と配布、火災予防運動行事への参加、協力等であり、特にクラブ員の家庭に対する火災予防思想の普及に重要な役割を果している。

全国少年消防クラブ運営指導協議会は、少年消防クラブ育成のため、毎年3月に表彰を行い、優良少年消防クラブ及び指導者に対して表彰旗及び記念品を授与している。昭和53年3月に行われた表彰では、表彰旗を授与されたクラブ12団体、記念品を授与されたクラブ24団体、記念品を授与されたクラブ指導者14名である。

（2） 自主防火体制

ア 防火管理者制度

火災の発生を防止し、火災が発生した場合における人的、物的損害の軽減を図るためには、公設消防機関の強化、拡充のみでは決して十分でなく、一般国民自身の日頃からの自主的な防火管理の意識と体制が必要であることはいうまでもないことである。防火管理者制度は、国民自らの手により火災を予防するとともに出火した場合の被害の軽減を図ることを目的とした制度である。消防法第8条第1項では、多数の者が出入等をする防火対象物で消防法施行令で定めるもの（映画館、キャバレー、ホテル、病院、老人福祉施設等不特定の者又は身体的弱者を収容する防火対象物にあっては収容人員が30名以上のもの、その他の防火対象物にあっては収容人員が50名以上のもの）の管理について権原を有する者（以下、「管理権原者」という。）に対し、一

定の資格を有する者の中から防火管理者を選任するとともに、当該防火管理者をしてそれぞれの防火対象物における防火管理上必要な業務を行わせるべきことを義務付けている。防火管理者をして行わせるべき業務の内容は、消防計画の作成、自衛消防組織の編成、消火、通報、避難訓練の実施、防火対象物の自主検査の実施、消防用設備等、防火避難施設の点検及び維持管理、収容人員の適正管理、従業員等に対する防火教育の実施等である。

防災対策の徹底を期するためには、消防設備等や避難、防火設備が適法に設置されているだけでは決して十分でなく、非常に際し有効に機能するよう不断の点検、整備が必要であるし、避難者を安全かつ速やかに避難させるためには組織的な誘導が行われなければならない。また、火災の初期において有効な消火活動が行われるためには平常時の訓練による教育効果が必要となる。

その意味で、防火管理者制度は、消防用設備等の設置等いわゆるハード的要素とともに、防災上必要不可欠の車の両輪ともいうべきものである。

近年においては、高層建築物や地下街あるいはいわゆる雑居ビル等避難上障害の多い防火対象物が増加しつつあること及び新建材の使用量の増大と建物の密室化からくる煙死の危険性が高まりつつあること、加えて交通渋滞による公設消防隊の到着の遅延等の理由から自主防火管理体制の整備の必要性は飛躍的に高まっているといえる。実際の火災例において、防火管理者を選任して防火管理業務を行わせなければならないにもかかわらずそれを怠り防火管理者を選任していなかったホテルにおいて火災が発生したが、宿泊者に出火を知らせ、避難誘導をすべき体制がなかったため、多数の死傷者を発生させた事例が挙げられる。一方、防火管理者が選任され、各業務が適切になされていたホテルにおいてたまたま火災が発生したが、従業員が消防計画に従って宿泊客への通報や避難誘導を行った結果、死傷者の発生を未然に防止し得た事例も見られる。この二つの火災を比較した場合、防火管理体制の重要性は極めて明白に実証されているといえる。しかしながら、前述の火災例でもわかるように防火管理実施義務があるにもかかわらず、それを怠っている防火対象物があることも否定できない。昭和53年3月31日現在の10大都市

第2-2表 10大都市における防火管理実施状況

(昭和53. 3. 31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	
項目								
対象数	504	1,935	1,277	3,907	1,453	10,647	6,661	
防火管理者選任届出数	493	1,700	905	3,115	1,244	8,257	5,539	
消防計画届出数	455	1,348	645	2,259	935	5,016	4,413	

防火対象物の区分	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)
	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場
項目								
対象数	4,794	25,655	2,816	3,000	2,865	6,778	219	548
防火管理者選任届出数	4,288	20,973	2,619	2,886	2,745	6,550	212	471
消防計画届出数	3,602	14,464	2,396	2,695	2,521	6,080	194	393

防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)	(十五)	
	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫
項目								
対象数	4,541	546	2,278	10,183	47	633	9	1,423
防火管理者選任届出数	4,428	524	2,044	9,334	43	593	9	1,268
消防計画届出数	4,154	455	1,546	8,017	40	499	7	949

防火対象物の区分	(十六)	(十七)		(十八)	(十九)	合計
	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	
項目						
対象数	20,447	21,746	5,386	40	124	140,462
防火管理者選任届出数	18,060	15,857	3,996	39	121	118,306
消防計画届出数	14,130	11,922	2,800	39	116	92,083

(注) 10大都市とは、札幌市、東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、北九州市、福岡市である。

における防火管理の実施状況は、第2-2表のとおりである。

これによると、防火管理者を選任し防火管理業務を行うべき防火対象物の数は14万462で、そのうち防火管理者を選任しているのは11万8,306で84.2%であり、消防計画を作成しているのは9万2,083で65.6%である。これを用途別にみると、キャバレー等、遊技場、飲食店、複合用途防火対象物が防火管理者選任率、消防計画作成率ともに非常に低い。これらの用途の防火対象物は、建物内部特に避難上使用する階段、出入口等の場所に不案内な不特定多数の者を収容するため、防火管理体制が特に必要なものであるといえる。それにもかかわらず、零細企業が多く、管理権原者の防災意識が低い等の理由から防火管理がおろそかになっている防火対象物の比率が高いことは、防災上、とりわけ人命安全の確保上極めて大きな問題である。

本制度が施行されて以来17年が経過したにもかかわらず多数存在しているこれら法令違反防火対象物に対しては、今後とも措置命令を含む消防機関の強力な指導により是正の促進を図っていく必要がある。

一方、現行防火管理者制度自体についても種々の問題点が提起されている。例えば、防火管理者の能力、職位が低いため防火管理業務が円滑に遂行できないことや、防火対象物を一定以上のものは規模、用途等にかかわらず一律に規制していることからくる矛盾等である。現在、消防庁においては、これらの問題点を踏まえ、防火管理者制度について、人間の災害時における行動心理等基本的概念を出発点として多角的な発想のもとに抜本的検討を加え、本制度の一層の充実強化を図っているところである。

イ 共同防火管理制度

複数の管理権原者からなる防火対象物についての防火管理は、管理権原ごとに区分して個々に防火管理を行うだけでは、防災上一個の運命共同体である防火対象物の防火管理にとっては不十分であり、このような防火対象物は、全体を一体とした共同の防火管理が必要であることは言をまたない。

消防法第8条の2第1項では、高層建築物(高さ31mを超えるもの)、地下街又は一定規模以上の複合用途防火対象物(不特定の者又は身体的弱者を収容する用途を含むもの)にあっては地上3階以上、その他にあっては地上5

階以上)で、管理についての権原が複数に分れているものについては、これらの権原者は共同して共同防火管理協議会を設置し、当該防火対象物全体の防火管理に関することを定めておかなければならないとされている。協議し、定めておかなければならない具体的内容は、統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成等である。

昭和53年3月31日現在における10大都市の共同防火管理実施状況は第2-3表のとおりであるが、地下街を除きいずれの用途等とも低く、特に不特定の者又は身体的弱者を収容する施設を含まない複合用途防火対象物は39%と極めて低調な状態である。その原因としては、防災に対する認識が異なる複数の管理権原者について、共同防火管理に関して意思の統一を図ることの困難さが指摘される。しかしながら、これらの防火対象物はいずれも火災が発生した場合の危険性が著しいことから特に共同防火管理をすべきものとされた趣旨にかんがみ、各権原者は、その社会的責任を自覚し、共同防火管理の効果的推進を期する必要がある。また、消防機関においても命令を発する等、強力な措置により法令違反の解消に努めなければならない。

第2-3表 10大都市における共同防火管理実施状況 (昭和53.3.31現在)

項目	区分	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	計
			特定(3階以上)	一般(5階以上)		
対象数		1,592	15,409	2,815	39	19,855
協議事項届出数		946	7,201	1,100	39	9,286

(3) 消防用設備規制

ア 防火対象物の実態

昭和52年4月1日現在における防火対象物(消防法施行令別表第1(一)項~(四)項に掲げるもので延面積150m²以上のもの)の数は第2-4表に示すとおりである。

全国の防火対象物の総数は174万4,051件で前年同期の160万463件に比べ

第2-4表 防火対象物数調 (昭和52.4.1現在)

事項	防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	
防火対象物数 (150m ² 以上)	全国	3,118	29,684	7,925	12,754	12,336	41,869	68,153	
	10大都市	543	1,822	2,669	3,988	2,308	8,695	12,824	
	割合	17.4	6.1	33.7	31.3	18.7	20.8	18.8	
事項	防火対象物の区分	(五)		(六)		(七)	(八)	(九)	
		旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場
防火対象物数 (150m ² 以上)	全国	82,475	380,127	46,313	27,392	17,451	83,917	1,904	1,788
	10大都市	9,403	147,186	7,813	2,555	2,796	12,091	204	561
	割合	11.4	38.7	16.9	9.3	16.0	14.4	10.7	31.4
事項	防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)	(十五)	
		一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫
防火対象物数 (150m ² 以上)	全国	13,663	3,542	38,238	380,952	259	17,312	186	138,245
	10大都市	5,230	733	4,037	72,815	103	4,762	29	26,766
	割合	38.3	20.7	10.6	19.1	39.8	27.5	15.6	19.4
事項	防火対象物の区分	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	計	昭和51年の防火対象物数	増減率(%)	
		事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街				文化財
防火対象物数 (150m ² 以上)	全国	159,948	115,157	57,797	59	1,487	1,744,051	1,600,463	9.0
	10大都市	42,046	38,638	28,982	43	217	439,859	438,359	0.3
	割合	26.3	33.6	50.1	72.9	14.6	25.2	27.4	

注 1. 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である。
 2. 割合は全国を100とした場合における10大都市の防火対象物の占める割合である。

14万3,588件(9.0%)増で、昭和51年の対前年伸び率10.1%よりその伸び率は減少している。

10大都市の防火対象物の総数は43万9,859件で前年同期の43万8,359件に比べ1,500件(0.3%)増で、昭和51年の対前年伸び率1.5%と比較して伸び率は減少している。

全国の防火対象物に対する10大都市の占める割合は25.2%となっている。

イ 消防用設備等の規制の現況

防火対象物における消防用設備等の設置及び維持は、消防法第17条の規定により、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるもの(消防法施行令別表第1に掲げる防火対象物)の関係者は当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて消防法施行令で定められている基準に従って消火設備(消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備)、警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器、非常警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備)、避難設備(避難器具、誘導灯、誘導標識)、消防用水及び消火活動上必要な施設(排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備)を設置し、及び維持することが義務付けられている。

また、これらの防火対象物のうち、特定防火対象物(不特定多数の者が利用する防火対象物)にあつては、既存のものであつても現行の技術上の基準に従って消防用設備等を設置し、維持しなければならないとされ、百貨店、地下街及び特定複合用途防火対象物(複合用途防火対象物のうち、その一部が特定防火対象物の用途に供されるもの。以下同じ。)にあつては、すでに昭和52年3月31日をもって猶予期限は切れ、旅館、病院その他の特定防火対象物にあつては昭和54年3月31日が猶予期限とされている。

こうした消防用設備等は設置の段階から十分なる機能維持が図れるようにするため、消防用設備等の設置工事又は整備を行う者は一定の資格を有する消防設備士でなければ行つてはならないとされており、一定の防火対象物の

関係者は消防用設備等を設置した場合、設置した消防用設備等の機能が正常に発揮できることを確認するためその旨を消防長又は消防署長に届け出て検査を受けなければならないこととされている。

また、これら消防用設備等の維持管理及び機能保持の徹底を期するため防火対象物の関係者は防火対象物の用途と規模に応じて定期的に消防設備士若しくは消防設備点検資格者に点検させ、又は防火対象物の関係者が自ら点検し、その結果を一定期間ごとに消防長又は消防署長に報告することが義務付けられている。

ウ 消防用設備等の設置の現況

10大都市における主な消防用設備等の設置状況を百貨店、地下街、特定複合用途防火対象物、その他の特定防火対象物についてみると第2—5表のと

第2—5表 10大都市における主な消防用設備等の設置状況 (昭和53.3.31現在)

消防用設備等 事項	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備			備 考
	設置 必要数	設置 数	設置率 (%)	設置 必要数	設置 数	設置率 (%)	
防火対象物							
百貨店等(注1)	969	885	91.3	332	319	96.1	そ及設置猶予 期限が昭和 52・3・31であ る防火対象物
地下街	43	42	97.7	38	34	89.5	
特定複合用途	4,382	4,212	96.1	1,092	916	83.9	
劇場等	273	197	72.2	74	18	24.3	そ及設置猶予 期限が昭和 54・3・31であ る防火対象物
公会堂等	255	213	83.5	33	22	66.7	
キャバレー等	99	76	76.8	16	7	43.8	
遊技場等	177	157	88.7	88	77	87.5	
料理店等	180	93	51.7	2	0	0	
飲食店	275	195	70.9	20	10	50.0	
店舗等(注2)	620	426	68.7	47	14	29.8	
旅館等	1,327	1,037	78.1	128	82	64.1	
病院等	1,509	1,355	89.8	306	122	39.9	
社会福祉施設	326	297	91.1	9	7	77.8	
幼稚園等	282	206	73.0	4	1	25.0	
特殊浴場	32	26	81.3	2	1	50.0	

(注) 1. 1,000㎡以上の小売店舗含む
2. 展示場、卸売店舗及び延べ面積1,000㎡未満の小売店舗

第2-6表 全国におけるスプリンクラー設備の設置状況
(昭和53. 3. 31現在)

事項	数	延面積 (㎡)
防火対象物		
設置を必要とする防火対象物	7,276	79,991,658
未設置防火対象物	1,170	11,788,020
既存不適格防火対象物	82	676,054
違反防火対象物	483	4,005,280

おりである。

これによると、現行消防法令基準により消防用設備等を設置しなければならない百貨店、地下街及び特定複合用途防火対象物の設置状況は、百貨店では屋内消火栓設備91.3%、スプリンクラー設備96.1%、地下街では屋内消火栓設備97.7%、スプリンクラー設備89.5%、特定複合用途防火対象物では屋内消火栓設備96.1%、スプリンクラー設備83.9%のものが設置済となっており、これらの消防用設備等の設置率は、いずれも昨年に比べ上昇している。

次に、昭和54年3月31日を設置猶予期限とする特定防火対象物全体についてみれば、屋内消火栓設備79.9%、スプリンクラー設備49.5%のものが設置済となっているが、個々の防火対象物についてみると屋内消火栓設備については料理店等、飲食店及び店舗等に、スプリンクラー設備については劇場等、店舗等、病院等における設置率が低いことがうかがえる。

また、全国におけるスプリンクラー設備の設置を要するすべての防火対象物の設置状況は、第2-6表に示すとおりで、設置済の防火対象物は76.2%である。

エ 防災規制

(ア) 防災物品使用の現況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは火災予防上特に有効であり消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街等構造形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物及び、旅館、ホテル、病院、劇場等の不特定多数の者や老幼弱者等が利用する防火

対象物(防災防火対象物)で使用するカーテン、どん帳、展示用合板等の物品(防災対象物品)には、所定の防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが義務付けられている。

第2-7表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況
その1 カーテン・どん帳等 (昭和53・3・31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	(六)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等	
使用状況の区分										
防災防火対象物数	2,827	29,053	7,077	11,402	11,061	44,023	61,280	78,862	42,073	
カ使用対象物 テし物 ンて ・い ど ん 防 帳 炎 防 を火	全部防災物品を使用しているもの	1,438 (63.9)	9,738 (56.7)	2,312 (50.1)	3,533 (56.1)	3,648 (51.1)	14,181 (53.1)	16,409 (53.7)	38,049 (62.0)	22,829 (68.5)
	全部又は一部について防災物品を使用していないもの	813	7,447	2,299	2,765	3,484	12,530	14,120	23,348	10,499
小計	2,251	17,185	4,611	6,298	7,132	26,711	30,529	61,397	33,328	
カーテン・どん帳等を全く使用していない防災防火対象物	576	11,868	2,466	5,104	3,929	17,312	30,751	17,465	8,745	
防火対象物の区分	(六)		(六イ)	(六ロ)	(六ハ)	(七) 高層 地下街 建築物		計	比率 (%)	
	社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	テレビスタジオ等	複合用途防火対象物 特定	一般				
使用状況の区分										
防災防火対象物数	26,559	15,673	1,539	275	115,077	3,367	62	3,416	453,626	
カ使用対象物 テし物 ンて ・い ど ん 防 帳 炎 防 を火	全部防災物品を使用しているもの	14,003 (68.3)	7,743 (66.1)	892 (73.4)	126 (72.0)	34,363 (49.6)	804 (50.0)	35 (59.3)	1,200 (43.5)	171,303 57.7
	全部又は一部について防災物品を使用していないもの	6,511	3,971	323	49	34,878	805	24	1,556	125,422 42.3
小計	20,514	11,714	1,215	175	69,241	1,609	59	2,756	296,725 100	
カーテン・どん帳等を全く使用していない防災防火対象物	6,045	3,959	324	100	45,836	1,758	3	660	156,901	

その2 展示用の合板又は繊維板 (昭和53・3・31現在)

防火対象物の区分 使用状況の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	(六)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	病院等
全部防火物品を使用しているもの	106	174	30	12	17	52	1,167	209	77
全部又は一部について防火物品を使用していないもの	53	129	31	48	40	76	699	164	101

防火対象物の区分 使用状況の区分	(六)		(七)イ	(七)ロ	(七)ハ	(七)ニ	(七)ホ	高層建築物	計	比率 (%)
	社会福祉施設	幼稚園等	特殊浴場	テレビスタジオ等	複合用途防火対象物 特定一般	地下街	高層建築物	計	比率 (%)	
全部防火物品を使用しているもの	76	35	5	17	637	24	2	114	2,754	55
全部又は一部について防火物品を使用していないもの	85	122	5	1	593	97	3	9	2,256	45

その3 工事用シート (昭和53・3・31現在)

防火対象物の区分 使用状況の区分		工事中の建築物	比 (%)	率
工事中の建築物数		29,055		
工事用シートを使用しているもの	全部防火シートを使用しているもの	14,004		78.7
	全部又は一部について防火シートを使用していないもの	3,800		21.3
	小計	17,804		100
工事用シートを使用していないもの		11,251		

昭和53年3月31日現在で全国の防火対象物における防火物品の使用状況は、第2—7表に示すとおりである。カーテン、どん帳等を使用している防火対象物で、そのすべてについて防火物品を使用しているのは57.7%で、昨年同期(54.2%)に比較すると若干の改善がみられる。また、展示用の合板又は繊維板に係る防火物品の使用状況を見ると、すべての防火対象物

品に防火物品を使用している防火対象物は55%である。このような状況にかんがみ、防火規制の重要性を再認識させ、なお一層の普及徹底を図る必要がある。

次に、防火対象物の用途別にカーテン、どん帳等に係る防火物品の使用状況を見ると、防火対象物のすべてが防火物品である防火対象物の割合は、特殊浴場(73.4%)、病院等(68.5%)、社会福祉施設(68.3%)において高く、逆に使用状況の悪いものとしてはキャバレー等(50.1%)、特定複合用途防火対象物(49.6%)、一般複合用途防火対象物(50.0%)が挙げられるが、いずれも昨年に比較して使用率はあがっている。

防火工事用シートの使用状況は、第2—7表(その3)に示すとおり、全部防火シートを使用しているものが78.7%で昭和52年3月31日現在(71.9%)と比較するとその改善が見られ、カーテン等より普及率は高いが、今後も一層その普及をはかる必要がある。

(イ) 防火表示者の認定業務

防火対象物品が所定の防火性能を有するかどうかを誰でも容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防火物品には消防法施行規則で定められた防火表示を付すこととされており、同時に防火物品でない物品に防火表示を付すこと、又は紛らわしい表示を付すこと及び定められた表示のないものを防火物品として販売したり、販売のため陳列することは禁止されている。

この防火表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防火表示を付することができないこととされており、防火物品の製造業者、防火処理業者、縫製業者及び販売業者について、それぞれ消防庁長官が認定を行っている。

防火表示者の昭和53年7月31日までの認定者数は1万2,182業者で、前年同期と比較すると753業者(6.5%)の増加となっており、そのうち縫製業者が713業者と増加分の94.7%を占めている。

(ウ) 防火加工専門技術者の養成

カーテン等の防火対象物品又はその材料を適正に防火処理するためには、

第2-8表 防災加工専門技術者数

区 分	年 度		累 計
	52 年 度		
受 講 者	102		4,029
講 習 修 了 者	75		2,970
資 格 証 交 付 者	75		2,740
再 講 習 修 了 者	329		1,026

材料、防災薬剤等に関する知識及び処理技術を持つ技術者が必要である。この防災加工専門技術者の養成のための講習会を消防庁の指導のもとに財団法人日本防災協会が全国主要都市において毎年3～4回実施し、講習後の試験に合格したものには、専門技術者としての資格証を交付している。昭和53年3月31日までの受講者は第2-8表に示すとおり4,029名で、そのうち2,740名が資格証の交付を受けている。

また、新しい繊維、防災薬剤の開発や技術革新が盛んであり、それに応じて新たな知識及び技能を習得する必要があるため、専門技術者は5年以内ごとに再講習を受けるよう指導している。なお再講習も財団法人日本防災協会が行っており、昭和53年3月31日までに1,026名が受講している。

(エ) 防災物品の鑑定

防災物品及び防災薬剤は、特殊法人日本消防検定協会が消防法施行規則に定める防災性能基準に基づいて鑑定を行っており、防災加工専門技術者は鑑定に合格した防災薬剤を用い防災処理を行わなければならない。最近5年間

第2-9表 鑑 定 実 施 状 況

その1 原反及び防災薬剤

年度	原		反	防 炎 薬 剤		
	試験件数	合格件数		試験件数	合格件数	合格率(%)
48	842	699	83.02	35	27	77.14
49	570	484	84.91	32	23	71.88
50	474	400	84.39	11	6	54.55
51	355	283	79.72	12	7	58.33
52	430	330	76.74	5	5	100.00

その2 合板又は繊維板

年 度	区 分	試 験 件 数	合 格 件 数		合 格 率 (%)
48		59	42		71.19
49		33	27		81.82
50		17	10		58.82
51		10	8		80.00
52		8	2		25.00

の原反及び防災薬剤の鑑定実施状況は第2-9表(その1)のとおりである。また合板及び繊維板の鑑定は昭和47年度から実施され、その鑑定実施状況は、第2-9表(その2)のとおりである。

(オ) 寝具類等の防災化

昭和52年中の火災による死者のうち61歳以上の寝たきり老人は156人で、着火物の内訳は50.0%の78人が寝具類によるものであった。

防災対象物品以外の寝具類についても防災化を行い、寝たきり老人や身体弱者を収容する施設を中心にその普及を推進することで火災予防の徹底を図ることを目的とした防災製品認定委員会(事務局財団法人日本防災協会)を

第2-10表 防 災 製 品 認 定 状 況

防 災 製 品 の 種 類	認 定 点 数		
	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
ふとん・マットレス側地	0	16	3
敷 布	0	0	2
カバー類(ふとんカバー)	0	0	2
毛布カバー、枕カバー)	14	3	1
わた(寝具用)	6	17	20
ふ と ん	0	6	2
ベ ッ ド パ ッ ト	3	8	2
マ ッ ト レ ス	0	1	0
枕	5	7	9
毛 布	0	0	1
タ オ ル ケ ッ ト	10	36	274
敷 物 類	2	9	19
テ ン ト, シ ー ト	2	1	0
幕 類			

設け、防災性能、耐洗たく性能の他に経口毒性、接触皮膚障害性の試験基準を作成し、試験に合格した寝具類や敷物類の認定業務を実施しており、認定された製品にはその旨の表示を付している。昭和52年度の防災製品認定状況は第2—10表のとおりである。

(カ) 防災規制の推進

自治体消防機関による精力的な予防査察及び行政指導等にもかかわらず、防災防火対象物における防災物品の使用状況は依然として低率なものとなっている。

防災規制は高層建築物を除き、防火対象物の規模、構造等にかかわらず、その用途に着目し規制されており、スナック等小規模な防火対象物も規制されている。このため防災のための予防査察の困難性は高く、消防機関の力のみでは防災規制の十分な実施は困難なものと考えられる。もとより防災規制は国民が自らの防火意識により自発的に防災性能のあるカーテン等を用いることが望まれ、このためには、より一層防災規制についての知識の普及を図るとともに、国民の十分な協力が得られるよう対策を講じる必要がある。

また、出火防止こそ防火対策の中心であることはいままでもなく、主要な出火防止対策の一つとして位置付けられる防災規制は今後とも充実したものにしておくべきものであろう。

オ 予防査察及び措置命令の実態

消防機関は、予防行政の根幹として消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って、当該防火対象物の位置、構造、設備及び管理の状況等を検査する予防査察を行っている。昭和52年中に全国の消防機関が行った予防査察の実施状況は、第2—11表に示すとおりである。

予防査察を行った結果、消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について火災の予防上必要があると認める場合又は火災が発生したならば、人命に危険であると認める場合には、消防法第5条の規定により、所有者、管理者等の権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の改修、移転、除去、使用の禁止等必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている。昭和52年中に全国の消防機関がこの規定に

第2—11表 火災予防査察実施状況

(昭和52年中)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等
全 国	3,123	17,676	5,575	9,185	9,305	36,795	52,254	68,597
防火対象物の区分	(六)	(七)		(八)	(九)	(十)		
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場
全 国	214,048	37,633	22,954	13,930	42,509	936	1,518	7,955
防火対象物の区分	(十一)	(十二)	(十三)		(十四)		(十五)	(十六)
	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等
全 国	2,071	15,291	181,137	324	7,669	115	53,650	75,455
防火対象物の区分	(十七)		(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	文化財	アーケード	山 林	舟 車	
全 国	100,135	34,975	160	2,649	308	2	4,823	1,022,757

基づき出した措置命令及び措置命令に基づく是正の件数は第2—12表に示すとおりである。措置命令の件数が最も多いのは、改修に関する命令で36件であり、次に多い除去に関する命令の23件と合すると、この二つの命令で措置命令全体の80.8%を占めることになる。

また、消防用設備等の設置又は維持が適法になされていない防火対象物に対しては、消防法第17条の4の規定により、当該防火対象物の関係者で権原を有する者に対し、法令の定めるところに従って消防用設備等の設置又は維持のため必要な措置をなすべき旨の命令を出すことができることとされている。昭和52年中に全国の消防機関がこの規定に基づき出した措置命令の件数及び措置命令に基づく是正の件数は第2—13表に示すとおりである。防火対象物別にみると複合用途防火対象物、百貨店及び旅館に対する件数が、消防用設備等の別にみると自動火災報知設備、屋内消火栓設備並びに誘導灯及び

第2—13表 消防用設備等に関する措置命令

防火対象物の区分 設備の種類	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)			(六)		(七)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学	校
消火器具	1			1		1	2	1		7				
屋内消火栓	1			1		1	1	1		7				
	2	2			3	3	22	30		5	3	1		
スプリンクラー	1	1				1	6	1		1				
	1					1	8			2				
水噴霧						1	3			1				
火泡														
二酸化炭素														
ハロゲン化物														
粉末														
屋外消火栓														
動力消防ポンプ														
小計 (A)	4	2		1	3	5	32	31		14	3	1		
	2	1		1	3	10	2			9				

(注) 是正欄は、昭和52年1月1日から昭和52年12月31日までに発せられた措置命令

(消防法第17条の4) 状況 (その1)

(昭和52年中)

(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	(二十二)	計	
図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社寺院等	工場等	テレビスタジ オ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	複合用防火物 複合対象	特定	一般	地下街	文化財	
					10					2	3					28
					10					2	3					27
					7				2		16					96
					1				1		9					22
										1	4					17
											2					7
					1											1
					18				2	3	23					142
					11				1	2	14					56

令に基づき、昭和52年1月1日から昭和53年5月31日までに是正された件数である。

第2-13表 消防用設備等に関する措置命令

設備の種類	防火対象物の区分		(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		(七)
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学	校	
警報設備	自動火災報知	4	4	2	2	4	17	21	13	3	13	5	1	2	
	漏電火災警報器	1	1		2	2	4	11	3	1	6	4	1	1	
	消防機関通報								3		1		1	1	
	非常警報	1		1	1		3	7	3		2			3	
	小計 (B)	5	4	3	3	4	20	28	19	3	16	5	1	6	
		1	1	1	3	2	6	14	4	1	8	4		4	
避難設備	避難器具		1	2		1	3	6			6			1	
	誘導灯, 誘導標識	2	4		2	2	9	16	8	2	8		1	1	
	小計 (C)	2	5	2	2	3	12	22	8	2	14		1	2	
		2	5	2	1	1	5	7	5		7				
合計 (A)+(B)+(C)	命令件数	11	11	5	6	10	37	82	58	5	44	8	3	8	
	正数件数	3	2	3	5	3	14	31	11	1	24	4		4	

ル等の特定防火対象物に対しては、既存のものであってもスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置が義務付けられたが、猶予期限が過ぎた百貨店、地下街、複合用途防火対象物の中には、いまだ工事が完了しておらず違反状態となっているものがある。これらの違反防火対象物に対

(消防法第17条の4) 状況 (その2)

(昭和52年中)

図	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	計
	1								1	2	30	1				141
	1				5				1	1	16	1				61
																5
																2
											17					38
											11					22
	1				15				1	2	47	1				184
	1				5				1	1	27	1				85
											11					31
											8					16
											20					75
											12					32
											31					106
											20					48
	1				33				3	5	101	1				432
	1				16				2	3	61	1				189

する措置として、都道府県担当者会議等を開催したり、各都道府県に対して個別にヒアリングを行い実態を把握するとともに、人命危険度が高く悪質なものについては、消防法第17条の4の規定に基づく措置命令を発する等、必要な措置を講ずるよう指導した。

第2—14表 消防同意事務処理状況 (昭和52年中)

申請要旨	内訳	同 意			不 同 意					合 計
		指導無	指導有	小 計	構造	設備	避難	その他	小計	
新 築		887,258	126,995	1,014,253	65	362	136	214	777	1,015,030
増 築		276,418	42,312	318,730	35	271	27	106	439	319,169
改 築		32,305	3,284	35,589	2	11	0	6	19	35,608
移 転		1,007	167	1,174	2	0	0	0	2	1,176
修 繕		157	50	207	0	1	0	0	1	208
模 様 替		238	108	346	0	1	0	1	2	348
用途変更		1,281	917	2,198	5	5	0	0	10	2,208
そ の 他		9,756	1,597	11,353	0	3	0	4	7	11,360
合 計		1,208,420	175,430	1,383,850	109	654	163	331	1,257	1,385,107

また、昭和54年3月31日を猶予期限とする劇場、ホテル、病院等についても猶予期限をわずかに残すだけとなっているが、猶予期限まで漫然と待つことなく融資のあっせん、技術指導等の行政指導を強化することにより、猶予期限内に工事が完了し得ないものがないように消防用設備等の設置の促進を図るよう同様の措置を講じた。

b 消防用設備等の基準の整備を図るため次のような措置を講じた。

- (a) 消防用ホース及び消防用吸管の技術上の規格を改正した。
- (b) 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を改正した。
- (c) 消防用ホース又は消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を改正した。
- (d) 金属製避難はしご及び緩降機以外の避難器具の基準を告示した。
- (e) 自動火災報知設備の技術上の規格の改正に伴って、昭和53月6月の自治省告示をもって型式承認の失効がなされた。なお、失効された感知器等の取扱いについては昭和52年10月の自治省令で、現に存する防火対象物に係るもの又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係るものについての特例の期間を定めている。

(f) その他無線通信補助設備の基準の細目及び簡易型火災警報器の基準を定め通達した。

(イ) 消防用設備等の保守体制の確立

a 昭和49年6月の消防法の改正では、消防用設備等を設置した場合、一定の防火対象物の関係者は設置した旨を消防機関へ届け出て検査を受けなければならないとし、設置後においても消防用設備等の維持点検を図るため点検及び報告の義務付けを行った。

消防検査に関しては現地消防機関が消防検査を行う上においての目安とするため、検査要領を都道府県に通達した。

点検報告に関しては実態をは握するため調査を行ったが、特定防火対象物で1,000m²以上のものについての昭和52年4月1日から昭和53年1月1日までに消防機関へ報告された件数は1万6,724件(27.7%)、その他の用途のもので1,000m²以上のものについての昭和50年4月1日から昭和53年1月1日までに報告された件数は4万9,667件(24.6%)であり、なお一層の徹底を図るため関係機関へ指導を行った。

b 消防用設備等の点検を行う場合、一定の防火対象物については消防設備点検資格者等の有資格者に点検させなければならないとされているが、昭和53年3月末日までに第1種(機械系統)は2万1,498人、第2種(電気系統)は2万2,829人のものが財団法人日本消防設備安全センターの行う講習を終了している。

なお、この消防設備安全センターは消防設備点検資格者の養成、消防用設備等の品質性能の管理、保守業務円滑化の推進等の業務を行っており、最近においては保守業者の責任体制の確立と経営の安定を図る観点から賠償保険制度を採用することとした。

(ウ) 消防用設備等の設置に係る金融上の措置

昭和49年の消防法の改正により消防用設備等の設置が義務付けられた既存の防火対象物に対する改善資金として、日本開発銀行、中小企業金融公庫、国民金融公庫、医療金融公庫、環境衛生金融公庫、北海道東北開発公庫、住宅金融公庫等の政府関係金融機関による融資制度が設けられている。

(4) 消防用機械器具の検定

ア 検定の概要

消防用機械器具等は、日常生活用品と異なり、常時使用されるものではなく、火災になる可能性があるとき又は火災時においてその機能を発揮すべきものであるため、いついかなる場合においてもその性能や安全性が保証されるものでなければならない。すなわち、火災を確実に覚知し早期に通報し、適確かつ有効な消火あるいは安全確実な避難等の用に資するものであり、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する重要な防火用具である。

このために、昭和38年の消防法の改正により、それまでは消防研究所において任意検定として行われていたものを、特殊法人日本消防検定協会が設立されて昭和39年から検定に合格したものでなければ販売等を行ってはならないとする強制検定が実施され、消防用機械器具等の品質の確保を図ることとされた。

この検定の対象となる消防用機械器具等は、現在次の14種類がある。

- ① 消火器
- ② 消火器用消火薬剤（二酸化炭素を除く。）
- ③ 泡消火薬剤（水溶性液体用泡消火薬剤を除く。）
- ④ 動力消防ポンプ
- ⑤ 消防用ホース
- ⑥ 消防用吸管
- ⑦ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具
- ⑧ 火災報知設備の感知器（火災によって生ずる熱又は煙を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。）、発信機、中継器又は受信機
- ⑨ 漏電火災警報器
- ⑩ 閉鎖型スプリンクラーヘッド
- ⑪ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備に使用する流水検知装置

- ⑫ スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁（配管との接続部の内径が300mmを超えるものを除く。）
- ⑬ 金属製避難はしご
- ⑭ 緩降機

この検定対象となる消防用機械器具等については、検定に合格し、その合格の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列し、あるいは設置、変更又は修理に係る請負の工事に使用してはならないこととされている。

検定の内容は、型式承認と個別検定に区分され、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後に個別検定を受けなければならない。

「型式承認」は、消防用機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能が自治省令で定める技術上の規格と適合している旨の承認をいう。この型式承認は、型式承認を受けようとする者の申請により日本消防検定協会の行う型式試験の結果に基づき自治大臣が行うものである。

「個別検定」は、型式承認を受けた当該型式により消防用機械器具等を製造した場合、製造された個々の消防用機械器具等が型式承認を受けた消防用機械器具等と同一であるかについて、日本消防検定協会が行う検査をいう。

この個別検定に合格した消防用機械器具等には、消防法施行規則に定める合格の表示が付されることとされ、当該表示がなければ販売等ができないこととされている。

イ 消防用機械器具等の検定規格の改正

最近の科学の進歩に伴い、消防用機械器具等においても技術開発が著しく、消防用機械器具等について改良がなされたり、新製品が開発されている。

これに伴い消防用機械器具等の形状、構造、材質、成分及び性能について定めた技術上の規格も、より安全でかつ信頼性の高い製品にするために、当該規格を改正したり、新たに消防用機械器具等に係る技術上の規格を制定する必要がある。

最近においては、消防用機械器具等に係る技術上の規格について次のような改正がなされた。

第2-15表 昭和52年度検定申請数量

種別	区分		型式試験		型式変更試験		個別検定		
	年度		51	52	51	52	51	52	
	件	件	件	件	個	個	個	個	
消火器	大型	24	21	—	1	13,129	13,682		
	小型	134	71	42	58	3,687,085	3,354,773		
消火薬剤	大型	1	2	—	—	34,960	39,019		
	小型	13	20	—	—	2,984,357	2,728,071		
泡消火薬剤		15	18	—	—	174,280	263,913		
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	9	12	118	105	1,516	1,881		
	手引消防ポンプ	1	—	—	—	1	—		
	重可搬消防ポンプ	—	—	—	—	—	—		
	軽可搬消防ポンプ	3	1	—	—	6,226	8,708		
消防用ホース	ゴム引	36	46	4	—	430,789	378,059		
	麻	—	—	—	—	—	—		
消防用吸管		4	4	—	—	12,357	14,283		
結合金具		24	9	3	—	387,692	371,206		
火災報知設備	感知器	79	136	80	29	4,020,543	4,002,852		
	発信機	8	21	2	4	268,300	220,978		
	中継器	4	8	1	1	12,381	9,149		
	受信機	38	36	20	14	64,158	55,614		
漏電火災警報器		28	43	10	20	67,029	100,170		
閉鎖型スプリンクラーヘッド		29	73	—	13	1,037,345	1,367,374		
流水検知装置		33	38	75	17	7,165	7,341		
一斉開放弁		32	32	4	7	6,576	5,653		
金属製避難はしご		19	12	—	5	35,115	53,782		
緩降機		6	5	—	1	7,516	8,712		
計		540	608	359	275	13,258,520	13,005,220		

第2-16表 昭和52年度鑑定その他の受託試験申請件数

年度別	特殊消防ポンプ自動車の鑑定										
	水そう付	化学	はしご付	屈折はしご付	大型化学	大型高所放水	はしご・水そう付	はしご付化学	屈折はしご付	屈折はしご付化学	大型高所放水車
51	268	76	35	18	10	14	—	—	—	—	—
52	313	93	26	21	30	54	—	—	—	—	3

年度別	防火性能の鑑定				その他の鑑定		受託試験	計		
	はしご付大型高所放水車	放水塔付化学	放水塔付	放水塔付	防火布	防火薬剤			防火合板	
51	—	—	—	19	463	14	13	17	7	954
52	4	—	—	2	553	5	8	12	59	1,183

- ① 消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部改正（昭和53年3月28日，自治省令第5号）
- ② 消防用吸管の技術上の規格を定める省令の一部改正（昭和53年3月28日，自治省令第5号）
- ③ 消防用ホースに使用する差込式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正（昭和53年3月28日，自治省令第5号）
- ④ 消防用ホースは消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令の一部改正（昭和53年3月28日，自治省令第5号）
- ⑤ 火災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正（昭和52年10月29日，自治省令第19号）

ウ 検定申請数量

昭和52年度における消防用機械器具等の検定申請数量は第2-15表のとおりである。

個別検定申請数量は，経済不況に伴う需要の減少により，前年度に比して増加した品目もあるが，全体的には横ばいである。

エ 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会では，消防用機械器具等の検定に係る型式試験及び個別検定の業務を行うほか，検定の対象とされていない消防の用に供する機械器

具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

「鑑定」とは、具体的な性能、構造、成分などについて試験を行い、その試験結果に対して、一定の技術上の基準に基づき適否の判断を下し、鑑定書を発行するものである。

「受託試験」とは、依頼者が試験を希望する形状、構造、材質、成分、性能などの項目について、一定の試験方法あるいは依頼者の希望する試験方法により分析し、その結果の適否の判定することなく、試験結果のデータを依頼者に提供するものである。

鑑定及び受託試験については、日本消防検定協会の人員、試験設備に制約があるため依頼のあるものすべてについて実施し得るところまでには至っていない。昭和52年度における申請件数は、第2—16表のとおりである。

3 危険物行政

(1) 危険物とその規制の概要

消防法では、発火性又は引火性を有する物品を危険物として指定し、これらの物品のもつ特性を勘案し保安上の規制を行っている。

これらの危険物による災害の発生を防止するため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を設置する者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、危険物施設としての許可を受けなければならないこととされているほか、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設についてはその前に完成検査前検査）を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種・乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならないこととされているほか、危険物の貯蔵や取扱いについてもその基準を定めている。

更に、一定の危険物施設では危険物保安監督者を定め、その者に保安の監督をさせなければならないこととされている。

そのほか、特定の危険物施設には、危険物施設保安員の指定や予防規程の作成を義務付けるとともに、特定の事業所については危険物の保安に関する業務を統括管理する者及び自衛消防組織の設置を義務付けている。

特に移送取扱所及び屋外タンク貯蔵所のうち、特定のものについては、一定期間ごとに保安に関する検査を受けなければならないこととされている。また、一定の危険物施設は、定期的に点検し、点検記録を作成し、これを保存しなければならないこととされている。

危険物の運搬に関しては、その容器、積載方法、運搬方法の基準が定められている。

(2) 危険物行政の現状

危険物は、第1類から第6類に区分されているが、このうち石油製品を中心とする第4類の危険物がその大半を占めており、これら第4類の危険物を

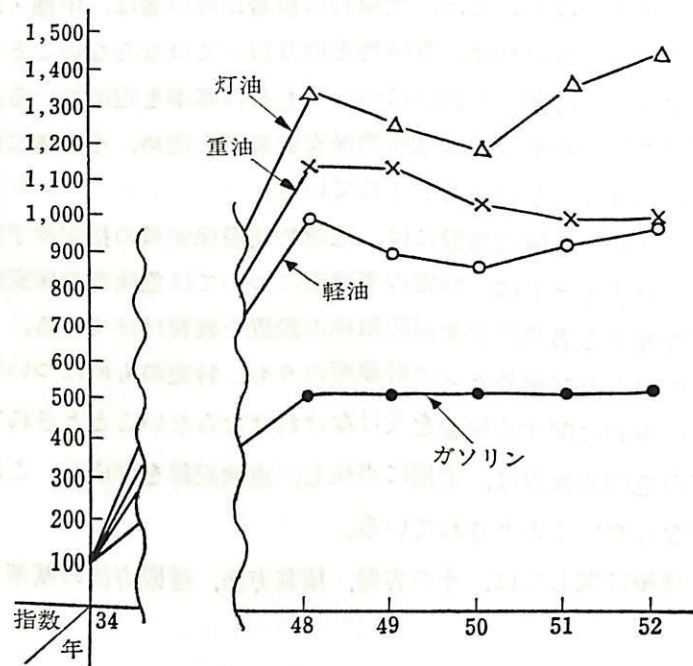
第3-1表 生産実績の推移

(単位 千kl)

品 目	昭和34年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年
ガソリン	5,418 (100)	27,925 (515)	27,337 (505)	28,908 (534)	30,164 (557)	31,328 (578)
灯油	1,745 (100)	23,317 (1,337)	21,684 (1,243)	20,624 (1,182)	24,097 (1,381)	25,331 (1,452)
軽油	1,830 (100)	18,264 (998)	16,399 (816)	16,102 (280)	17,409 (951)	18,263 (998)
重油	11,932 (100)	134,636 (1,128)	134,287 (1,125)	123,148 (1,032)	120,467 (1,010)	121,938 (1,022)

(注) ()内の数値は、昭和34年の生産量を100として指数で表したものである。

第3-2図 生産実績の推移 (昭和34年=100)



貯蔵し、又は取り扱う危険物施設数は、昭和53年3月31日現在、全危険物施設数53万9,532のうち52万3,960施設(約97.1%)に及んでいる。

ちなみに、ガソリン、灯油、軽油及び重油の昭和48年から昭和52年までの生産実績及び昭和34年を100とした指数グラフは、それぞれ第3-1表及び第3-2図のとおりである。

これら危険物の生産量は、昭和34年以来、年々増加の一途を示し、昭和48年において急激に増加した。しかし、昭和49年、昭和50年において昭和48年の生産量を下回る傾向を示し、その後の動きが注目されたが、昭和51年から再び増加の傾向を示している。

ア 危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)

(ア) 危険物施設の数

昭和53年3月31日現在における危険物施設の総数は、第3-3表に示すとおり、53万9,532施設となっている。これは、昭和34年9月の危険物政省令施行当時の約5.67倍に当たる。また、前年同期に比較すると1万2,414施設(2.4%)の増加となっている。

危険物施設は、年々増加を続けているが、過去5年間の状況は、第3-4表のとおりである。

昭和52年度中において増加数が大きかった危険物施設をみると、貯蔵所では、地下タンク貯蔵所が4,860、移動タンク貯蔵所が2,067、取扱所では、一般取扱所が3,181、給油取扱所が1,290等の増加となっている。

また、危険物施設の設置の推移を昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数を100とした指数によって示すと、第3-5表のとおりである。

これによると、昭和53年3月31日現在の危険物施設総数は、昭和34年の危険物政省令施行当時の施設数の5.67倍(製造所1.63倍、貯蔵所5.39倍、取扱所6.61倍)となっている。

(イ) 危険物施設の許可区分別構成

昭和53年3月31日現在における危険物施設総数をその許可区分ごとの構成比で示すと第3-6図のとおりであり、製造所0.8%、貯蔵所63.2%及び取扱所36.0%となっている。

第3-3表 危険物施設数 (昭和53. 3. 31現在)

施設の区分 市町村の別	貯蔵所						取扱所				合計					
	屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所		第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	小計	
消防本部及び署 設置市町村分	4,013	55,631	95,068	18,297	87,310	4,044	45,075	23,230	328,655	76,293	3,579	497	1,175	102,236	184,380	517,048
消防本部及び署 未設置市町村分	111	2,188	4,388	335	3,424	242	1,258	851	12,686	4,995	47	16	41	4,553	9,652	22,449
2以上の許可行政 庁の区域にわたるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	-	35	35
総計	4,124	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	341,341	81,288	3,626	513	1,251	107,389	194,067	539,532
昭和52. 3. 31現在 総数	4,104	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	333,440	79,998	3,675	464	1,229	104,208	189,574	527,118

第3-4表 危険物施設数年別比較

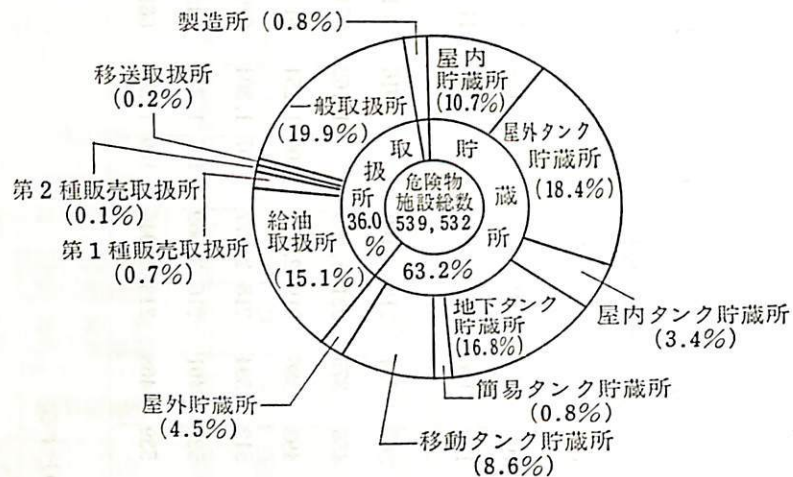
調査期日	危険物施設総数	前年同期に対する増加施設数	前年同期に対する増加率
49. 3. 31 現在	461,500	51,350	12.5%
50. 3. 31 "	495,161	33,661	7.3
51. 3. 31 "	512,675	17,514	3.5
52. 3. 31 "	527,118	14,443	2.8
53. 3. 31 "	539,532	12,414	2.4

第3-5表 危険物施設数の累年比較 (指数)

製造所等の別 調査期日	貯蔵所						取扱所						総計			
	屋内貯蔵所	屋外タンク所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	移貯タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所		移送取扱所	一般取扱所	小計
34. 9. 30 現在	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
36. 3. 31 現在	98	104	121	109	117	77	131	99	109	116	133	-	-	115	116	111
47. 3. 31 現在	150	190	398	718	951	67	808	465	367	334	219	100	-	916	481	395
49 "	160	213	480	822	1,248	66	1,022	886	456	375	221	1,985	-	1,162	574	485
50 "	157	226	515	856	1,380	63	1,116	1,013	493	386	219	2,454	100	1,254	610	520
51 "	160	234	521	876	1,475	63	1,188	1,021	512	394	218	2,877	107	1,304	629	538
52 "	163	241	522	890	1,566	62	1,255	1,028	527	401	216	3,569	107	1,346	645	554
53 "	163	245	522	910	1,655	59	1,314	1,024	539	408	213	3,946	109	1,387	661	567

(注) 1. 昭和34年9月30日現在の数値を100とする。
 2. 第2種販売取扱所については、昭和47年3月31日現在の数値を100とする。
 3. 移送取扱所については、昭和50年3月31日現在の数値を100とする。

第3—6図 危険物施設許可区分構成比
(昭和53年3月31日現在)

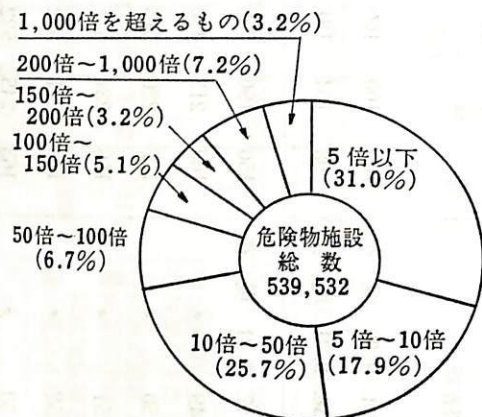


(ウ) 危険物施設の規模別構成

昭和53年3月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は、第3—7図のとおりである。

これによると、前年度末の構成比に比べて、施設区分の割合はほとんど変わっていない。

第3—7図 危険物施設の規模別構成比
(昭和53年3月31日現在)



イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が年1回以上実施することとされている。試験は、甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験に区分され、甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験の合格者に対しては、危険物施設における危険物の保安監督者になり得る資格が付与され、丙種危険物取扱者試験の合格者に対しては、ガソリン、灯油、軽油、重油等の危険物に限定して、危険物の取扱いの資格が与えられる。昭和52年度中に実施された危険物取扱者試験は、全国で延べ155回で、前年度の150回に比べて増加している。

その試験の概要は第3—8表のとおりである。

第3—8表 危険物取扱者試験の実施状況 (昭和52年度)

種別 区分	甲種	乙種						丙種	合計	
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			小計
受験者数	10,706	2,537	2,350	2,282	196,615	938	8,172	212,894	58,731	282,331
合格者数	3,835	1,757	1,738	1,656	72,961	759	5,238	84,109	37,358	125,302
合格率	35.8	69.3	74.0	72.6	37.1	80.9	64.1	39.5	63.6	44.4

(ア) 受験者の動向

昭和52年度中における危険物取扱者試験の受験者総数は、28万2,331人で前年度に比べ、1万9,963人の減少となっている。

受験者総数の内訳は、甲種が1万706人、乙種が21万2,894人及び丙種が5万8,731人となっており、丙種のみ前年度の受験者数を上回っている。

また、危険物取扱者試験の種類別に受験者数をみると、乙種第4類の受験者数が19万6,615人で最も多く総数の69.6%を占め、次いで丙種が5万8,731人で20.8%となっている。

(イ) 合格者数及び合格率の動向

昭和52年度における危険物取扱者試験の合格者数は12万5,302人で、合格率は44.4%となっている。また、当該試験の種類別による合格者数及び合格率の内訳は、甲種危険物取扱者試験が合格者数3,835人で35.8%、乙種危険

物取扱者試験が合格者数 8 万 4,109 人で 39.5%, 丙種危険物取扱者試験が合格者数 3 万 7,358 人で 63.6% となっており, いずれも前年度の合格率を下回っている。

また, 最も受験者数の多い乙種第 4 類の合格率は 37.1% で, 前年度の合格率 (40.2%) を下回っている。

本制度が発足して以来の合格者総数は, 昭和 53 年 3 月 31 日現在, 202 万 6,229 人となっている。

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は, 原則として 5 年以内ごとに都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和 52 年度中における保安講習は, 全国で延べ 371 回実施され, その受講者総数は, 9 万 1,046 人となっている。

また, 受講者が所有している免状を種類別にみると甲種危険物取扱者免状が 4,168, 乙種危険物取扱者免状が 9 万 473, 丙種危険物取扱者免状が 8,212 となっている。

なお, 昭和 47 年度に保安講習が開始されて以来, 昭和 53 年 3 月 31 日現在ま

第 3—9 表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種							丙種	総数
			第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類	小計		
48	118,912	5,994	2,903	2,043	3,154	110,759	1,548	7,179	127,586	925	134,505
49	115,383	6,328	2,692	2,218	3,078	106,723	1,540	7,604	123,855	1,170	131,353
50	102,135	4,661	1,956	1,402	2,246	93,879	941	5,604	106,028	2,802	113,491
51	85,056	3,977	1,765	1,429	1,894	74,009	841	4,598	84,536	6,430	94,943
52	91,046	4,168	1,943	1,627	2,111	78,777	915	5,100	90,473	8,212	102,853
総計 (47 年度~52 年度)	577,015	27,779	12,980	9,785	14,661	524,446	6,337	33,229	601,438	19,834	649,051

での間に保安講習を受講した受講者総数は 57 万 7,015 人となっており, 各年度ごとの受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳は, 第 3—9 表に示すとおりである。

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

危険物施設のうち, 石油精製事業所等の一定規模以上の事業所等に対しては, 化学消防自動車と人との編成による自衛消防組織の設置, 施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成の義務が課せられている。

昭和 53 年 3 月 31 日現在, これらの義務が課せられている危険物の事業所数は, 第 3—10 表のとおりである。

自衛消防組織の設置を要する事業所 207 のうち, 自衛消防組織の編成について化学消防自動車 4 台以上, 人員 20 人以上を必要とする事業所は 5 事業所, 3 台以上 15 人以上を必要とする事業所は 12 事業所, 2 台以上 10 人以上を必要とする事業所は 30 事業所, 1 台以上 5 人以上を必要とする事業所は 160 事業所となっている。

第 3—10 表 危険物事業所数
(昭和 53 年 3 月 31 日現在)

区分 市町村別	自衛消防組織, 危険物施設保安員, 予防規程を設けなければならない事業所			その他の事業所
	自衛消防組織を要する事業所	危険物施設保安員を要する事業所	予防規程の作成を要する事業所	
消防本部及び署設置市町村	204	1,500	9,306	208,722
消防本部及び署未設置市町村	3	35	354	10,135
総計	207	1,535	9,660	218,857

オ 仮貯蔵, 仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し, 又は取り扱う場合は, 危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが, 臨時に指定数量以上の危険物を貯蔵し, 又は取り扱う場合は, 所轄の消防長又は消防署長の承認を受けられ

ば、10日間に限り、仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められることとされている。

昭和52年度中にこの承認を受けた件数は、第3-11表のとおりである。

第3-11表 危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認件数
(昭和52年度)

区分	承認件数	
	仮貯蔵	仮取扱い
市町村別		
消防本部及び署設置市町村	8,529	7,678
消防本部及び署未設置市町村	39	36
総計	8,568	7,714

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められないこととされているが、危険物施設を変更する場合において、当該危険物施設のうち、当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前において仮に当該承認を受けた部分を使用することができることとされている。

第3-13表 危険物施設に対する

施設の区分	製造所	貯蔵					合計
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	
市町村の別							
消防本部及び署設置市町村分	検査施設数	2,601	30,571	57,672	10,066	47,767	2,248
	延回数	4,815	39,830	84,914	12,571	60,635	2,939
消防本部及び署未設置市町村分	検査施設数	34	576	1,071	121	950	49
	延回数	41	576	1,090	121	957	49
総計	検査施設数	2,635	31,147	58,743	10,187	48,717	2,297
	延回数	4,856	40,406	86,005	12,692	61,592	2,988

昭和52年度中にこの承認を受けた件数は、第3-12表のとおりである。

第3-12表 危険物施設の仮使用の承認件数 (昭和52年度)

施設の区分	製造所	貯蔵所							取扱所					合計		
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所		一般取扱所	小計
市町村の別																
消防本部及び署設置市町村分	1,975	191	4,029	93	555	10	11	68	4,957	17,163	9	2,313	7,204	24,691	31,623	
消防本部及び署未設置市町村分	22	1	35	1	2	—	—	—	39	393	—	—	5	50	448	
総計	1,997	192	4,064	94	557	10	11	68	4,996	17,556	9	2,318	7,254	25,139	32,132	

キ 予防査察及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所の所有者等に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、製造所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いにつ

予 防 査 察 実 施 状 況

(昭和52年度)

所	取扱所								合計
	移動タンク所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売所	第二種販売所	移送取扱所	一般取扱所	
33,174	13,555	195,053	56,387	2,137	363	765	66,711	126,363	324,017
41,591	17,941	260,422	90,562	2,818	448	1,589	95,927	191,344	456,581
231	263	3,261	1,405	2	2	13	1,354	2,776	6,071
231	263	3,298	1,460	2	2	13	1,385	2,862	6,201
33,405	13,818	198,314	57,792	2,139	365	778	68,065	129,139	330,088
41,833	18,204	263,720	92,022	2,820	450	1,602	97,312	194,206	462,782

いて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を取去させることができることとされている。

昭和52年度中に市町村長等が行った予防査察の実施状況は、第3—13表のとおりである。

第3—14表 危険物施設及び無許可

命令の区分	施設の区分 製造所	貯 蔵					合 計
		屋内貯蔵所	屋外貯蔵所	屋内タンク所	地下タンク所	簡易タンク所	
製造所等における危険物の貯蔵取扱いの基準に関する遵守命令（法第11条の5）	65	743	743	89	726	55	
製造所等の位置、構造、設備の基準に関する措置命令（法第12条第2項）	修理命令	90	259	865	60	350	30
	改造命令	22	53	462	19	41	14
	移転命令	2	9	28		1	
	小 計	114	321	1,355	79	392	44
製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	第1号該当	3	1			7	
	第2号該当		1	3		2	
	第3号該当			1	1		
	第4号該当		4	5			
	第4号の2該当						
	第5号該当		1	2			
	第6号該当						
小 計	3	7	11	1	9		
危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	8	272	62	14	13	43	
総 計	190	1,343	2,171	183	1,140	142	

(注) 1. 危険物施設に関する使用停止命令の内容は、法第12条の2各号の内容である。

予防査察を行った結果、危険物施設における危険物の貯蔵又は取扱い、又は当該施設の位置、構造又は設備が消防法令に規定される技術上の基準に違反していると認められる場合、市町村長等は、当該基準に従って危険物の貯蔵又は取扱いをすべきこと、又は当該基準に適合させるよう施設を修理し、改造し又は移転すべきことを命令することができることとされており、その

施設に関する命令状況

(昭和52年度)

所			取 扱 所					合 計	
移動タンク所	屋外貯蔵所	小 計	給油取扱所	第取一種取扱売所	第取二種取扱売所	移送取扱所	一般取扱所		
408	313	3,077	1,539	24	4	3	787	2,357	5,499
370	162	2,096	1,158	3		1	633	1,795	3,981
55	27	671	280	3		2	102	387	1,080
	2	40	22			1	15	38	80
425	191	2,807	1,460	6		4	750	2,220	5,141
6		14	10				7	17	34
1		7	6				6	12	19
		2	2				1	3	5
2	1	12	5				1	6	18
		3	5					5	8
9	1	38	28				15	43	84
25	153	582	96	8	2	3	50	159	749
867	658	6,504	3,123	38	6	10	1,602	4,779	11,473

2. 危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令については、当該施設が設置許可を受けるべき区分の危険物施設の欄に記入したものである。

命令に違反した場合等は、施設の使用を停止することができることとされている。

また、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っている場合は、危険物の除去その他危険物による災害防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされている。

昭和52年度中の市町村長等によるこれらの命令の行使状況は、第3—14表のとおりである。

(3) 危険物関係法令の改正

最近、危険物の運搬は、広汎かつ大量に行われており、一般住民の安全確保という意味から危険物を運搬する容器（運搬容器）、運搬容器への収納及び運搬容器の包装に関する規制は、その重要性を高めている。このような事情を背景として昭和53年2月9日に危険物の規制に関する規則の一部を改正し、危険物の運搬容器に関する規制を全面的に見直すこととした。

今回の運搬容器に係る法令の改正の要旨は次のとおりである。

- ① 各種化学工業における触媒等として広い用途をもつ有機過酸化物（ベンゾイルパーオキサイドなど）が国際的に交易されている実情にかんがみ、有機過酸化物に係る容器基準をIMCO（政府間海事協議機構）のコードに準拠した形で全面的に改定した。
- ② 粉体の化学薬品等を収納する容器として汎用性のあるフレキシブルコンテナの使用を、過硫酸アンモニウム等5種類の危険物に拡大した。
- ③ その他アルキルアルミニウム、金属ナトリウム等の危険物を収納する容器について、安全性確保の見地から所要の改正措置を講じた。

(4) 石油パイプラインの規制

我が国における石油類の陸上輸送は、タンクローリー、鉄道のタンク車等により行われているが、鉄道ダイヤの過密化、道路交通のふくそう等により、これらの車両による円滑な輸送が困難となるおそれが生じた。このような事情にかんがみ、パイプラインによる石油類の長距離輸送が具体的に計画

されるに至った。また、将来において石油類の大量かつ長距離輸送については、パイプラインの役割が大きくなるものと思料され、したがって、パイプラインの保安の確保を図ることが極めて重要なことであることにかんがみ、施設の保安及び当該事業を一元的に規制するため、昭和47年6月に石油パイプライン事業法（通産、運輸、建設及び自治の4省共管）が制定された。

同法は、一般の需要に応じ、延長15kmを超えるパイプラインにより石油輸送を行う事業を対象としているが、保安に関しては、住民生活の安全を守る観点から消防の関与が強く要請され、このことから特に自治大臣が関与する事項として、次の事項をあげている。

- ① 基本計画の策定に当たって、基本計画を策定する主務大臣に対し防災等の観点から意見を述べること。
- ② 事業の許可に当たって、事業の許可をする主務大臣に対し、防災等の観点から意見を述べること。
- ③ 工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等保安に関する事項の主務大臣になること。

なお、同法の事業用施設による石油輸送については、消防法の適用を除外している。

また、工事計画の認可に当たっての技術上の審査基準である石油パイプラインの技術上の基準については、昭和47年12月に技術上の基準を定める関係4省の共同省令が制定され、昭和48年9月に同省令に基づく技術上の基準が告示された。

(5) LPガス等の保安

ア LPガス及び都市ガスの普及とその現状

昭和52年度のLPガスの需要量は、通商産業省調べでは、需要総量は、1,162万6,000tとなっており、前年度の1,125万1,000tに比べ、37万5,000t増加した。

需要量の内訳は、家庭・業務用527万5,000t、工業用306万7,000t、都市ガス用67万4,000t、自動車用167万7,000t、化学工業用93万2,000t、輸出

用1,000 t となっており、各方面に広く使用されているが、その中で特に家庭用・業務用は全体の45%を占めている。また、家庭用での需要世帯（構成人員2人以上）は通商産業省の推定では、昭和53年3月現在で約1,760万世帯となっている。

我が国の全世帯数は、3,486万世帯（昭和53年3月31日現在、自治省調べ）であるので、その約50%の世帯においてLPガスを使用していることとなる。

一方、都市ガスの家庭用での需要世帯数は通商産業省の推定では、昭和53年3月現在で約1,366万世帯（調定数、このうち一般ガスは約1,306万世帯、簡易ガスは約60万世帯）で全世帯数の約39%が都市ガスを使用している。

イ LPガス等による災害の防止

LPガス等による災害を防止するため、消防機関としては、日常の予防査察を通して一般家庭等に対し、ガス使用機器の正しい使い方、ガスの取扱い方等についてその周知徹底に努めている。また、消防関係者に対しては、消防大学校や各都道府県消防学校などにLPガス等の規制に関する講座を設けその資質向上に努めている。

4 防災対策

わが国は、地理的条件が台風、地震、豪雨、高潮、津波、豪雪、火山の爆発等の自然災害を受けやすい環境にある。この一年（昭和52年7月から昭和53年6月まで）をとってみても伊豆大島近海地震、宮城県沖地震等の地震の発生、有珠山の噴火、梅雨前線の活動による豪雨及び台風による集中豪雨等により、全国各地に甚大な被害が生じている。

一方、わが国は、都市の過密化及び産業経済活動の拡大に伴って、都市の地上、地下にわたる高度利用が進み、また、石油コンビナート地帯が急増しており、自然環境のみならず、社会的環境も自然災害や人為的災害を受けやすい状況にある。

これらの多様な災害に対処するためには、国土保全、都市の防災化等の防災事業の推進、防災無線通信網の拡大、石油コンビナートの総合的防災体制の整備強化等を図るとともに、消防をはじめとする防災機関と自主防災組織を中心とする地域住民との緊密な協力による防災体制の整備拡充を図らなければならない。

(1) 防災体制の整備

防災体制については、災害対策基本法の規定により、組織として防災会議、計画として各種の防災計画により整備を図ることが定められている。

また、昭和53年6月には大規模地震対策特別措置法が公布（施行は公布後6か月以内）され、特定の地域について地震防災計画の作成等防災体制の整備が図られることとなった。

なお、石油コンビナートの災害対策については、昭和51年6月の石油コンビナート等災害防止法の施行に伴い石油コンビナート等防災本部の設置、石油コンビナート等防災計画の作成等石油コンビナート地帯全体の総合的な防災体制の整備が図られている。

ア 防災組織

防災全般を通ずる総合的な防災組織として、災害対策基本法は、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとし、行政機関のほか日本赤十字社など関係公共機関の参加を得て、それぞれ災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効に対処するための防災計画の作成とその円滑な実施を図ることと定めている。

また、災害に際して防災上必要がある場合は、国に非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村には災害対策本部を設置して対策を推進することとしている。

（ア）防災会議

昭和53年4月1日現在、都道府県防災会議は、全都道府県に設置されている。

市町村防災会議については、3,279団体（特別区を含む。）中3,223団体が設置している。災害対策基本法により会議設置を免除されている団体（5団体）があるので、これを考慮すると、設置率は98.4%である。未設置団体は、沖縄県下の市町村のみである。

昭和52年度中における防災会議の開催状況をみると、都道府県については36団体（75.6%）、都道府県庁所在都市及び人口20万人以上の100都市並びに東京都23特別区の合計123団体については、95団体（77.2%）が会議を開催している。会議の開催目的をみると地域防災計画の修正のため開催されるのが通例であるが、防災訓練実施についての検討、災害状況の報告、聴取等のためにも開催されている（附属資料16及び18参照）。

（イ）防災会議の部会

都道府県及び市町村の防災会議は、地域の実情に応じて、地震対策、原子力施設の防災対策、救急医療対策、通信情報対策等を専門に検討するための部会を設置している（附属資料16参照）。

（ウ）災害対策本部

昭和52年中の災害対策本部の設置状況は、都道府県においては、延べ14

回、市町村では、延べ856回にわたっている（附属資料10参照）。

（エ）都道府県の消防防災主管部課

すべての都道府県において、消防防災に関する事務を専管する課が設けられており、地域防災計画の策定等災害対策基本法に基づく事務、消防に関する市町村の指導など消防組織法に基づく事務及び危険物の規制等消防法に基づく事務あるいは石油コンビナート等防災計画の策定等石油コンビナート等災害防止法に基づく事務を処理している。また、液化石油ガス、高圧ガスの規制に関する事務を合せて所管している都道府県は半数近くにのぼり、更に火薬類の規制、災害救助法、水防法に関する事務を所管している場合も多く、その所掌事務は広汎多岐にわたっている。

また、近年における災害の広域化、多様化の傾向から、広域地方公共団体として都道府県の防災に果たす役割が重要視されているため、消防防災の主管課は、国、市町村、事業所その他の防災関係機関と協力して大規模災害、特殊災害に対する防災計画の策定、防災訓練の実施、防災資機材の整備・備蓄等の災害防止対策の推進に努めている。

（オ）市町村の防災事務主管部課

市町村においては、消防本部等の消防機関のほか、市町村長部局の部課に防災会議、防災計画等に関する事務を所掌させ、防災対策の総合かつ計画的な推進を図っているものが多い。担当課としては、総務課、庶務課等の総務部門所属課であることが多いが、企画部門所属の企画課等が所管している例も見られる。また、大都市を中心に一部の都市においては、災害対策を専管する部課を設けているところもあり、これら専管部課を置く都市は増える傾向にある。

（カ）自主防災組織

災害対策基本法は、災害に有効に対処するため関係防災機関における防災組織を整備するのみならず、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図ることを市町村の責務としている。

消防庁では、こうした自主的な住民による防災組織の育成のほか、法令により自衛消防組織の設置を義務付けられている施設以外の施設について、自

主的な防災組織の設置を促進するよう指導しているところであり、特に大地震発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、救出救護等に重点を置いた「自主防災組織の手引」等を配布して自主防災組織の設置、運営等の参考に供している。

イ 防災計画

災害対策基本法は、国、都道府県及び市町村に対して防災会議の設置を義務付けるとともに、それぞれが防災基本計画、防災業務計画、都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画を作成し、防災対策の総合的かつ計画的推進を図ることとしている。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和52年度中において83%に当たる39都道府県が修正を行っている。また、計画は、当初に作成されて以来現在までに平均11回の修正が行われており、都市構造、産業構造等の変化に伴う新しい災害についての防災対策がとり入れられるとともに、従来の防災計画を更に具体化する等逐次実効性のあるものとなってきている（附属資料16参照）。

市町村では全国3,279団体（特別区を含む。）の98.4%に当たる3,225団体において市町村地域防災計画を作成しており、昭和52年度においては、その17.2%に当たる554団体（都道府県知事に協議した団体）が計画の修正を行っている。なお、沖縄県においては、53市町村のうち51団体が未作成である（附属資料18参照）。

防災計画は、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図るためにつくられるものである。特に市町村地域防災計画は、防災について第一次的責務を負う市町村の防災活動の基本となるものであるから、未作成の市町村にあっては、早急に作成するとともに、既に作成済みの団体においても毎年これに検討を加え、地域内で想定されるすべての災害に有効に対処し得るよう各般の対策について具体的に定めることが必要であり、消防庁としても、この趣旨に沿って指導しているところである。

ウ 防災訓練

災害応急対策を迅速かつ適確に実施するには、防災訓練を実施し、日頃か

ら実戦的な能力をかん養しておくことが必要であり、また、防災訓練は、関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災思想の普及にも役立つものである。

このため、災害対策基本法は、指定行政機関の長、地方公共団体の長等に対し防災訓練の実施を義務付けており、消防庁ではこれを受けて地方公共団体に対して防災関係機関及び住民と連携して、総合的かつ実戦的な防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう指導している。

昭和52年度中における都道府県の防災訓練の実施状況は附属資料17のとおりであり、ほとんどの団体が実施している。また、都道府県庁所在都市及び人口20万人以上の100都市並びに東京都23特別区についても、若干の団体を除き年1回以上実施している。訓練に際しての災害想定は、地震、台風、豪雨等が圧倒的に多く、団体によっては、石油コンビナート災害、林野火災等の想定も見られる。また、訓練の形態は、ほとんどが地方公共団体、国の出先機関、公共機関、民間企業及び住民が一体となった総合訓練であり、通信訓練又は図上訓練も行われている。

(2) 防災無線通信網の整備

災害態様の複雑化多様化に対処して適確な災害対策を実施するためには、災害情報の正確かつ迅速な収集及び伝達のために必要な通信網を整備することが重要である。

災害情報の収集及び伝達手段の主軸をなす消防防災無線通信網は、

- ① 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網
- ② 都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網
- ③ 市町村の区域内における消防防災無線通信網
- ④ 防災関係機関相互を結ぶ防災機関相互無線通信網

に分類されるが、防災対策に万全を期すためには、それぞれの無線通信施設を整備するとともに、当該無線通信網の有機的な連携を図る必要がある。

ア 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

昭和41年度から整備を進めてきた消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線通

信網は、現在東京都を除く46道府県との間において運用中である。

イ 都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網

都道府県と市町村を結ぶ無線通信網は、初期の段階においては水防その他行政目的別の無線通信系として個別に整備されてきたが、そのほとんどが都道府県の出先機関までの通信系であったため、市町村からの災害情報の収集が困難であった。しかし、災害対策基本法施行後は、災害時における情報の収集及び伝達体制を確立するため、市町村を含む総合的な防災無線通信網の整備が緊急の課題となり、各都道府県は、それぞれ管内市町村との間を結ぶ消防防災無線通信網の整備に着手することとなった。

消防庁は、昭和48年度から都道府県と市町村を結ぶ消防防災無線通信網の整備に1都道府県当たり1億円の国庫補助金を交付し、更に昭和51年度からその交付額を平均4億円に引き上げ整備の促進を図っている。

昭和53年6月1日現在単独整備を含め運用中の府県が20、整備中の道県が10であり、全国都道府県の約64%が既に整備を完了し、又は現在整備を進めている。

ウ 市町村の区域内における消防防災無線通信網

市町村の行政区域内における消防防災無線通信網としては、市町村の消防機関が消防救急業務専用として用いる無線通信及び市町村とその出先機関、集落等を結ぶ防災無線通信網の2つに大別できる。

(ア) 市町村の消防・救急業務用無線通信網

消防本部及び署に基地局を、消防ポンプ自動車、救急自動車等に移動局を設置して、情報収集、指揮、連絡等に活用する無線通信網で、昭和52年4月1日現在における無線局数は3万1,502局で、この1年間に2,747局増加した。

なお、東京消防庁及び大阪市消防局は、ヘリコプターにテレビカメラをとう載し、上空から撮像したカラー映像を通信指令室へ無線で伝送する、いわゆるヘリコプターテレビ伝送施設を保有しており、地上における消防防災活動の支援に大きな効果を上げている。

(イ) 市町村と出先機関、集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村の防災対策として、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告及び指示等の伝達並びに集落からの災害情報の収集体制の確立が極めて重要である。

従来から一部の市町村においては、気象予警報の伝達あるいは平常時の行政広報を行うため集落等に同報無線を設置している例があるが、この方式は一方的な情報伝達手段であるため集落等からの情報を市町村で得ることができず、災害時の応急対策に支障をきたしている事例もある。

このため消防庁は、過去における災害の経験から防災対策の強化が特に急がれる「台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域」の市町村を対象として、市町村役場に固定局及び基地局を設置し、集落等に無線拡声用屋外同報装置及び可搬型無線設備を配備し、同報無線の機能と相互交信の機能を併せもつ無線通信施設の整備について、昭和53年度から国庫補助金（補助率1/3、限度額2,000万円）を交付し、整備の促進を図ることとした。

エ 防災関係機関相互間を結ぶ防災機関相互無線通信網

防災機関相互無線通信網は、地震、風水害等の非常災害が発生した場合、主として災害現地において可搬型無線機を使用し、防災関係行政機関、公共機関、地方公共団体等の防災関係機関相互において、防災対策に必要な情報を交換するための情報網を構成しようとするものであり、昭和50年10月から発足したものである。消防庁は、当該機器の整備とともに、都道府県に対し当該無線通信網の整備を指導しているところである。

(3) 風水害対策の推進

ア 自然災害防止事業の推進

災害に強い地域づくりを推進するため、治山、治水事業等の災害防止事業が施行されているが、風水害は毎年のように全国各地で発生しており、災害危険箇所もなお少なくない。

このため消防庁は、従来から都道府県及び市町村に対し、災害危険箇所の

総点検と適確な把握を行うよう指導してきたが、特に昭和53年度は地域防災計画に掲載されている災害危険箇所において施行される自然災害防止事業に対し、地方債措置等が講ぜられたことに伴い、更に厳密な災害危険箇所の総点検を行い災害防止事業の計画的な推進を図るよう指導した。

イ 警戒避難体制の整備

風水害から住民の生命、身体及び財産を守るためには、災害防止事業の推進とともに日頃から具体的なきめ細かい防災対策を確立しておく必要がある。特に市町村は、住民に対し適確な避難の勧告等を行うべき立場にあり、日頃から災害危険箇所のパトロールを行うほか、避難場所の点検整備を図り、適確な避難誘導体制の確立等を行うことが必要である。このため消防庁は、昭和53年度において市町村に対し、情報連絡体制、警戒避難体制等を地域防災計画に定めるとともに、都道府県に対しても災害危険箇所、警戒避難体制等を地域防災計画において総括的に定め、風水害対策に万全を期するよう指導したところである。

(4) 活動火山対策の推進

ア 避難施設の整備

わが国は、世界でも有数の火山国で、日本列島には8つの火山帯に属する新世代第4期の火山が約200あり、このうち、今後も噴火のおそれがある広義の活火山は70近くもある。

活火山は、噴火活動等に伴う噴石、溶岩流、降灰等により、周辺地域の人命、住家、農作物等に対して甚大な被害を与えることが少なくない。

このため、昭和48年7月「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」(昭和48年法律第61号)が制定され、この法律に基づき、昭和48年に鹿児島市及び桜島町が、昭和50年には阿蘇町、一の宮町及び白水村がそれぞれ避難施設緊急整備地域の指定を受けて、退避壕、退避舎、避難港、道路等の整備事業を実施した。

消防庁は、桜島火山周辺の退避施設の整備を促進するため昭和48年度において退避壕29、退避舎2、ヘリコプター離着陸用広場1の整備事業に対して

総額2,374万円、昭和49年度において退避舎4の整備事業に対して総額1,913万円の補助金(補助率1/2)を交付した。更に昭和50年度においても桜島火山及び阿蘇火山に係る補助として、退避壕5、退避舎10並びにサイレン及びスピーカー警報装置各一式の整備事業に対して総額5,896万円の補助金を交付した。

また、昭和52年中における北海道有珠山の噴火、桜島火山の引き続き爆発及び降灰現象等が契機となって、昭和53年4月上記の法律が「活動火山対策特別措置法」と改められ、降灰除去事業の推進、降灰防除施設の整備等が図られることとなった。

イ 警戒避難体制の整備

上記の法律改正により、国は、火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を都道府県知事に通報するとともに、通報を受けた知事は市町村長等に対し当該情報を通報することとされた。また、これら火山現象に関する情報の収集及び伝達、避難、救助等警戒避難体制に関する事項を地域防災計画において定めることとされた。

(5) 都市における防災対策の推進

人口と産業の都市への集中により、都市はますます過密化している。このため、都市の安全への配慮が十分でなかったことも相まって防災の観点からする都市の危険度は増大しつつあり、ひとたび災害が発生した場合、多くの市民の生命、身体及び財産が脅かされるおそれがある。

このような都市における防災対策は、本来抜本的な都市構造の防災化という長期的構想の中で実現すべきものであるが、地震等の大災害はいつ起こるかかわからないものであり、したがって応急的対策も予め確立しておく必要がある。

ア 都市における災害対策の現況

都市においては防災会議に地震部会等を設置したり、防災訓練にあたって、地震、建物密集地域火災、コンビナート災害等の都市型の災害を想定す

第4-1表 火災以外の災害活動状況

(昭和52年)

災害種別	災害活動の内容 出動件数	従 事 件 数								合 計
		人命救助活動	危険物排除活動	警戒区域設定活動	応急処置活動	水防活動	警戒活動	その他の活動		
① 列車・電車事故	179	47	9	—	—	—	—	—	56	
② 自動車事故	6,475	1,213	1,551	4	82	—	10	65	2,925	
③ 航空機事故	122	1	1	—	—	—	1	—	3	
④ 船舶事故	53	7	3	1	26	—	3	3	43	
⑤ 洪水浸水事故	2,663	12	1	41	139	467	206	115	981	
⑥ 高潮津波事故	16	—	—	—	15	3	12	—	30	
⑦ 山(崖・土石)崩れ事故	529	70	13	28	22	111	20	79	343	
⑧ 風害事故	362	7	1	1	15	3	31	287	345	
⑨ 危険物事故	1,314	2	776	25	40	—	52	30	925	
⑩ 毒物・劇物事故	29	1	15	2	2	—	—	3	23	
⑪ ⑨⑩以外の危険物等 の事故	394	2	205	—	11	—	1	15	234	
⑫ 爆発(破れつ)事故	152	15	5	2	1	—	25	23	71	
⑬ 高圧ガス事故	682	25	50	45	23	—	85	155	383	
⑭ 高圧ガス以外のガス 関係事故	1,338	71	37	147	53	—	145	307	760	
⑮ 酸素欠乏事故	41	25	5	—	—	—	—	4	34	
⑯ 建築(土木)工事 事故	156	50	3	1	2	—	14	16	86	
⑰ 機械工作物等による 事故	577	278	2	—	—	—	1	17	298	
⑱ 物の転倒落下による 事故	123	42	2	—	9	—	1	6	60	
⑲ 人の転倒・転落群 集混乱事故	215	145	—	—	2	—	—	6	153	
⑳ 遭難水難事故	451	274	—	—	1	—	5	35	315	
㉑ 警戒活動時の事故	272	3	10	—	12	—	64	102	191	
㉒ その他の事故	7,618	461	51	12	78	6	486	2,215	3,309	
合 計	23,761	2,751	2,740	309	533	590	1,162	3,483	11,568	

(注) この表は都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市の消防機関について調査したものである。

る等、都市として特色ある対策を進めており、また、これらの災害に関する各種の調査研究を行っている。

イ 都市における消防機関の活動状況

消防機関は、第一線で応急活動を行う機関であり、火災はもとよりすべての災害に際して、救急、救助、水防、避難の指示等の活動を行い、国民の生命、身体及び財産の保護に活躍している。

第4-1表は、昭和52年中における都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市の消防機関(消防本部及び東京消防庁)の火災以外の災害についての活動状況(救急出動は除く。)であるが、火災以外の災害出動件数は2万3,761件で、火災出動を含めた全災害出動件数5万2,736件の45.1%を占めており、大都市を中心に消防機関が風水害、交通災害、産業災害、労働災害等に広く活躍していることを示している。また、活動内容についてみると、人命救助活動2,751件(23.8%)危険物排除活動2,740件(23.7%)警戒活動1,162件(10.0%)等が主なものとなっている。

更に、これらの災害に備えて、最近、消防機関においてレンジャー訓練(救助訓練)を実施するとともに、専任の救助隊を編成する等の努力が払われている。

ウ 消防庁における都市災害対策

消防庁においては、最近における都市災害の複雑化、多様化、大規模化等に対処して、都市における防災対策について研究するため、昭和48年度から防災システム研究会都市防災部会(設立当初は都市防災総合システム研究会)を設置し、都市防災に関する基本的な問題について研究してきたが、昭和52年度においては前年度に引き続き震災対策の問題点について研究を進めた。

5 石油コンビナート災害対策

(1) 石油コンビナート災害の現状

石油コンビナートは、戦後における産業構造の重化学工業化の進展に伴い各地に形成されていったものであるが、いったん災害が発生すれば、それが大規模な危険物集積地帯を形成しているだけに、周辺に重大な被害を及ぼすおそれがある。

主な石油コンビナート災害は第5-1表のとおりである。

(2) 石油コンビナート防災体制の整備

石油コンビナート等特別防災区域においては、大量の石油・高圧ガス等の危険性の高い物質の貯蔵、取扱い及び処理が行われており、発災危険性及び災害の拡大危険性が高く、また、周辺地域に対しても大きな脅威を与えるおそれがあるといった、防災上一般の地域と異なる特有の問題を抱えている。

このため、石油コンビナート等災害の防止に関しては、法制上も各種の措置が講じられており、昭和51年6月に施行された石油コンビナート等災害防止法を中心として、消防法、高圧ガス取締法及び労働安全衛生法のいわゆる保安三法並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等により総合的防災体制の確立を図っている。

ア 石油コンビナート等災害防止法関係

石油コンビナート等災害防止法は、昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を直接の契機として、石油コンビナート等に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策を推進するための基本法として制定されたものであり、その主たる内容は、次のようなものである。

- ① 石油コンビナート等防災本部の設置
- ② 石油コンビナート等防災計画の作成

第5-1表 主な石油コンビナート災害

発 生 年 月 日	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者 人	負 傷 者 人	損 害 額 千円	備 考
昭和39. 6. 11	京 浜 海 臨	昭和電工鶴川崎工場	製造所爆発火災	15	103	107,108	プロピレンオンキサイド
39. 6. 16	新 潟 西 部	昭和石油新潟製油所	タンク火災	—	—	2,742,671	新潟地震, 原油屋外貯蔵タンク
43. 1. 24	京 葉 臨 海 中 部	三井ポリケミカル鶴千葉工場	プラント爆発火災	—	46	180,000	高圧法ポリエチレンプラント
44. 1. 27	名 古 屋 港 臨 海	東亜合成化学工業名古屋工場	プラント火災・ガス中毒	—	114	—	アクリル酸エステル製造装置 置ニッケルカルボニル中毒 ノルマルパラフィン製造装置
45. 2. 25	京 浜 海 臨	日本石油化学鶴浮島工場	プラント爆発火災	—	3	12,250	置
45. 2. 26	"	昭和石油鶴川崎製油所	プラント火災	—	5	700,000	常圧蒸留装置
47. 1. 8	"	アジア石油横濱工場	タンク爆発火災	—	2	12,000	ベンゼン屋外貯蔵タンク
48. 7. 7	徳 山 ・ 新 南 陽	出光石油化学鶴徳山工場	プラント火災	1	—	2,500,000	アセチレン水添塔
48. 10. 8	京 葉 臨 海 中 部	チソン石油化学五井工場	漏出爆発火災	2	11	2,500,000	ポリプロピレン製造装置
48. 10. 28	直 江 津 分	信越化学工業鶴直江津工場	漏出爆発	1	12	520,000	粗塩ビニルモノマー
48. 11. 22	大 水 島 臨 海	九州石油鶴大分製油所	石油プラント火災	—	5	11,594	灯油水添脱装置
49. 12. 18	水 島 臨 海	三菱石油鶴水島製油所	タンク漏出	—	—	50,000,000	重油漏出42,888kl
50. 2. 16	四 日 市 臨 海	大協石油鶴四日市製油所	タンク火災	—	—	35,629	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫 路 臨 海	日本触媒化学工業鶴姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	152,594	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
52. 6. 3	東 播 磨	神戸製鋼所鶴加古川製鉄所	溶鉄漏洩及び水蒸気爆発	—	—	90,000	高炉炉床の破損
53. 6. 12	仙 台	東北石油鶴仙台製油所	タンク漏出	—	—	4,275,000	1978年宮城県沖地震による重油漏出68,160kl

- ③ 特定事業者の防災管理責任と災害応急措置等の実施義務
- ④ 自衛防災組織及び共同防災組織の設置
- ⑤ 特定防災施設等の設置
- ⑥ 事業所のレイアウトに関する規制の実施
- ⑦ 石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置
- ⑧ 防災緩衝緑地等の設置の助成

なお、昭和53年7月及び同年8月の2回にわたり石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令を改正し、防災資機材等の固定放射設備等による代替措置並びに油回収船の石油の回収能力及び隻数に関する基準を定めたところである。

イ 保安三法関係

(ア) 消防法

消防法は、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所について一般的に危険物災害の防除に関し必要な規制を行っているが、コンビナート防災対策の充実強化を主たる目的として次のような措置が講じられている。

- ① 多量の危険物を貯蔵し又は取り扱う事業所においては、危険物保安統括管理者を置くこと
- ② 特定の製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者等は、その製造所等について定期点検義務及び記録作成保存義務を負うこと
- ③ 流出危険物の拡散防止・除去義務及び市町村長等の措置命令
- ④ 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物の漏出等による火災危険を生じさせた者に対する罰則

(イ) 高圧ガス取締法

高圧ガス取締法は、高圧ガスを取扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っているが、高圧ガスの保安をめぐる情勢の変化に対応して、昭和50年に①保安管理組織の強化、②危害予防規程の強化、③保安教育計画の強化、④特定設備に対する規制、⑤容器に対する規制の強化、⑥附属品に対する規制、⑦高圧ガス保安協会の強化、⑧製造の届出制に係る規制の強化、⑨輸送保安対策の強化等に関する大幅な改正が行われている。

また、高圧ガス保安設備の設置義務付けの強化、保安距離の拡大等が行われている。

(ウ) 労働安全衛生法

労働安全衛生法は、労働基準法を中心とする労働災害対策を一步進め、急速な新工法、新物質の採用、新しい企業形態の登場等がみられる最近の情勢に対応するため、労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている。

ウ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

石油コンビナート等に係る災害等については、石油コンビナート等災害防止法によるほか、特に海上災害については、第77回通常国会において海洋汚染防止法が改正された「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」によることとされている。

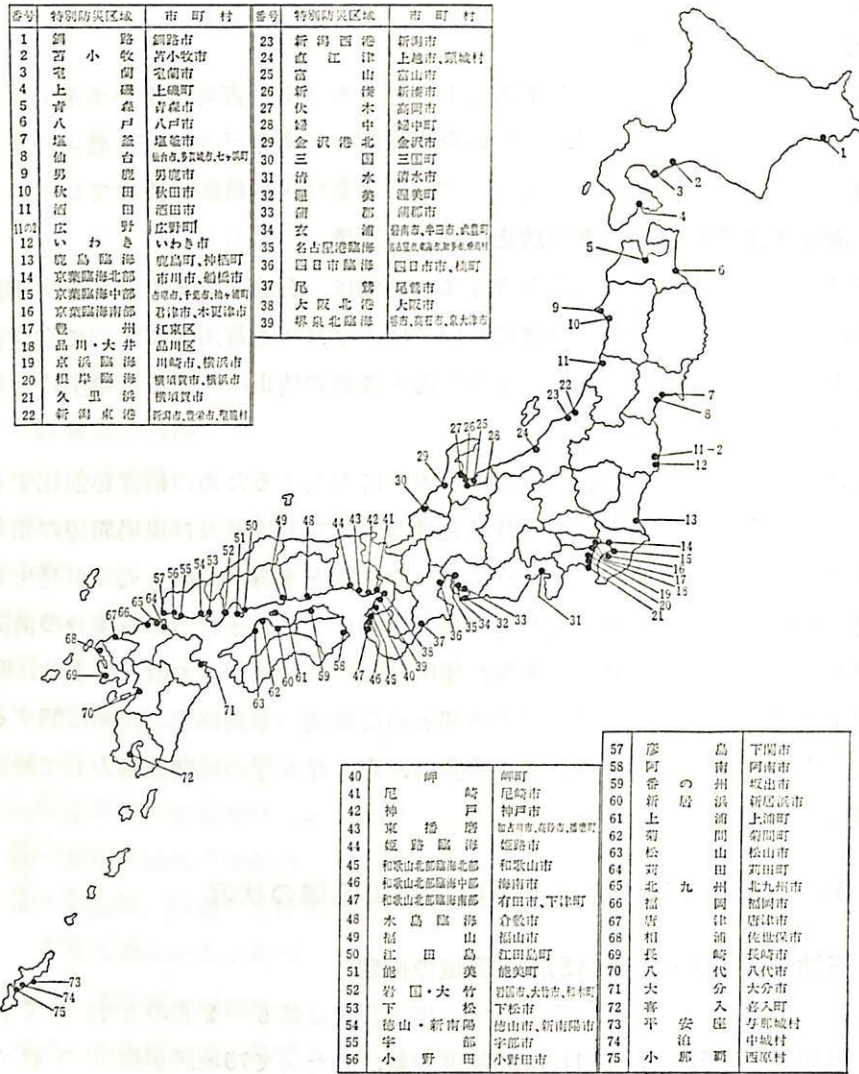
この改正は、大量に油が排出された場合に対処するための措置を強化すること、海上火災等が発生した場合における消火等の措置及び現場周辺の船舶交通の危険の防止について定めること等を内容とするが、海上火災が発生した場合及び危険物の排出により海上火災が発生するおそれがある場合の消防機関と海上保安庁の機関との権限行使区分については、この改正により、昭和43年3月29日の「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書」の趣旨が法制化され、消防機関は、海上保安庁の機関と協力して対策を講ずる体制が定められた。

(3) 石油コンビナート等特別防災区域の状況

ア 石油コンビナート等特別防災区域の指定

石油コンビナート等特別防災区域の指定状況は第5—2図のとおりであり、当初は昭和51年7月14日に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、昭和53年4月3日に福島県広野地区が追加指定され、76地区となっている。また、区域変更としては、昭和52年2月4日に福井県三国地区及び山口県下松地区、昭和52年8月2日に秋田県男鹿地区、昭和53年4月3日に青森県八戸地区、広島県福山地区及び山口県徳山・新南陽地区、昭和53年7月14日に秋田県男鹿地区がそれぞれ拡張されている。なお、今後の動向としては、北海

第5-2図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況



道苦小牧東部地区、青森県むつ小川原地区等の大規模工業開発地域の石油備蓄基地等についても計画の進展に伴い区域指定されることとなることが予想される(第5-3表参照)。

第5-3表 石油コンビナート等特別防災区域指定予想区域の概況 (昭和53年9月1日現在)

都道府県	地区	閣議了解 年月日	計画完了 予定年度	工場用地 面積(ha)	用地確保 等の状況
青森	むつ小川原	昭和47年9月14日	昭和60年代 (昭和60年) 前後	2,800	61%, 但し, 私有地は, 94%, 公有地は10%

都道府県	地区	主な業種別の生産規模			
		石油精製	石油化学	火力発電	鉄 鋼
北海道	苦小牧東部	100万バレル/日 (30万バレル/日)	160万トン/年 (40万トン/年)	600万kW (35万kW)	2,000万トン/年
青森	むつ小川原	100万バレル/日 (50万バレル/日)	160万トン/年 (80万トン/年)	320万kW (120万kW)	

注()は、第一次計画予定である。

イ 石油コンビナート等特別防災区域の現況

昭和53年7月14日現在における石油コンビナート等特別防災区域の総面積は4万1,919ha、第一種事業所は526で、このうちレイアウト規制対象事業所は256、第二種事業所は405である。

また、石油の貯蔵・取扱量は1億4,900万kl、高圧ガスの処理量は88億8,276万Nm³、石油以外の第4類危険物の貯蔵・取扱量は183万7,976kl、第4類以外の危険物の貯蔵・取扱量は213万2,170t、準危険物の貯蔵・取扱量は107万t、高圧ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・取扱・処理量は5億2,431万Nm³が、石油コンビナート等災害防止法に基づく毒劇物は、毒物の貯蔵・取扱量6,614t及び劇物の貯蔵・取扱量は38万5,317t、その他の毒劇物は、毒物の貯蔵・取扱量4,084t、及び劇物143万2,829t、放射性物質の貯蔵・取扱量は3,132ciとなっている(附属資料19参照)。

ウ 防災緩衝地帯等の整備状況

石油コンビナート等特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、石油コンビナート等特別防災区域の周辺に設置される緑地帯等の緩衝地帯が果たす役割には大きなものがある。このため、従来より石油コンビナート地帯については主として公害対策の見地から各地域において緩衝地帯の整備が進められてきたが(第5—4表参照)、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が専ら石油コンビナート等特別防災区域に係る防災上の見地から整備する緩衝緑地等の設置に関する特別の助成制度により、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用分担のもとにその設置を推進することとなっている。

(4) 石油コンビナート等特別防災区域の防災体制の確立

石油コンビナート等災害防止法に基づき、都道府県石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という。)を中心として関係機関等が一致協力して災害に対処する防災体制の確立を推進しており、一方、発災時の消防活動については、通常は、消防本部と企業の自衛消防力が中核となることにかんがみ、これらの防災体制の増強を併せて図っている。

更に、消防庁は、航空機等の墜落事故による石油コンビナート災害の発生の防止についても、石油コンビナート地帯の上空飛行制限につき運輸省と協議し、次長通達「石油コンビナート地帯における航空事故による産業災害の防止について」(昭和44年6月26日付け)等により、管轄空港事務所等と協議し、対空監視体制の必要な措置を講ずるよう指導しているところである。

ア 石油コンビナート等防災本部

石油コンビナート等災害防止法に基づいて、昭和51年7月14日に石油コンビナート等特別防災区域が指定された33都道府県に、防災本部が常置されることとなり、災害対策基本法による従来の都道府県防災会議及び市町村防災会議に相当する組織は、石油コンビナート等特別防災区域については、防災本部に一元化された。したがって、石油コンビナート等防災計画(以下「防

第5—4表 石油コンビナート等特別防災区域周辺の緩衝緑地整備状況

都道府県名	特別防災区域名	緩衝緑地名	完成年度	面積	特別防災区域との関係
宮城	仙台	多賀城緑地	50	24.8	一部接している。
茨城	鹿島	高松緑地	49	21.7	一部含まれ、他は接している。
		神元池緑地	49	73.0	一部接している。
		和田山緑地	49	13.3	鉄道を間にはさんで近接している。
		市原緑地	43	40.7	道路を間にはさんで近接している。
		福井緩衝緑地	55(予定)	143.7	一部含まれ、一部接している。
		東海緑地	52	25.1	道路を間にはさんで一部近接している。
		〃	55(予定)	5.2	〃
		大江川緑地	53(予定)	11.7	一部接している。
		中央緑地	43	28.5	河川を間にはさんで一部近接している。
		霞ヶ浦緑地	47	25.4	運河を間にはさんで近接している。
		泉北臨海緑地	43	11.6	道路を間にはさんで近接している。
		浜手緑地	53(予定)	43.2	一部含まれ、一部接している。
		水島緑地	54(予定)	7.5	〃
		水島緑地	53(予定)	53.2	一部含まれ、一部接している。
		〃	56(予定)	13.0	〃
		東部緩衝緑地	54(予定)	5.1	接している。
		周南緑地	53(予定)	77.8	鉄道を間にはさんで一部近接している。
		浜内緑地	52	21.3	一部接している。
		坂出緩衝緑地	53(予定)	21.1	一部含まれていて、
		松原緑地	48	25.7	接している。

災計画」という。)の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務は防災本部を中心に行われる。

防災計画は33都道府県すべての防災本部で作成されており、これをもとに防災体制の整備を推進しているところである。

イ 消防本部等

石油コンビナート等特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより一般には市町村の消防本部等が実地の消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等も含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある、石油コンビナート等特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、この中核たる市町村消防機関が、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月消防力の基準を改正強化したところである。

しかし、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村の防災資機材等の整備状況は、昭和53年7月14日現在で、大型化学消防車52台、大型高所放水車38台、泡原液搬送車49台、その他の消防自動車2,944台、可搬式放水銃等368基、耐熱服1,405着、空気又は酸素呼吸器6,620個、消火薬剤泡1,915kl及び粉末5万5,038kgのほか、特に海上災害対策に備えて消防艇41隻、オイルフェンス2万715m、油吸着材7,678kg、油処理剤154klを整備しているが、消防力の基準と比較し、なお大型化学消防車等の石油コンビナート用消防施設が未整備の市町村がある。このため、消防庁は、昭和51年度から、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村に対し、石油コンビナート等消防施設等整備費補助事業を実施しているところであり、昭和52年度までに、大型化学消防車27台、大型高所放水車34台、泡原液搬送車20台を40団体が整備し、その補助金総額は9億9,210万9,000円である。

また、市町村消防力を補完し、石油コンビナート等特別防災区域の防災体制を充実強化するため、石油コンビナート等特別防災区域所在都道府県に対しても昭和46年度から、石油コンビナート防災資機材補助事業を実施してお

り、昭和52年度までに19道府県で、石油コンビナート防災資機センターの設置等を行い、泡原液貯蔵設備12基、泡原液搬送車24台、泡放水砲37基、高発泡器11基、放水砲12門、オイルフェンス20本を整備している。

なお、海上災害に際しては、海上保安庁においても、昭和52年度末現在、大型消防船5隻（横浜、四日市、下津、堺、水島）、中型消防艇8隻を所要の部署に配備しているほか、全国各地の海上保安部署に化学消防能力を付与した巡視船37隻、巡視艇136隻を配備し、タンカー等の火災に備えているほか海上へ排出された油の防除のため、油回収艇3隻、オイルフェンス展張艇19隻、油防除艇3隻、油回収装置13式、油移送装置2式のほか、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材を整備している。

ウ 自衛防災組織

石油コンビナート等特別防災区域に係る特定事業者に対し、石油コンビナート等災害防止法では、自衛防災組織の設置及び防災管理者等の選任を義務付けており、昭和52年7月14日以降は、すべての特定事業所に自衛防災組織を設置することとなった。

エ 共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会

石油コンビナート等特別防災区域に所在する特定事業者は、一体的な工場群を構成し、相互に密接に関連して地域的連帯関係を有している。したがって、石油コンビナート等災害防止法では、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者が、その自衛防災組織を補完する共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究、教育訓練の共同実施等を行う石油コンビナート等特別防災区域協議会(以下「区域協議会」という。)の設置について定めている。昭和53年8月末日現在、2以上の特定事業所が所在する63の石油コンビナート等特別防災区域のうち40地区で62の共同防災組織が、41地区で42の区域協議会が設置されている。

(5) 防災施設等の整備

ア 特定防災施設等及び防災資機材等の整備

特定事業者は、災害の発生及び拡大を防止するため特定事業所内に流出油

等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の特定防災施設等並びに化学消防自動車、消火用薬剤、油回収船、オイルフェンス等の防災資機材等を設置し、又は備え付けなければならないこととされているが、特定防災施設等については広野地区を除き、既に整備を完了し、防災資機材等については昭和54年7月14日までに整備することとなっているので、特定事業者は、これらについて整備を進めている。

イ 特定事業者の防災資機材等の整備状況

昭和53年7月14日現在において石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所に備え付けられている防災資機材等は、大型化学消防車88台、大型高所放水車32台、泡原液搬送車44台、その他の消防ポンプ自動車363台、消防艇39隻、可搬式放水銃等2,291基、耐熱服2,273着、空気又は酸素呼吸器4,759個、消火薬剤7,809kl(泡)及び54万4,496kg(粉末)、オイルフェンス48万7,986m、オイルフェンス展張船220隻、油回収船30隻、油吸着材32万5,951kg、油処理剤1,209klとなっている(附属資料20参照)。

ウ 日本開発銀行等の政策融資のあっせん

特定事業者が特定防災施設等及び防災資機材等の整備を図る場合、その整備に要する資金の確保については、所轄消防本部の推薦等により基準に適合すると認められるものについては、日本開発銀行及び沖繩振興開発金融公庫による政策融資をあっせんしており、昭和52年度のあっせん事業所は54で総額62億1,500万円であった。

(6) 事業所レイアウトの規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウトの規制を行う必要がある。

このため石油コンビナート等災害防止法では、石油コンビナート災害を防止するため、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第1種事業所については、当該第1種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置の変更をし

ようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

ア レイアウト規制対象事業所の実態

昭和53年3月31日現在において、レイアウト規制の対象となる事業所数は257箇所であり、このうち昭和52年度に新たにレイアウト規制の対象となった事業所は3箇所である。

石油コンビナート等特別防災区域内には、第1種事業所、第2種事業所及び一般事業所が混在して石油コンビナートを形成しているが、石油コンビナート等特別防災区域の総面積に対するレイアウト事業所の総面積の割合は、約50%であり、石油コンビナート等特別防災区域内の面積の半分以上がレイアウト規制を受けることとなっている。

また、石油コンビナート等特別防災区域内で保有している石油又は高圧ガスの総量に対する、レイアウト対象事業所が保有している石油及び高圧ガスの割合は、それぞれ石油にあっては約88%、高圧ガスにあっては約96%となっており、大部分の量がレイアウト対象事業所において保有されている。

第5—5表 石油・高圧ガスを取扱う第1種事業所の新設等の状況

区 分	変更件数		処理件数		完了届件数		確認件数	
	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度	51年度	52年度
製造施設地区	10	12	4	15	—	9	—	5
貯蔵 "	16	21	9	21	—	8	—	7
入出荷 "	4	2	1	1	—	4	—	3
用役 "	1	1	1	1	—	1	—	1
事務管理 "	1	5	—	6	—	2	—	1
その他 "	11	8	4	8	1	7	1	5
連絡導管及び連絡道路	6	6	2	7	—	2	—	1
敷地面積の減少	—	7	—	9	—	7	—	7
計	49	62	21	68	1	40	1	30

(注) 1. 施設地区別の分類は、変更に係る主な施設地区等により区分したものである。
2. 敷地面積の増加を伴うものは、当該増加部分の施設地区に係る変更として分類した。

イ 第1種事業所の新設等の届出の現況

事業所の届出等の処理状況は、第5—5表のとおりであり、昭和52年度中における施設地区の変更件数は、62件で前年度の変更件数に比べ13件増加している。これらの内訳は、貯蔵施設地区に係るものが21件で最も多く、次いで製造施設地区に係るもの12件、その他施設地区に係るもの8件、敷地面積の減少に係るもの7件、連絡導管又は連絡道路に係るもの6件、事務管理施設地区に係るもの5件、入出荷施設地区に係るもの2件、用役施設地区に係るもの1件の順になっている。

また、新設又は変更の届出がなされ工事が完了したものについて確認を行ったものは、30件となっており、このうち、新設又は変更の計画に適合していなかったものが3件あった。

(7) 石油コンビナート防災診断の推進

大規模な危険物施設等が立地している石油コンビナート等特別防災区域における災害は、大規模かつ特殊な災害として、当該コンビナート内のみならず周辺地域に対しても脅威となるおそれがある。

このような石油コンビナート災害を有効に防除するためには、石油コンビナート等の立地条件、施設設備の安全性、防災体制の整備状況等の諸側面から、総合的な防災診断を実施し、事前に対策を講じてゆくことが最も肝要と考えられる。

このため、消防庁では、昭和49年度より学識経験者からなる「石油コンビナート防災診断委員会」を設け、まず消防防災当局及び特定事業所が総合的な防災診断を実施するために必要な「石油コンビナート防災診断項目」の作成に着手し、全国の代表的石油コンビナートの現地調査結果を踏まえ、石油コンビナートの災害要因の検討を行った結果、一般項目及び耐震項目に区分して防災診断項目を作成することとし、昭和51年11月1日に一般項目をまとめた。

更に、昭和52年度において一般項目の見直し及び耐震項目の検討を行ってきたが、昭和53年6月12日の1978年宮城県沖地震による東北石油(株)石油流出

事故にかんがみ、昭和53年度も一般項目及び耐震項目の見直しを行うとともに、石油コンビナート等防災計画における災害想定を作成に資するため、石油コンビナート災害想定指針、及び地震災害に関する警戒宣言の発令期における石油コンビナート等の応急対策の検討を行っているところである。

また、労働省においては、労働災害防止の立場から昭和51年12月に「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」がまとめられており、通商産業省においても、昭和51年度よりコンビナート地域に地震等が発生した場合の影響評価と、高圧ガス設備等の耐震設計基準の検討が行われている。

6 震 災 対 策

(1) 我が国の被害地震の発生状況

我が国は、環太平洋地震帯に位置し、世界有数の地震多発国であり、昔から度々地震被害に襲われているが、西暦1600年から1976年までの約400年間に発生した被害地震の分布は第6-1図のとおりである。

この図でもわかるとおり、被害地震の推定震源域は、北海道から沖縄までの全国及び我が国の周辺海域にわたって広く分布しており、このことから国土全域にわたって被害地震が発生していることがわかる。

被害地震のうち、特に大きな被害をもたらす大地震は、第6-2図のとおり、北海道から沖縄にいたる太平洋側の海底、いわゆる外側地震帯に多く発生している。

(2) 地震の被害の状況

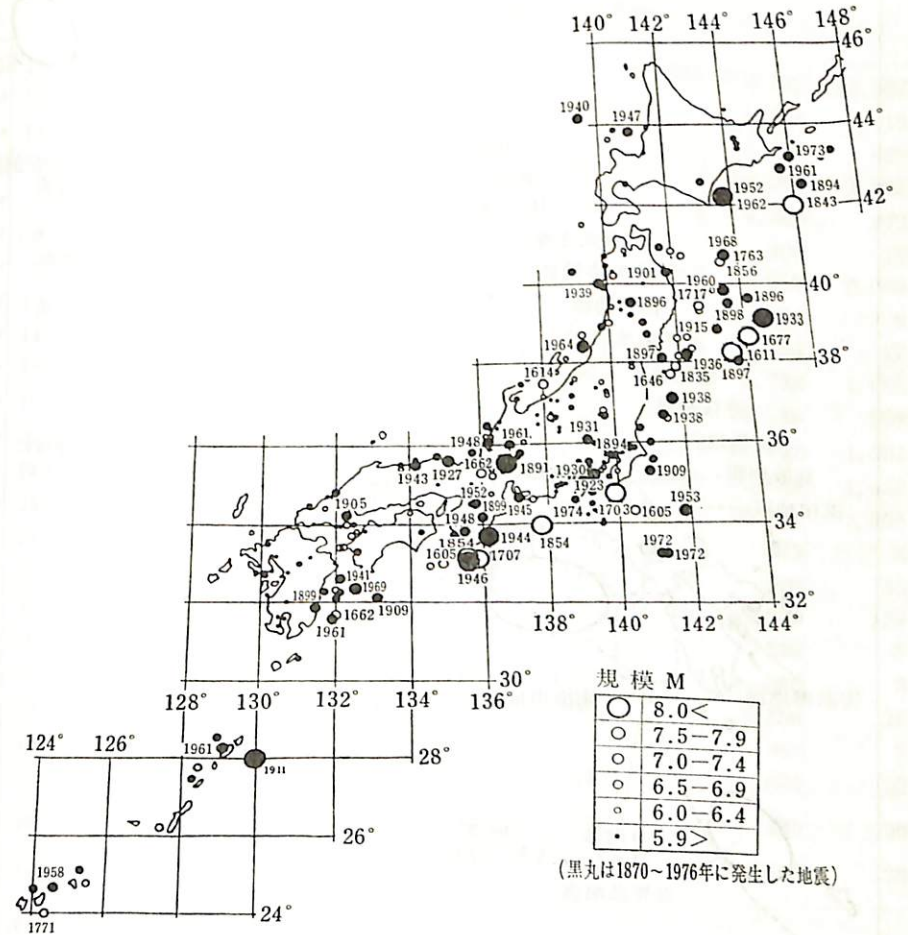
大地震時には、建築物の倒壊、道路、橋りょう、上下水道、電気、ガス施設等の損壊、同時多発火災、河川護岸の破壊、津波に伴う災害等が同時に発生する可能性があり、これらの災害が相乗的に人的、物的被害を増大させる。また、地震動による木造建築物の倒壊は、火災の同時多発の原因になり、更に、建築物、工作物等の道路への倒壊や落橋は、避難行動、消防活動等を困難にさせ、火災等の二次災害の発生拡大につながる例が多い。

我が国における地震災害は、地震動による建築物の崩壊、道路、橋りょう、堤防等の損壊等の直接的な被害よりも、大正12年の関東大地震に代表されるような火災による二次災害の有無や昭和19年の東南海地震のように地震に伴う津波の有無により被害の大小が左右されるといってよい。

第6-3表は、関東大地震以後の地震のうち、全壊戸数100戸以上の被害を被ったものを掲げたものであるが、これによっても火災による二次災害や

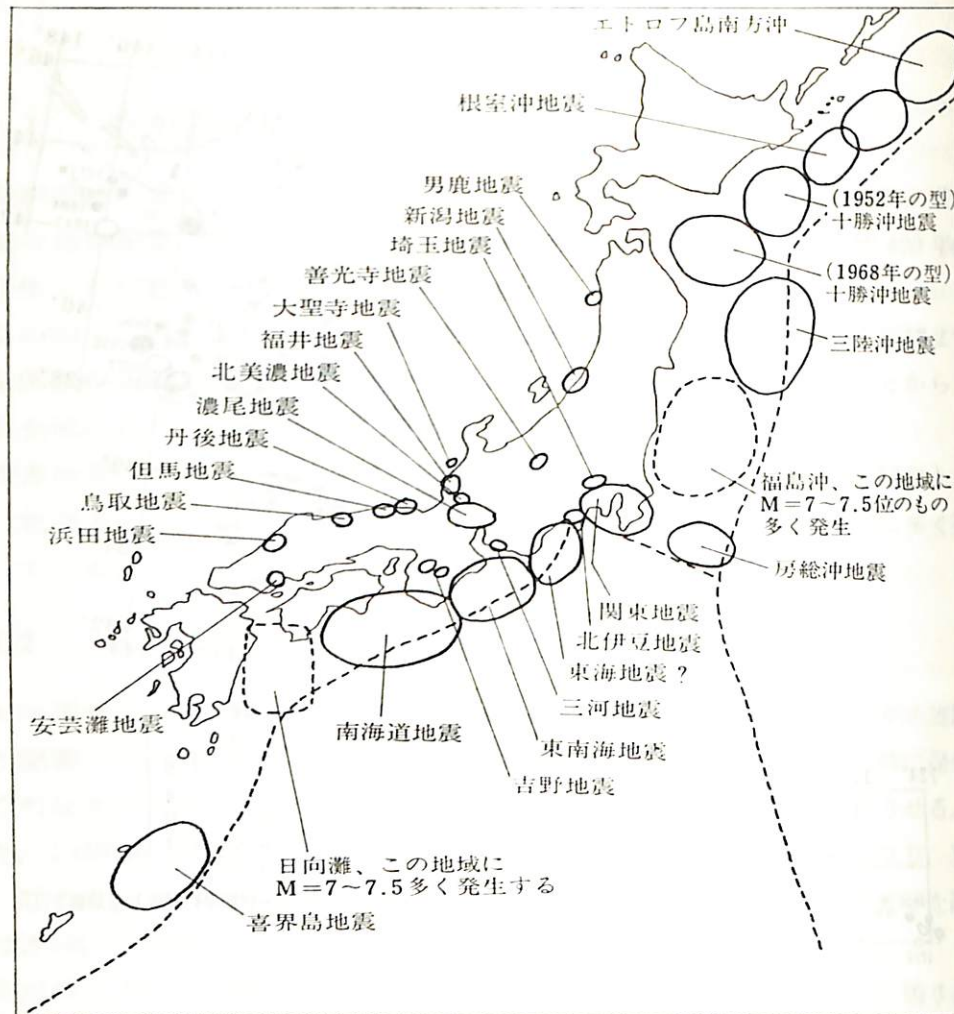
第6-1図 我が国における被害地震の分布

(1600~1976年に発生した地震)



第6—2図 日本付近で大地震・中地震の発生する所

(浅田 敏による)



第6—3表 関東大地震以後の家屋損失100戸以上の被害地震

発生日月	地震名等	規模 (マグニチュード)	家屋損失				死亡者 (人)
			全壊(戸)	全焼(戸)	流失(戸)	計(戸)	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128,266	447,128	868	576,262	142,807
" 13. 1. 15	丹沢山塊地震	7.2	1,298	—	—	1,298	19
" 14. 5. 23	北但馬烈震	7.0	1,295	2,181	—	3,476	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12,584	3,711	—	16,295	2,925
" 5. 11. 26	北伊豆地震	7.0	2,165	—	75	2,240	272
" 6. 9. 21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
" 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2,346	249	4,917	7,512	3,008
" 10. 7. 11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
" 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
" 18. 9. 10	鳥取地震	7.4	7,485	251	—	7,736	1,083
" 19. 12. 7	東南海地震	8.0	26,130	—	3,059	29,189	998
" 20. 1. 13	三河地震	7.1	12,142	—	—	12,142	1,961
" 21. 12. 21	南海道地震	8.1	11,591	2,598	1,451	15,640	1,432
" 23. 6. 28	福井地震	7.3	35,420	3,691	—	39,111	3,895
" 24. 12. 26	今市地震	6.7	873	—	—	873	8
" 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
" 35. 5. 23	チリ地震津波	8.5	1,571	—	1,259	2,830	139
" 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
" 37. 4. 30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
" 39. 6. 16	新潟地震	7.5	1,960	396	—	2,356	26
" 43. 2. 21	えびの地震	6.1	368	—	—	368	3
" 43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7.9	673	11	—	684	52
" 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
" 53. 6. 12	1978年宮城県沖地震	7.4	1,363	—	—	1,363	28

(注) (1) 家屋損失には非住家を含む。
 (2) 死亡者には行方不明者を含む。

津波による被害が大きいことがわかる。

外国の地震による被害は、煉瓦造りの無筋建築物の倒壊等が主で、火災等の二次災害によるものはまれで、直接的被害によるものがほとんどであり、この点、我が国の場合と著しく異なっている。

震災対策には世界共通の側面とともに、我が国の都市構造に即した独自の

対策が必要であることを示している。

(3) 国の震災対策の現況

ア 大都市震災対策推進要綱に基づく震災対策

消防庁長官の諮問機関である消防審議会が昭和45年3月23日に行った「東京地方（関東地方南部）における大震火災対策について」の答申をもとに、中央防災会議は、昭和46年5月25日に「大都市震災対策推進要綱」を決定し、これに基づき大都市における震災対策は推進されてきたが、現在、我が国における震災対策は、この要綱に基づき推進されている。

また、当面の震災対策の課題については、昭和50年8月15日の中央防災会議において決定された「当面の防災対策の推進について」においてうたわれ、特に次の事項に重点をおいて推進することとされている。

(ア) 都市防災化の推進

大都市圏における広域避難地、避難路、消防水利、浸水対策施設及び緩衝地帯等の震災に対する防災施設の整備を促進することとし、特に緊急に整備を要する事業については、重点的かつ計画的に、その整備を推進するものとする。

(イ) 防災体制の強化及び防災意識の高揚

震災発生時の消防、救急、救護、警備等の各般にわたる防災活動が迅速かつ適確に行えるよう、関係諸機関は、防災体制の強化に努めるとともに、震災に関する知識の普及、震災対策訓練の実施及び自主防災組織の育成強化を図るものとする。

(ウ) 地震予知の推進

地震予知の実用化のため、関係諸機関は、測地学審議会の建議の趣旨に沿って、緊密な連携のもとに地震予知に関する研究、観測を一層強力に推進するものとする。

イ 地震予知の推進

昭和51年10月29日の閣議決定により、地震予知の推進に関する重要な施策について、関係行政機関相互間の事務の緊密な連絡を図るとともに、総合的

かつ計画的な施策を推進するため、内閣に地震予知推進本部が設置された。同本部は、昭和52年4月4日、地震予知の早期実現への社会的要望に応え、特に東海地域については、大地震発生の可能性の指摘などを契機として強力な対策が要請されていることにかんがみ「東海地域の地震予知体制の整備について」を決定し、観測の強化、監視体制の充実及び判定組織の整備を推進することとなった。

特に東海地域を中心に、現在の水準で最大限に可能な地震の予知を行うことを目標として、昭和52年4月18日、地震予知連絡会に東海地域判定会を発足させ、地震予知の推進にあたっている。

ウ 大都市震災対策連絡会議の設置

昭和46年5月に「大都市震災対策推進要綱」を決定して以来、中央防災会議は、大都市震災対策を効果的に推進するため、13の事項別分科会を設け、具体化のための措置について検討を加え、実施可能な施策については、逐次実施に移して来たが、昭和49年10月、従来の分科会を「都市防災」、「防災体制」、「避難対策」、「救護対策」、「情報通信対策」及び「研究」の6分科会に再編成し、これらの分科会を総合した機関として中央防災会議事務局に關係省庁で構成する「大都市震災対策連絡会議」を設け、各省庁の震災対策の連絡に当たってきた。

エ 消防庁の震災対策の現状

消防機関は、国民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、震災を防除し、被害を軽減する等震災対策の第一線部隊としてきわめて重要な任務を負っている。

消防庁としては、消防制度、人員、施設設備、装備資機材等の充実に努めるとともに、大都市震災対策推進要綱の趣旨に基づき、

- 災害対策基本法に基づく国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡
- 災害対策基本法に基づく地域防災計画の指導調整
- 消防の広域的処理に関する指導
- 防災に関する研究調査

○ 防災思想の普及

等の対策を推進するとともに、各省庁及び地方公共団体との緊密な連携のもとに、震災時における火災防止対策及び避難誘導対策を中心に、次に掲げる事業について特に予算を計上し推進している。

(ア) 防災知識の普及啓発

地震そのものを防止することはできないが、特に被害を拡大する火災の防止等により、地震被害を最小限度に食い止めることは可能である。そのためには、国、都道府県及び市町村が一体となって震災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、地震から身を守り、財産を守るには、国民一人ひとりが自衛のための意識を持つとともに、防災訓練に参加するなど街ぐるみ、事業所ぐるみで防災対策に当たることがきわめて重要である。そのため、主として都道府県、市町村が、住民、事業所等を指導するための指針書を作成配付してきたが、昭和52年度においては、第6—4表に示すとおり、テレビ及びラジオ放送を利用して防災知識の普及啓発を行った。昭和53年度

第6—4表 昭和52年度防災知識普及啓発事業の実施状況

放送内容	放送局	放送月日
テレビ5分番組(ごぞんじですか?) 防災ミニ百科	日本テレビほか30局	毎週木曜日 10:55~11:00
テレビ5分番組(そのときあなたは?) 組(くらしの中の防災)	フジテレビほか32局	毎週日曜日 8:55~9:00
特別番組(炎の証言 —地震と私たち—)	テレビ朝日ほか32局	昭和52年9月1日 8:00~8:30
特別番組(おばあちゃんの心配 —地震と出火防止—)	フジテレビほか32局	昭和52年11月25日 11:00~11:30
特別番組(災害に挑む男たち —第4分団出動せよ—)	東京放送ほか30局	昭和53年3月4日 10:30~11:00
テレビスポット(あぶない!火あそび) ト(幼児,老人を安全に)	テレビ朝日ほか32局	昭和53年2月28日から 3月13日まで 毎日2回
ラジオスポット	ニッポン放送ほか31局	52. 5. 1~ 5. 7 52. 8. 19~ 8. 25 52. 8. 26~ 9. 1 52. 11. 26~12. 2 53. 2. 28~ 3. 6

においても、昭和52年度同様、テレビ及びラジオ放送を利用した防災知識の普及啓発を行っている。

また、昭和49年度から地域住民に対して防災知識の普及を図るため、地方公共団体、消防機関等に防災映画フィルムの貸出しを行ってきているが、その利用状況は年々増加している。

これらの啓発方法は、国民の防災意識の高揚に非常に有効であり、引き続き実施する必要がある。

(イ) 震災対策施設等の補助事業

人口及び産業の密集する大都市の地震被害を軽減するためには、建築物の不燃化、事業所の施設設備の耐震化、安全な避難地、避難路の確保等、都市の防災化が推進されなければならないが、併せて地震時における出火の防止及び初期消火の徹底を図るとともに、消防活動、避難誘導、救急救助等の応急対策が十分に行われるような体制を整備することが必要である。

このため、消防庁としては、出火危険物等の規制の強化、建築物等に対する消防設備の設置の義務付け、消防力の充実等の対策を推進しているが、特に、震災時に予想される火災の同時多発に対処し、初期消火の徹底を期するため、昭和47年度から補助事業として、大震火災対策施設等整備事業を推進している。

昭和52年度末における整備状況は、耐震性100㎡貯水そう1,093基、可搬式小型動力ポンプ1,545台が整備されたほか、電源車等の特殊車両、テレビ電送システム及び地域防災センターの設備について整備を行ってきたが、昭和53年度においても前年度に引き続きこれらの施設の整備事業を推進している。

(ウ) 震災対策に関する研究

昭和52年度における震災対策に関する研究としては、大地震発生時における消火活動及び地震による被害想定を作成する技法を開発するため、次の研究を実施した。

a 飛行艇による空中消火に関する研究

大地震発生時に予想される消防水利の使用不能、道路の途絶等による消防機能の低下に対処する必要があるため、飛行艇による市街地火災の延焼

防止、避難者の安全確保等の効果について研究するため、消防用実験機に改装した防衛庁保有のPS-1型飛行艇を使用して昭和51年度に引続き、海水の散布密度等を計測し、火災の延焼抑止効果等の試験、研究を行った。

また、昭和53年度においては、火災発生上空の上昇気流、ふく射熱等の飛行艇に与える影響についての研究を行っている。

b 大地震時における被害想定予測技法に関する研究

昭和52年度においては、昭和51年度において作成した被害想定予測の技法を実際の都市をモデルにして実証するために、静岡県清水市において実証的調査研究を行い、その報告書を各都道府県に配布して被害想定予測を行う場合のマニュアルとして活用させることにより震災対策の推進を図った。

また、昭和53年度においては、震災時における同時多発火災に対処するための消防力の適正配置の基準作成等のための調査研究を行う予定である。

(4) 都市における震災対策の現状

地方公共団体においては、昭和39年6月の新潟地震、昭和43年5月の1968年十勝沖地震等を契機に、地方防災会議に地震部会を設置し、震災対策の樹立等積極的に具体的対策に取り組んでいる。

消防庁が全国の都道府県庁所在都市及び人口20万人以上の100都市並びに東京都の23特別区の合計123団体について行った震災対策の調査結果によると、昭和52年度までに地震対策に関する調査研究、諸対策及び諸計画の策定を行っているのは121団体に及んでいる。

これらの内容は地質・地盤調査、土木建築物の耐震性調査、避難対策の基礎調査、被害想定に関する調査、耐震性貯水そう(100㎡)及び可搬式(小型)動力ポンプの整備、避難地・避難路の確保、自主防災組織の育成強化等大地震時における人命の安全確保等であり、従来の震災対策が住民に対する大地震に関する意識の高揚、大地震発生時の心得の周知等が主体であったのに比べ具体的、積極的な施策に関するものが多くなっている。

ア 調査研究の状況

昭和47～昭和52年度における調査研究の状況についてみると地質地盤調査、災害危険地域の調査等の「自然環境の調査」は47団体、土木建築物の耐震性調査、危険物施設等の安全性調査等の「人為環境の調査」は50団体、避難対策の基礎調査等の「避難地等の調査」は53団体、「震災時の被害想定基礎調査」は41団体が行っている。

イ 予防対策の状況

また昭和51～昭和52年度における予防対策の状況についてみると、家庭・地域に消火器の設置、耐震性貯水そう、可搬式(小型)動力ポンプの整備等の「火災拡大等の防止対策」は73団体、パンフレット等による広報活動、講演会及び映画会等の「震災広報及び防災教育」は117団体、石油ストーブに対する対震自動消火装置の義務付けを条例に規定しているのは119団体となっている。

ウ 防災体制の状況

昭和52年度における防災体制の状況についてみると、都市独自に震災対策施設整備事業等を実施したものは46団体、地震関係についてアンケート調査等を実施したものは50団体、震災対策計画等の策定が地域防災計画に掲げられているのは97団体、震災時における相互応援協定が締結されているのは76団体、避難の安全確保を図るための避難地の確保は99団体、避難路の指定は33団体、防災資機材、生活必需物資等の備蓄などの「災害応急体制の整備」は122団体である。

また、地方公共団体の防災訓練についても従来は風水害を想定したものが多かったが、最近では、地震災害を想定した訓練が多くなってきており、震災対策に積極的に取り組んでいるということがうかがえる。

震災対策事業は、一市町村のみで達成できるものではなく、国、都道府県及び市町村が一体となって総合的、計画的かつ積極的に実施する必要があるため、今後においても相互の連絡を密にして強力に施策の推進を図る必要がある。

(5) 大規模地震対策特別措置法の制定

大規模地震対策特別措置法が昭和53年6月15日に公布され、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行されることとなった。

本法は、マグニチュード8程度以上の地震については、その前兆現象をとらえることがかなりの確度をもって可能であり、これによって地震予知が可能であるという考え方にたち、地震予知が行われた場合にその時点で各種の防災措置を事前に講ずれば、地震が発生した場合に被害を大幅に軽減することができることから制定されるにいたったものである。

その目的とするところは、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するために、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備に関する事項、地震防災応急対策に関する事項等について特別の措置を定め、これにより、地震防災対策の強化を図り、社会の秩序と公共の福祉の確保に資することにある。その主な内容は次のとおりである。

ア 地震防災対策強化地域の指定等

内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を強化する必要がある地域を、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定する。

イ 地震観測体制の整備

国は、強化地域に係る大規模な地震の発生を予知して地震災害の発生を防止し、軽減するため、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、地震に関する土地及び水域の測量の密度を高める等観測及び測量の実施の強化を図らなければならない。

ウ 地震防災基本計画の作成

強化地域が指定されると、中央防災会議は、警戒宣言が発せられた場合における当該地域に対する国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項等を定めた地震防災基本計画

を作成して、地震防災対策の実施を推進しなければならない。

エ 地震防災強化計画等の作成

強化地域内の地方防災会議等は、地震防災基本計画に基づき、地震防災応急対策に関する事項等を定めた地震防災強化計画を、また、当該地域内の病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の者が出入りする施設、石油類、火薬類、高圧ガス等の製造、貯蔵、処理等を行う施設、地方鉄道産業等一般旅客運送事業等のうちで一定のものを管理し、又は運営する者は、当該施設又は事業ごとに地震防災応急計画を作成しなければならない。

オ 警戒宣言等

警戒宣言は、内閣総理大臣が、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合に、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは閣議にかけて発するものであり、いわば地震防災応急対策の実施の開始を意味するものである。

警戒宣言が発せられた場合、強化地域に係る都道府県知事に対して、法令又は地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨を通知するが、都道府県知事は通知があったときは、地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項、消防、水防その他の応急措置に関する事項、応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項、施設及び設備の整備及び点検に関する事項、緊急輸送の確保に関する事項、食糧、医薬品その他の物資の確保に関する事項等について地震防災応急対策をとらなければならない。

カ 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、それぞれ自らを本部長とする地震災害警戒本部を設置しなければならない。

キ 住民の責務

警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置を執る等の責務を有するものである。

ク 地震防災訓練の実施

強化地域に係る地震防災訓練は、災害対策基本法第48条に規定する災害発

生時の災害応急対策等に係る防災訓練に加えて、警戒宣言が発せられた場合に実施すべき地震防災対策について行う訓練であり、この訓練を行おうとするときは、住民等の協力を得て行うものである。

7 特殊災害対策

(1) 林野火災対策の推進

過去5カ年間の林野火災の発生状況をみると、年平均にして、出火件数5,591件、50ha以上の大規模火災13件、焼損面積7,579ha、損害額27億7,000万円と多大な被害を出しており、死者についても殉職者を含めて42人となっている。

これらの林野火災を通じて、林野火災対策上次のような問題点が指摘されている。すなわち第1は、従来の人海戦術のみによっては、気象の急変地域や地形、林相の複雑な地域の林野火災に対処することは困難であるため、空中消火、その他の林野火災の消防戦術を一層研究する必要があること。第2は、複雑な地形においては、情報の収集、指揮命令系統の統一が困難であるため、消防無線による連絡手段を確保する必要があること。第3は、林野火災の延焼状況を、地上においては握ることが困難な場合が多いため、ヘリコプターによる空中偵察が有効であること。第4は、被災地の地形、気象に通じ、林野の火災経験が豊富な消防職員をもって構成された消防隊であっても殉職したという例もあることから、林野火災の戦術を重視し、再検討する必要があること。第5は、不用意な火の取扱いが大火の原因となっていること等である。

これらの教訓にかんがみ、今後は、林野火災の出火防止対策の強化、林野火災による被害の軽減を図るため、ヘリコプターによる消防活動の積極的な活用をはじめ、近代的な消防戦術の確立を図り、また、林野火災用消防資機材の近代化、科学化を図る等総合的な林野火災対策を推進する必要がある。

ア 林野火災特別地域対策事業の推進

消防庁は、昭和44年11月の消防審議会の答申に基づき、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を推進してきた。当該事業は、林野占有面積が広く

第7—1表 林野火災特別地域対策事業による防災資機材整備状況
(昭和45年度～52年度)

都道府県名	林野火災特別地域数	防 災 資 機 材 名			
		消 防 無 線	防 火 水 そ う	可 搬 式 散 水 装 置	林 野 火 災 工 作 車
北海道	22	125	28	3	20
青森県	3	1	56	—	3
岩手県	6	51	37	11	3
福島県	2	—	17	—	—
埼玉県	1	—	—	—	1
東京都	1	2	7	1	—
富山県	1	—	—	—	1
福井県	1	—	3	—	—
山梨県	1	15	13	—	1
長野県	2	7	3	1	1
静岡県	2	16	15	1	1
三重県	1	2	3	—	1
和歌山県	3	14	7	3	2
島根県	1	6	8	—	1
広島県	4	25	28	1	2
山口県	4	27	23	1	4
徳島県	1	—	—	1	—
香川県	1	—	4	—	—
高知県	2	25	48	1	1
福岡県	2	5	6	1	2
熊本県	1	28	4	3	—
大分県	4	4	93	10	1
合 計	66	353	403	38	45

林野火災危険度の高い地域において関係市町村が合同して計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視監視等による林野火災の予防、②火災予防上の林野管理、③消防施設等の整備、④火災防ぎょ訓練等を実施しようとするものであり、昭和53年上半期までに、21都道府県の38市193町66村にわたる70地域において実施されている。

消防庁は、当該事業を実施する市町村に対して林野防火水そう、林野火災工作車、林野火災用消防無線及び可搬式散水装置の整備について助成するこ

とし、昭和52年度までに、第7—1表のとおり、これら消防施設の整備を行った。

しかし、林野火災特別地域対策事業の実施要件を備えていながら、いまだに当該事業を実施していない市町村も多数あるので、今後、これら市町村に対する指導を強化するとともに、すでに当該事業を実施している市町村に対しても林野火災対策のより一層の充実強化を指導する必要がある。

イ 広域的総合消防体制の確立

林野火災は一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備、林野火災特別地域対策事業の推進、ヘリコプターによる空中消火を実施するための都道府県を中心とする広域消防体制の整備を進めてきたが、今後も消防機関相互間はもちろんのこと、関係都道府県、林野関係機関、自衛隊との緊密な協力による広域的かつ総合的な消防体制の確立を強力に推進する必要がある。

ウ 消防戦術及び装備の近代化

林野火災の多くは、交通不便な奥地に発生し、広範囲に延焼するとともに地形や気象状況の変化に伴って急激な燃焼の変化をみせるため、林野火災の防ぎょは、多数の消防隊員による長時間の困難かつ危険な消火作業によって行われる。このため、しばしば貴い殉職者を出すこともあり、林野火災についての消防戦術及び装備の近代化は、重要な課題である。

消防庁は、これらの課題に対処して、消防研究所が昭和39年以来大震火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究の成果をもとに、昭和44年から林業試験場及び自衛隊の協力を得て、ヘリコプターによる林野火災の空中消火技術を開発した。これに伴い、昭和50年度から都道府県における空中消火用資機材の整備に対して消防施設等整備費補助金を交付して、昭和52年度までに、14県に空中消火体制を整備させている。なお、昭和52年以降における航空消防活動の実施状況は、第7—2表のとおりである。

第7—2表 林野火災空中消火の実施状況

(昭和52年中及び昭和53年上半年)

発災場所	発災年月日	出動機数(機)	焼失面積(ha)
福島県鹿島町	52. 3. 11	6	205
栃木県黒羽町, 馬頭町	52. 3. 16	7	1,517
奈良県上北山町	52. 5. 21	7	79
茨城県日立市	52. 5. 21	3	20
北海道上川町	52. 6. 7	4	33
北海道斜里町	52. 6. 27	3	3
大阪府阪南町	52. 8. 4	7	18
徳島県日和佐町	52. 8. 23	6	80
北海道千歳市	52. 10. 28	3	14
兵庫県神戸市	53. 2. 5	1	2
千葉県市原市	53. 2. 23	4	32
大阪府枚方市	53. 4. 27	1	4
北海道猿払村	53. 5. 8	3	4
北海道常呂郡留辺蘂町	53. 5. 11	5	6
北海道津別町	53. 5. 15	2	7
広島県江田島町	53. 6. 1	8	1,005
奈良県川上町	53. 6. 3	2	7

以上のほか、前述のとおり市町村に対しても林野火災用資機材の整備に対して助成しているが、昭和52年度からは、可搬式散水装置を補助対象に加えるなど消防装備の近代化に努めている。

また、昭和52年5月には過去において大規模林野火災を経験した都道府県及び市町村の消防関係者等からなる「林野火災警防戦術調査研究会」を設置して、林野火災の予防活動、空中消火等による林野火災消防戦術等を調査研究しているところである。

今後、さらに消防戦術の近代化について研究を進めるとともに、空中消火用及び空中偵察用ヘリコプター、軽可搬消防ポンプ、消防隊員用携帯無線機等の整備を推進して消防装備の近代化を図る必要がある。

エ 出火防止対策の強化

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火遊び等による失火が大半を占めている。従って、出火防止対策を講

ずるに当たっては、これら出火原因を排除することに重点を置き、次の事項について強力で推進する必要がある。

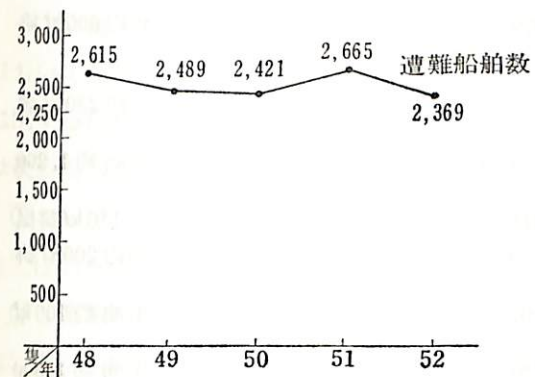
- ① 国、地方公共団体、林野の所有者等の密接な連絡のもとに、有効かつ強力な広報宣伝を行い、入山者及び林野周辺住民に対して警火心のかん養を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

(2) 海上災害対策

ア 海上災害の現状

我が国における石油コンビナートの発展に伴い、海上災害発生危険性が増加してきているが、これらの災害が発生した場合には周辺住民等にも重大な被害を及ぼすおそれがある。このため、海上災害に関しては、地方公共団体においても海上保安庁その他の国の行政機関及び関係民間企業等と連絡を密接にし、防災体制の強化を図るとともに、特に、大規模な災害となった場合には、災害対策本部を設置する等により対策を推進することとしている。

第7—3図 海難事故の推移



(注) 海上保安庁資料による。

イ 海難事故の現状

昭和52年における我が国周辺海域において救助を必要とする海難に遭遇した船舶は2,369隻、遭難者は1万5,435人でこのうち1,992隻1万5,002人が救助された(第7—3図参照)。

ウ 法制上の措置

石油コンビナートの発展

に伴う海上への油流出事故等の発生は、自然環境の悪化をもたらすのみならず、国民生活特に水産に多大な被害を与えるおそれがある。昭和49年12月の水島臨海石油コンビナートにおける重油流出事故は、未曾有の重大事故であり、これを契機として石油コンビナート防災体制の見直しが行われ、石油コンビナート等災害防止法の成立を見て、昭和51年6月から施行されたが、同法は石油コンビナートに係る海上災害に関して次のように定めている。

① 第一種事業所の敷地の全部若しくは一部が海域に接するもの、又は係

第7—4表 主な海上災害

その1 大量排出油

発 生 年 月 日	船 種	船 名 等	総トン数	発 生 場 所	損 害
48. 1. 10	タンカー	クリスタル・コブス号	28,686	備讃瀬戸	岩礁に底触、重油約210kℓ排出
48. 5. 3	タンカー	日 聖 丸	791	伊良湖水道	衝突沈没、重油約900kℓ排出
48. 7. 20	タンカー	竜 進 丸	1,988	備讃瀬戸	衝突、重油約570kℓ排出
49. 4. 26	タンカー	カテーナ・エム号	10,338	米島海峡	衝突、原油約770kℓ排出
49. 12. 18		三菱石油水島製油所		水 島 港	重油タンク破損、重油約7,500~9,500kℓ排出
50. 1. 6	タンカー	祥 和 丸	116,136	シンガポール海峡	乗揚げ、原油約1,000kℓ排出
50. 1. 22	タンカー	第3岩陽丸	298	愛媛県佐田岬	乗揚げ、重油約167kℓ排出
50. 6. 4	タンカー	栄 光 丸	115,667	東京湾中ノ瀬付近	乗揚げ、原油約100kℓ排出
51. 4. 29	貨物船	ゴールデン・リダー号	9,059	五島列島西方白瀬付近	乗揚げ、重油約600kℓ排出
51. 9. 12	貨物船	ジクス号	2,555	八代海伊唐島南端	乗揚げ、重油約230kℓ排出
52. 4. 6	タンカー	アストロ・レオ号	46,384	釣島水道付近	衝突炎上、原油約1,200kℓ排出
52. 4. 15	えい船	あまりりす	1,811	伊 予 灘	衝突、重油約110kℓ排出
52. 5. 15	貨物船	ミュージック・ベル号	5,659	長崎県壱岐島	乗揚げ、重油約200kℓ排出
52. 6. 29	貨物船	モゲス・エボニ号	3,992	関 門 海 峡	衝突沈没、重油約100kℓ排出
52. 10. 20	タンカー	アル・サビア号	35,751	室戸岬南方	船体損傷、重油約1,300kℓ排出

その2 海上火災

発 生 年 月 日	船 種	船 名	総トン数	発 生 場 所	損 害
48. 4. 26	タンカー	ま つ 丸	996	徳山市岩島付近	衝突、ナフサ炎上排出、7人死亡
48. 5. 19	カーフェリー	せとうち	950	播 磨 灘	機関室出火、爆発沈没
49. 11. 19	タンカー	第10雄洋丸	43,723	東京湾中ノ瀬付近	衝突により両船火災発生、両船乗組員33人死亡
	貨物船	パンフィック・アリス号	10,874		
49. 12. 11	タンカー	シェル6号	261	横 浜 港	タンク爆発炎上、2人死亡
51. 7. 29	貨物船	ベル・アベト号	12,006	佐 世 保 港	機関室出火、炎上沈没
52. 11. 2	タンカー	第3松島丸	46,226	室戸岬南方	タンク爆発炎上、8人負傷、1人行方不明

(注) 海上保安庁資料による。

留施設を使用して石油を取り扱うものの石油の貯蔵・取扱量が1万kℓ以上である場合は、当該事業所に係る自衛防災組織にオイルフェンス及びオイルフェンス展張船を、石油の貯蔵・取扱量が100万kℓ以上である場合は更に油回収船をそれぞれ備え付けなければならないこと

② 災害発生又は拡大防止のための措置について、市町村長又は管区海上保安本部の事務所の長が自衛防災組織又は共同防災組織に対して指示することができること

一方、海上災害の防止に関する対策を一層推進するため、第77回通常国会において海洋汚染防止法の一部が改正され、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」として、昭和51年9月1日から施行された。改正の主な内容は次のとおりである。

① 一定の大きさ以上のタンカーが主要な港湾、内海等を航行する場合は、その所有者は油回収船等を配備しなければならないこと

② 海域において、危険物の排出により火災が発生するおそれがあるとき、又は、火災が発生したときには、船長等は直ちに最寄りの海上保安庁の事務所に通報するとともに、火災の発生防止、延焼防止等のた

めの応急措置を講じなければならないこと

- ③ タンカーの船舶所有者は、東京湾その他の主要海域ごとに、共同して排出油の防除に関する自主基準の作成等を行う排出油防除協議会を置くように努めなければならないこと
- ④ 海上保安庁長官及び消防機関の長は、海上火災が発生したとき又は危険物の排出により海上火災が発生するおそれのあるときは、相互に密接な連絡をとるとともに、海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力しなければならないこと

エ 海上防災体制

海上災害の防止については、災害対策基本法に基づく都道府県防災会議等を中心として、地域防災計画に海上災害に対処する施策が定められ、消防機関及び海上保安官署を中心とする防災対策が推進されてきた。また、石油コンビナート等災害防止法の制定により、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に関する防災対策の総合的推進及び連絡調整等の業務が石油コンビナート等防災本部に一元化されるとともに、これらの対策が石油コンビナート等防災計画の中にまとめられ、強力な防災体制の確立が図られることとなった。

主要港湾 133 港に係る国及び民間の防災資機材の整備状況は、消防艇97隻、油回収船44隻、オイルフェンス展張船 154 隻であるが、今後も十分な能力を持つ防災資機材の整備を図る必要がある。

(3) 大規模交通災害対策

ア 航空機災害対策

航空機事故は、一旦発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動はきわめて重要である。

空港の消防力については、第一種及び第二種空港においては、国際民間航空条約（ICAO）第14付属書のいわゆる「消防力基準」に準拠し、また、第三種空港においては、消防庁次長通達（昭和46年12月、「第三種空港における消防力の整備について」）及び運輸省航空局長通達（昭和48年10月「第三

種空港消防力の整備強化について」）により、空港における防災体制の整備を推進してきたが、地方公共団体が管理する第三種空港の消防体制は、花巻、山形、奄美等の空港に化学消防自動車、紋別空港に消防ポンプ車が、福井空港に給水車が配備されているが、他の空港は消火器だけを設置している状況である。

消防庁では、これらの状況や最近の航空機利用の増加、航空機の大型化及びジェット化の傾向、ICAOの消防力基準が改正されたこと等を契機に、昭和53年度に空港所在市町村の消防関係者等からなる「空港災害対策研究会」を設置し、運輸省の協力を得て空港及び周辺市町村の消防力の基準等の空港災害に関する種々の問題について調査研究を行い、空港災害に対する防災体制のありかたを検討しているところである。

また、航空機災害の消防に万全を期するためには、市町村消防機関と空港が一致協力して対処することが不可欠と考えられるので、消防庁及び運輸省は、「〇〇空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(準則)」に基づき、市町村消防機関と空港の間で協定を締結するように指導しており、昭和53年4月1日現在では、空港所在市町村の61消防機関が協定を締結している（附属資料21参照）。

なお、昭和47年4月航空機燃料譲与税が創設され、昭和47年度から空港関係市町村は、航空機燃料譲与税の一部をもって空港又は航空機の災害に対処するため、消防施設の整備を図ることができたこととなった。

昭和39年以降の我が国における主な航空機事故は、第7—5表のとおりである。

イ 鉄道災害対策

消防庁は、鉄道災害に関しては、昭和47年11月の北陸トンネル火災が30名の死者と714名の負傷者を出す大規模な事故となったことを契機として、消防庁次長通達(昭和47年11月)により、地方公共団体がトンネル等における消火・避難設備等の設置促進すること及びトンネル等所在市町村の消防体制の強化を行うことを指導するとともに救急体制の充実について努力してきた。

日本国有鉄道においては、トンネル内列車火災事故防止対策として、車両

第7—5表 我が国における主要航空事故一覧表

日 会 機	社 名 種	発 生 場 所 及 び 概 況	死 亡 者 数
39. 2. 27 富士航空 コンペア CV—240型		大分空港に着陸滑走中、滑走路延長上に逸走し、機体は大破炎上した。	乗員 2名 乗客 17名 その他 1名
41. 2. 4 全日空 ボーイング 727型		千歳空港から東京国際空港に向け飛行中、千葉市上空で東京国際空港管制塔から進入許可を受けた後、東京湾に墜落、機体は水没し全員死亡した。	乗員 7名 乗客 126名
41. 3. 4 カナダ太平洋 航空 ダグラス DC—8型		ホンコンから東京国際空港に着陸進入中、滑走路末端手前の岸壁に激突し、大破炎上した。	乗員 10名 乗客 54名
41. 3. 5 英国海外航空 ボーイング 707型		東京国際空港からホンコンへ向け飛行中、富士山南南東2合目付近に墜落し、大破炎上した。	乗員 11名 乗客 113名
41. 11. 13 全日空 日航製 YS—11型		大阪空港から松山空港に着陸のため滑走路に接地したが直ちに復航し、その後松山沖の伊予灘に墜落、機体は水没し全員死亡した。	乗員 5名 乗客 45名
44. 10. 20 全日空 日航製 YS—11型		104便（鹿児島→宮崎）として宮崎空港に精測進入レーダーにより進入接地したが、滑走路過走帯末端から逸走し、滑走路末端から約100メートルの土手に激突した。	(重傷) 乗員 3名 乗客 20名 (軽傷) 乗員 1名 乗客 18名
46. 7. 3 東亜国内航空 日航製 YS—11A型		同社の定期63便（丘珠空港→函館空港）として就航し、函館空港へ着陸のため降下進入中北海道渡島支庁七飯町横津岳に激突して機体を大破し、とう乗員の全員が死亡した。	乗員 4名 乗客 64名
46. 7. 30 全日空 ボーイング 727—200型		同社の定期58便（千歳空港→東京国際空港）として就航中、岩手県岩手郡雫石町（盛岡市西方）上空付近において訓練中の航空自衛隊所属F86F戦闘機と接触、両機とも前記地域付近に墜落大破して全日空機のとう乗員の全員が死亡した。	乗員 7名 乗客 155名
47. 5. 30 横浜航空 セスナ 402A型		同社不定期便として有視界飛行方式により紋別空港を離陸して、藻瀬狩岳、旭川市、滝川市を経由地点として丘珠に向かったが、途中消息を絶ち、その後北海道樺戸郡月形町分監山山腹に激突しているのが発見された。	乗員 2名 乗客 8名

(注) 運輸省資料による。

の不燃化、トンネル施設の改善等の災害防止施設の整備や異常時に備えてのマニュアルの見直し及び訓練等の諸対策が推進されている。

民営鉄道においても、車両の不燃化等の火災防止対策が進められており、特に地下鉄道については、不燃化、避難誘導設備の整備を図るとともに車両火災発生時における排煙方式についても検討されている。

また、踏切等の事故防止等についてもその保安対策が積極的に推進されている。

これらの対策の推進に伴い、鉄道災害は、長期的に減少の傾向を示している。

(4) 地下街災害対策

無窓建築物である地下街の火災において、何よりも危険なものは、急速に充満する煙である。多量の煙は、視界をさえぎり、迷路のような地下街からの避難を妨げるとともに酸欠や一酸化炭素中毒の発生、群衆のパニック状態及び出口付近でのブリッジ現象による大惨事の起きる可能性が大きい。

したがって、地下街火災においては、まず排煙及び避難誘導による人命救助を優先する必要がある、地下街の延面積が一定以上ある場合等には排煙設備の設置が消防法及び建築基準法により義務付けられ、また、地下街火災が発生した場合、避難者に進入口をふさがれて消防隊が火災現場に早急に到着することが困難となることも予想される等、困難な防災上の問題が存している。

このため、消防庁は、地下街中央連絡協議会において地下街に関する基本方針が定められたことにかんがみ、昭和49年6月28日付け通達「地下街に関する基本方針について」により、地下街の新設又は増設については抑制の方針で臨み、新增設の地下街は、できるだけ小規模、単純化したものにして、火気を使う飲食店はできるだけ排除するとともに、既設の地下街についても次のような基本方針に従って早急に改善を図るよう都道府県及び政令都市に対し指導を行っている。

① 原則として、公共地下歩道の端部及び公共地下歩道のすべての部分か

らの歩行距離が50m以内の位置に防火上有効な地下広場、排煙及び採光等のための吹抜け等を設け、かつ、直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること

- ② 公共駐車場と他の部分は、耐火構造の壁又は床で区画し、開口部を設ける場合には、特別避難階段又はそれと同等以上の防火、防煙性能を有する施設を設けること
- ③ 公共地下歩道及び地下広場には、噴水、池等の避難上支障となるおそれのあるものは設けないこと
- ④ 地下駐車場には、直接地上へ通ずる2以上の階段を設けること
- ⑤ 公共地下駐車場を設けない地下街にあっては、地下街全体の状況は把握しやすい位置に、他の部分と完全に防火防煙区画がなされ、かつ地上から容易に出入りできる構造の防災センターを設けること、並びに地上から無線交信を可能とする設備を設けること
- ⑥ 地下街の通路、階段、店舗の内装等は不燃物とすること

(5) 高層建築物火災対策

高層建築物において、火災が発生した場合に何よりも危険なものは、急速に充満する煙であり、煙の排出は人命救助及び防ぎよ効果を上げるため特に重要である。

このため、消防法及び建築基準法により、百貨店等の不特定多数の者が出入りする建築物等の特殊建築物で床面積が一定以上のもの等については排煙設備を設けることを義務付けている。

また、消防機関は、高層建築物火災に対処するため、高層建築物の用途、収容人員、構造、避難設備、非常用エレベーター、進入口、隣接建築物の状況等の査察を行うとともに、消防用設備の設置等について必要な指導を行っている。

他方、高層建築物火災が発生した場合に備えて、近接ビルからブリッジを作って渡る方法、高層部にロープを結着して登はんする方法等の特殊訓練を行っている。

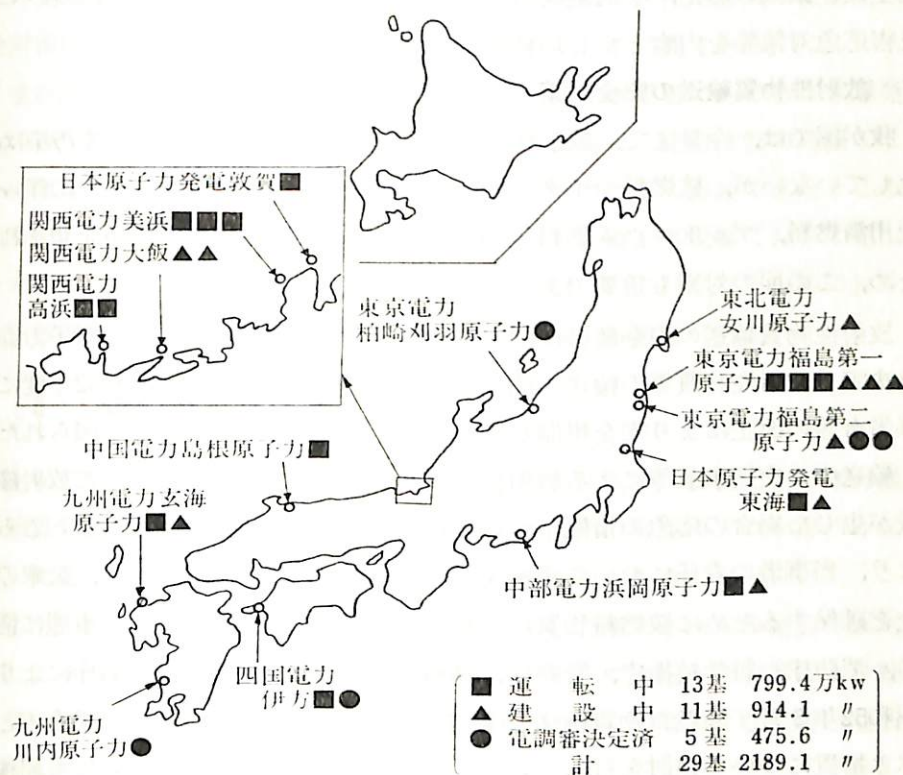
(6) 原子力災害対策

ア 原子力施設の安全対策

原子力は、石油代替エネルギーとしての重要性が高まっており、原子力発電所等の建設が推進されているが、この推進に当たっては、その安全対策に十分配慮して行う必要がある。

原子力発電所等(第7-6図参照)の原子力施設については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)に基づき、安全確保のための規制が行われている。特に、原子力発電所の設置許可に当たっては、原子力委員会において、

第7-6図 原子力発電所分布状況(昭和52年11月1日現在)



(注) 原子力委員会資料による。

その安全性が審査されてきたが、昭和53年10月の原子力基本法等の改正により、関係行政機関によって行われた安全審査について原子力安全委員会に諮問しなければならないこととなっている。

また、使用済燃料の再処理事業は、現在、動力炉・核燃料開発事業団が茨城県東海村に再処理工場を建設し、昭和52年9月ホット試験が開始された。

これらの原子力施設において災害が発生した場合には、消防法により消防当局に通報することとなっているほか、災害対策基本法に基づき、原子力施設所在地の都道府県及び市町村は、原子力施設において万一放射性物質の大量放出事故が発生した場合に備えて、①社会心理的な混乱と動揺を最小限にとどめるための住民の啓発、②発災時の連絡体制の確立と防災活動に必要な放射線測定器、防護具等の整備、③関係職員の動員計画及び訓練、④災害の発生及び拡大の防止、⑤退避場所と退避経路の決定及び救出方法についての災害応急対策等を内容とする地域防災計画の作成等を行っている。

イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、今日まで、放射性物質輸送に伴う事故による放射能汚染は発生していないが、核燃料サイクルの各分野における事業活動の拡大に伴って使用済燃料、プルトニウム燃料等の核燃料物質輸送機会の増加が予想されるため、この面の対策も重要である。

放射性物質輸送の安全確保に関しては、昭和50年1月21日付け原子力委員会決定「放射性物質等の輸送に関する安全基準」に基づき、昭和52年度に関係省令等の改正により安全規制が強化され、併せて体制の整備が図られた。

輸送中の交通事故等による放射性物質の漏えい、火災等によって放射線事故が生じた場合の応急の措置については、原子炉等規制法に定めるところにより、当事者の責任において実施することとされているが、更に、公衆の安全を確保するために核燃料物質による事故で緊急の措置を要する事態に備えて、消防庁、科学技術庁、警察庁、運輸省及び通商産業省の5省庁により、昭和52年8月「核燃料物質輸送安全対策連絡会」を設けて有事の場合のとるべき措置について検討を行っている。また放射性同位元素についても同様の検討が行われている。一方、原子力委員会は、昭和51年4月9日に設置した

「核燃料安全専門審査会」において、輸送の総合的安全対策について調査審議を行ってきたが、この審査会には消防庁からも委員として参加した。

また、消防研究所その他関係機関において、使用済燃料輸送容器の安全性に関する試験研究を行っている。

(7) 都市ガス等の災害対策

都市ガス等の普及に伴い、消費先における火災、爆発、中毒等の事故が増加することが予想され、災害予防上の観点から、消防機関も事業の許可に関し許可行政庁からの連絡を受けているところである。

都市ガス等の消費先での火災、爆発、中毒等の特徴としては、自損行為による場合を別として消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消費者保護の見地からも、消費者に対するガスの性状及びガス使用器具の使用上の安全対策について、より一層の周知が行われることが必要である。

また、昭和45年4月の大阪市大淀区の地下鉄工事現場におけるガス爆発事故の後、消防庁としては工事に際しての適切な通報、連絡体制の確保等について通達を行い、ガス爆発事故の発生及び被害の防止に努めてきたところであるが、昭和52年2月8日に神戸市東灘区の下水道工事現場において発生したガス事故は、昭和45年の事故と災害形態が類似しており、都市部における地下掘削事故については、今後更に対策を推進する必要がある。

(8) 毒劇物災害対策

化学工業その他の分野で取扱われている様々な毒物、劇物の中には有機化学物質も多く含まれるため、災害態様もそれ自体の毒性による中毒のみならず、火災・爆発又はそれらの複合したものが考えられる。

また、災害が発生するおそれのある場所としては、それらの物質を固定設備により取扱う場所はもちろん、タンクローリーや高圧ガス容器により輸送し又は取扱っている場合もあり、周囲の状況によっては大きな災害となるおそれも考えられる。

これらの毒物、劇物である化学物質に対しては、毒物及び劇物取締法、高

圧ガス取締法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法により、それぞれの側面から規制がなされている。

石油コンビナート等特別防災区域に立地する特定事業所で取り扱っている毒劇物の量は、同法で規定されている毒物6,614 t、劇物38万5,317 t、これに毒物及び劇物取締法により規定される毒劇物を含めると毒物1万698 t、劇物181万8,146 tにのぼる。

昭和52年末現在で登録されている毒劇物の製造所は2,171、輸入業営業所は731、販売業店舗は7万9,483である。

昭和52年3月2日には、福岡市において液化塩素ボンベと配管の接続部に亀裂が生じ、附近一帯に拡散した塩素ガスにより71名が中毒し、また、同年12月1日銚子市の水産加工工場において、冷凍機の油を抜き取る作業中、アンモニアが漏出し、9人が凍傷、目の腐食などの被害を受けた。

しかし、これらの毒性物質の取扱いの状況及び事故・災害の実態は、一部のものを除いては十分には握られているとは言えない現状にあり、事故が発生した際に救急・救助及び拡大防止の処置等に従事する消防機関としては、それらの実態のは握も含めて毒物、劇物の災害対策を検討していく必要がある。

(9) 酸素欠乏災害対策

地下工事現場、ピット、マンホール等の酸素欠乏危険場所での作業については、労働安全衛生法により各種の災害予防措置を講ずることを義務付けられている。

昭和46年7月に東京都内の工事現場で酸素欠乏による死亡事故が発生したことを契機に、労働安全衛生法に基づき圧気工法作業開始届、酸素欠乏空気漏出報告又は酸素欠乏症発生報告は、労働基準監督機関に届出又は報告されることとされているが、圧気工法による酸素欠乏災害に対処するため、消防庁と労働省との協議の結果、東京23区、川崎市、横浜市、名古屋市及び大阪市の区域においては、これらの届出又は報告の内容を当該都道府県の労働基準局長から消防機関へ連絡する体制がとられており、消防庁では同年8月12

日付け消防庁次長通達「酸素欠乏症による災害について」により、次の内容の指導を行っている。

- ① 酸素欠乏発生危険場所についてできるだけ実態をは握するように努めること
- ② 掘削、潜函等の酸素欠乏発生危険場所の工事関係者に対する労働基準監督機関の監督指導に、消防機関としても協力すること
- ③ ビルの地下室・井戸等の酸素欠乏発生危険場所の関係者に対して注意を喚起すること
- ④ 消防機関の救助・救急活動に当たっては、
a 消防隊員に対して予め酸素欠乏症による災害に関する知識を与えてその実態を周知させること、
b 事故現場の救助活動については、補助者による監視、酸素・空気呼吸器又はエアラインマスクの使用、安全帯の装着等、消防隊員の酸素欠乏症による災害の防止措置を講じること

消防機関においては、このように関係機関との協力のもとに酸素欠乏危険場所の実態は握及び関係者に対する指導、救助・救急体制の整備等の対策を行ってきており、酸素欠乏災害の発生件数と死傷者数は、労働省の調べによると、昭和50年は29件で82名、昭和51年は26件で67名、昭和52年は22件で52名と減少の傾向を示している。これらの災害の原因をみると作業環境の測定を行わなかったために災害を未然防止できなかった事例が多く、作業環境の事前測定と換気又は呼吸保護具の装着その他の災害予防措置を徹底することが望まれるが、消防機関においても、この種の災害現場では困難な条件下での消防活動を強いられる場合が多いため、より高度な救助技術の習得、装備の高度化を進める必要がある。

8 救 急 業 務

(1) 実 施 状 況

ア 概 要

昭和52年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数171万722件、搬送人員162万1,423人で、これを前年と比較してみると、救急出場件数で10万9,677件(6.9%)、搬送人員で9万6,206人(6.3%)とそれぞれ増加している。

このことは、全国で1日平均4,687件(前年4,386件)、約18秒(前年20秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては約67人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数及び搬送人員の推移は、第8—1表のとおりである。

第8—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区 分 年 別	救 急 出 場			搬 送 人 員			(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対す る(B)の構 成 比	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の構成 比
	件 数 (A)	指数	対前年 増減率	人 員	指数	対前年 増減率				
38	239,393	100	21.3	215,804	100	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
48	1,340,071	560	17.0	1,300,380	603	17.4	317,712	23.7	673,189	50.2
49	1,419,771	593	5.9	1,366,860	633	5.1	289,013	20.4	741,747	52.3
50	1,537,762	642	8.3	1,476,085	684	8.0	306,659	19.9	804,127	52.3
51	1,601,045	669	4.1	1,525,217	707	3.3	318,554	19.9	806,737	50.4
52	1,710,722	715	6.9	1,621,423	751	6.3	335,833	19.6	850,190	49.7

(注) 救急出場件数及び搬送人員のうち、昭和38月は4月1日以降のものである。

救急業務が法制化された昭和38年を100とした場合、救急出場件数で715、搬送人員で751と非常に高い伸び率を示しているが、救急出場件数の対前年伸び率は昭和51年4.1%、昭和52年6.9%、搬送人員の対前年伸び率は昭和51年3.3%、昭和52年6.3%といずれも微増した。

救急出場件数を地域別にみると、附属資料22のとおりであり、昭和51年と同様首都圏がもっとも多く次いで近畿圏、中部圏の順となっている。

また、都道府県別に増減状況をみると、熊本県の14.6%を最高に、以下福岡県、鹿児島県、鳥取県、茨城県等の順でいずれも12%以上の伸び率となっているが、逆に、秋田県、和歌山県、徳島県、高知県、長崎県が大幅に減少している。次に、救急業務実施市町村内における人口1万人当たりの救急出場件数をみると、全国の平均は159件で都道府県別では、大阪府の229件を最高に、以下東京都の215件、神奈川県206件、沖縄県の203件、千葉県の186件、高知県の185件、奈良県の181件と続いている。

イ 事故種別救急出場件数及び搬送人員の状況

救急出場件数及び搬送人員を事故種別ごとにみるといずれも第1位が急病によるもので、第2位が交通事故、以下一般負傷、転院搬送、労働災害、加害と続いている。

その内訳は、附属資料23及び24のとおりで、救急出場件数についてみると、急病85万190件(49.7%)、交通事故33万5,833件(19.6%)となっており、11種類に分類されている救急事故の中で、この2種類だけで全体の69.3%を占めている。

急病と交通事故の比率を地域別にみると、10大都市においては、救急出場件数53万8,283件のうち、急病によるもの54.5%(29万3,347件)、交通事故によるもの14.9%(7万9,990件)と急病によるものが圧倒的に高く、また、その他の市町村においても救急出場件数117万2,439件のうち、急病によるもの47.5%(55万6,843件)、交通事故によるもの21.8%(25万5,843件)と、急病による救急出場件数が交通事故による救急出場件数を上回っている(第8—2表参照)。

ウ 医療機関別搬送人員の状況

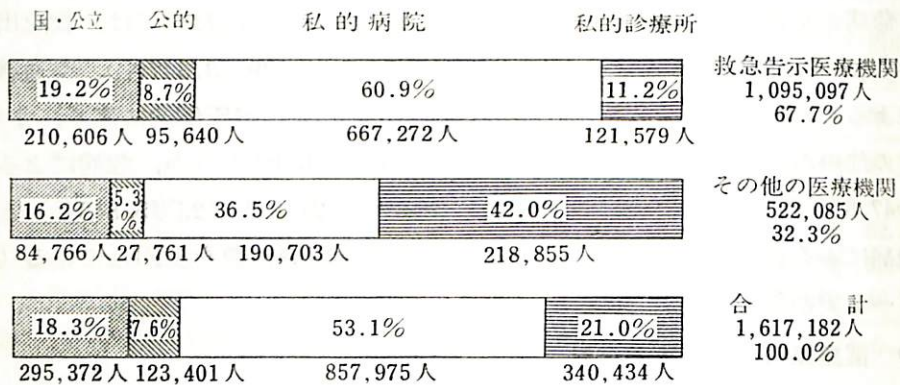
昭和52年中の搬送人員162万1,423人のうち医療機関に搬送された救急患者は、161万7,182人であり、そのうちの67.7%(109万5,097人)が救急告示医療機関へ、残りの32.3%(52万2,085人)が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。

第8—2表 地域別にみた急病と交通事故件数の比較

区分 年	10 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通		急 病		交 通	
	件 数	全件数 に対する割合	件 数	全件数 に対する割合	件 数	全件数 に対する割合	件 数	全件数 に対する割合
48	275,260	57.7	78,370	16.4	397,929	46.1	239,342	27.7
49	285,271	58.3	69,693	14.2	456,476	49.1	219,320	23.6
50	296,404	57.6	73,158	14.2	507,723	49.6	233,501	22.8
51	283,355	55.4	75,112	14.7	523,432	48.1	243,442	22.4
52	293,347	54.5	79,990	14.9	556,843	47.5	255,843	21.8

次に、医療機関へ搬送された救急患者の開設主体別搬送人員の状況は、国、公立医療機関18.3% (29万5,372人)、公的医療機関7.6% (12万3,401人)、私的病院53.1% (85万7,975人)、私的診療所21.0% (34万434人)となっており、74.1% (119万8,409人)が私的医療機関へ搬送されている(第8—3図参照)。

第8—3図 医療機関別搬送人員の状況



エ 傷害程度別搬送人員の状況

昭和52年中の搬送人員162万1,423人のうち、医療機関へ搬送された救急患

者161万7,182人についての傷害程度別搬送人員の状況をみると、死亡2万1,814人(1.3%)、重症24万9,437人(15.4%)、中等症57万2,331人(35.4%)、軽症77万3,600人(47.9%)となっており軽症の占める割合が大きい。

次に、事故種別ごとに軽症患者の占める割合をみると、一般負傷の62.5%を最高に、以下交通事故53.5%、急病の46.2%、その他の29.6%の順となっている(第8—4表参照)。

第8—4表 傷害程度別搬送人員の状況

傷害程度	死 亡	重 症	中 等 症	軽 症	計
急 病	11,464 (1.5%)	117,356 (15.0%)	291,914 (37.3%)	361,754 (46.2%)	782,488 (100.0%)
交 通	4,600 (1.2%)	47,416 (12.7%)	121,597 (32.6%)	199,470 (53.5%)	373,083 (100.0%)
一般負傷	1,152 (0.5%)	19,331 (8.4%)	65,809 (28.6%)	143,976 (62.5%)	230,268 (100.0%)
そ の 他	4,598 (2.0%)	65,334 (28.2%)	93,011 (40.2%)	68,400 (29.6%)	231,343 (100.0%)
計	21,814 (1.3%)	249,437 (15.4%)	572,331 (35.4%)	773,600 (47.9%)	1,617,182 (100.0%)

オ 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和52年中の搬送人員162万1,423人について、収容所要時間別(救急隊の出場時から医療機関に収容するまでに要した時間別)の搬送人員の状況をみると、20分未満に全体の62.5%(101万2,728人)が医療機関等へ収容されている。その内訳は10分未満が18.3%(29万6,325人)、10分~20分が44.2%(71万6,403人)となっている。また20分~30分が21.6%(34万9,574人)、30分~60分が13.3%(21万6,017人)、60分~120分が2.4%(3万8,781人)であり、120分以上が4,323人(0.2%)いる(第8—5図参照)。

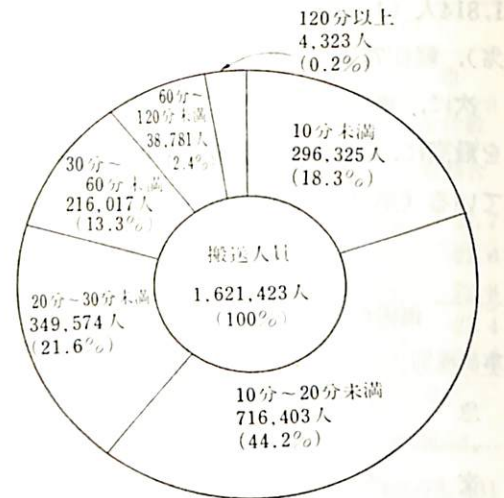
カ 転送の状況

昭和52年中の搬送人員162万1,423人について転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.5%に当たる158万412人で、残りの2.5%に当たる4万1,011人が何等かの理由により1回以上転送されている。こ

の転送された人員4万1,011人について、転送回数別にみると、1~3回が4万944人(99.8%)である。これを昨年と比べると転送回数4回以上の人員が減少している。なお、事故種別ごとの搬送人員に対する転送人員の割合はほぼ平均しており、2.5%前後となっている(第8-6表参照)。

次に、転送された救急患者

第8-5図 収容所要時間別搬送人員の状況



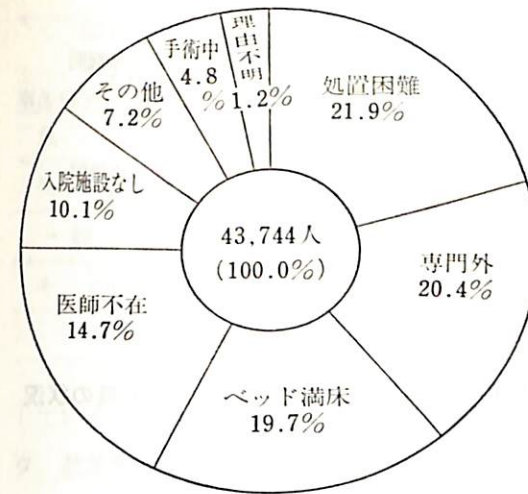
第8-6表 転送回数別搬送人員の状況

事故種別	転送回数 0	転送					合計②	転送率 ①/② ×100
		1~3	4~6	7~10	11以上	小計①		
急病	762,458	21,429	39	3	—	21,471 (52.4%)	783,929 (48.3%)	2.7%
交通	364,941	8,435	10	—	—	8,445 (20.6%)	373,386 (23.0%)	2.3
一般負傷	225,002	5,591	7	—	—	5,598 (13.6%)	230,600 (14.2%)	2.4
その他	228,011	5,489	8	—	—	5,497 (13.4%)	233,508 (14.5%)	2.4
計	1,580,412	40,944	64	3	—	41,011 (100.0%)	1,621,423 (100.0%)	2.5

の転送理由を示したのが第8-7図及び第8-8表である。転送理由4万3,744件のうち、処置困難が21.9%で一番高く、以下専門外20.4%、ベッド満床19.7%、医師不在14.7%、入院施設なし10.1%、その他7.2%、手術中4.8%、理由不明1.2%の順となっている。

なお、救急告示医療機関と非告示医療機関についてみると、救急告示医療

第8-7図 転送理由の状況



機関ではベッド満床が28.0%で一番高く、以下専門外21.4%、処置困難18.5%等と続いているが、非告示医療機関では処置困難が26.1%で一番高く、以下専門外19.3%、入院施設なし18.7%等と続いている。

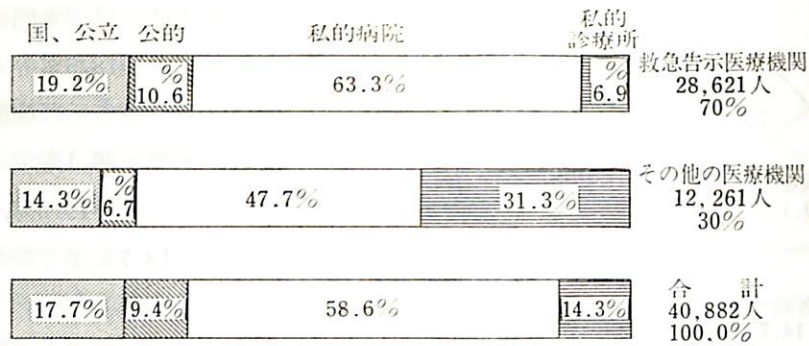
更にまた、転送された救急患者が最終的に収容された医療機関の状況を、転送人員4万1,011人のうち、医療機関

第8-8表 医療機関別転送理由の状況

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
ベッド満床	5,925人 (28.0)	2,696人 (13.7)	8,621人 (19.7)
専門外	5,151人 (21.4)	3,789人 (19.3)	8,940人 (20.4)
医師不在	3,994人 (16.6)	2,455人 (12.5)	6,449人 (14.7)
手術中	1,724人 (7.1)	368人 (1.9)	2,092人 (4.8)
入院施設なし	757人 (3.1)	3,673人 (18.7)	4,430人 (10.1)
処置困難	4,466人 (18.5)	5,135人 (26.1)	9,601人 (21.9)
その他	1,844人 (7.2)	1,255人 (6.6)	3,099人 (7.2)
理由不明	264人 (1.1)	244人 (1.2)	508人 (1.2)
計	24,125人 (100.0)	19,619人 (100.0)	43,744人 (100.0)

(注) () 書は、構成比で単位は%である。

第8—9図 転送者の収容先医療機関の状況

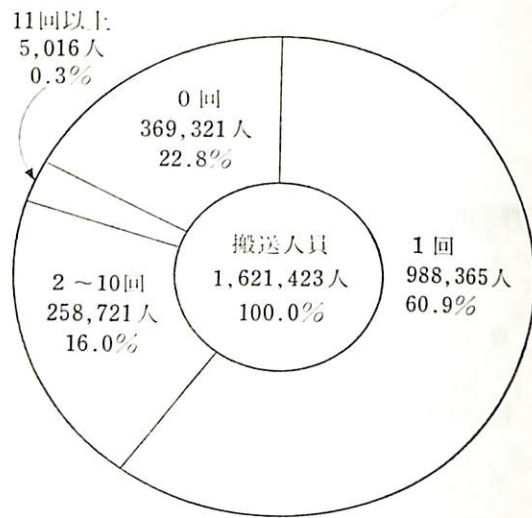


へ搬送された4万882人についてみると、救急患者は最終的には救急告示医療機関へ収容される割合が高く、70.0%となっており、その他の医療機関が30.0%となっている。また、開設主体別では、私的診療所14.3%と合わせて、私的医療機関だけで72.9%となっており、以下国・公立医療機関17.7%、公的医療機関9.4%の順となっている（第8—9図参照）。

キ 問合せ回数別搬送人員の状況

昭和52年中の搬送人員162万1,423人のうち、医療機関への問合せ回数別搬送状況をみると、2回以上の問合せを要して収容された人員は、26万3,737人で全体の16.3%を占めている。また、これを事故種別ごとにみると、急病12万7,541人（48.4%）、交通事故6万7,033人（25.4%）、一般負傷3万6,428人（13.8%）、その他3万2,735人（12.4%）となっている。11回以上の問合せを要して収容された人員は5,016人（0.3%）と昨年より率では減少

第8—10図 問合せ回数別搬送人員の状況



第8—11表 事故種別問合せ回数別搬送人員の状況

事故種別	問合せ回数		再問合せ			合計 ^②	再問合せ搬送割合 ^① / ^② ×100
	0	1	2~10	11以上	小計 ^①		
急病	197,554	460,918	125,148	2,393	127,541	786,013	16.2%
交通	53,845	252,106	65,989	1,044	67,033	372,984	18.0
一般負傷	51,227	143,636	35,949	479	36,428	231,291	15.7
その他	66,695	131,705	31,635	1,100	32,735	231,135	14.2
計	369,321	988,365	258,721	5,016	263,737	1,621,423	16.3

している（第8—10図及び第8—11表参照）。

ク 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和52年中の搬送人員162万1,423人について救急隊員の行った応急処置の状況をみると、応急処置の対象となった救急患者は全体の53.0%に当たる86万86人であり、その内訳は止血13万5,956件（12.5%）、酸素吸入12万3,315件（11.4%）、気道確保5万5,217件（5.1%）、固定5万2,434件（4.8%）、心マッサージ1万1,198件（1.0%）、人工呼吸9,975件（0.9%）等となっている。次に、事故種別の処置状況では、急病については、酸素吸入、気道確保が多く、交通事故については、止血、固定が多くなっている（第8—12表参照）。

ケ 交通事故に対する実施状況

昭和52年中の救急業務実施市町村の人身事故を伴う交通事故件数は46万649件で、前年の47万1,041件に比較して1万392件（2.2%）の減少となっている。

これに対する救急出場件数は33万5,833件となっており、72.9%の出場率となっている。また、これにより搬送された負傷者は37万3,386人で、前年の35万7,394人に比較して1万5,992人（4.5%）の増加となっている。

交通事故に対する救急出場率をみると、群馬県、千葉県、東京都及び沖縄県の100%を最高に以下青森県の99.5%、神奈川県98.5%、岐阜県の95.0%と続いており、逆に救急出場率の低いところは、福岡県の39.1%、石川県の43.9%、兵庫県の44.6%となっている（附属資料22参照）。

第8—12表 救急隊員の行った応急処置の状況

事故種別	急病	交通	一般負傷	その他	計
応急処置対象搬送人員	412,362	191,852	132,107	123,765	860,086
処置項目					
止血	(0.9) 4,478	(26.5) 66,990	(25.9) 42,440	(13.4) 22,048	(12.5) 135,956
固定	(0.6) 2,853	(8.8) 22,256	(9.6) 15,819	(7.0) 11,506	(4.8) 52,434
人工呼吸	(1.1) 5,654	(0.4) 965	(0.4) 730	(1.6) 2,626	(0.9) 9,975
心マッサージ	(1.4) 6,837	(0.4) 1,057	(0.5) 786	(1.5) 2,518	(1.0) 11,198
酸素吸入	(16.2) 81,473	(4.6) 11,615	(3.7) 6,026	(14.7) 24,201	(11.4) 123,315
気道確保	(7.3) 36,790	(2.2) 5,456	(1.9) 3,125	(6.0) 9,846	(5.1) 55,217
その他	(72.5) 364,987	(57.1) 144,681	(58.0) 95,103	(55.8) 92,190	(64.3) 696,961
合計	(100.0) 503,072	(100.0) 253,020	(100.0) 164,029	(100.0) 164,935	(100.0) 1,085,056

(注) 処置項目の数は一人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と一致しない。

コ 特異な救急事故

救急事故1件当たりの傷病者は、通常1～2名であるが、電車事故、バス事故あるいは集団食中毒のように、集団的に多数の傷病者を伴う事故も年間でかなり発生している。

このように、集団的に多数の傷病者を伴う事故を通常の救急事故と区分して救急統計のうえでは、特異な救急事故として取り扱っており、その基準は次のとおりである。

- ① 傷病者及び死者の合計が15人以上の事故
- ② 死者が5人以上の事故

昭和52年中に発生した特異な救急事故として次のような事例がある。

○ 昭和52年8月11日、山梨県昇仙峡において、大型観光バスが速度超過に

より約45mの崖下に転落、死傷者45人を出す大惨事となった。

このような、同時に多数の死傷者を伴う特異な救急事故は、通常の救急体制では対処しえない場合が多いので、有事に備えて、消防機関相互の協力体制を整えたとともに、警察、保健所、医療機関等の関係機関相互の緊密な協力体制が必要である。

なお、このように集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策については、消防庁、厚生省、警察庁、日本医師会等の関係機関の協議に基づき、昭和40年6月消防庁長官名をもって都道府県知事あて通知し、ファースト・エイド(応急手当)及び初期診療を適切に確保するとともに、更に災害が長期化する場合等を考慮して医療体制を組織的に整備するよう指導を行っている。

また、都道府県及び市町村は、それぞれ地域防災計画を策定し、防災会議に救急医療部会を設置するなどの対策を推進しているところである。

(2) 実施体制

ア 実施状況

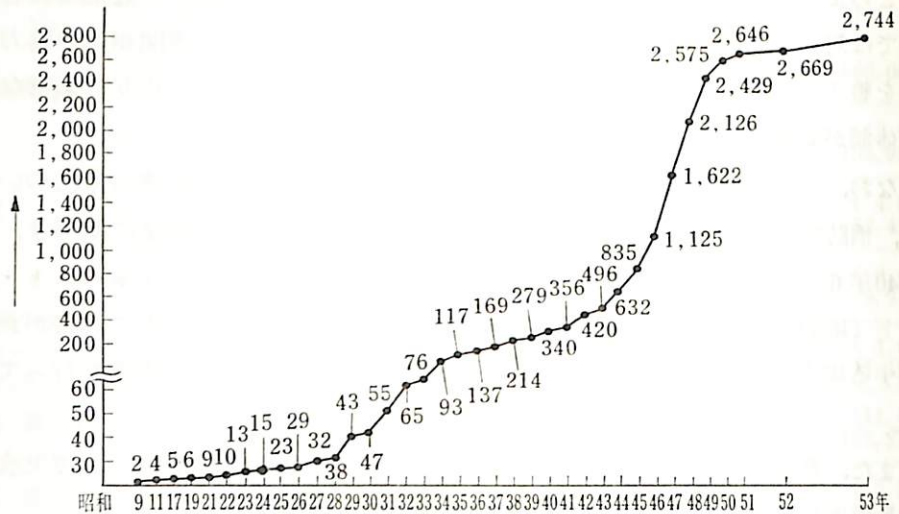
救急業務実施市町村数は、昭和53年4月1日現在で2,744市町村(645市、1,649町、450村)で、前年の2,669市町村(645市、1,587町、437村)に比較すると、75町村(2.8%)の増加となっている。

救急業務が昭和38年に消防の業務として法制化されて以来、実施市町村の数も年々増加し昭和38年を100とすれば、昭和53年の指数は1,282と大幅な伸びを示している(第8—13表及び第8—14図参照)。

第8—13表 救急業務実施市町村の推移

区分	年	38	48	49	50	51	52	53
市町村数		214	2,126	2,429	2,575	2,646	2,669	2,744
対前年増加数		45	494	303	146	71	23	75
対前年増加率(%)		27	30	14	6	3	1	3
指数		100	993	1,135	1,203	1,236	1,247	1,282

第8—14図 救急業務実施市町村の推移

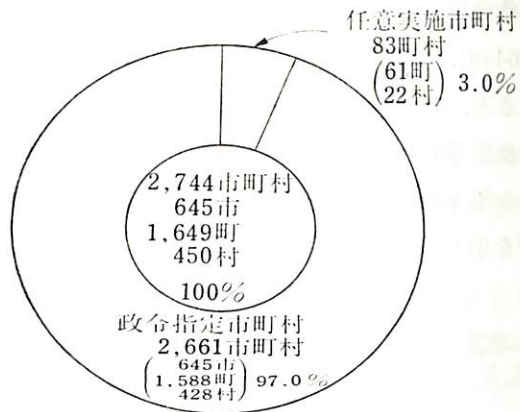


(注) 昭和38年までは1月1日現在、39年は5月31日現在、40年及び41年は3月31日現在、42年以降は毎年4月1日現在の数値である。

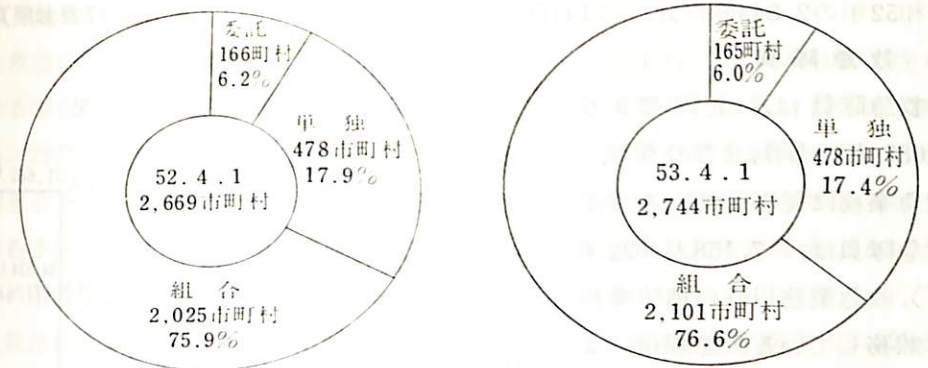
このうち、2,661市町村(645市, 1,588町, 428村)は消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、83町村(61町22村)は、実施義務の課せられていない任意実施市町村である(第8—15図参照)。

また、これらの救急業務実施市町村のうちには、当該市町村の財政状況、人口、事故の発生状況から、単独で実施するよりも、複数の市町村が共同で処理した方がより効果的であることから、一部事務組合又は事務委託により実施している市町村が多い(第8—15図及び第8—16図参照)。

第8—15図 救急業務実施市町村の内訳



第8—16図 救急業務実施形態の内訳



救急業務の実施率を、市町村割合及び人口割合で見ると、市町村割合では全市町村数3,257(昭和53年4月1日現在)のうち、2,744市町村で実施し、実施率84.2%(前年81.9%)であり、また人口割合では96.4%(前年95.8%)となり、救急業務実施体制の整備が推進されたが、未実施町村については広域共同処理方式により引き続き推進を図る必要がある。

県別で見ると、100%実施しているところが、北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、福井県、山梨県、滋賀県、鳥取県、佐賀県及び大分県の13道県となっている(附属資料22参照)。

イ 救急隊

救急隊は、「救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成し」、「救急自動車には、傷病者を搬送するに適した設備、救急業務を実施するために必要な器具及び材料を備えつけなければならない」ものとされている(消防法施行令第44条)。

第8—17表 救急隊の設置状況

区分	年				
	49	50	51	52	53
救急隊数	2,261	2,567	2,718	2,844	2,985
対前年増加数	352	306	151	126	141
対前年増加率(%)	18.4	13.5	5.9	4.6	5.0

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

救急隊は、救急業務を実施している2,744市町村に2,985隊設置されており昭和52年の2,844隊に比べて141隊（5.0%）増加している（第8—17表参照）。

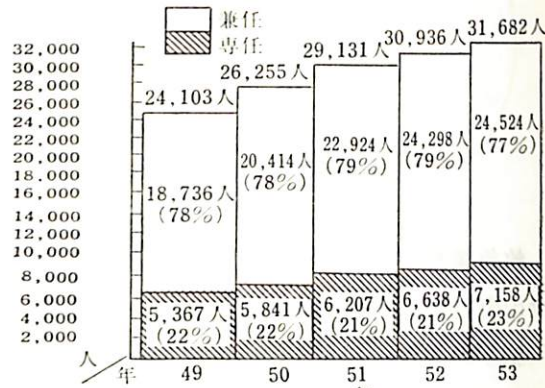
ウ 救急隊員

救急隊員は、全国で3万1,682人であり、このうち、救急業務に従事している専任救急隊員は、7,158人（22.6%）、救急業務以外の消防業務と兼務している救急隊員は2万4,524人（77.4%）となっている（第8—18図参照）。

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、都道府県及び指定都市の消防学校において隊員の養成を行っているほか、消防大学校においても、昭和43年度から救急科を設置し、救急隊員の指導者を養成しており、昭和53年4月1日現在で490人がその課程を終了し、全国の救急隊員の中核となって活躍している。

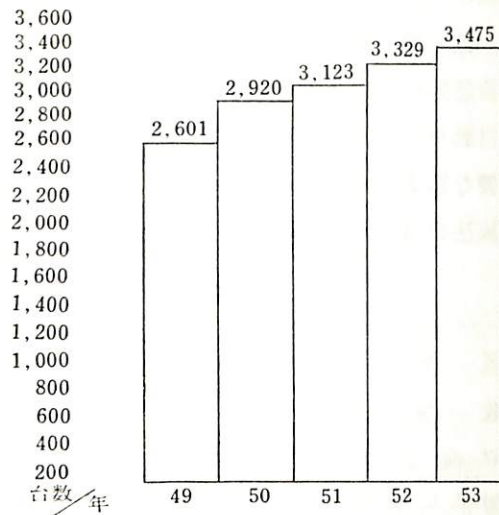
救急隊員3万1,682人のうち、救急業務実施基準に定める資格を有する隊員は少ないので、今後とも更に教育訓練の充実を図り、救急隊員の知識、技術水準の向上に努め、

第8—18図 救急隊員の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数である。

第8—19図 救急自動車保有台数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

より適正な業務の遂行を期する必要がある。

エ 救急自動車

救急自動車の配置基準は人口おおむね5万ごとに1台とし、人口15万を超える場合はおおむね人口7万を増すごとに1台を加算した台数とされている。ただし、地域の実情に応じて、救急自動車の配置台数を増減することができることとされている。また、稼働中の救急自動車が故障した場合等における予備のため、代替車として、稼働中の救急自動車おおむね6台ごとに1台の割合で救急自動車を配置することとされている。

救急自動車の保有台数は、昭和53年4月1日現在3,475台で前年の3,329台に比較し、146台（4.4%）増加している（第8—19図参照）。

オ 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ搬送するまでの救急業務の処理を迅速的確に行うため、救急病院等の関係機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。

救急指令装置の整備については、昭和43年度から国庫補助を行っているが、これにより、昭和52年度までに213基整備された。

なお、従来は主として人口規模の大きい都市を対象に国庫補助を行ってきたが、昭和48年度から補助対象の基準を引き下げ、おおむね人口10万程度の中小都市についても補助されるようになった。

全国の救急指令装置の保有数は、昭和53年4月1日現在で355基となっている。

カ 救急医療情報収集装置

救急医療情報収集装置とは、医療機関へ病院端末器を設置し消防本部と電公社の公衆通信回線で結び、医療機関の診療体制の可否を自動的に病院運用表示盤に表示することにより、常に消防機関で病院情報を握し、救急自動車の出場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、より良い指示を的確にかつ迅速に行うためのものであり、昭和52年度から創設されたもので3基整備された。

(3) 高速自動車国道における救急体制

高速自動車国道は、現在、昭和53年度を初年度とする第8次道路整備5か年計画のもとで建設が進められており、計画目標として、昭和57年度までに約1,300kmの供用を図ることとされている。昭和52年度中には東北自動車道100.9km、中央自動車道19.0km、北陸自動車道34.0km、九州自動車道19.1km、計173.0kmが完成し、新たに高速自動車国道として供用開始された。この結果、昭和53年3月末の供用延長は、昭和52年3月末の2,021.5kmより8.6%増加して2,194.5kmとなった。

高速自動車国道における救急業務については、昭和48年10月、「高速道路救急業務に関する調査研究会」が設けられ、高速自動車国道における救急業務のあり方について、昭和49年3月、高速自動車国道における救急業務については、交通安全基本計画（昭和46年3月中央交通安全対策会議決定）の定めるところにより、日本道路公団が交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに沿線市町村としても消防法の規定に基づく処理責任を有するものであり、両者は相協力して、適切かつ効率的に人命救護に万全を期すべきである旨の研究結果が答申された。これにより、インターチェンジが所在する市町村の規模、救急処理能力その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき、日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ救急業務を行っている。

高速自動車国道における実施状況としては、昭和53年3月31日現在総延長2,194.5kmのうち、市町村の消防機関が実施しているのは2,123.6kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは、中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用インターチェンジ～落合インターチェンジ間62.4kmである。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対して高速自動車国道の特殊性を考慮して一定の財政措置を行っている。

高速自動車国道における救急業務の処理については、日本道路公団及び市町村は関係機関による連絡協議会により連携を強化するとともに、それぞれの救急業務の実施体制の整備拡充を促進し、円滑な連携により、国民の

生命身体の安全はもとより、救急隊員の職務遂行の安全を確保していかなければならない。

(4) 救急業務協力推進事業

消防機関が行う救急業務については、医学的な立場からの指導、助言その他医療機関との連携の強化が特に必要とされるものであるが、これに拍車をかけているものは、特に休日夜間における救急医療需要の高まりである。

このため、消防庁においては、消防本部を設置する人口10万未満の市町村（一部事務組合を含む。）で、当該市町村の区域内に基幹病院等の開設されていない市町村が、休日夜間における救急医療需要の増大に対処し円滑な救急業務の推進を図るため、郡市医師会の協力を得て、医学的な立場からの指示、助言、指導等を行う医師を輪番方式等により確保する事業について、昭和50年度から補助制度を創設した。昭和52年度は20団体がこの事業を実施したが、厚生省サイドの在宅当番医制の普及定着の補助金の充実化に伴い昭和53年度から廃止された。

(5) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況をみると、第8—20表のとおりで全国に4,806箇所となっている。

第8—20表 救急病院等の告示状況 (昭和53.4.1現在)

区分	経営別	国及び公的等医療機関				私的等立	合計
		国立	国に準ずる病院	地方公共団体立	公的等立		
病院		98	6	484	255	843	2,971
診療所		—	—	—	—	—	1,835
計		98	6	484	255	843	4,806

これを都道府県別にみると、多いところは東京都の481、愛知県の431、静岡県の313箇所であり、少ないところでは、沖縄の4、島根県の17、奈良県及び鳥取県の20箇所となっている（附属資料25参照）。

第8—21表 救急病院診療所の推移

年 月 日	病 院	診 療 所	計	指 数
39. 8. 1現在	719	463	1,182	100
49. 4. 1	2,904	1,863	4,767	403
50. 4. 1	2,914	1,839	4,753	402
51. 4. 1	2,924	1,847	4,771	404
52. 4. 1	2,931	1,840	4,771	404
53. 4. 1	2,971	1,835	4,806	407

救急病院、診療所の推移をみると、第8—21表のとおり救急業務の法制化当時と比較して約4倍に増加しているが昭和47年以降は、おおむね横ばいとなっている。

一方、厚生省においては、次のような救急医療体制の整備強化を図っている。なお、昭和52年度からは、新規に在宅当番医制の普及定着、第二次救急医療体制の整備としての病院群輪番制、共同利用型病院等に対する助成及び広域救急情報システムの整備、運営に対する助成が図られている。

① 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等の重症救急患者等の診療のため高度の機能を有する救急医療の専門施設の整備を図るため、救急告示医療機関、休日夜間急患センター等の後方病院として、救命救急センターを整備することとし昭和52年度末までに17箇所の整備が図られている。

なお、交通事故による頭部外傷等の重傷救急患者に対処するため、昭和42年度から、救急医療センターが整備されることとなり、おおむね人口100万人に1箇所及び交通事故多発地域に設置することを基準として、昭和50年度までに214箇所の整備が図られた。

② 最近の休日及び夜間における救急医療需要の増大に対処し、昭和52年度から5万人（昭和49年度から昭和51年度まで人口10万人）以上の市及びこれに準ずる市町村を対象に休日夜間急患センターを整備することとし、昭和52年度までに285箇所整備されている。

③ そのほか、公的病院及び自治体立病院のうち、一定の要件を満している救急告示病院に対し、運営費の補助を行っている。

上記のように救急医療体制については、厚生省において逐次その整備を図っているが、今後、救急医療体制が早急に体系的に整備されることが望まれるところである。

9 救 助 活 動

救助活動とは、災害又は事故により、生命又は身体に現実の危険が及んでいる要救護者を人力、救助器具等により、安全な場所へ救出救助をすることで、要救護者を医療機関等へ搬送する救急活動とは区別されている。

一般的には、消防機関がその実施に当たっているが、救助活動の態様によっては、警察、自衛隊、水防団及び山岳会その他の民間団体との協力のもとに行われている。

(1) 実 施 状 況

ア 火災時における救助活動

火災時における救助活動は、中高層建築物、地下街等の火災発生時におけ

第9—1表 救 助 活 動 状 況

(昭和52年中)

災害、 事故の 種別	火災以外の災害時における救助活動										小計 (B)~(I)	合計 (A)+(J)
	火災時 における 救助 活動	交 通 事 故	水 難 事 故	風 害	水 害	機械に よる事 故	建物等 による 事故	ガス及 び酸欠 事故	爆発 事故	その他 の事故		
区分	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(100%)	(100%)
救助活動 件数	(48.5%) 5,348	3,059	590	113	447	426	245	38	768	(51.5%) 5,686	(100%) 11,034	
救助人員	(11.4%) 899	4,002	451	287	621	443	313	101	762	(88.6%) 6,980	(100%) 7,879	
救助活動 出 動 人 員	(67.8%) 219,209 (115,232)	52,745 (777)	11,695 (5,550)	4,081 (3,849)	10,014 (40)	7,095 (15)	4,270 (164)	1,147 (345)	12,975 (3,704)	(32.2%) 104,022 (14,444)	(100%) 323,231 (129,676)	

- (注) 1. () 書は消防団員数で外書である。
 2. 「機械による事故」とは、エレベータによる事故、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。
 3. 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、塀等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内にとじこめられる事故、建物等には含まれる事故をいう。

る人命の救助がその典型であるが、これらの場合救助隊は、消火活動に当たる隊とともに出動し、人命の安全を確保するため、まず人命検索を行い、救助活動を展開している。

昭和52年中における火災時の救助活動の実施状況をみると、救助活動件数5,348件、救助人員899人、救助活動出動人員数21万9,209人となっている(第9—1表参照)。

イ 火災以外の災害時における救助活動

火災以外の災害時における救助活動は、交通事故あるいは水難事故による要救護者の救出救助がその典型である。

昭和52年中における火災以外の災害時における救助活動の実施状況をみると、救助活動件数5,686件、救助人員数6,980人、救助活動出動人員数10万4,022人となっている。火災以外の救助活動件数の内訳は、交通事故3,059件、風水害等113件、水難事故590件等となっている(第9—1表参照)。

(2) 実 施 体 制

昭和53年4月1日現在、救助隊設置団体は全国884消防本部の52.1%に当たる461消防本部で救助隊数は1,187隊となっている。

救助隊員は、1万5,160人で、そのうち専ら救助業務に従事する専任救助隊員は、4,664人(専任率30.8%)、その他消防業務を兼務している救助隊員は1万496人である(第9—2表参照)。

第9—2表 救 助 隊 の 設 置 状 況

区 分	救助隊 設置 団体数	設置団体 人口 (昭50国調)	救助 隊数	救 助 隊 員 数			救助隊員が搭乗する車両					
				専任	兼任	計	救 工 作 助 車	は し ご 車	消 防 車	ボ ン プ 車	化 学 車	タン ク 車
53. 4. 1 現 在 [Ⓐ]	461	83,202,535	1,187	4,664	10,496	15,160	240	330	859	184	165	1,778
52. 4. 1 現 在 [Ⓑ]	425	79,353,864	1,088	2,496	11,402	13,898	218	334	777	203	166	1,698
伸 び 率 Ⓐ/Ⓑ(%)	8.5	4.9	9.1	86.9	△7.9	9.1	10.1	△1.2	10.6	△9.4	△0.6	4.7

救助隊の装備は、一般的には、空気呼吸器、酸素呼吸器等の呼吸保護用具、エンジンカッター、空気鋸、チェーンソー等の破壊用具、緩降機、救助マット、救助袋等の救助用具であり、これらの用具を専用の救助工作車又は消防ポンプ車、はしご車等の車両に積載し、救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）に取り入れられており、消防職員に対する専科教育の教育科目である警防科に救助課程をおき、災害救助対策、教育基本訓練等について計70時間の教育訓練を行うべきこととされている。

消防機関が行っている救助活動は、前述のとおり火災の際はもちろん、交通事故、水難事故、労働災害等多岐にわたっている。また、これからの救助活動に当たっては、高所、高温、濃煙、有毒ガス、酸素欠乏中における救助等高度かつ専門的な救助活動を必要とする事例が増加するものと思われる。

そこで、これらの救助活動を迅速、確実かつ完全に行うためには、救助隊員は常に訓練を重ね技術練磨に励み、連携動作を体得する必要があるが、かかる観点から救助訓練における完全対策にも十分配意して、統一的な消防救助操法の基準（昭和53年9月14日、消防庁告示第4号）を制定し、もって人命救助の万全さを期することとした。

今後は、救助装備の充実に一層努めることはもとより、高度かつ専門的な救助技術を習得した救助隊員の確保、救助技術の開発と体系化等救助体制の拡充を図る必要がある。

特に火災以外の災害時における救助活動については、消防の本来的な任務との関連において救助活動の対象とすべき災害、事故の範囲が問題であり、救助活動のあるべき基準の設定等、検討を進めている。

10 消防教育訓練

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術援助

ア 教育訓練

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うことを任務としている。

大学校の卒業生は、第10—1表に示すとおり消防講習所における卒業生を含め、昭和52年度末現在9,796人（教員科を含めた場合10,192人）となっている。

第10—1表 卒業生の推移

区 分	消 防 講 習 所	消 防 大 学 校						合 計
		23~33	34~48	49	50	51	52	
年度区分(昭和)	23~33	34~48	49	50	51	52	小 計	
卒業生数(人)	3,120	4,643	499	479	498	557	6,676	9,796

(ア) 教育訓練の課程

消防大学校の教育課程は、「消防大学校校則」の定めるところにより、第10—2表のとおり4部10学科からなっている。

このうち、第4部の危険物保安科は、最近における石油コンビナート地帯の事故の多発傾向にかんがみ、都道府県及び市町村の危険物規制事務を担当する職員に対して専門的、かつ、高度の知識及び技術を修得させることを目的として、昭和51年度に設置したものであり、また、教員科は、消防学校の職員及びその予定者に対し、消防教育に関する専門的知識及び技術を修得させることを目的として昭和53年度に新設したものである。

第10—2表 教育課程の種類

部	第 1 部	第 2 部	第 3 部	第 4 部
学 科	本 科	警 防 科 予 防 科	上級幹部第一科 上級幹部第二科 消防団長科	機 械 科 救 急 科 危 険 物 保 安 科 教 員 科

なお、各部の教育訓練の重点は、次のとおりである。

第1部 消防に関する総合的、かつ、高度の知識及び技術の修得

第2部 消防実務に関する専門的、かつ、高度の知識及び技術の修得

第3部 消防行政及び消防の指揮運用に関する高度の知識及び技術の修得

第4部 特定の消防実務に関する高度の知識及び技術の修得

(イ) 教育訓練の実施状況

昭和52年度及び昭和53年度における各部各学科別の実施回数、学生数、実

第10—3表 教育訓練の実施状況

教育課程		昭和52年度		昭和53年度		備 考 (昭和53年度)
部	学 科	実施回数	学生数	実施回数	学生数	
第1部	本 科	2	58	2	56	前期4月13日～9月13日 33人 後期10月12日～3月17日 23人(見込)
第2部	警 防 科	2	165	2	168	前期5月11日～7月14日 78人 後期1月17日～3月17日 90人(見込)
	予 防 科	2	133	2	133	前期4月18日～7月14日 60人 後期9月26日～12月29日 73人(見込)
第3部	上級幹部第一科	1	85	1	69	10月12日～11月9日 69人(見込)
	消防団長科	1	23	1	36	7月20日～8月4日 36人
第4部	救 急 科	2	65	2	80	前期5月16日～7月14日 40人 後期1月17日～3月17日 40人(見込)
	危 険 物 保 安 科	1	28	1	29	9月26日～12月20日 29人(見込)
	教 員 科	—	—	1	34	2月1日～3月2日 34人(見込)
計		11	557	12	605	

(注) 1. 上級幹部第二科は、上級幹部第一科に含めて実施
2. 機械科は、その教課目の一部を警防科に含めて実施

施期間等の教育訓練の実施状況は第10—3表のとおりであり、昭和52年度には総数557人が卒業し、また、昭和53年度には約605人が卒業する見込みである。

なお、消防大学校に入校を希望する者は、昭和50年度から昭和51年度にかけて横ばい又は若干減少の傾向にあったが、昭和52年度及び昭和53年度においては再び増加の傾向にある。

イ 消防学校等に対する技術的援助

消防大学校では、消防組織法第4条の4第3項の規定に基づき、消防学校及び消防職員等の訓練機関(以下「消防学校等」という。)に対し教育訓練の内容及びその方法について必要な技術的援助を行っている。

(ア) 講師派遣及びあっせん

都道府県の消防学校においては、実務担当教員が不足しており、また、教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、予防査察、建築同意、違反処理、消防戦術、火災原因調査及び火災損害調査等実務面について消防大学校教官又は適当な講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

なお、近年特に複雑化する火災時等の救助活動に対処するため、昭和53年度から消防学校等に対して救助訓練について積極的に技術援助を行うこととなった。

(イ) 消防学校等の教員の実務教育

消防学校等(都市の消防学校を除く。)の教員は、いわゆる消防実務の経験者が少ないので、消防大学校では、消防学校等に対する技術援助の一環として、昭和45年3月を第1回とし、次来毎年2回教員の実務教育を実施し、消防学校等で主として実務面の教育に従事している教員の知識や技術の向上を図ってきたが、都道府県の消防学校の教養訓練のより一層の充実強化を図るため、昭和53年度から新たに教員科を設置して、その養成を実施することとなった。

(ウ) 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成に当たり、現在までに34種類を完成している。なお、時代の変化に対応して、内容の再検討、改訂作業を進

めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、昭和52年度から消防大学校所有の視聴覚教材を必要に応じ、消防学校等に貸し出すこととした。

(エ) 消防教育訓練研究会

消防教育に携る者の共通の場として、昭和40年3月に第1回教育訓練研究会を行い以来毎年開催し、昭和53年2月までに17回開催した。ここでは、消防教育に関する職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とし、研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情ある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、政令指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとなっている（消防組織法第26条）。

現在、鳥取県を除く46都道府県が消防学校を設置している。また、東京消防庁においては、東京消防庁消防学校を設置し、政令指定都市では、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市が消防学校を設置している。

イ 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準は、従来「消防教養基準」（昭和39年3月5日自消甲教発第8号都道府県知事あて消防庁長官通達）に示されていたが、昭和43年の消防組織法の改正により、同法第26条に第4項が加えられ、「消防学校における教育訓練については、消防庁の定める基準を確保するように努めなければならない」と規定されたので、これに基づき「消防学校の教育訓練の基準」（昭和45年3月18日消防庁告示第1号）が定められ、昭和45年4月1日から実施されている。

消防学校における教育訓練の種類は、消防職員に対するものにあつては初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とし、消防団員に対するものにあ

つては普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育とされている。その概要は次のとおりである。

- ① 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。
- ② 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。
- ③ 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的教育訓練をいい、科又は課程の種別ごとに行われるのが原則であるが、必要に応じ2以上の科又は課程を合わせて行うことができるとされ、教育期間はその内容に応じて異なっている。
- ④ 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいい、教育期間は内容に応じて異なっている。
- ⑤ 「特別教育」とは、上記①～④に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

なお、消防団員は自らの職業を持っているため、消防学校における教育が十分実施でき難いと認められるときは、教員を教育訓練場等に派遣して、学

第10—4表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
6 か 月	16	23	26
5 か 月	8	9	6(1)
4 か 月	12	11(1)	15(1)
3 か 月	14	8	6(1)
2 か 月	—	1(2)	—(1)
1 か 月	—	—(1)	—(1)
計	50	52(4)	53(5)

(注) 同一消防学校において研修期間の異なる研修を実施した場合、一番期間の長いものを1校としてとらえ、その他の研修については()で計上した。また、1か月未満の期間については15日以上のもを1か月としてとらえている。

校教育の補習を行うことができるとされており、この方法は多くの学校で採られている。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における教育訓練のうち最もウェイトの高い消防職員の初任教育の実施状況は、第10—4表のとおりであり、昭和52年度に初任教育を実施した53校のうち「消防学校の教育訓練の基準」に定める6か月の教育訓練を実施したのは、26校（うち政令指定都市の消防学校は5校）で前年度に比べて3校増加しているが、まだ全体の約49%にすぎない。

また、新規採用者の初任教育受講状況は第10—5表のとおりであり、昭和52年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は3,962人で前年度に比べて888人増加しているが、受講率は79%と前年度より5.4%減少している。

新規採用職員に対する初任教育の実施状況が現在もなお十分でないのは、最近の組合消防等広域消防体制の進展に伴って初任教育を受けるべき新規採用職員数が急増したのに対し、消防学校の収容能力が追いつかなかったこと、採用した年に受講できなかった者をできるだけ早い機会に教育する必要があるため、新規採用者に対する教育期間を短縮し、これを消化しなければならなかったこと、専科教育等も合わせて行わなければならない状況の中において教員が不足し初任教育のみに集中できなかったこと等によるものと思われる。

第10—5表 新規採用者の初任教育受講状況

区 分		昭 和 51 年 度	昭 和 52 年 度
初 任 教 育 を 受 け た 者	6 月	1,450人(39.8%)	2,055人(41.0%)
	5 月	420人(11.5%)	445人(8.9%)
	4 月	755人(20.7%)	878人(17.5%)
	3 月	345人(9.5%)	533人(10.6%)
	2 月	31人(0.9%)	15人(0.3%)
	1 月	73人(2.0%)	36人(0.7%)
	小 計	3,074人(84.4%)	3,962人(79.0%)
初任教育を受けなかった者		566人(15.6%)	1,054人(21.0%)
合 計		3,640人(100%)	5,016人(100%)

一方、新規採用職員以外の消防職員、団員の教育訓練については、昭和52年度において新規採用職員の21%が初任教育を受けず、また、初任教育受講者の36.9%が初任教育期間5か月未満の教育を受けざるを得ない状態にあることからわかるように、特に、初任教育受講者の多い消防学校においては、初任教育に追われて現任の消防職員及び消防団員に対して行う専科教育等についてまで十分手が回りかねているのが実状である。

このように、消防学校における教育訓練の現状は、対象者に比して必ずしも十分とはいえない状況にあり、今後は、施設の拡充、教職員の充実に努めるとともに、これを補完する職場研修の強化等を進める必要がある。

エ 教職員の状況

昭和52年度の学校職員数の状況は第10—6表のとおりであるが、専任教員513人のうち、派遣職員は86人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない都道府県が消防学校を設置しているため、専門的な知識及び高度な技能を必要とする教員については、都道府県の内部から適任者を得るのは容易でなく、したがって多くの都道府県では直接消防に携っている市町村の消防職員の中から教員を迎えている実状にあることによるものである。

第10—6表 学校職員数（昭和52年度）

(単位 人)

教 員		事 務 職 員			そ の 他			合 計	
専 任	兼 任	計	専任	兼任	計	専任	兼任		計
実員	派遣		実員	派遣		実員	派遣		
427	86	571	114	14	128	106	6	112	811

(3) そ の 他

ア 全国消防操法大会の実施

効果的な災害防ぎょ活動を実施するには、消防職員、団員の日常の技術の錬磨と士気の高揚が肝要であり、これらを目的とした消防団員の「全国消防操法大会」が昭和43年度から財団法人日本消防協会の主催で隔年ごとに実施

されている。この操法種目は、消防ポンプ自動車と小型動力ポンプの2種類を競技種目とし、各都道府県から選抜されたチームが出場して一連の動作、操作の迅速性、確実性、安全性等について日頃の訓練の成果を披露するものである。なお、昭和51年4月に「消防操法の基準」が一部改正され、昭和53年度の大会からは、この改正後の消防操法の基準（新操法）により実施されることとなった。

イ 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実

第10—7表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

国名	年 度						計
	45年度～ 48年度	49年度	50年度	51年度	52年度	53年度 (見込)	
1 アフガニスタン	1	—	—	—	—	1	2
2 カンボジア	1	—	—	—	—	—	1
3 インド	2	1	1	1	1	1	7
4 インドネシア	7	—	2	1	1	1	12
5 イラ ン	1	1	—	1	1	1	5
6 ラ オ ス	3	1	1	—	—	—	5
7 マレーシア	5	1	1	1	1	1	10
8 ネ パ ール	1	—	—	—	1	1	3
9 パキスタン	1	1	—	—	—	—	2
10 フィリピン	5	1	—	1	1	1	9
11 シンガポール	3	1	1	2	2	1	10
12 タ イ	4	—	1	1	—	—	6
13 ベ ト ナ ム	1	—	—	—	—	—	1
14 ク メ ール	1	—	—	—	—	—	1
15 韓 国	2	—	—	1	—	—	3
16 台 湾	3	—	—	—	—	—	3
17 ト ル コ	—	1	1	—	—	—	2
18 エ ジ プ ト	—	1	1	—	1	—	3
19 ブ ラ ジ ル	—	—	1	1	—	—	2
20 ビ ル マ	—	—	—	—	1	—	1
21 バングラデシュ	—	—	—	—	—	1	1
22 ス ー ダ ン	—	—	—	—	—	1	1
計	41	9	10	10	10	10	90

を図るため、全国の消防職員が日頃錬成した技術の相互交換、研さんの場とする全国消防救助技術大会は、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されているが、第7回大会は昭和53年8月22日千葉市（千葉県消防学校）で実施された。なお、全国大会に出場するまでには全国9ブロックの地区指導会を経ている。

ウ アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、日本政府のロンボ計画等に基づいて、特殊法人国際協力事業団の協力のもとに発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象に集団研修「消防行政セミナー」を実施している。

この研修は、昭和45年度に開始、毎年度行われ、昭和53年度には第9回目として例年どおり約2か月間にわたって行う予定である（昭和46年度までは1か月間）。これまでの各年度の受講状況は第10—7表のとおりである。

11 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

(1) 活動状況

救急業務を除いて火災及び風水害等の災害の防除に出動した全国の消防職員、団員は、昭和51年の1年間において第11—1表のとおり出動延べ人員1,383万4,920人で前年に比べ48万2,945人の増、出動回数は67万754回で、前年に比べ2万3,707回の増となっている。これを1日当たりでみると出動延べ人員3万7,904人、出動回数1,838回となり、1分間に約1.28回出動していることになる。出動回数をその出動種別にみると、演習訓練が45.8%で一番多く、次いで火災出動が16.0%、特別警戒12.8%、風水害等災害2.3%、救助活動1.9%、遭難0.3%、その他の出動（警察への協力、危険排除等）が20.9%となっており、風水害等災害の伸びが目立っている。

更に救急業務については、昭和53年4月1日現在2,744の市町村により実施されているが、その出場回数は、昭和52年中に171万722件で前年度比約6.9%の増加となっている。

(2) 公務災害の状況

昭和51年中における火災等の災害の防除に出動し、職務遂行上死亡しあるいは負傷した消防職員、団員の数は4,526人で、このうち殉職者は34人で前年に比べ2人の減となっている。

昭和51年中の殉職者及び負傷者を災害等の種別ごとにみると、第11—2表のとおりである。殉職の原因を種別ごとにみると、火災によるものと、演習訓練中によるものが、いずれも23.5%、次いで風水害等災害によるものが17.7%となっている。また、負傷者の原因を種別にみると、火災によるものが43.4%と約半数近くを占め、次いで演習訓練によるものが31.2%となっており、殉職者、負傷者ともにその原因は火災によるものが多いことを示している。

第11—1表 消防機関の出動状況 (昭和51年中)

種別	合計		火災		災		風水害等災害		演習訓練	
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
職、団員別	422,235	3,916,841	59,924	1,237,369	8,395	61,746	216,919	1,652,935	216,919	1,652,935
消防	248,519	9,918,079	47,473	2,128,281	7,017	584,940	90,057	4,678,615	90,057	4,678,615
消防団	670,754	13,834,920	107,397	3,365,650	15,412	646,686	306,976	6,331,550	306,976	6,331,550
構成比(%)	100	100	16.0	24.3	2.3	4.7	45.8	45.8	45.8	45.8
種別	特別警戒		遭難		救助活動		その他			
	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員		
職、団員別	44,183	243,354	914	8,285	11,319	106,720	80,581	606,432		
消防	41,926	1,481,008	1,255	50,117	1,261	37,637	59,530	957,481		
消防団	86,109	1,724,362	2,169	58,402	12,580	144,357	140,111	1,563,913		
構成比(%)	12.8	12.5	0.3	0.4	1.9	1.0	20.9	11.3		

第11—2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数 (昭和51年中)

種別	合計		火災		風水害等災害		救急		特別警戒		遭難		その他	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
職、団員別	7	2,432	3	833	1	26	—	149	—	4	—	—	—	—
消防	27	2,060	5	1,117	5	142	—	—	3	—	—	—	—	—
消防団	34	4,492	8	1,950	6	169	—	149	3	34	—	—	—	—
構成比(%)	100	100	23.5	43.4	17.7	3.8	—	3.3	8.8	0.8	—	0.2	26.5	17.3

(3) 処 遇

ア 消防職員の処遇

(ア) 給与及び手当等

a 消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならぬが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれの市町村条例（組合条例を含む。）によって定められている。

昭和52年2月1日現在の調査によると、適用給料表については、国の公安職俸給表をもとにした給料表を適用しているものが団体数で24%、職員数で50%であり、行政職給料表を適用しているものが団体数で76%、職員数で50%となっている。常備化に伴い設立される一部事務組合では行政職給料表を適用しているところが多いようである。

行政職給料表を用いている団体では、号給調整により、あるいは消防手当、隔日勤務手当等によって、一般行政職員より優遇しているところが多い。消防職員の団体区分別平均給料月額第11—3表のとおりである。

なお、全地方公共団体の消防職員、警察官及び一般行政職員の平均給料月額及び平均諸手当額等の状況は第11—4表、第11—5表のとおりである。

b 地方交付税上の手当としては、夜間特殊業務手当、出動手当のほか超過勤務手当が措置されている。

第11—3表 消防職員の団体区分別平均給料月額

区 分	平均給料月額(円)			平均年齢(歳)	
	昭52.4.1 (A)	昭51.4.1 (B)	(A)/(B) (%)	昭 52	昭 51
全地方公共団体	147,624	136,273	108	32.1	31.9
東 京 都	155,300	142,600	109	32.6	32.7
9 大 市	157,398	145,970	108	36.0	35.7
市	143,311	132,103	108	32.4	32.0
町 村	115,066	106,672	108	29.8	29.8

(昭和52年4月1日現在 地方公務員給与実態調査)

第11—4表 消防職員、警察職員及び一般行政職員の平均給与月額

区 分	平均給料 月 額	平均年齢 (歳)	平 均 諸			
			扶 養	調 整	通 勤	特殊勤務
消 防 職 員	147,624	32.1	5,861	8,512	4,250	4,852
警 察 職 員	162,705	35.0	6,585	7,493	3,781	5,334
一 般 行 政 職 員	149,922	35.7	4,429	4,794	4,173	1,348

区 分	手 当 月 額					
	管理職	時間外	夜 間	休日給	その他	計
消 防 職 員	1,376	10,032	3,171	4,126	3,445	45,625
警 察 職 員	960	18,247	2,457	3,159	7,934	55,950
一 般 行 政 職 員	2,879	8,297	44	113	2,747	28,824

(昭和52年4月1日現在 地方公務員給与実態調査)

(注) 諸手当の額は全職員1人当たりの平均額である。

第11—5表 消防職員と一般行政職員の給与比較

平均給料月額

区 分	消 防 職 員		一 般 行 政 職 員	
	平均給料月額 (円)	平均年齢(歳)	平均給料月額 (円)	平均年齢(歳)
全地方公共団体	147,624	32.1	149,922	35.7
東 京 都	155,300	32.6	166,000	37.2
9 大 市	157,398	36.0	157,763	35.4
市	143,311	32.4	150,842	34.9
町 村	115,066	29.8	129,622	34.3

平均初任給月額

区 分	消 防 職 員	一 般 行 政 職 員
東 京 都	87,400	74,200
9 大 市	82,878	76,878
市	80,114	75,816
町 村	76,180	71,490

(昭和52年4月1日現在 地方公務員給与実態調査)

(注) 平均給料月額は基本賃金であり、このほかに、各種手当が出ており、その全地方公共団体平均は、消防職 45,625円、一般行政職 28,824円が加給されている。

昭和53年度においては、出勤手当の支給対象に火災原因調査及び救助活動のための出勤分を加えるとともに、延支給対象人員を大幅に増員した。

なお、実際の手当としては、これらの手当のほか査察手当等を設けている市町村もある。

給料及び手当のほかに、消防吏員服制準則（昭和42年消防庁告示第1号）に定められた各種被服等の現物が支給されており、地方交付税上は、昭和53年度は1人につき年額3万6,900円が被服費として算入措置されている。

地方交付税算入における各種手当の推移は第11—6表のとおりである。

第11—6表 地方交付税算入における各種手当の推移

各種手当	年度	49	50	51	52	53
夜間特殊業務手当	1勤務	300円	440円		520円	
出勤手当	1回	200円	260円		300円	
機関員手当	加算	80円	100円		110円	
はしご隊員等手当	加算	80円	100円		110円	
超過勤務手当		7.0				

c 交替制勤務者の勤務体制は、ほとんどの市町村では隔日勤務（2部制）を行っているが、東京消防庁ほか一部の団体において3部制をとりいれている。

隔日勤務の場合、2週間に2日の週休日を割り振っており、1勤務24時間のうち実働時間を14～16時間、休憩、仮眠時間を8～10時間とすることによって、1週間につき実働42～48時間としているところが多い。

3部制になると、いわゆる8時間勤務の日勤日があるために実働時間等が軽減されるほか、週休2日制への対応が円滑になる等の利点があるが、人員増は必須であり、業務の内容、繁忙の程度等を勘案してその導入を促進する必要がある。

なお、最近の民間における勤務条件の推移に対応して、昭和51年度の人事院勧告において「週休2日制については、さきに明らかにした基準に基

づき今秋より試行が具体化されることとなったが、本院としては、その実施の状況及び問題点の把握に努めるとともに……」という報告がなされ、国家公務員においては、昭和52年度及び昭和53年度において試験的に週休2日制が実施されている現状から、近い将来、地方公務員にも週休2日制が導入されるものと考えられる。その時点において消防職員の週休2日制導入が遅れないよう、関係機関との密接な連携のもとに、その導入方策について検討しておく必要がある。

d 消防職員の勤務条件については、勤務の特殊性を反映するよう、これまでも処遇改善の措置が講ぜられてきた。しかし、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容の複雑化等に伴い、その勤務環境は著しい変化をみせており、勤務条件についても、給与水準、3部制及び週休2日制の導入、安全対策等多くの問題が存在している。今後の消防職員の勤務条件のあり方については、昭和49年12月、消防職員勤務条件研究会から基本的な方向に関する報告がなされたところであるが、更にこれらに関連する種々の問題についても引き続き検討を深めていく必要がある。

なお、消防職員の勤務環境の改善費として地方交付税上では、昭和53年度新たに救急救助訓練備品及び隔日制勤務職員用備品を新たに措置するとともに、寝具乾燥消毒費等所要の措置を講じた。

(イ) 公務災害補償

消防職員は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、他の地方公務員と同様に、公務により災害を受けた場合には、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償及び葬祭補償等を受けることとされている。昭和52年度中の地方公務員災害補償基金の受理件数は、消防職員について、2,689件であり、対象職員1,000人当たりの受理件数は24.1件で、清掃事業職員、警察職員に次ぐ高い割合となっている。

昭和52年度の補償種類別補償件数及び金額は第11—7表のとおりである。

イ 消防団員の処遇

(ア) 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であるが、市町村は条例に基づ

第11—7表 昭和52年度公務災害補償状況（消防職員）

(単位 千円, 件)

区	療 養 補 償				休 業 補 償				傷病補償年金	
	件 数			金 額	件 数			金 額	件 数	金 額
	前年度 から 統	本 年 度 開 始	計		前年度 から 統	本 年 度 開 始	計			
合計	505	2,295	2,800	307,323	4	1	5	5,614	2	2,823

区	障 害 補 償						遺				
	年 金			一 時 金		計		年			
	件 数			金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数		
分	前年度 から 統	本 年 度 開 始	計						前年度 から 統	本 年 度 開 始	計
合計	15	3	18	25,913	68	81,862	86	107,775	82	16	98

区	族 補 償					葬祭補償		合 計		
	金		法附則第6 条の一時金		一 時 金		計		件 数	金 額
	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数		
合計	123,562	—	—	1	4,067.99	127,629	17	6,676	3,009	557,840

いてこれらの消防団員が提供する役務の対価としての報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することになっている。しかし、その支給額、支給方法等の実態は、それぞれの市町村により必ずしも同一でない。支給額等の違いは個々の市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団の運営の相違によるものと思われるが、極めて低い額を支給している市町村、あるいは出勤手当等を全く団員個人には支給していない市町村に対しては、支給額の引上げ、条例の改正等の適正化について指導を行っており、逐次改善されつつある。

昭和53年度においては、地方交付税の単位費用の積算にあたって、団員の報酬、出勤手当、県内出張旅費、公務災害補償負担金及び退職報償金負担金について、次のような処遇改善措置がなされた。

第11—8表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位 円)

項 目	52 年 度	53 年 度
報 酬		
団 員(年 額)	11,000	12,000
団 長(年 額)	42,000	45,000
出 勤 手 当(1回当たり)	2,400	2,650
県内出張旅費(1回当たり)	4,140	4,140
公務災害補償負担金		
人口 1 人 当 たり	2	2
団 員 1 人 当 たり	1,000	1,200
退 職 報 償 金 負 担 金		
団 員 1 人 当 たり	6,375	8,775

なお、所得税、都道府県民税及び市町村民税の課税上の取扱いにおいて、出勤手当の全額及び報酬のうち、その役務を提供するために要した費用の弁償に相当すると認められる部分の金額（当分の間、1か月当たり3,000円程度）については、課税対象とされないこととされている。

(イ) 公務災害補償

消防活動は、その緊急性からしばしば危険な状況のもとで遂行され、消防団員がこのため死傷する事例は決して少なくない。

第11—9表に掲げたとおり、過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、死者138人、負傷者1万622人におよび、年間平均では死者28人、負

第11—9表 過去5年間における消防団員の死傷者数

区 分	年	47	48	49	50	51	計	平 均
死 者		45	17	23	26	27	138	28
負 傷 者		2,579	2,191	1,892	1,900	2,060	10,622	2,124
計		2,624	2,208	1,915	1,926	2,087	10,760	2,152

傷者2,124人となっている。

このような公務上の災害に対して、市町村は条例で定めるところによりこれを補償しなければならないものとされている。

この公務災害補償制度は、昭和26年の消防組織法の改正により法制化されたものであるが、その後昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が設立されたことにより、統一的な損害補償制度が確立された。

公務災害補償の種類は、負傷又は疾病にかかった場合の療養補償、療養のため業務に従事できずそのため業務上の収入を得られない場合の休業補償、長期にわたり療養を続け、一定の事由に該当する場合の傷病補償年金、負傷又は疾病により不具、廃疾となった場合の障害補償、死亡した場合の遺族補償及び葬祭補償の6種類がある。

これらのうち、障害等級第7級以上の重度障害者に係る障害補償及び遺族補償のほとんどについては、昭和41年（障害等級第3級以上の障害については昭和35年）から、それぞれ年金が支給されている。

また、昭和52年度からは、次に述べる趣旨のもとに、傷病補償年金制度が新設されている。すなわち、公務上の災害等により療養している消防団員等で療養開始後1年6月を経過しても治らない者は、その後も引き続き長期にわたり療養を要することとなるのが通例であるが、これらの者のうちには、例えば、せき髄損傷者に見られるように療養継続中であっても実質的に廃疾状態にあると認められる者もあるところである。これらの一定の廃疾の状態にある長期療養者の実態にかんがみ、その症状に応じた適切な補償を行うために、療養補償のほか、休業補償にかえて傷病補償年金を支給することにより、被災団員等に対する補償のより一層の充実を図ったものであり、昭和41年以来初めての補償種類の新設である点において特筆すべきものといえる。

なお、昭和47年から特殊公務災害補償の制度が創設され、消防団員がその生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、火災の鎮

圧又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他のこれらに類する異常な事態の発生時における人命の救助その他の被害の防ぎよに従事し、そのため公務上の災害を受けた場合においては、傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の額を原則として100分の50加算することとされた。なお、この制度の適用を受けた者（消防基金が扱ったものに限る。）は、昭和47年度22人、昭和48年度1人、昭和49年度2人、昭和50年度1人、昭和51年度5人、昭和52年度1人となっている。

公務災害補償の内容は、第11—10表のとおり補償基礎額の改正等逐年改善されている。昭和53年度においても、療養補償を除く各種補償の額の算定基礎となる補償基礎額の最低が4,500円から4,800円に、最高が7,710円から8,300円に引き上げられた。また、扶養親族にかかる加算額が、一般職公務員の扶養手当の改定に伴って、配偶者については233円を267円に、配偶者以

第11—10表 補償基礎額改定状況

(単位 円)

適用期間	階 級	勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
49.4	団長, 副団長	3,500	3,650	3,800
50.3	分団長, 副分団長	3,200	3,350	3,500
	部長, 班長, 団員	2,900	3,050	3,200
50.4	団長, 副団長	5,600	6,050	6,500
51.3	分団長, 副分団長	4,700	5,150	5,600
	部長, 班長, 団員	3,800	4,250	4,700
51.4	団長, 副団長	6,200	6,700	7,200
52.3	分団長, 副分団長	5,200	5,700	6,200
	部長, 班長, 団員	4,200	4,700	5,200
52.4	団長, 副団長	6,640	7,175	7,710
53.3	分団長, 副分団長	5,570	6,105	6,640
	部長, 班長, 団員	4,500	5,035	5,570
53.4	団長, 副団長	7,133	7,717	8,300
54.3	分団長, 副分団長	5,967	6,550	7,133
	部長, 班長, 団員	4,800	5,383	5,967

外の扶養親族2人まで1人につき73円を77円に、配偶者を欠く場合の扶養親族1人につき150円を167円に引き上げられた。なお、その他の扶養親族にかかる加算額は、33円となっている。

火災、風水害等における民間の消防協力者等の損害補償についても団員とほぼ同様の措置が講じられており、昭和53年度においては、その補償基礎額が最低4,500円が4,800円に、最高7,700円が8,300円に改善されている。なお、消防協力者等の死傷者数（消防基金が扱ったものに限る。）は、第11—11表のとおりである。

第11—11表 消防協力者等の死傷者数

区分	年度	47	48	49	50	51	計	平均
死者		39	6	8	8	6	67	13
負傷者		393	357	362	271	309	1,692	338
計		432	363	370	279	315	1,759	351

(注) 昭和53年7月末日現在、消防基金の支払対象となった人数である。

(ウ) 福祉施設

福祉施設の制度は、昭和47年の消防組織法等の一部改正により設けられ、公務災害補償を受ける被災団員等に対して行われるものであるが、災害補償等とは異なり、消防基金加入市町村にあっては消防基金が市町村に代って、消防団員、水防団員について、直接福祉施設の事業を行うこととなっている。その内容は、①障害者のうち労働能力の回復の見込みのある場合には機能訓練やマッサージを施し、火傷等による醜状を回復する見込みのある場合には植皮術を施す等の外科後処置、②長期療養後、傷病が治ゆして障害等級第8級以上の障害が残った者が職場復帰にさき立って行う温泉、保養所等での休養、③傷病により一定の身体障害が存する者のうち、その症状が季節の変化等に伴い動揺をきたす場合の応急処置等のための療養、④障害者のうち労働能力の回復見込みのある場合に病院で作業療法を行い、作業所で職業訓練を行うリハビリテーション、⑤義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、⑥その他必要と認める施設として、休業援護金の支給、奨学援護金の支給、介護料の支給、アフターケアの実施等であるが、新たに昭和49年度に障害特別支給

金及び遺族特別支給金の支給、50年度に遺族特別援護金の支給、51年度に障害特別援護金の支給、52年度に傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金の支給が加えられた。

(エ) 退職報償金

消防団員が退職した場合、市町村はその長年の労に報いるため条例で定めるところにより退職報償金を支給しなければならない。この制度は、昭和39年の消防組織法等の改正により実施されることになったものであるが、階級及び勤務年数に応じて支給される退職報償金の支給を統一的かつ適確に行うため、公務災害補償の場合と同様、消防基金の共済対象として昭和39年から加えられたものである。共済の対象範囲は、昭和49年度の改正により勤務年数が15年から10年まで引き下げられたが、共済金額についても、昭和50年度には、昭和43年度以来据え置かれていたものについて全面的な見直しが行われ、その後引き続き毎年度引上げが実施され、昭和53年度においては、最低が10万円、最高が50万円となっている。

なお、全国の昭和39年度以降の退職消防団員数は、第11—12表のとおりである。

第11—12表 退職消防団員数

年 度	退 職 者 数
39 ~ 46	1,072,730
47	120,285
48	113,162
49	109,537
50	108,647
51	106,644
計	1,631,005

(オ) 公務災害補償等の共済制度

前述したように消防基金は、昭和31年11月設立以来、公務上の災害を受けた非常勤消防団員等に対する市町村の補償責任の共済機関としてその補償に要する経費について支払を行っている。また、昭和39年度には、新たに消防

団員退職報償金支給制度が発足したことに伴い、市町村の退職報償金の支給に要する経費についても共済の対象に加えられ、更に、昭和47年度には、福祉施設の制度が創設され、消防基金が市町村に代って直接被災団員等について福祉施設を行うこととされた。

昭和53年3月31日現在において消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、消防団員等公務災害補償については2,829（全市町村の86.9%）、消防団員退職報償金については3,215（全市町村の98.9%）となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金によりその業務を運営している。

公務災害補償業務においては、昭和31年の消防基金設立以来昭和53年3月31日までの間に消防団員、水防団員及び消防作業従事者等の一般協力者延べ10万3,079人に対し、総額51億3,544万1,000円を支払っており、その内訳は第11-13表のとおりである。

第11-13表 損害補償費の支払状況

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	56,779	1,463,540
休業補償	43,359	1,445,366
傷病補償	14	11,842
障害補償	933	608,630
遺族補償	973	1,509,001
葬祭補償	879	52,339
その他の補償	142	44,723
計	103,079	5,135,441

- (注) 1. 昭和31年11月20日から昭和53年3月31日までの消防基金支払の累計である。
 2. 「その他の補償」とは、第三者からの損害賠償にかかる差額を補償したもので補償の種類が区分できないものである。
 3. 支払人員の「計」欄の数値は延人員である。

消防団員退職報償金支払業務については、昭和39年の制度発足以来退職消防団員の数が当初の見込みをはるかに上回ったため、支払資金に著しい不足が生じた。このため、昭和42年度に財政健全化のための措置を講じ、また、

昭和45年度において再び財政健全化の計画を立て、所要の掛金引上げを行い、赤字の解消に努めた。これにより、昭和49年度までに資金上の赤字は解消されたものの引き続き決算上の赤字が見込まれたので、更に昭和50年度から財政健全化の4か年計画が立てられ、昭和53年度をもって決算上の赤字は解消される見込みとなっている。

第11-14表 退職報償金の支払状況

退職年度	支払人員(人)	支払額(千円)
39 ~ 47	493,503	21,461,665
48	41,720	2,065,420
49	56,075	2,401,720
50	57,002	3,742,795
51	53,896	4,579,875
52	30,007	4,098,620
計	732,203	38,350,095

- (注) 1. 昭和53年3月31日現在消防基金支払による。
 2. 昭和52年度の支払人員及び支払金額が少ないのは、当該年度中の退職消防団員のうち一部は請求が翌年度以降になされるためである。

第11-15表 福祉施設費の支給状況

福祉の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
療養	2	36
療養	1	41
補装具	4	137
休業援護金	7,909	227,774
奨学援護金	192	53,273
障害特別支給金	88	26,850
遺族特別支給金	68	76,000
障害特別援護金	9	8,370
遺族特別援護金	56	56,000
傷病特別給付金	13	2,498
障害特別給付金	103	17,037
遺族特別給付金	263	40,281
計	8,708	508,297

- (注) 昭和47年4月1日から昭和53年3月31日までの消防基金支給累計である。

昭和39年度の制度発足以来昭和52年度末までの消防基金の支払状況は第11—14表のとおりで、73万2,203人の団員（その遺族を含む。）に対し総額383億5,009万5,000円を支払っている。

また、福祉施設の実施状況は、第11—15表のとおり8,708人の団員等に対し総額5億829万7,000円を支給している。

（4）消防表彰等

消防は、地域社会に起こるあらゆる災害に対処して活動する任務を持っており、その職務は著しく危険度が高く、また、消防団員は他に職業を持っているという特殊性があること等のため、その活動に対して精神的な面からもこれに報いる必要がある。このような意味から、消防における表彰制度は重要な意義を持っている。

現在、消防関係者について国が行っている表彰等については、叙位進階内則に基づく叙位、叙勲内則に基づく叙勲、褒章条例に基づく褒章、閣議決定に基づく安全功労者及び防災功労者表彰並びに消防庁において実施する消防表彰規程に基づく表彰及び退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防機関並びに消防に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア 叙 位

叙位は、叙位進階内則（明治32年12月21日閣議決定）に基づき実施されているが、昭和21年5月3日の閣議決定によって生存者に対しては停止され、現在、死没者に対してのみ運用されている。

なお、昭和52年度の消防関係者の叙位は55人である。

イ 叙 勲

叙勲は、叙勲内則（明治25年12月23日閣議決定）に基づき実施されているものであり、戦後一時期死没者のみに運用されたが、昭和28年9月18日の閣議決定に基づき、災害等に際し特に功労のあった者にも授与されることになった。その後、昭和38年7月12日の閣議決定により、国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与した功績顕著な者を広く叙勲することと

し、第1回生存者叙勲が昭和39年4月29日に発令された。その後、生存者に対する叙勲は、毎年2回、春（4月29日）と秋（11月3日）に発令されることとなった。

なお、昭和52年度の消防関係者の賜杯及び勲章受章者は、749人で、うち生存者叙勲は679人である。

ウ 褒 章

褒章は、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）に基づいて明治15年から運用されているもので、6種類の褒章があり、このうち消防に関係のあるものは5種類である。

- 紅綬褒章 自己の危険を顧みず人命を救助した者
- 黄綬褒章 業務に精励し、民衆の模範と認められる者
- 紫綬褒章 学術芸術上の発明、改良、創作に関し、事績顕著な者
- 藍綬褒章 公共の事務に精励し、その成績顕著な者
- 紺綬褒章 公益のために私財を寄附し、功績顕著な者

これらは、消防に尽した功績により授与されるものであり、紅綬褒章、紫綬褒章及び紺綬褒章は随時に、黄綬褒章及び藍綬褒章は、毎年3月、定例的に授与されている。

なお、昭和52年度の消防関係者の褒章受章者は、黄綬2人、藍綬51人、紺綬176人である。

エ 閣議決定に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰には、国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰が昭和35年から実施されており、内閣総理大臣が行うものと消防庁長官が行うものとがある。

なお、防災功労者に対する消防庁長官表彰は、随時に行っているものもある。

（ア）安全功労者に対する表彰

国民の安全に関し、次の各号の一に該当する個人又は団体を安全功労者として表彰する。ただし、同種の事由に対して国家的褒章を受けたことのある

者は除かれる。

- a 国民の安全のための運動の組織及び運営について顕著な成績をあげ、又は功績があったもの
- b 工場、鉱山その他職域における安全の確保について顕著な成績をあげ、又は功績があったもの
- c 学校、家庭、交通機関その他職域以外における安全の確保について顕著な成績をあげ、又は功績があったもの
- d 安全のための研究又は教育を通じ、安全水準の向上又は安全思想の普及に顕著な成績をあげ、又は功績があったもの

なお、昭和52年度の消防関係者の内閣総理大臣表彰受賞者は、個人2人、団体2で、消防庁長官表彰受賞者は、個人7人、団体11である。

(イ) 防災功労者に対する表彰

防災に関して、次の各号の一に該当する個人又は団体を防災功労者として表彰する。ただし、同種の事由に関して国家的褒章を受けたことのある者は除かれる。

- a 災害に際し、防災活動に従事し顕著な成績をあげ、又は功績があったもの
- b 防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な成績をあげ、又は功績があったもの

なお、昭和52年度の消防関係者の内閣総理大臣表彰受賞者は6団体、消防庁長官表彰受賞者は11団体である。

オ 消防表彰規程に基づく表彰

消防庁長官の行う表彰は、昭和24年から実施されているが、当時は内規に基づいて暫定的に行われていたもので、永年勤続功労章、竿頭授及び表彰状が授与されていた。昭和28年3月に消防功労者表彰取扱規程を制定し、前記表彰のほか、消防吏員及び消防団員に対し特別功労章、功労章及び顕彰状を、また、消防機関に対しては表彰旗を、それぞれ授与することとした。

更に、昭和31年12月に消防関係功労者取扱規程が制定され、消防任務遂行上顕著な功労をあげた者に対し、報償（賞）金又は副賞（記念品）が授与さ

れることとなって、現場功労者に対する優遇の途がひらかれた。その後、両規程により10有余年の間表彰が行われてきたのであるが、表彰を広くかつ充実した内容のものとするために、消防賞じゅつ金制度を織り込むなどして、新たに消防表彰規程が、昭和37年消防庁告示第1号をもって制定され、同年度から実施されている。

消防表彰規程に基づく表彰は、事案の発生の都度表彰する随時表彰と、一定期間内の分を取りまとめて定期的に表彰する定例表彰とがある。

(ア) 随時表彰

a 現場功労で受賞できるもの

- ㊸ 特別功労章 功労抜群で他の模範となると認められる者に授与される（殉職者の場合は、生前にさかのぼり授与される。）。
- ㊹ 顕功章 功労特に顕著な者に授与される（殉職者の場合は、生前にさかのぼり授与される。）。
- ㊺ 功績章 功労多大な者に授与される（殉職者の場合は、生前にさかのぼり授与される。）。
- ㊻ 顕彰状 職務遂行中死亡した者に授与される。
- ㊼ 表彰状 功労顕著な者で、上記3章を授与されるに至らない者（殉職者を除く。）及び功労顕著な消防機関又は部外の個人、団体に功績顕著な者に授与される。
- ㊽ 賞状 功績顕著な隊に授与される。

b 行政功労で受賞できるもの

- ㊾ 表彰状 消防施設の整備改善、防火思想の普及又は消防職員、消防団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。
- ㊿ 賞状 功績顕著な隊に授与される。

なお、昭和52年度の随時表彰受賞者は、顕功章9人、功績章5人、顕彰状7人、表彰状4人である。

(イ) 定例表彰

定例表彰は、次の4種で、毎年3月初旬に行われる。

a 功 勞 章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する施策の実施について特に成績優秀な消防吏員若しくは消防団員、又は消防教育の実施に関して特に成績優秀な消防教育職員に対して授与されるものであり、具体的には、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職に、それぞれ10年以上在職した者に授与される。

b 永年勤続功労章 25年以上勤務し、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。

c 表 彰 旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について特に成績優秀な消防機関であつて、竿頭綬を授与されている消防機関に授与される。

d 竿 頭 綬 表彰旗を授与される消防機関に準ずるものに授与される。

なお、昭和52年度の定例表彰受賞者は、功労章135人、永年勤続功労章1,146人、表彰旗45団体、竿頭綬79団体である。

カ 賞じゅつ金及び報賞金

消防庁長官表彰の副賞として、賞じゅつ金と報賞金の制度がある。

賞じゅつ金は、消防表彰規程第5条に基づき支給されるもので、消防吏員又は消防団員が、災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことにより傷害を受け、そのために死亡又は廃疾となった場合で、その功勞により特別功勞章、頭功章又は功績章を授与されたときに支給される。

賞じゅつ金は、殉職者賞じゅつ金にあっては、300万円以上1,300万円まで、障害者賞じゅつ金にあっては、130万円以上1,000万円まで支給される。

報賞金は、賞じゅつ金に該当しない殉職者に対して支給されるほか、随時表彰に際し付与される。

なお、昭和52年度における賞じゅつ金の支給は12人6,100万円、報賞金の支給は4人350万円である。

第11—16表 消防関係者の叙勲、褒章及び消防庁長官表彰者数

表彰の種類	年 度						53 (8.1現在)
	48	49	50	51	52		
叙 位	32	39	38	47	55	25	
特 別 叙 勲 等	84	65	81	69	68	23	
生 存 者 叙 勲	650	634	640	653	679	春 330	
銀 杯	—	—	1	—	—	—	
木 杯	—	—	2	2	2	—	
紅 綬 褒 章	2	—	—	—	—	—	
黄 綬 褒 章	1	2	2	1	2	—	
紫 綬 褒 章	—	—	—	—	—	—	
藍 綬 褒 章	48	41	28	43	51	—	
紺 綬 褒 章	81	136	127	179	176	53	
総 理 大 臣 表 彰							
安 全 功 勞 章	4	4	4	4	4	4	
防 災 功 勞 章	8	5	7	7	6	—	
消 防 庁 長 官 表 彰							
安 全 功 勞 章	16	14	16	22	18	11	
防 災 功 勞 章	5	7	4	17	11	—	
消 防 庁 長 官 表 彰 (随 時)							
特 別 功 勞 章	—	2	6	2	—	—	
頭 功 章	4	8	7	5	9	1	
功 績 章	13	7	18	9	5	—	
頭 彰 状	3	8	5	3	7	1	
表 彰 状	2	22	8	4	4	—	
賞 状	—	—	2	1	—	—	
消 防 庁 長 官 表 彰 (定 例)							
功 勞 章	64	68	74	85	135	—	
永 年 勤 続 功 勞 章	734	743	803	904	1,146	—	
表 彰 旗	28	29	31	37	45	—	
竿 頭 綬	71	71	81	80	79	—	
退 職 消 防 団 員 報 償							
1 号 報 償	11,424	7,465	13,590	17,000	11,990	1,000	
2 号 報 償	47,035	49,035	38,310	30,023	35,105	2,000	

キ 退職者報償

消防団員の勤務の特殊性にかんがみ、団員として多年勤続した者が退職した場合に、その労に報いるため、退職消防団員報償規程が制定され、昭和36年度から実施されている。その対象者は、非常勤の消防団員に限られ、階級

の別なく15年以上勤続して退職した者である。授与の方法は、必要に応じ随時行っている。

この報償は、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯（大）と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯（小）と賞状が、それぞれ授与される。

なお、昭和52年度の報償実績は、1号報償者数1万1,990人、2号報償者数3万5,105人である。

12 消防の科学技術の研究

消防研究所において行われる研究は、大震火災対策、地下街・高層建物火災対策、化学火災対策を3本の柱とし、それぞれ数項目にわたって2年ないし5年計画で実施されているが、これらの研究課題は、消防行政上の施策のみならず、地方行政機関からの要請を考慮して策定される。

災害は相変らず高頻度であり、しかも各種の専門分野に関連するものが多くなって来ている。このため、特に大型研究においては、他省庁の研究機関、あるいは他専門の研究者と協力して効率的に研究を進めるよう努めている。

研究の範囲も広く、「燃焼機構」から「原子力」にまでわたっているが、研究設備、研究費もさることながら、研究者の質・量の両面における充実がより緊要な問題となってきている。

昭和52年度における消防研究所の体制は、定員59人、うち研究職員38人、予算は総計4億1,240万円（科学技術庁からの移替による原子力試験研究費約1,100万円を含む。）となっている。

昭和52年10月には、第25回全国消防技術者会議が東京で開催され、各地方自治体からの研究開発を含めて10件の発表があり、604人が参加して、技術情報の交流、地方消防機関の要望の吸収など有効な成果を得た。

また昭和53年3月には、日米天然資源会議の防火専門部会が米国において開催され、火災感知及び煙の性状、火災モデル、燃焼生成ガスの毒性等が議題として行われた。なお、昭和53年度における主な研究内容並びに昭和52年度で終了した主な研究成果については、以下のとおりである。

（1）大震火災対策の研究

ア 危険物火災の特殊消火法の研究

大震時の石油タンク火災の消火は、新潟地震の時に見られたように、二次

災害の危険や人心の安定上重要な課題である。しかし、この種火災に対し消防部隊が用いている泡ノズルは、到達距離が短かく火点への接近の難しさもあって、消火を困難なものとしている。そこで、昭和53年度より3年計画で、泡などを上空より投入する消火法、あるいは遠方から投射する消火法を検討することとしている。

イ 延焼に関する研究

大震火災時における、市街地大火の特異性状と延焼形態を解明する目的で、次の2項目の研究を行っている。

① 火災の上昇気流の三次元的挙動に関する研究

② 市街地火災の延焼過程に関する研究

①は、大火時の熱気流、特に火災旋風の発生機構を求めようとする研究であるが、昭和52年、53年の両年度にわたり、熱気流と強風と建造物の互いの干渉によって生じる渦気流の実験的研究を行っている。

②は、延焼拡大現象を適確に予測するためのモデル選定の研究であり、昭和52年度は建物間の延焼確率を支配する、50の因子を含めた延焼プログラムを作成した。昭和53年度は、さらに、飛火を因子に加える予定である。

(2) 地下街・高層建物の火災対策の研究

ア 火災感知器の動特性の評価に関する研究

火災時に消防用設備や建物付帯設備を感知器と連動させる方式が近年用いられているが、このような防災システムの信頼性を向上させるため、実際の火災時における感知器の作動を考慮して警報、避難、設備制御時点を設定しなければならない。そこで、本研究は昭和50年度より4年計画で、火災拡大の様相と感知器の作動を、統計及び実規模実験等では握することを目的としている。

昭和52年度は、タバコの投げ捨てで着火した紙屑の感知のほか、炎が天井に達する時間等が調べられたが、引き続き昭和53年度は、種々の着火物の燃焼や風洞による実験から、感知器作動特性を明らかにすることとしている。

イ 地下街・高層建物における避難救出技術の研究

地下街・高層建物では、種々の人命安全対策が法的及び自主的に採られているが、建物の立体化、巨大化に伴う避難救出上の課題がなお残されている。そこで、この研究は、昭和51年度から3年継続の特別研究として、この種建物火災の実態のは握及び避難挙動の解析から、安全避難システムの条件を求めるとともに、救出に必要な消防機器材の改善を図ることとしている。

昭和52年度は、建物内における火災拡大予測及び避難途裕時間のパターン表示、迷路における人間の行動特性の実験的把握、ナイロン織布重ね合せによるヘルメットの強化を行った。昭和53年度は、引き続き避難誘導システムの有効性、通路で迷う条件とその対策、救助袋枠の急速設置法について実験的研究を進めている。

(3) 化学火災対策の研究

ア タンクの不等沈下に関する研究

石油タンク等構造物の不等沈下を防止するために、その建設、施工、管理にわたる一連の技術上の基準を整備するのに必要な基礎資料を求めるのが、この研究の目的である。

昭和51年度（初年度）に実験施設を整備し、昭和52年度には数か所の土地から採取した各種土質資料について三軸圧縮試験を行い、同時に測定誤差を検討した。また、静電気実験用石油タンクの基礎部に、沈下計、土圧計、間隙水圧計等を埋設し、変位解析を行った。

昭和53年度は、採取試料の土質試験を継続するとともに、変位計測の自記化等改良を進めている。

イ タンク構造部材の経年変化と寿命に関する研究

この研究は、石油タンクの腐食の進行及び長期稼働に伴う疲労性状をは握し、タンクの寿命評価法を確立することを目的としている。

昭和52年度には、大型石油タンクの底板及び側板に加わる応力を解析するとともに、稼働タンクから切出された材料面上の孔食の深さが、どのような頻度分布を持つかを明らかにした。昭和53年度には、稼働タンク部材の疲労強度とタンク使用時間の関係を明らかにするとともに、応力腐食などの実験

を進めることにしている。

ウ 静電気災害の帯電防止技術に関する研究

本研究は、これまで石油コンビナート等の防災防爆上問題となっていた石油類の流送、貯蔵及びろ過工程における帯電現象の解明と、有効な静電気災害防止対策を確立するため、実規模に近い貯油プラント実験施設を用い、昭和51年度から5か年計画で継続実施中のものである。昭和51年度から2か年にわたり建設を進めてきた、実験用1号タンク(直径5.8m、容量約110kℓ)、同2号タンク(直径8.2m、容量約110kℓ)及び酸管設備を含む貯油プラント実験施設が昭和52年末に竣工した。この間、施設建設と平行して予備実験を行った。一方のタンクから他方のタンクへ移送した場合について、フィルター使用の有無、管径、管長、流速などの送油条件を変えて、タンク内への流入電荷量と、タンク内に蓄積される電荷量による油面電位と電場の強さの関係について計測実験を行い、さらに静電気緩和方法についても検討を行う予定である。

なお、本研究は当研究所と労働省産業安全研究所、警察庁科学警察研究所並びに国立大学の静電気研究の権威者との共同研究で実施している。

エ 漏出ガスの拡散及び引火防止に関する研究

噴出、あるいは漏えいした可燃性ガスは、引火爆発の大きな危険性を持ちながら風に乗って拡散し、あるいは1か所に滞留する。火災時、特に地震時の危険が憂慮される。

この研究の目的は、噴出漏えいした可燃性液体、ガスの引火を防止するため、その蒸発、あるいは拡散の濃度分布性状を現実的な環境下で実験的に調べること、及びスチームカーテンを用いた引火防止技術を開発することである。

昭和52年度に、スチームカーテン装置の設計購入をほぼ完了、引き続き同装置による引火防止の実験に着手している。併行して、拡散ガスの濃度分布測定を継続しているが、昭和53年度には、特に水蒸気を含むガスの爆発限界濃度の測定を加える予定である。

オ 水溶性液体タンク火災の消火に関する研究

本研究は、危険物第4類のうち、大量貯蔵の場合に著しく消火困難なアル

コール類、ケトン類などのいわゆる水溶性液体のタンク火災に対し、同火災用として既に市販され、又は新たに開発された国内外の数種の泡消火剤について、それらの消火効果と適用範囲を明確にするとともに、それら泡消火剤の物理化学的試験方法についても検討の上、水溶性液体用泡消火剤規格原案作成に役立つ基礎資料を得る目的で行う。昭和53年度から新規に着手し、2か年計画で実施する。

昭和53年度は、消火試験用泡ノズルを試作し、それを用いて緊急性の高い代表的な水溶性液体、例えばメタノール、アセトンなどに対する大小規模消火試験、及び供試泡原液についての実験室的試験検討を行う予定である。

(4) その他の火災の研究

ア 消火器の消火能力評価に関する研究

本研究は、現行消火器の消火能力判定法に関する問題点を実験的に究明するとともに、外国規格との関連も検討することによって、一層合理的な消火器規格並びに設置基準を確立するための基礎資料を得ることを目的とし、昭和昭和51年度から3か年計画で行っている。

昭和52年度は昭和51年度に竣工した消火器実験棟で、市販の各種消火器を用いて、家庭における初期火災を想定した場合の各種の消火実験を行うとともに、外国の火災模型を用いた場合及び木材クリブ以外の普通火災の場合に対する、消火器の消火力の差異についても検討した。

昭和53年度は、普通火災のうち、燃焼が燃料内部まで進行するいわゆる深部火災について消火実験を行うほか、大型消火器用火災模型と消火薬剤の関係、金属、ガス等の特殊燃料に対する消火剤の効果を調べ、これまでの実験結果を取りまとめの上、各種火災に対する消火器の消火能力の標準について、報告書を作成する予定である。

イ 多雪酷寒地における消防対策の研究

多雪酷寒地における消防活動の困難さを解決するために、過去において昭和25年より昭和33年の間一連の研究が行われたが、最近消防機器の多種多様化・省力化などに伴い、新たな問題が雪寒地で生じている。そこで、昭和52年度

には単年度の研究として、「雪寒地における消防技術に関する調査研究」を採り上げ、372消防本部に対するアンケート調査により冬季における消防活動の実態を把握するとともに、今後技術的に解決を要する問題点を明らかにした。

昭和53年度以後、この調査結果をもとに現地消防機関だけでは処理できない問題として、各種機器材の凍結防止、消防活動の迅速化、水利の確保を逐次研究課題として採り上げ、消防技術の向上を図ることとしている。

ウ 原子力施設などの火災対策の研究

わが国の原子力発電事業は、核燃料及び核燃料輸送容器などの国産化が進むとともに、今後大きな進展が予想され、原子力の安全性に関してもいまや一つの転期を迎えようとしている。当研究所では国立機関原子力試験研究費により、昭和43年度以来約10年間にわたり、使用済核燃料輸送容器（略称キャスク）の耐火性について数種のキャスク縮尺模型を用いて、実験並びに解析計算を行い、成果を挙げてきた。

昭和52年度では、1/4キャスク模型の油火災試験を終了したが、DOT 6 M型輸送容器及びコバルト60などの、大量放射線源輸送容器の耐火性について、緊急に試験を行う必要が生じた。

このため、昭和53年度からこれまでの研究題目、「使用済核燃料輸送容器の耐火性に関する研究」を、「放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究」と改題し、さらに副題を、「DOT 6 M型輸送容器の耐火性」として、単年度で副題の研究を終了する。

本年度は、DOT 6 M型輸送容器を試験体として炉内加熱試験を行い、その断熱材として用いられている、セロテックスの熱的性状と耐火性を調べる予定である。また、昭和52年度までの数種のキャスク模型についての加熱試験結果から、炉内加熱と油火災加熱の2種の加熱法の特性について、比較検討を行う予定である。

(5) 昭和52年度において終了した主な研究

ア 震害分布と表層地盤に関する研究

地震による被害の発生場所が、地盤の性質に支配される点に注目し、昭和

50年度より3か年にわたる特別研究として、関東大震災における震害の発生特性と表層地盤の性質との関係を、重ね合せの手法によって検討してみたものである。

家屋や工作物の倒壊、車両の転倒などの分布を基礎とし、震源からの距離等による影響を修正したが、表層地盤に関する資料は現在のものを用いた。得られた結果は、現在の地震対策はもとより、今後の一般工作物、地下工作物等の建設計画において、基礎資料として活用できるものである。

イ 火災の延焼における斜面効果の研究

斜面地を切り開いて造成される宅地が増える傾向にある。延焼危険の観点からみて、斜面であることはどのような効果を及ぼすか、山林火災とも関連のある問題として、2年間、模型実験により、主に風下延焼速度に関する研究を行った。結果の概略は次のとおりである。

- ① ひな壇状の斜面市街地では、延焼速度は水平な市街地よりも一般に大きい。
- ② 斜面角度約30度で行った屋外実験では、風下延焼速度は、平地の場合の約2.5倍であった。
- ③ ある程度以上斜面角度が大きくなると、ひな壇の段差も大きくなり逆に延焼しにくくなる。
- ④ 斜面角度が30度以上になると、火災をねかせる効果が顕著となる。この効果は、山林火災の場合には、条件によっては急炎上現象を誘起し、延焼速度を急増させる。

ウ 延焼状況の赤外偵察法に関する研究

大震時における消防活動を効果的に行うためには、同時多発的な火災を適確には把握する必要があるが、濃煙及び通信途絶のため著しく困難なものとなる。そこで本研究は、火災域をおおう煙を通して上空から出火地点及び延焼状況を偵察する、赤外走査撮像装置の実用化に必要な性能の決定を目的として、昭和51年度から特別研究を進めてきたが、次の成果を得た。

- ① 異なる波長の赤外線を同時に検出して得られた信号の処理方法については、比演算するより差演算して表示する方が、高温の火災域と低温の

市街地の識別上好ましい。

- ② 煙による放射の減衰は、燃えている建材の種類より燃焼状態の影響を受け、減衰係数は波長の1～4乗に逆比例するが、5～12 μm の波長では複雑な変化を示す。

エ 液剤散布による延焼抑制効果に関する研究

この研究は、空中消火の基礎資料として、建物に対する液剤散布による延焼阻止効果の改善を目的として行われた。その結果、種々の木造家屋外壁に対する糊剤、浸透剤の付着、残留効果、噴霧散布又は湿度が木材の重量燃焼速度に及ぼす影響がわかった。

オ スプリンクラー設備の適応性に関する研究

この研究は、燃え拡がりやすい繊維製品などの火災に対し、現在のスプリンクラー設備で十分であるかという疑問に答えるために行われた。熱放出速度が、経過時間の二乗で急増するポリウレタン火災等に対しては、スプリンクラーは火勢拡大に十分対応できた。しかし、可燃物を高く積んだ時の上方への延焼や、熱放出速度の割に炎の伝播が速い火災に対しては、追従困難になる場合もあることが確かめられた。

カ 消火注水時に生ずる水蒸気に関する研究

高温環境における人間の耐容時間は、発汗抑制等のため水蒸気量に大きく左右される。そこで、木材の燃焼及び消火時に発生する水蒸気について調べた結果、それぞれ20～30%及び30～40%と無視できない濃度であることがわかった。

キ ファイヤ・ボールに関する研究

可燃性蒸気雲に引火し、爆発的に火の玉となって燃えるのがファイヤ・ボール現象であるが、化学工場等の事故あるいは火災に際して誘発されることが決して少なくない。強い放射熱と爆風により、瞬間的に大きな被害が発生する。

昭和49年度に小規模な実験を經常研究として開始してから、徐々に実験規模を大きくして行ったが、研究所構内において行う実験としての限界に達したので、昭和52年度で一応終了することとした。現在までの実験とその成果

の概要は次のとおりである。

- ① プロパン、n-ペンタン、n-オクタンについて、300g～30kgの範囲で実験を行った。
- ② 燃料量とファイヤ・ボールの体積とは、ほぼ比例する。
- ③ ファイヤ・ボールの持続時間は、燃料量の0.18乗に比例する。燃料量が10倍になると、持続時間が1.5倍になる程度である。
- ④ 放射照度は、燃料量の0.8乗に比例し表面積に比例するとした場合よりも大きい数値を示した。

なお、実際の災害規模に近付けた、より大規模な野外実験を行うべく、現在準備中である。

ク 合成空気泡の消火性能に関する研究

本研究の目的は、検定済泡消火薬剤（以下単に泡剤と呼ぶ。）の消火性能について、実用上の問題点を検討することであった。

この研究結果から、高膨脹泡の消火性能については、実用上なお検討を要する部分が残されているが、石油火災に泡剤を単独使用又は併用する場合の消火性能に及ぼす影響については、次の諸点が明らかになった。すなわち、泡剤を単独使用の場合、界面活性剤泡と水成膜（ライトウォーター）泡の消火特性と、有効な使用方法が明らかになった。同一供給率で、たんぱく泡と水成膜泡の併用又は界面活性剤泡とたんぱく泡併用の場合に、前者はたんぱく泡単独使用の場合よりも優れ、後者は劣っていることが明らかになった。

13 消 防 財 政

市町村は現行制度上、消防について基本的な責任を有しており、消防に用する経費についても当該市町村がこれを負担することが原則である。しかしながら、現在の市町村の消防力は、「消防力の基準」及び「消防水利の基準」と比較した場合、人的にも、物的にもなお十分とはいえない状況にあり、更に近年の災害の多様化、複雑化の傾向を考慮すれば、国や都道府県においても交付税措置の充実等による一般財源の強化、消防施設整備に対する補助金の拡充などに努め、市町村、都道府県、国の三者が一体となって消防財政の強化を図る必要がある。

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

昭和51年度の市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の都道府県別の状況は第13—1表のとおりである。消防費歳出決算額は4,957億円（前年度4,554億円）で、市町村の普通会計歳出決算額14兆7,082億円（前年度12兆5,961億円）に対する割合は3.4%（前年度3.6%）となっている。これを前年度と比較すると、消防費歳出決算額は403億円（8.8%）の増加となっている。また、消防費の普通会計歳出決算額に占める比率を都道府県別にみると、東京都は別として、最高は茨城県、神奈川県で3.9%であり、次いで青森県、静岡県（3.7%）等が高率を示している。

反面、低率にあるのは岡山県（1.9%）、徳島県（2.0%）、高知県（2.1%）等となっている。

ブロック別の傾向をみると、昭和50年度と同じく、東北、関東地区が概ね全国平均を上回り、近畿、中国、四国、九州地区が全国平均を下回っている。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

第13—1表 昭和51年度都道府県別市町村の普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

都道府県	普通会計 決算額 A 百万円	消防費決 算額 B 百万円	1世帯当 たり消 防費 円	1人当 たり 消 防 費 円	$\frac{B}{A} \times 100$ %
北海道	932,656	29,973	17,227	5,529	3.2
青森	204,384	7,651	18,520	5,022	3.7
岩手	189,905	5,856	15,404	4,120	3.1
宮城	226,877	7,671	13,903	3,870	3.4
秋田	167,215	5,856	18,040	4,642	3.5
山形	149,050	5,410	17,323	4,364	3.6
福島	237,288	7,747	14,896	3,874	3.3
茨城	266,429	10,297	16,168	4,261	3.9
栃木	179,764	6,408	13,879	3,693	3.6
群馬	225,953	7,253	15,016	4,033	3.2
埼玉	506,106	17,028	11,768	3,413	3.4
千葉	457,496	16,530	12,981	3,841	3.6
東京	1,104,239	83,874	19,637	7,375	7.6
神奈川	782,509	30,512	14,322	4,701	3.9
新潟	304,213	10,347	16,490	4,282	3.4
富山	123,636	4,434	15,783	4,082	3.6
石川	143,277	4,007	13,168	3,685	2.8
福井	110,981	3,145	15,559	4,015	2.8
山梨	106,048	3,727	17,266	4,674	3.5
長野	281,257	7,296	13,059	3,570	2.6
岐阜	241,756	7,500	15,039	3,946	3.1
静岡	362,830	13,290	14,333	3,938	3.7
愛知	730,979	23,442	13,187	3,911	3.2
三重	217,190	6,073	13,249	3,680	2.8
滋賀	133,409	3,663	13,352	3,615	2.7
京都	351,544	11,195	13,696	4,574	3.2
大阪	1,310,464	36,429	13,522	4,462	2.8
兵庫	779,179	19,290	12,331	3,856	2.5
奈良	143,085	3,220	10,337	2,912	2.3
和歌山	153,211	3,781	11,734	3,464	2.5
鳥取	85,229	2,211	13,297	3,725	2.6
島根	127,563	3,230	14,555	4,143	2.5
岡山	255,451	4,923	8,982	2,653	1.9

都道府県	普通会計 決算額 A 百万円	消防費決 算額 B 百万円	1世帯当 たり消 防費 円	1人当 たり 消 防 費 円	B A ×100 %
広島	348,735	10,738	12,585	4,012	3.1
山口	212,084	5,693	11,681	3,640	2.7
徳島	127,856	2,594	11,029	3,128	2.0
香川	132,920	3,592	12,551	3,672	2.7
愛媛	192,356	4,791	10,443	3,188	2.5
高知	159,717	3,391	12,297	4,085	2.1
福岡	711,584	16,910	12,679	3,891	2.4
佐賀	108,015	3,693	16,511	4,307	3.4
長崎	218,024	6,503	14,209	4,104	3.0
熊本	226,953	6,258	12,570	3,589	2.8
大分	163,810	5,059	14,205	4,176	3.1
宮崎	142,138	4,022	11,941	3,614	2.8
鹿児島	242,538	5,978	10,304	3,405	2.5
沖縄	130,308	3,161	11,256	2,898	2.4
合計	14,708,211	495,652	14,417	4,378	3.4

市町村における昭和51年度消防費の1世帯当たり及び住民1人当たりの額を都道府県別に示したものが第13—1表である。

1世帯当たりの消防費の全国平均額は14,417円（前年度13,429円）であり、住民1人当たりでは、4,378円（前年度4,061円）となっている。これを前年度と比較してみると1世帯当たりでは988円（7.4%）、住民1人当たりでは317円（7.8%）の増となっている。

また、都道府県別にみると、1世帯当たりでは東京都（19,637円）が最高で続いて青森県（18,520円）、秋田県（18,040円）、山形県（17,323円）、山梨県（17,266円）となっており、最低は岡山県（8,982円）となっている。

また、住民1人当たりでは東京都（7,375円）が最高で岡山県（2,653円）が最低となっている。

ウ 経費の常備・非常備消防別内訳

昭和51年度の消防費の消防本部・署、消防団常備部及び消防団別の決算状況は、第13—2表のとおりである。

第13—2表 昭和51年度都道府県別消防本部・署、常備部及び消防団別決算額及び構成比（単位百万円、%）

都道府県	消防費	消防本部・署		常備部		消防団		
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	
北海道	道	29,973	27,385	91.4	—	2,588	8.6	
	青森	7,651	5,968	78.0	—	1,683	22.0	
	岩手	5,856	4,087	69.8	—	1,769	30.2	
	宮城	7,671	6,105	79.6	59	1,507	19.6	
	秋田	5,856	4,157	71.0	83	1,616	27.6	
	山形	5,410	4,199	77.6	—	1,211	22.4	
	福島	7,747	5,600	72.3	—	2,147	27.7	
	茨城	10,297	7,921	76.9	—	2,376	23.1	
	栃木	6,408	5,181	80.9	—	1,227	19.1	
	群馬	7,253	5,342	73.7	—	1,911	26.3	
東京都	埼玉	17,028	15,020	88.2	—	2,008	11.8	
	千葉	16,530	13,920	84.2	—	2,610	15.8	
	東京	83,874	81,187	96.8	—	2,687	3.2	
	神奈川	30,512	29,325	96.1	—	1,187	3.9	
	新潟	10,347	7,880	76.2	—	2,467	23.8	
	富山	4,434	3,860	87.1	—	574	12.9	
	石川	4,007	3,249	81.1	72	686	17.1	
	福井	3,145	2,895	92.1	—	250	7.9	
	山梨	3,727	2,613	70.1	—	1,114	29.9	
	長野	7,296	4,721	64.7	—	2,575	35.3	
静岡県	岐阜	7,500	5,047	67.3	—	2,453	32.7	
	愛知	13,290	10,785	81.2	—	2,505	18.8	
	三重	23,442	21,183	90.4	—	2,259	9.6	
	滋賀	6,073	4,535	74.7	—	1,538	25.3	
	京都	3,663	2,769	75.6	—	894	24.4	
	大阪	11,195	9,947	88.9	13	1,235	11.0	
	兵庫	36,429	35,464	97.4	43	922	2.5	
	奈良	19,290	16,746	86.8	—	2,544	13.2	
	和歌山	3,220	2,255	70.0	—	965	30.0	
	鳥取	3,781	2,859	75.6	—	922	24.4	
徳島県	島根	2,211	1,619	73.2	—	592	26.8	
	岡山	3,230	2,344	72.6	—	886	27.4	
	広島	4,923	3,327	67.6	—	1,596	32.4	
	山口	10,738	8,890	82.8	—	1,848	17.2	
	徳島	5,693	4,633	81.4	—	1,060	18.6	
	香川	2,594	1,814	69.9	—	780	30.1	
	愛媛	3,592	2,812	78.3	—	780	21.7	
	高知	4,791	3,217	67.1	—	1,574	32.9	
	福岡	3,391	2,599	76.6	—	792	23.4	
	佐賀県	福岡	16,910	14,643	86.6	—	2,267	13.4
佐賀		3,693	2,645	71.6	—	1,048	28.4	
長崎		6,503	4,651	71.5	—	1,852	28.5	
熊本		6,258	4,637	74.1	—	1,621	25.9	
大分		5,059	4,101	81.1	—	958	18.9	
宮崎		4,022	2,967	73.8	—	1,055	26.2	
鹿児島		5,978	3,954	66.1	—	2,024	33.9	
沖縄		3,161	2,714	85.9	320	10.1	127	4.0
合計		495,652	423,772	85.5	590	0.1	71,290	14.4

消防費決算額 4,957 億円の構成内容をみると、消防本部・署 4,238 億円 (85.5%, 前年度85.1%), 消防団常備部 6 億円 (0.1%, 前年度0.1%), 消防団 713 億円 (14.4%, 前年度14.8%) となっている。これを前年度と比較してみると、消防本部・署で362億円 (9.3%), 消防団で40億円 (5.9%) それぞれ増加している。

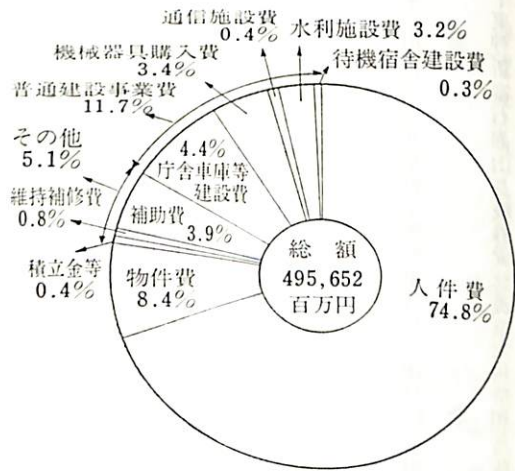
エ 経費の性質別内訳

昭和51年度消防費歳出決算額4,957億円の性質別内訳は、人件費3,708億円 (74.8%, 前年度 72.1%), 物件費417億円 (8.4%, 前年度8.1%), 普通建設事業費579億円 (11.7%, 前年度 14.6%), その他253億円 (5.1%, 前年度 5.2%) となっている (第13—3 図, 第13—4 表及び第13—5 図参照)。

これを前年度と比較してみると、人件費が424億円(12.9%), 物件費が 51 億円 (13.9%) 増加しており、普通建設事業費は87億円 (13.1%) 減少している。

このうち、人件費の伸び率は消防費全体のそれをかなり上回っているが、これは一般的な給与水準の上昇によるほか、消防常備化の推進等により消防職員の増加傾向が他の職員に比し高いためである (第13—6 図)。また、普通建設事業費の減少は特に庁舎、車庫等の建設事業費が前年度に比し、大幅に落ち込んだことによるものである。

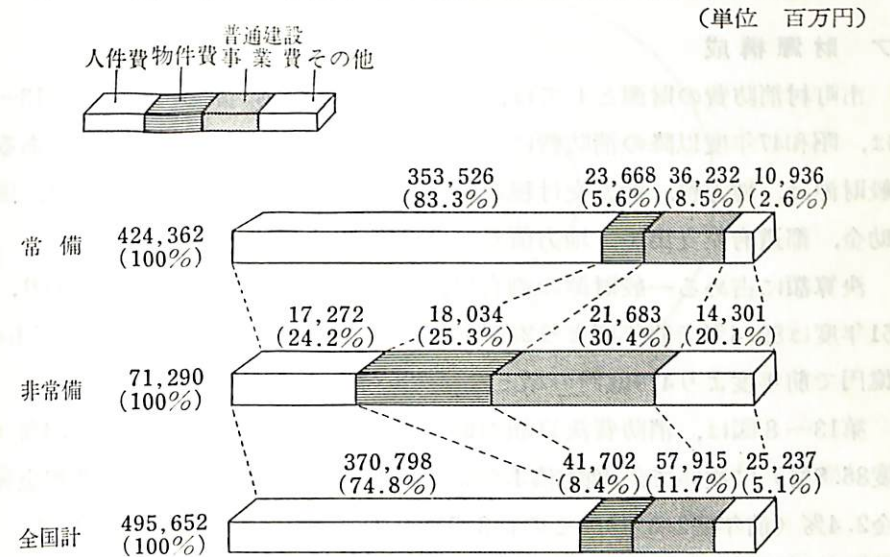
第13—3図 昭和51年度市町村消防費性質別歳出決算額の割合



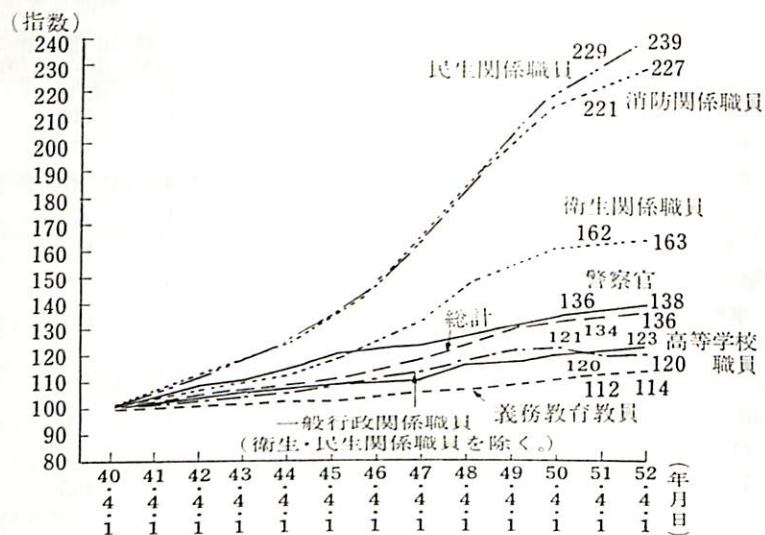
第13—4表 昭和51年度市町村消防費の性質別歳出決算額内訳

区分	昭和51年度		昭和50年度		対前年度比較	
	金額 A	構成比	金額 B	構成比	増加額 (A)-(B)(C)	増加率 (C)/(B)×100
人件費	3,708	74.8	3,284	72.1	424	12.9
物件費	417	8.4	366	8.1	51	13.9
普通建設事業費	579	11.7	666	14.6	△ 87	△13.1
補助事業費	212	4.3	185	4.1	27	14.6
単独事業費	367	7.4	481	10.5	△ 114	△23.7
機械器具購入費	169	3.4	161	3.5	8	5.0
庁舎、車庫等建設費	219	4.4	320	7.0	△ 101	△31.6
水利施設費	159	3.2	144	3.2	15	10.4
通信施設費	19	0.4	22	0.5	△ 3	△13.6
待機宿舍建設費	13	0.3	19	0.4	△ 6	△31.6
その他	253	5.1	238	5.2	15	6.3
計	4,957	100.0	4,554	100.0	403	8.8

第13—5図 昭和51年度市町村消防費性質別歳出決算額構成比



第13—6図 地方公務員数の推移
(昭和40年4月1日現在の人員を100とする。)



※ 地方財政の状況(昭和53年3月自治省発行)より

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

市町村消防費の財源としては、一般財源と特定財源がある。第13—7表は、昭和47年度以降の消防費における一般財源と特定財源の推移である。一般財源は、地方税、地方交付税及び地方譲与税であり、特定財源は、国庫補助金、都道府県支出金、地方債及びその他収入である。

決算額に占める一般財源の割合は、年度によって若干上下しており、昭和51年度は89.4%で前年度より2.6%の増となっているが、額についても4,432億円で前年度より479億円の増となっている。

第13—8図は、消防費決算額の財源構成比である。一般財源89.4%(前年度86.8%)に次いで、地方債4.7%(前年度7.7%)、分担金・負担金・寄付金2.4%(前年度2.0%)、その他3.5%(前年度3.5%)となっている。

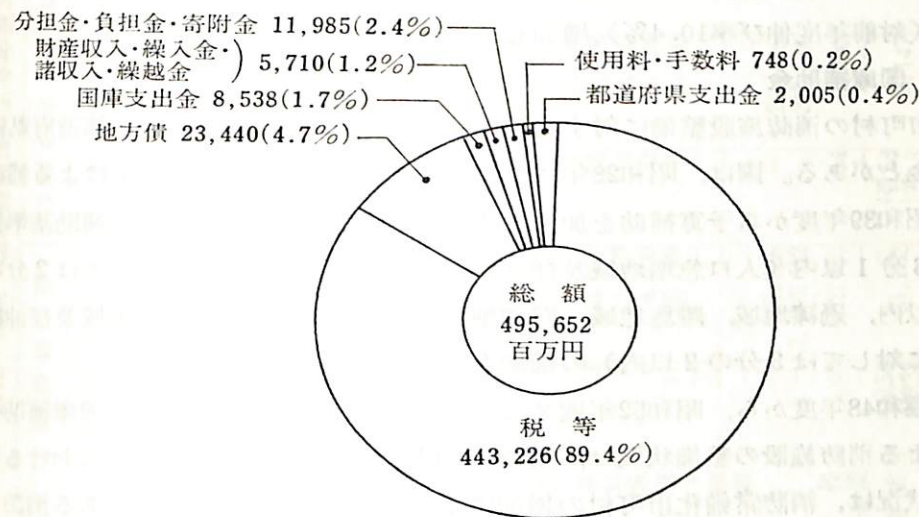
イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における

第13—7表 市町村消防費決算額における一般財源と特定財源の推移
(単位 億円)

区分	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	対前年度比較		
						増減額(ア/イ)	増減率(ハ/イ)×100	
決算額 A	2,311	2,940	4,022	4,554	4,957	403	8.8	
財源内訳	一般財源 B	1,997	2,543	3,539	3,953	4,432	479	12.1
	特定財源							
	補助金	51	64	77	86	106	20	23.3
	地方債	181	219	249	351	235	△116	△33.0
	その他	82	114	157	164	184	20	12.2
計 C	314	397	483	601	525	△76	△12.6	
B/A×100	86.4	86.5	88.0	86.8	89.4	—	—	
C/A×100	13.6	13.5	12.0	13.2	10.6	—	—	

第13—8図 昭和51年度市町村消防費財源内訳



消防費の実情を勘案して算入されており、第13—9表のとおり年々増加している。

昭和52年度の単位費用は3,840円(対前年度伸び率8.8%)、基準財政需要額は5,957億円(対前年度伸び率9.5%)であったが、昭和53年度は、消防職

助対象に加えたほか、特に市町村の要望の強い防火水そうの大幅な数量増(3,781基→5,263基)を図り、併せて所要の予算単価の引上げを行った。

また、都道府県に対する補助金としては、石油コンビナート地帯において都道府県が整備する防災資機材施設に対して国庫補助(昭和53年度2,700万円)を行っているが、昭和48年度からは、都道府県の防災体制を強化するため防災無線通信施設に対する国庫補助(昭和53年度12億円)を行い、更に昭和49年度からは林野火災における消防の立体化及び近代化を図るため空中消火資機材施設に対する国庫補助(昭和53年度3,300万円)を行っている。

エ 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

消防施設整備事業に対する地方債の許可額の推移は、第13—11表のとおりである。

第13—11表 消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移

(単位 百万円)

区 分	年 度					対前年度比較	
	48	49	50	51	52	増加額 (B-A)C	増加率 C/A×100
	A						
一般単独事業債	1,649	1,217	1,732	924	1,356	432	46.8
共済組合資金	3,400	4,135	5,320	4,065	5,716	1,651	40.6
損保債	5,500	6,500	7,700	8,000	9,500	1,500	18.8
生保債	1,300	1,600	2,000	2,500	3,000	500	20.0
市有物件債	1,959	2,475	3,045	3,179	3,830	651	20.5
全国自治協会資金	702	894	1,113	1,600	1,845	245	15.3
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	200	150	100	200	250	50	25.0
共済農協連債	—	—	—	—	1,000	1,000	皆増
合 計	14,710	16,971	21,010	20,468	26,497	6,029	29.5

昭和53年度の消防施設整備事業に対する地方債の許可予定額は、総額で約322億円となる見込みである。その内訳は一般単独事業債27億円、共済組合資金71億円、損保資金95億円、生保資金35億円、消防基金資金3億円、市有物件資金40億円、全国自治協会資金21億円、共済農協連資金30億円となって

いる。

昭和53年度の消防施設整備事業債の資金区分と貸付条件は第13—12表のとおりである。

第13—12表 消防施設整備事業債の発行形式及び発行条件

(昭和53年10月31日現在)

区 分	発行形式	年利率	償還期限(うち据置期間)	償還方法
政府資金	証書借入	6.05%	無線自動車, 消防自動車, 消防施設 5年以内(うち1年以内) 通信施設(放送施設を含む) 10年以内(うち2年以内) 消防用船舶 15年以内(うち3年以内) 庁舎(木造, 防火構造) 20年以内(うち3年以内) 庁舎(鉄筋コンクリート, コンクリートブロック) 25年以内(うち3年以内)	半年賦元利均等
損保資金	証券発行(登録債)	6.2%	7年(うち1年)	半年賦元金均等
生保資金	"	6.2%	"	"
共済組合資金	"	6.05%	政府資金に同じ	"
全国市有物件災害共済会資金	証書借入	5.2%	5年以内(うち1年)	半年賦元金均等又は元利均等
全国自治協会資金	"	5.2%	"(うち1年以内)	半年賦元金均等
消防団員等公務災害補償等共済基金資金	"	6.0%(予定)	"	"
共済農協連資金	"	6.2%	7年以内(うち1年)	"

オ その他

市町村の消防費の財源としては、以上のほか、都道府県補助金等が17億9,500万円(前年度23億4,600万円)及び特定財源として使用料, 手数料, 分担金, 負担金, 寄付金及び財産収入等が184億4,300万円(前年度164億1,500

万円)あるほか、次のような財源がある。

(ア) 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、昭和42年の道路交通法の一部改正により、道路交通安全施設の整備促進を図るため創設されたものであるが、その充当対象施設に救急自動車が含まれている。市町村分交付金は、昭和50年度199億7,200万円、昭和51年度200億6,400万円、昭和52年度273億5,700万円と増加しており、今後更に積極的な活用を図る必要がある。

(イ) 入湯税

昭和46年の地方税法の一部改正により、市町村の目的税の一つである入湯税の使途に「消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用」が加えられるとともに、標準税率が20円から40円に引き上げられ、昭和50年には100円に、昭和52年には150円に引き上げられてきている。

昭和52年度の入湯税総額は92億9,900万円であり、うち26億9,500万円が温泉地の消防施設の整備に充当されている。

(ウ) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、昭和47年3月に制定された航空機燃料譲与税法により設けられたもので、航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額を空港関係市町村に対して譲与するものとされ、その使途に空港関連消防施設が含まれている。

なお、昭和52年度の譲与額は35億8,500万円である。

(エ) 電源立地促進対策交付金

電源立地促進対策交付金は、昭和49年6月に制定された発電用施設周辺地域整備法により、発電用施設周辺地域における公共用施設の整備促進を図るため創設されたもので、その充当対象施設に消防に関する施設が含まれている。

昭和52年度の市町村に対する交付金総額は119億8,800万円であり、うち1億7,500万円が消防施設の整備に充当されている。

(オ) 石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設立地対策等交付金は、昭和53年6月の石炭及び石油対策特別会計法の一部改正により、石油貯蔵施設周辺地域における公共用施設の整備

促進を図るため創設されたもので、その充当対象施設に消防に関する施設が含まれている。

なお、昭和53年度における予算額は、都道府県分を含め152億1,800万円となっている。

(カ) 防衛施設周辺整備事業

昭和41年制定の防衛施設周辺の整備等に関する法律により、国は防衛施設周辺市町村の生活環境施設の整備について補助することができるものとされ、その一環として消防施設に3分の2の補助がなされている。これにより、昭和52年度には、化学消防ポンプ自動車4台、消防ポンプ自動車(水そう付を含む。)30台、防火水そう103基が整備されている。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の防災費は、第13—13表のとおりで、その総額は140億4,100万円であり、昭和51年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.09%である。

その内容には、危険物、高圧ガス取締り、予防及び防災等の事務費、消防学校費のほか、防災資機材施設の建設、管理運営費等がある。

防火対象物の過密、多様化のみならず、異常気象、地震災害等による災害の特殊多様化、大規模化、広域化が予想されることにかんがみ、都道府県が後述のように市町村に対し助成措置を強化するとともに、防災無線通信施設及び防災資機材施設を設置するなど、自らが防災活動の一端をにない、防災体制の広域化、高度化を図る必要が高まっている。

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては補助金と貸付金がある。

昭和51年度における補助金の総額は12億5,000万円の前年度に比べ4,500万円(3.5%)の減となっている。

補助対象、補助率等は、各都道府県により同一ではないが各地の実情に応じて、小型動力ポンプ、消防無線、防火水そう、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じ定率又は定額の補助をしているか、あるいは、国庫補助に上積

第13—13表 昭和51年度都道府県別消防防災費決算額
と消防関係補助金等

		(単位 百万円)				
都道府県	普通会計 総額 A	消防防災費 B	B/A ×100	消防関係 補助金	消防関係 貸付金	
北海道	913,378	365	0.04	118	20	
青森	291,410	250	0.09	—	10	
岩手	262,573	135	0.05	—	15	
宮城	263,908	249	0.09	5	—	
秋田	258,929	268	0.10	9	—	
山形	238,384	152	0.06	—	—	
福島	321,473	168	0.05	9	6	
茨城	310,883	199	0.06	22	—	
栃木	235,501	166	0.07	25	2	
群馬	238,906	163	0.07	19	28	
埼玉	416,430	888	0.21	70	36	
千葉	399,665	896	0.22	115	2	
東京都	2,098,263	441	0.02	—	63	
神奈川県	524,391	514	0.10	87	52	
新潟県	404,531	186	0.05	—	23	
富山	190,743	188	0.10	16	37	
石川	184,092	143	0.08	5	4	
福井	158,260	131	0.08	32	5	
山梨	146,464	214	0.15	49	3	
長野	307,208	146	0.05	20	—	
岐阜	286,469	248	0.09	5	5	
静岡県	376,627	392	0.10	26	44	
愛知県	655,974	661	0.10	85	8	
三重	235,760	139	0.06	13	31	
滋賀	158,194	100	0.06	15	—	
京都	251,108	222	0.09	42	18	
大阪府	842,085	491	0.06	94	5	
兵庫県	586,132	341	0.06	14	—	
奈良	138,736	156	0.11	38	—	
和歌山	180,505	223	0.12	13	—	
鳥取	139,216	75	0.05	28	—	
島根	198,192	188	0.09	18	—	
岡山	271,087	508	0.19	10	34	
広島	335,105	274	0.08	32	—	
山口	240,741	226	0.09	2	—	
徳島	186,219	101	0.05	6	22	
香川県	160,476	207	0.13	16	5	
愛媛	231,517	262	0.11	62	—	
高知	224,287	752	0.34	18	5	
福岡	502,851	223	0.04	56	—	
佐賀	167,434	108	0.06	16	5	
長門	260,071	144	0.06	11	5	
熊本	274,209	197	0.07	14	4	
大分	222,291	171	0.08	5	31	
宮崎	200,286	123	0.06	4	17	
鹿児島	321,659	1,438	0.45	6	—	
沖縄	170,119	209	0.12	—	—	
合計	15,982,742	14,041	0.09	1,250	545	

(注) 消防関係補助金及び貸付金は、市町村の消防施設にかかる分のみで、消防防災主管課所管以外のものを含む。

第13—14表 昭和53年度消防庁関係予算主要事項別一覧

(単位 千円)

事 項	昭和53年度 予算額(A)	昭和52年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度比 率(A)/(B)× 100(%)
◎ 主要事項				
1. 震災対策に必要な経費	1,613,250	1,396,116	217,134	115.6
大震災対策施設等整備費補助金	1,226,692	996,999	229,693	123.0
防災知識啓発等委託費	303,894	319,888	△15,994	95.0
空中消火システム調査研究費	69,499	70,806	△1,307	98.2
無線通信施設整備費	13,165	8,423	4,742	156.3
2. 消防施設等整備に必要な経費	12,193,912	9,935,112	2,258,800	122.7
消防施設等整備費補助金	10,578,820	8,306,997	2,271,823	127.3
林野消防施設等整備費補助金	138,256	133,515	4,741	103.6
消防吏員待機宿舍施設整備費補助金	76,836	94,600	△17,764	81.2
消防防災無線通信施設整備費補助金	1,400,000	1,400,000	0	100.0
3. 石油コンビナート等防災対策に必要な経費	800,725	724,713	76,012	110.5
石油コンビナート消防施設整備費補助金	766,259	670,713	95,546	114.2
防災資機材施設整備費補助金	27,000	54,000	△27,000	50.0
新貯油施設保安調査研究費	7,466	0	7,466	皆増
小 計	14,607,887	12,055,941	2,551,946	121.2
◎ 上記以外の重点事項				
1. (財)日本消防協会補助に必要な経費	41,000	41,000	0	100.0
2. 消防団員等公務災害補償等共済基金補助に必要な経費	65,045	61,319	3,726	106.1
3. 消防吏員及び消防団員に支給する賞じゅつ金に必要な経費	60,000	50,000	10,000	120.0
4. 消防行政情報管理に要する経費	8,095	0	8,095	皆増
5. 消防大学校教員科の新設経費	2,070	0	2,070	皆増
小 計	176,210	152,319	23,891	115.7
◎ その他の一般行政経費(本庁, 消防大学校, 消防研究所)	1,216,470	1,246,505	△30,035	97.6
合 計	16,000,567	13,454,765	2,545,802	118.9

み補助している。

また、貸付金の総額は、5億4,500万円で前年度より5億600万円(48.1%)減少している。

このように都道府県の市町村に対する助成は、国の補助金の交付及び地方債のあっせんとともに、地域の実情に即した助成措置として市町村の消防力の充実強化に大いに役立っており、なお一層の拡充が望まれる。

(4) 国の消防費

消防庁の昭和53年度予算額は、第13—14表に示すとおり、全体で160億57万円で前年度より25億4,500万円(18.9%)の増となっている。

附 属 資 料

品目	昭和53年度		前年度
	金額	数量	
100	1,000,000,000	10,000,000	800,000,000
101	500,000,000	5,000,000	400,000,000
102	300,000,000	3,000,000	250,000,000
103	200,000,000	2,000,000	150,000,000
104	100,000,000	1,000,000	80,000,000
105	50,000,000	500,000	40,000,000
106	20,000,000	200,000	15,000,000
107	10,000,000	100,000	8,000,000
108	5,000,000	50,000	4,000,000
109	2,000,000	20,000	1,500,000
110	1,000,000	10,000	800,000
111	500,000	5,000	400,000
112	200,000	2,000	150,000
113	100,000	1,000	80,000
114	50,000	500	40,000
115	20,000	200	15,000
116	10,000	100	8,000
117	5,000	50	4,000
118	2,000	20	1,500
119	1,000	10	800
120	500	5	400
121	200	2	150
122	100	1	80
123	50	0.5	40
124	20	0.2	15
125	10	0.1	8
126	5	0.05	4
127	2	0.02	1.5
128	1	0.01	0.8
129	0.5	0.005	0.4
130	0.2	0.002	0.15
131	0.1	0.001	0.08
132	0.05	0.0005	0.04
133	0.02	0.0002	0.015
134	0.01	0.0001	0.008
135	0.005	0.00005	0.004
136	0.002	0.00002	0.0015
137	0.001	0.00001	0.0008
138	0.0005	0.000005	0.0004
139	0.0002	0.000002	0.00015
140	0.0001	0.000001	0.00008

附属資料1 昭和52年都道府県

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県別							
北海道	2,596	2,142	89	142	23	—	200
青森	902	702	97	28	15	—	60
岩手	564	446	65	20	4	—	29
宮城	956	694	70	45	7	—	140
秋田	545	419	60	18	2	—	46
山形	664	499	52	31	2	—	80
福島	940	654	126	37	2	—	121
茨城	1,583	839	206	78	2	—	458
栃木	1,257	699	198	57	—	—	303
群馬	1,317	829	102	75	—	—	311
埼玉	2,367	1,629	62	138	—	—	538
千葉	2,566	1,348	241	142	5	—	830
東京都	7,992	4,739	65	430	6	1	2,751
神奈川県	3,143	1,903	51	187	10	1	991
新潟	953	765	66	48	5	—	69
富山	332	265	21	21	1	—	24
石川	413	292	44	23	3	—	51
福井	300	213	23	27	1	—	36
山梨	469	301	50	25	—	—	93
長野	835	610	79	34	—	—	112
岐阜	1,358	658	132	58	—	—	510
静岡県	2,040	1,146	141	126	5	—	622
愛知県	4,721	2,137	144	238	7	—	2,195
三重	1,172	470	163	42	2	—	495
滋賀	501	271	46	39	—	—	145
京都	562	432	52	34	1	—	43
大阪	5,350	3,739	97	386	6	—	1,122
兵庫	3,057	1,733	350	167	16	—	791
奈良	238	182	30	16	—	—	10
和歌山	341	205	80	18	3	—	35

別火災損害状況(全火災)

計	焼損むね数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
2,462	853	361	1,248	157,402	21,663
911	352	111	448	66,314	13,220
640	343	59	238	49,502	7,481
919	306	95	518	40,583	3,780
603	283	58	262	45,598	4,339
598	183	49	366	31,095	2,165
947	421	104	422	65,584	34,524
1,136	517	110	509	51,450	6,814
1,023	439	89	495	41,373	166,789
1,194	443	103	648	52,911	6,311
2,128	632	225	1,271	80,472	1,534
1,708	544	149	1,015	63,328	5,856
6,824	805	476	5,543	105,830	856
2,452	540	193	1,719	72,874	499
998	331	113	554	55,528	1,716
340	91	36	213	15,026	211
417	143	36	238	27,424	1,705
269	91	36	142	17,442	521
429	179	42	208	23,044	1,824
794	305	118	371	55,866	4,250
889	242	106	541	55,422	3,288
1,467	385	128	954	53,706	3,284
2,675	496	260	1,919	85,420	1,983
642	227	53	362	32,815	6,220
328	105	31	192	15,143	1,017
647	184	99	364	26,434	1,014
4,577	575	415	3,587	134,693	7,187
2,163	432	204	1,527	76,921	18,929
273	126	45	102	21,735	10,590
336	153	35	148	19,532	11,420

附属資料1 昭和52年都道府県

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県別							
鳥取	322	239	30	8	4	—	41
島根	368	247	56	9	5	—	51
岡山	1,074	662	185	51	6	—	170
広島	1,773	930	287	78	8	—	470
山口	1,048	570	174	37	8	—	259
徳島	528	333	72	39	1	—	83
香川	687	382	133	38	3	—	131
愛媛	790	554	84	25	3	—	124
高知	521	334	83	22	4	—	78
福岡	1,962	1,354	166	115	8	—	319
佐賀	377	255	42	14	1	—	65
長崎	703	424	127	21	15	—	116
熊本	676	491	76	49	5	—	55
大分	598	404	95	22	2	—	75
宮崎	552	325	68	25	2	—	132
鹿児島	878	548	154	42	11	—	123
沖縄	1,083	289	393	67	1	—	333
全国計	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836
札幌	487	416	2	38	—	—	31
東京	5,849	3,691	—	332	5	1	1,820
川崎	427	300	—	34	—	—	93
横浜	1,252	715	—	76	7	1	453
名古屋	1,451	692	26	95	2	—	636
京都	227	208	2	13	—	—	4
大阪	1,922	1,323	—	175	4	—	420
神戸	841	453	77	56	12	—	243
北九州	316	251	21	25	1	—	18
福岡	406	334	8	32	5	—	27
10大都市計	13,178	8,383	136	876	36	2	3,745

別火災損害状況(全火災)(つづき)

計	焼損むね数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
319	103	53	163	20,801	908
366	155	28	183	21,696	1,083
870	273	91	506	42,566	43,423
1,214	303	131	780	43,630	15,027
719	215	72	432	30,977	4,270
447	143	37	267	14,720	10,993
494	138	66	290	20,060	24,647
716	238	80	398	32,563	3,640
470	200	52	218	20,556	17,021
1,752	467	181	1,104	70,595	31,362
324	104	38	182	15,164	693
584	230	57	297	31,420	2,762
659	244	74	341	35,728	8,045
567	242	43	282	27,289	7,262
443	157	32	254	15,977	6,666
772	349	73	350	31,668	3,245
323	100	43	180	8,391	23,605
51,828	14,387	5,090	32,351	2,124,268	555,642
440	43	46	351	9,853	353
5,412	556	402	4,454	85,236	—
364	56	27	281	7,490	—
956	227	66	663	29,530	—
932	130	70	732	20,487	507
377	99	59	219	14,839	25
1,713	158	193	1,362	38,695	—
596	90	54	452	19,173	4,986
350	109	54	187	16,143	27,023
468	92	40	336	13,293	259
11,608	1,560	1,011	9,037	254,739	33,153

附属資料1 昭和52年都道府県

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県別							
北海道	147	459	1,940	657	294	989	6,121
青森	31	89	685	261	100	324	2,414
岩手	21	94	346	166	32	148	1,393
宮城	31	123	638	226	59	353	2,287
秋田	24	67	388	177	33	178	1,406
山形	23	107	376	110	24	242	1,565
福島	45	96	526	248	54	224	1,979
茨城	46	129	660	295	54	311	2,286
栃木	38	109	559	210	48	301	2,152
群馬	37	148	696	212	63	421	2,493
埼玉県	101	312	1,537	437	119	981	5,350
千葉県	64	261	1,140	331	117	692	3,829
東京都	150	1,497	6,319	1,248	642	4,429	18,283
神奈川県	93	452	2,139	517	175	1,447	7,099
新潟県	32	204	727	228	84	415	2,734
富山県	18	72	203	50	20	133	796
石川県	17	76	273	101	25	147	1,001
福井県	16	43	176	69	23	84	616
山梨県	11	58	247	107	22	118	841
長野県	39	113	503	169	70	264	1,864
岐阜県	39	175	586	165	66	355	2,153
静岡県	45	226	862	226	72	564	3,201
愛知県	76	361	1,823	325	180	1,318	6,413
三重県	41	100	399	137	52	210	1,401
滋賀県	21	50	205	68	21	116	814
京都府	36	115	527	151	92	284	1,406
大阪府	121	741	4,828	1,235	410	3,183	14,336
兵庫県	78	351	1,987	502	206	1,279	6,441
奈良県	11	61	167	74	33	60	576
和歌山県	13	48	218	102	23	93	615

別火災損害状況(全火災)(つづき)

合計	損害額(千円)						その他	
	建物	収容物	小計	林野	車両	船舶		航空機
6,362,483	2,500,560	3,644,641	6,145,201	11,876	56,476	107,652	—	41,278
2,173,637	993,478	1,089,273	2,082,751	40,079	11,858	26,390	—	12,559
1,876,532	791,585	1,030,249	1,821,834	40,434	9,283	21	—	4,960
2,025,602	1,004,210	962,085	1,966,295	18,437	26,199	8,066	—	6,605
1,601,359	853,158	723,609	1,576,767	9,654	4,450	2,005	—	8,483
1,329,052	556,230	745,199	1,301,429	11,601	5,899	1,050	—	9,073
3,167,510	1,316,098	1,524,176	2,840,274	286,100	37,381	388	—	3,367
3,055,339	1,217,325	1,701,248	2,918,573	58,665	26,424	468	—	51,209
5,147,296	805,948	772,462	1,578,410	3,498,275	49,451	—	—	21,160
1,971,320	907,728	992,269	1,899,997	37,948	23,245	—	—	10,130
5,801,058	2,934,397	2,783,067	5,717,464	2,212	67,038	—	—	14,344
4,433,938	1,954,788	2,405,902	4,360,690	13,325	34,713	246	—	24,964
19,980,269	5,957,736	13,737,356	19,695,092	6,147	97,195	58,013	—	123,822
4,916,082	2,416,857	2,295,371	4,712,228	726	41,420	48,319	—	113,389
3,314,334	1,378,631	1,851,195	3,229,826	11,421	28,635	14,436	—	30,016
479,560	288,544	184,148	472,692	232	2,369	20	—	4,247
1,138,815	576,566	534,145	1,110,711	5,028	4,275	17,410	—	1,391
637,204	331,491	286,370	617,861	3,837	7,039	1	—	8,466
1,158,221	449,627	668,653	1,118,280	6,285	7,353	—	—	26,303
1,970,738	1,056,349	859,635	1,915,984	6,716	40,697	—	—	7,341
3,326,700	1,151,873	2,148,156	3,300,029	15,869	7,498	—	—	3,304
2,789,917	1,282,039	1,305,512	2,587,551	17,681	99,164	1,888	—	83,633
4,357,489	2,064,184	2,177,414	4,241,598	2,604	35,973	1,022	—	76,292
1,964,672	937,141	984,022	1,921,163	16,474	12,441	—	—	14,594
847,270	437,325	390,176	827,501	3,534	13,813	—	—	2,422
1,346,679	570,993	745,433	1,316,426	1,641	24,443	20	—	4,149
11,810,026	4,703,377	6,882,365	11,585,742	48,534	103,150	107	—	72,493
5,606,990	2,552,367	2,870,116	5,422,483	54,670	38,886	59,807	—	31,144
1,194,700	566,079	578,925	1,145,004	36,498	6,993	—	—	6,205
1,498,538	562,277	876,557	1,438,834	53,032	4,096	545	—	2,031

附属資料1 昭和52年都道府県

区分	死傷者数		り災世帯数				り災人員
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
都道府県別							
鳥取	13	41	226	68	44	114	805
島根	14	47	232	79	19	134	890
岡山	43	137	578	179	66	333	1,975
広島	53	183	909	237	95	577	2,936
山口	35	97	529	172	43	314	1,689
徳島	17	72	259	71	33	155	927
香川	17	99	301	88	31	182	960
愛媛	30	109	526	192	60	274	1,685
高知	17	81	304	140	24	140	872
福岡	47	309	1,544	524	179	841	4,773
佐賀	13	59	241	90	32	119	870
長崎	36	110	417	177	24	216	1,371
熊本	29	128	453	166	45	242	1,581
大分	28	115	420	184	27	209	1,369
宮崎	20	64	319	98	21	200	971
鹿児島	25	98	559	257	48	254	1,690
沖縄	7	20	196	88	19	89	761
全国計	1,909	8,506	39,693	11,614	4,023	24,056	129,990
札幌	28	90	445	61	62	322	1,341
東京	113	1,156	5,133	1,053	544	3,536	14,568
川崎	8	89	396	74	27	295	1,179
横浜	50	183	884	279	66	539	2,960
名古屋	24	109	772	112	63	597	2,417
京都	19	61	347	101	56	190	749
大阪	58	294	2,142	537	232	1,373	5,836
神戸	26	100	723	202	63	458	2,081
北九州	11	60	360	174	52	134	1,064
福岡	10	91	497	145	59	293	1,403
10大都市計	347	2,233	11,699	2,738	1,224	7,737	33,598

別火災損害状況(全火災)(つづき)

合計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
1,022,752	512,423	501,195	1,013,618	2,009	2,414	1,757	—	2,954
818,159	522,334	285,814	808,148	4,328	1,480	1,317	—	2,886
2,740,737	1,151,071	1,483,746	2,634,817	76,516	11,245	1,012	—	17,147
2,363,883	1,198,283	1,103,730	2,302,013	16,324	15,248	6,506	—	23,792
1,259,928	591,687	624,335	1,216,022	14,212	8,654	261	—	20,779
726,133	303,308	298,444	601,752	105,659	7,592	5,019	—	6,111
1,438,248	512,583	862,364	1,374,947	54,339	5,469	250	—	3,243
1,508,363	630,054	838,395	1,468,449	26,886	4,674	1,005	—	7,349
1,113,701	474,992	559,878	1,034,870	62,083	4,447	5,382	—	6,919
2,822,381	1,478,120	1,275,829	2,753,949	14,760	22,207	9,040	—	22,425
663,391	344,620	292,515	637,135	17,350	4,931	116	—	3,859
1,025,908	468,074	521,358	989,432	2,877	5,973	23,295	—	4,331
1,468,494	650,571	723,670	1,374,241	68,171	6,907	3,164	—	16,011
770,390	371,068	355,701	726,769	29,579	5,409	5,536	—	3,097
465,233	218,083	217,422	435,505	20,486	3,075	2,210	—	3,957
1,255,915	595,899	623,498	1,219,397	4,610	6,667	22,916	—	2,325
646,106	323,393	280,723	604,116	18,446	9,711	280	—	13,553
129,393,052	53,465,524	68,598,346	122,063,870	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112
638,761	269,783	359,461	629,244	—	6,006	—	—	3,511
16,851,928	4,740,740	11,919,365	16,660,105	—	81,284	2,203	—	108,336
646,005	395,709	241,909	637,618	—	4,113	30	—	4,244
1,772,909	883,462	803,220	1,686,682	—	9,754	3,969	—	72,504
1,403,149	644,646	691,989	1,336,635	449	14,262	390	—	51,413
838,814	304,279	512,744	817,023	10	20,795	—	—	986
3,230,940	1,198,894	1,993,835	3,192,729	—	16,186	6	—	22,019
1,632,560	740,997	776,394	1,517,391	31,813	17,418	56,216	—	9,722
637,386	359,667	257,156	616,823	4,510	5,810	300	—	9,943
494,644	264,330	212,600	476,930	15	3,164	8,352	—	6,183
28,147,096	9,802,507	17,768,673	27,571,180	36,797	178,792	71,466	—	288,861

附属資料2 昭和52年出火原因別

出火原因	出火件数	焼損面積 (㎡)
たばこ	9,069	9,972,700
火あそび	5,850	1,728,064
たき火	6,850	7,785,728
こんろ	4,434	174,668
ストーブ	2,581	162,856
煙突・煙道	1,253	107,146
放火	3,229	7,990,363
放火の疑い	2,188	232,813
マッチ・ライター	2,188	1,696,072
風呂・かまど	3,224	78,900
こたつ	577	58,922
内燃機関	422	33,796
取灰	585	50,112
交通機関内配線	403	769
炉	510	32,906
かまど	399	37,405
電灯・電話等の配線	748	27,547
その他の電気関係	1,945	72,857
電気装置	591	63,522
灯火	567	51,939
電灯・ネオン	405	18,227
電気アイロン・電気こて	174	11,444
配線器具	496	9,802
火ばち	68	3,945
いろり	69	8,439
その他・不明	15,149	27,277,526
合計	63,974	57,688,468

損害状況 (全火災)

焼損むね数	り災世帯数	損害額 (千円)
5,503	5,053	12,090,893
3,498	2,294	4,921,030
1,588	470	2,418,203
5,013	4,822	6,398,829
3,451	3,361	8,492,439
1,299	890	1,968,701
2,343	1,755	5,758,681
1,570	912	3,703,356
1,490	1,439	2,666,730
3,707	3,312	3,094,998
817	777	1,805,463
76	22	228,774
668	393	1,013,604
22	9	230,751
535	104	1,338,623
498	230	617,703
613	356	1,749,928
1,931	1,337	5,001,673
453	142	2,961,863
714	733	1,385,793
417	232	890,796
230	222	604,855
368	222	1,669,392
99	70	161,106
94	54	80,921
14,831	10,482	58,137,947
51,828	39,693	129,393,052

附属資料3 昭和52年中の死者を

(本表は、1件で4人以上の死者が発

番号	出火場所 (出火日時)	火元の業態・用途	事業所名	火元建物の延べ面積(㎡)及び構造	出火箇所
2	東京都北区 (1月7日1時50分)	店舗		木造	32 (空屋)
3	北海道釧路市 (1月7日15時37分)	住宅		132 簡易耐火	子供の寝室
4	大阪府大阪市 (1月26日2時02分)	菓子販売業 店舗併用住宅	遠州堂	110 防火構造	1階土間
5	北海道札幌市 (2月6日7時41分)	病院	白石中央病院	1,960 造	診察室
6	岩手県盛岡市 (2月8日0時56分)	印刷業 作業所併用住宅	(有)長内印刷	395 防火構造	
7	千葉県千葉市 (2月13日23時18分)	住宅		木造	32 居間
8	富山県山田村 (2月16日0時00分)	住宅		木造	323 居室
9	愛知県尾西市 (2月19日12時01分)	共同住宅		木造	155 出入口付近
10	熊本県熊本市 (2月20日4時07分)	住宅		木造	142 居間
11	山梨県八田村 (2月26日4時30分)	住宅		木造	86 8畳居間
12	埼玉県岩槻市 (3月3日2時44分)	住宅		木造	76 1階台所
13	福岡県北九州市 (3月25日11時30分)	林野(原野)			
14	埼玉県浦和市 (4月15日21時14分)	車両			
15	大分県大分市 (4月21日1時10分)	住宅		木造	195 台所付近
16	山口県岩国市 (5月13日22時50分)	病院	岩国病院	木造	550 1階病室
17	北海道美瑛町 (6月22日0時10分)	住宅		木造	133 居間
18	大阪府大阪市 (6月24日1時13分)	寄宿舎		256 防火構造	1階北東部 通路付近
19	大阪府大阪市 (8月14日5時24分)	住宅		木造	59 1階4.5畳間 南側付近
20	岡山県岡山市 (8月29日1時55分)	住宅		木造	208 居室
21	青森県東北町 (9月6日3時00分)	車両			
22	鹿児島県桜島町 (9月12日4時35分)	住宅		木造	87 風呂場
23	大阪府池田市 (10月15日16時15分)	住宅		木造	158 1階居室

多く伴った火災事例一覧(全火災)

生じた火災を収録したものである。

火元建物の 焼損面積(㎡)	焼損面積(㎡) 損害額(千円)	焼損むね数		死者	負傷者	出火原因
		火元	類焼			
		全半部	全半部			
116	116 4,494	○		男1 女3	1	ストーブの不始末
32	174 26,274	○	3 1 4	男3 女1	1	放火の疑い
33	33 1,886	○		男2 女2	—	火あそび
95	108 16,675	○	1 2	男3 女2	—	ライターによる 放火の疑い
648	648 19,468	○		男2 女2	5	トーチランプの 火
395	793 39,936	○	1 2 4	男4 女1	2	不明
32	151 12,626	○	2 2	男3 女1	1	たばこの不始末
323	323 10,000	○	1	男2 女2	1	豆炭こたつの過 熱
155	155 3,256	○		男1 女3	—	マッチの火あそ び
142	142 5,075	○	3	男3 女2	1	放火の疑い
86	118 5,670	○	1 1	男3 女2	—	放火
76	112 14,634	○	1	男1 女3	1	LPGの爆発
	175(ha) 4,385			男4	2	不明
	(車両焼損数 2) 40			男4	—	放火
195	195 10,536	○	1	男2 女3	—	不明
465	487 7,230	○	2	男1 女6	5	不明
133	250 7,055	○	2	男3 女1	2	ストーブの火の 不始末
256	623 64,628	○	4 1 5	男12	3	不明
59	108 3,297	○	1 1	男2 女2	1	不明
208	208 32,766	○		女4	1	不明
	(車両焼損数 2) 3,000			男3 女1	—	衝突によるスパー ーク
7	7 20	○		男2 女3	—	放火
158	158 30,580	○		男1 女3	1	マッチの転倒落 下

附属資料3 昭和52年中の死者を

(本表は、1件で4人以上の死者が発

番号	出火場所 (出火日時)	火元の業態・用途	事業所名	火元建物の り災前の延 べ面積(m ²) 及び構造	出火箇所
25	秋田県雄勝町 (11月20日3時40分)	住 宅		木 161 造	居室
26	福島県会津若松市 (12月18日4時57分)	旅 館	(株)丸井荘	2,038 防火構造	2階客室
27	広島県東広島市 (12月25日5時50分)	住 宅		木 73 造	1階居室

附属資料4 昭和52年中の建物焼損

(本表は、1建物火災中焼損面積

番号	出火場所 (出火日時)	火元の業態・用途	事業所名	火元建物の り災前の延 べ面積(m ²) 及び構造	出火箇所
2	長野県松本市 (2月25日3時25分)	中学校・校舎	松本市立 高綱中学校	2,247 木造	
3	岐阜県羽島市 (3月7日12時37分)	じゅうたん 製造業・工場	長谷虎紡績 平方工場	981 耐火	試験工場 西南角
4	鳥取県鳥取市 (3月20日4時15分)	電気音響機械器 具製造業・工場	鳥取三洋電機	24,898 耐火	1階 倉庫内
5	岐阜県各務原市 (4月29日16時20分)	共同住宅		1,545 木造	居室
6	神奈川県寒川町 (7月23日1時20分)	自動車タイヤチュ ーブ製造業・工場	日東タイヤ 相模工場	6,000 木造	
7	神奈川県相模原市 (8月9日2時50分)	段ボール箱 製造業・工場	美鈴紙業 東京事業部	4,731 簡易耐火	1階 中央部
8	岐阜県高山市 (8月13日5時00分)	器械生糸製造業 倉	飛騨系販売協業 組合連合会高山社	1,073 木造	
9	大阪府和泉市 (8月17日11時05分)	綿紡績業・工場	久保惣 本社工場	6,659 木造	

多く伴った火災事例一覧(全火災)(つづき)

生じた火災を収録したものである。

火元建物の 焼損面積(m ²)	焼損面積(m ²) 損害額(千円)	焼損むね数		死者	負傷者	出火原因
		火元 全半部	類焼 全半部			
76	76 6,497	○		男 2 女 3	2	不明
161	396 22,623	○	1 2	男 2 女 2	1	電気こたつ
2,038	2,038 100,000	○		男 3 女 1	11	ガスストーブの 爆発
73	73 5,344	○		男 1 女 3	—	放 火

面積の大きい火災事例一覧

4,000m²以上の火災を収録したものである。

火元建物の 焼損面積(m ²)	焼損面積(m ²) 損害額(千円)	焼損むね数		死者	負傷者	出火原因
		火元 全半部	類焼 全半部			
4,248	4,248 213,584	○		—	9	溶接器の火花
2,247	5,361 184,119	○	3	—	—	不明
981	7,554 1,505,160	○	6	—	2	コンプレッサー の過熱
7,847	7,847 586,463	○		—	3	不明
1,545	4,587 84,330	○	3 1	—	1	マッチの火あそ び
4,218	4,218 310,174	○		—	3	不明
4,731	4,731 465,000	○		—	1	不明
1,073	4,231 129,814	○	4 9	—	—	不明
6,659	6,659 639,494	○	1	—	3	不明

附属資料5 主 出 火

年	昭和 23 年			昭和 27 年			昭和 31	
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
たばこ たばき 火 放火(疑いを含む)	6	951	5.6	3	1,425	6.5	2	2,558
	1	1,832	10.8	6	1,331	6.0	6	1,543
	9	665	3.9	5	1,355	6.1	4	1,791
	11	411	2.4	11	552	2.5	1	3,615
こ ろ	14	391	2.3	10	784	3.6	9	1,293
風呂かまど	13	※ 410	2.4	16	※ 356	1.6	14	719
ストーブ	16	284	1.7	17	328	1.5	13	779
マッチ・ライター	23	119	0.7	20	218	1.0	11	1,017
煙突・煙道	3	1,132	6.7	1	2,351	10.7	3	2,484
煙取	4	1,081	6.4	7	1,129	5.1	10	1,243
こ 内 か 漏 油	8	710	4.2	8	1,100	5.0	7	1,493
た 燃 ま	2	1,140	6.7	9	1,091	4.9	5	1,567
機 引	5	960	5.6	2	1,585	7.2	8	1,349
つ 関 ど 電 火	7	752	4.4	4	1,406	6.4	—	—
総出火件数	17,002			22,075			33,312	

(注) ※は、風呂場に原因する出火件数である。

附属資料5 主 出 火

年	昭和 47 年			昭和 48 年			昭和 49	
	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
たばこ たばき 火 放火(疑いを含む)	1	8,333	14.3	1	11,276	15.4	1	10,770
	3	4,692	8.0	2	8,274	11.3	2	8,041
	2	5,113	8.8	3	7,552	10.3	3	5,766
	5	3,305	5.7	5	3,875	5.3	5	3,902
こ ろ	4	3,839	6.6	4	4,174	5.7	4	3,982
風呂かまど	6	3,060	5.2	6	3,436	4.7	6	3,272
ストーブ	7	2,400	4.1	8	2,579	3.5	8	2,615
マッチ・ライター	8	2,166	3.7	7	2,787	3.8	7	2,938
煙突・煙道	9	1,628	2.8	9	1,707	2.3	9	1,420
煙取	13	622	1.1	15	676	0.9	12	638
こ 内 か 漏 油	10	859	1.5	10	843	1.2	10	804
た 燃 ま	12	669	1.1	14	692	0.9	15	558
機 引	17	529	0.9	18	542	0.7	19	483
つ 関 ど 電 火	—	—	—	—	—	—	—	—
総出火件数	58,291			73,072			67,712	

原 因 の 推 移

年	昭和 35 年			昭和 39 年			昭和 43 年		
	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
7.7	1	4,343	9.9	1	5,451	11.1	1	7,060	13.2
4.6	5	2,489	5.7	4	2,895	5.9	2	4,886	9.1
5.4	3	2,981	6.8	2	3,976	8.1	3	4,314	8.0
10.9	2	4,332	9.9	3	3,374	6.9	4	3,143	5.9
3.9	6	2,257	5.2	7	2,271	4.6	6	2,376	4.4
2.2	13	994	2.3	11	1,327	2.7	9	1,996	3.7
2.3	12	1,168	2.7	5	2,588	5.3	5	2,419	4.5
3.1	8	1,708	3.9	8	1,889	3.9	8	2,177	4.1
7.5	4	2,596	5.9	6	2,470	5.0	7	2,192	4.1
3.7	10	1,339	3.1	12	1,239	2.5	12	939	1.8
4.5	9	1,445	3.3	9	1,603	3.3	11	1,356	2.5
4.7	7	1,757	4.0	10	1,467	3.0	13	903	1.7
4.0	11	1,278	2.9	15	975	2.0	17	652	1.2
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43,679			49,020			53,654			

原 因 の 推 移 (つづき)

年	昭和 50 年			昭和 51 年			昭和 52 年		
	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数	構成割合	順位	件 数
15.9	1	9,257	14.9	1	8,814	14.1	1	9,069	14.2
11.9	2	6,645	10.7	2	6,616	10.6	2	6,850	10.7
8.5	3	6,169	9.9	3	6,247	10.0	3	5,850	9.1
5.8	5	3,872	6.2	4	4,465	7.2	4	5,417	8.5
5.9	4	4,112	6.6	5	4,293	6.9	5	4,434	6.9
4.8	6	3,248	5.2	6	3,155	5.1	6	3,224	5.0
3.9	7	2,497	4.0	7	2,757	4.4	7	2,581	4.0
4.3	8	2,407	3.9	8	2,102	3.4	8	2,188	3.4
2.1	9	1,265	2.0	9	1,308	2.1	9	1,253	2.0
0.9	13	578	0.9	12	610	1.0	12	585	0.9
1.2	10	761	1.2	11	685	1.1	13	577	0.9
0.8	17	472	0.8	20	383	0.6	17	422	0.7
0.7	18	424	0.7	16	469	0.8	20	399	0.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
62,212			62,304			63,974			

附属資料6 用途別の主な火災事例

出火年月日	出火場所	事業所	事業名	死者	負傷者	損害額(千円)	出火原因
昭和15年2月6日	愛媛県宇野市	豊山百貨店	百貨店	—	3	356,854	ガスの消し忘れ
" 3月5日	群馬県高崎市	豊田百貨店	百貨店	—	1	238,946	ガスの消し忘れ
" 9月10日	京都府京都市	田畑屋	百貨店	—	9	1,420,293	不
昭和16年5月12日	京都府京都市	畑屋	百貨店	1	63	1,434,347	たばこの投げ捨て
昭和18年9月25日	大阪府大阪市	大和堂	百貨店	6	14	7,061,300	放
" 11月29日	徳島県徳島市	徳島屋	百貨店	100	124	1,747,396	不
" 12月7日	徳島県徳島市	徳島屋	百貨店	—	5	192,400	不
昭和19年2月17日	徳島県徳島市	徳島屋	百貨店	1	40	1,086,574	放
" 7月16日	徳島県徳島市	徳島屋	百貨店	—	—	247,000	不
昭和51年1月2日	徳島県徳島市	徳島屋	百貨店	—	—	211,720	不

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所	事業名	死者	負傷者	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横浜市	日本医療立	診療所	16	—	19,122	石油ストーブの消し忘れ
" 3月19日	神奈川県横浜市	立科	診療所	11	—	1,536	不
" 10月29日	神奈川県横浜市	常盤	診療所	5	3	2,270	放
昭和39年3月30日	神奈川県横浜市	阿久保	診療所	9	3	7,015	不
昭和44年11月19日	神奈川県横浜市	島田	診療所	6	6	10,908	放
昭和45年6月29日	神奈川県横浜市	徳島	診療所	17	1	2,365	放
" 8月6日	神奈川県横浜市	徳島	診療所	5	1	2,793	放
昭和46年2月2日	神奈川県横浜市	徳島	診療所	6	6	3,782	不
昭和48年3月8日	神奈川県横浜市	徳島	診療所	13	—	57,593	放
昭和52年5月13日	神奈川県横浜市	徳島	診療所	7	3	7,178	放

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所	事業名	死者	負傷者	損害額(千円)	出火原因
昭和28年4月5日	栃木県宇都宮市	大正映画	映画館	6	6	15,340	不
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	大正映画	映画館	—	28	65,262	不
昭和31年11月20日	徳島県徳島市	大正映画	映画館	5	5	17,181	火
" 12月22日	徳島県徳島市	大正映画	映画館	—	16	44,559	不

(劇場・映画館)(つづき)

出火年月日	出火場所	事業所	事業名	死者	負傷者	損害額(千円)	出火原因
昭和33年2月1日	東京都千代田区	東宝	劇場	3	25	272,038	火
昭和34年1月27日	北海道札幌市	東宝	劇場	12	23	11,730	取
昭和43年3月17日	東京都台東区	東宝	劇場	3	7	17,950	不
昭和44年12月14日	東京都台東区	東宝	劇場	3	1	18,160	電
昭和49年2月16日	東京都台東区	東宝	劇場	3	3	20,786	不
昭和51年10月29日	東京都台東区	東宝	劇場	1	1,003	40,500,000	不

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所	事業名	死者	負傷者	損害額(千円)	出火原因
昭和26年11月24日	千葉県千葉市	旅業	旅館	9	3	90,000	たばこ
昭和31年8月18日	千葉県千葉市	旅業	旅館	—	16	4,022,042	たばこ
昭和38年8月8日	千葉県千葉市	旅業	旅館	5	15	46,134	たばこ
昭和41年3月11日	兵庫県神戸市	旅業	旅館	30	28	245,250	石
昭和43年11月2日	兵庫県神戸市	旅業	旅館	30	44	205,156	不
昭和44年2月5日	兵庫県神戸市	旅業	旅館	30	41	1,098,261	石
" 5月18日	兵庫県神戸市	旅業	旅館	—	16	2,321,732	不
昭和46年1月2日	兵庫県神戸市	旅業	旅館	16	15	216,637	たばこ
昭和48年10月11日	兵庫県神戸市	旅業	旅館	6	5	14,919	たばこ
昭和50年3月10日	兵庫県神戸市	旅業	旅館	4	64	99,477	不

(複合用途防火対象物(雑居ビル))

出火年月日	出火場所	ビル名(火元事業所名)	死者	負傷者	損害額(千円)	出火原因
昭和41年1月9日	神奈川県横浜市	井ノ上ビル	12	14	41,950	たばこの消し忘れ
昭和43年3月13日	東京都千代田区	有楽ビル	3	5	10,018	電
" 3月14日	東京都千代田区	有楽ビル	—	14	115,832	裸
昭和44年5月1日	東京都千代田区	有楽ビル	—	14	179,050	たばこ
昭和45年12月26日	東京都千代田区	有楽ビル	2	18	1,819,070	不
昭和47年5月13日	東京都千代田区	有楽ビル	118	81	1,649,693	たばこ
昭和48年12月19日	東京都千代田区	有楽ビル	—	17	256,336	不
昭和50年3月1日	東京都千代田区	有楽ビル	5	17	57,789	不
昭和51年12月4日	東京都千代田区	有楽ビル	6	2	7,810	放
" 12月16日	東京都千代田区	有楽ビル	3	3	10,270	たばこ
" 12月26日	東京都千代田区	有楽ビル	15	8	38,781	放

附属資料7 昭和21年以降

区分 年別	出火件数							焼 合計
	合計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
21	14,460	14,460	—	—	—	—	—	—
22	18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—
23	17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—
24	18,484	16,346	1,334	261	111	432	—	—
25	19,243	16,663	1,161	470	102	847	—	—
26	21,223	18,130	1,582	1,511			—	—
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100	—	—
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—	—
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820	35,083	—
30	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	36,231	—
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	41,418	—
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	37,705	—
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	39,196	—
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	41,446	—
35	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	41,014	—
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	46,265	—
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	44,867	—
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	42,930	—
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	43,688	—
40	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	45,116	—
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	41,103	—
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	45,840	—
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	43,864	—
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7 9,313	51,328	—
45	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6 12,522	55,266	—
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5 13,001	53,810	—
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8 10,787	51,900	—
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7 17,916	57,243	—
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4 16,491	52,539	—
50	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4 14,910	50,275	—
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5 14,622	52,956	—
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2 15,836	51,828	—

(注) 火災報告等取扱要領の改正に伴い、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災との取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

(1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損むね数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
—	—	—	3,533,924	—	420	1,695
—	—	—	3,891,485	3,909,947	485	2,695
—	—	—	2,551,689	3,065,084	407	2,046
—	—	—	3,032,367	2,236,649	425	4,333
—	—	—	2,286,742	3,271,516	423	4,269
—	—	—	2,368,582	1,637,308	678	6,475
—	—	—	2,353,260	6,054,526	471	7,844
—	—	—	2,167,810	5,289,788	499	4,392
21,161	5,135	8,787	2,301,493	1,112,726	525	6,523
20,300	5,798	10,133	2,211,096	555,849	694	6,764
25,368	5,709	10,341	2,650,923	1,515,085	640	7,511
20,909	5,552	11,244	2,094,371	1,638,211	626	7,313
20,860	5,828	12,508	1,984,887	614,885	583	7,584
17,073	5,484	18,889	1,812,226	1,144,534	655	7,937
19,765	6,251	14,998	2,056,123	1,253,790	780	8,113
23,877	6,632	15,756	2,472,998	18,266,307	806	8,774
21,433	7,038	16,396	2,409,001	1,274,708	861	8,610
19,881	6,793	16,256	2,334,986	1,945,517	853	8,622
19,717	6,711	17,260	2,530,362	821,496	940	9,145
20,882	7,092	17,142	2,490,196	2,099,485	965	9,308
18,041	6,230	16,832	2,318,555	890,964	1,111	8,210
19,383	6,790	19,667	2,436,970	1,129,115	1,106	9,370
17,579	6,450	19,835	2,245,673	1,270,689	1,160	8,807
18,680	5,589	27,059	2,555,551	1,508,517	1,334	9,302
19,278	5,627	30,361	2,705,789	1,462,299	1,595	9,725
17,604	5,350	30,856	2,514,028	1,247,049	1,483	9,208
15,896	5,230	30,774	2,434,485	471,847	1,672	9,692
17,736	5,800	33,707	2,571,700	840,278	1,870	9,789
15,842	5,150	31,547	2,289,580	1,093,723	1,646	9,070
14,423	4,980	30,872	2,082,624	698,419	1,674	8,232
16,441	5,113	31,402	2,267,147	567,919	1,648	9,365
14,387	5,090	32,351	2,124,268	555,642	1,909	8,506

災との取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料7 昭和21年以降

年別	り災世帯数			り災者数	損	
	合計	全焼	半焼		合計	建
						小計
21	23,954	21,193	2,761	—	3,333,057	—
22	34,283	30,162	4,121	—	10,864,194	—
23	22,561	18,664	3,897	—	13,323,769	—
24	25,908	21,597	4,311	—	26,997,306	26,153,038
25	20,589	16,694	3,895	—	21,812,185	21,206,878
26	20,234	16,121	4,113	—	22,228,151	21,847,986
27	21,368	17,998	3,370	—	38,613,883	37,704,725
28	17,585	13,853	3,732	—	24,255,833	23,394,394
29	27,567	16,829	10,738	133,668	32,859,786	32,329,667
30	29,234	16,717	12,517	139,117	31,859,417	31,301,021
31	31,250	18,417	12,833	150,795	37,128,320	35,566,526
32	28,385	15,116	13,269	138,397	26,251,287	23,522,522
33	30,942	16,109	14,833	144,247	21,749,898	21,198,296
34	35,067	12,868	22,199	167,710	20,803,401	20,307,075
35	34,220	14,961	19,259	156,564	24,433,611	23,410,593
36	37,804	17,757	20,047	171,272	43,020,927	36,092,254
37	37,070	16,580	20,490	166,802	40,199,998	38,174,597
38	35,624	15,210	20,414	158,978	39,020,771	36,481,762
39	35,387	15,363	20,024	152,363	52,908,641	46,876,331
40	35,935	16,290	19,645	151,258	51,203,175	44,807,241
41	33,764	15,152	18,612	138,864	48,865,228	43,964,947
42	36,440	15,533	20,907	143,827	53,294,553	49,792,014
43	34,164	14,113	20,051	143,195	54,252,470	50,061,631
44	39,533	15,506	4,502	145,372	70,171,860	64,988,676
45	41,782	15,697	4,820	151,103	83,387,083	77,142,149
46	42,636	15,158	4,588	148,152	78,569,529	73,759,751
47	40,176	13,291	4,266	137,966	84,106,133	80,955,770
48	43,464	14,458	4,507	147,650	113,795,975	105,831,401
49	40,153	12,305	4,371	135,595	112,305,713	104,960,973
50	39,030	11,976	3,921	128,561	110,148,495	106,427,660
51	40,716	13,034	4,002	134,604	160,953,944	152,946,191
52	39,693	11,614	4,023	129,990	129,393,052	122,063,870

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を延べ床面積に対する焼損床面積の割合から
 (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害		額(千円)				
建物	取容物	林野	車両	船舶	航空機	その他
—	—	202,730	—	—	—	—
—	—	280,845	—	—	—	—
—	—	198,128	68,676	365,300	—	212,164
—	—	343,607	77,845	123,847	—	60,008
—	—	152,172	227,993	—	—	—
—	—	731,901	79,564	64,708	—	32,985
—	—	655,216	83,846	104,085	—	18,293
13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	—	23,282
12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	—	30,803
16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	—	454,958
9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	—	749,906
8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	—	47,776
8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	—	153,518
9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	—	233,090
13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	—	749,463
15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	—	725,466
14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	—	1,011,958
17,307,802	29,568,529	431,906	299,905	181,801	—	5,118,698
17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	—	2,393,361
17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	—	3,966,961
19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	—	888,520
19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	—	737,883
26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662
31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638
29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283
29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442
41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182
40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665
44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419
68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549
53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112

建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額によることにした。

附属資料8 昭和21年以降の

区分 年別	総出火 事件数	出火率 (指数)	死者指数	負傷者 指数	損害額 指数	火災件数構		
						建 物	林 野	車 両
21	100	(100)1.9	100	100	100	—	—	—
22	130	(126)2.4	115	159	326	—	—	—
23	118	(116)2.2	97	121	400	—	—	—
24	128	(126)2.4	101	256	810	88.4	7.3	1.4
25	133	(121)2.3	100	252	654	86.6	6.1	2.4
26	147	(132)2.5	161	382	667	85.4	7.5	—
27	153	(142)2.6	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4
28	178	(163)3.1	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	(174)3.3	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	(179)3.4	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	(195)3.7	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6
32	240	(200)3.8	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	(205)3.9	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	(211)4.0	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	(247)4.7	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	(263)5.0	192	518	1,921	69.1	8.9	8.1
37	343	(274)5.2	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0
38	349	(274)5.2	203	509	1,171	66.4	10.8	8.2
39	339	(263)5.0	224	540	1,587	68.7	9.3	8.4
40	375	(289)5.5	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2
41	332	(253)4.8	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2
42	377	(289)5.5	263	501	1,600	65.5	12.5	6.9
43	371	(279)5.3	276	520	1,628	64.2	12.3	7.1
44	393	(289)5.5	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4
45	442	(326)6.2	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5
46	443	(316)6.0	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3
47	403	(289)5.5	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5
48	505	(358)6.8	445	588	3,414	58.2	11.4	5.5
49	468	(326)6.2	392	545	3,369	57.8	12.3	5.1
50	430	(295)5.6	399	494	3,305	61.8	8.9	4.9
51	431	(295)5.6	392	562	4,829	62.3	8.9	4.9
52	442	(300)5.7	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3

火災損害比較

成比(100%)				火災損害額構成比(100%)					
船 舶	航空機	その他		建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.6	2.3			96.9	0.7	0.2	1.4		0.8
0.5	4.4			97.2	1.6	0.3	0.6		0.3
	7.1			98.3	0.7		1.0		
0.7	5.0			97.6	1.9	0.2	0.2		0.1
0.7	4.9			96.4	2.7	0.4	0.4		0.1
0.6	6.5			98.4	1.2	0.2	0.1		0.1
0.6	7.0			98.2	0.7	0.7	0.3		0.1
0.8	7.8			95.8	2.4	0.3	0.3		1.2
0.8	8.6			89.6	6.5	0.3	0.8		2.8
0.7	8.8			97.5	1.4	0.6	0.3		0.2
0.9	9.2			97.6	0.6	0.5	0.5		0.8
0.8	11.0			95.8	2.2	0.6	0.4		1.0
0.8	13.1			83.9	13.5	0.4	0.4		1.8
0.7	13.6			95.0	2.4	0.5	0.3		1.8
0.7	13.9			93.5	2.8	0.7	0.4		2.6
0.7	12.9			88.6	0.8	0.6	0.3		9.7
0.6	13.8			87.5	6.6	0.6	0.6		4.7
0.7	13.5			90.0	1.0	0.6	0.3		8.1
0.6	14.5			93.4	3.5	0.8	0.7		1.7
0.5	15.9			92.3	5.0	0.9	0.4		1.4
0.5	0.0	16.4		92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6		92.5	3.0	0.7	0.9	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3		93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5		96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.0
0.4	0.0	24.5		93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4		93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0		96.6	0.8	0.9	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5		95.0	1.5	0.6	0.7	0.2	2.0
0.3	0.0	24.8		94.3	3.8	0.8	0.3	0.0	0.8

附属資料9 昭和21年以

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	災り世帯数	災り人員	焼損むね数
2	新潟県村松市	21年6月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337
3	飯田町	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4,654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1,868	315
6	飯田市	22年4月20日11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742
7	北海道三笠町	22年4月29日17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488
9	北海道喜茂別村	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代市	24年2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	北山梨市	24年5月13日2時30分	—	17	339	1,586	334
14	熱海市	25年4月13日17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3,400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時頃	—	225	513	1,583	376
18	松島町	26年12月16日23時30分	—	195	874	3,565	1,155
19	鳥取県岩内町	27年4月17日15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345
22	新名市	30年10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892
23	能代市	30年12月3日4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4,323	1,344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1,315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1,357	5,311	1,628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3,627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2,238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3,936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1,407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1,273	585
37	三浦市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2,132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田市	51年10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774

(注) ここで大火とは、建物の焼損面積が33,000㎡(10,000坪)以上の火災である。

降の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均	最大	相対湿度
					風速	風速	
44,781	56,990	マッチの火が油に引	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135,231	16,541	煙突の火の過熱	晴	SE	8.0	15.0	50
33,500	20,000	煙突の煙の過熱	曇	SE	4.0	12.0	39
76,303	81,433	たばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	—
481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103,274	1,119,050	ストーブの不始末	薄曇	SW	15.0	30.0	30
60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
141,900	5,467,169	たばこの吸が	曇	SE	15.0	30.0	55
85,000	801,870	ストーブ残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45,124	1,517,492	取たばこの吸が	晴	W	13.0	15.0	66
52,315	2,180,000	たばこの吸が	薄曇	WNW	7.1	12.0	48
449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
321,311	3,914,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38,211	710,572	不燃物の燃焼	晴	ENE	13.0	13.0	39
214,447	6,987,069	漏れたばこの吸が	曇	WSW	20.2	33.6	59
65,997	1,512,050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178,933	2,016,380	七りんこん	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物72,498ha	建物5,088,259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
32ha	143,000	こたつ	曇	SE	8.7	12.2	87
156,984	4,022,041	たばこの吸が	曇	SSW	9.3	17.0	53
175,966	1,590,140	不燃物の燃焼	曇	SW	7.4	—	82
36,274	360,000	煙突の不始末	曇	SW	7.4	—	82
建物66,314ha	建物1,000,000	七りんこんの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物600ha	建物980	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
建物53,047ha	建物2,155,350	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
建物40,366ha	建物3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	—	—
51,752	774,317	放たばこの吸が	晴	SW	14.2	—	60
44,664	2,221,191	たばこの吸が	晴	W	5.5	—	72
64,698	3,975,200	たばこの吸が	晴	NNE	7.5	15.0	66
57,282	3,174,136	たばこの吸が	晴	W	5.2	—	60
34,116	300,000	不明	晴	NE	1	—	96
37,453	2,069,455	たばこの吸が	晴	WSW	22	—	40
53,537	1,565,605	たばこの吸が	晴	W	22	25	53
37,790	1,203,268	たばこの吸が	曇	WSW	5.7	—	52
33,846	2,321,732	たばこの吸が	曇	S	8.0	—	44
152,105	40,500,000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68

附属資料10 昭和52年中の風水害

都道府県	項目	人的被害(人)				住	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊	
				重傷	軽傷	むね	世帯
北海道	道	—	—	—	2	11	29
青森	手	22	—	41	81	28	29
岩手	城	5	—	1	12	7	7
宮城	田	3	—	1	—	—	—
秋田	形	7	—	36	14	1	1
山形	島	7	—	5	11	—	—
福島	城	9	—	11	10	20	20
茨城	木	5	—	2	6	3	3
栃木	馬	—	—	—	1	—	—
群馬	玉	1	—	5	105	—	—
埼玉県	葉	2	—	—	—	1	1
千葉県	京	1	—	—	3	3	3
東京都	川	1	—	—	4	1	1
神奈川県	新	2	—	—	—	1	1
新潟	山	26	—	73	276	13	13
富山	川	12	—	28	66	9	9
石川	井	13	3	8	50	11	11
福井	梨	3	—	15	16	14	13
山梨	野	1	—	—	—	—	—
長野	阜	4	—	10	39	12	12
岐阜	岡	8	—	4	1	—	—
愛知	知	2	—	—	—	1	1
三重	重	—	—	1	1	1	1
滋賀	賀	1	—	11	25	3	3
京都	都	8	—	3	5	2	2
大阪	阪	—	—	—	—	—	—
兵庫県	庫	1	—	—	—	1	1
奈良	良	—	—	—	—	—	—
和歌山	山	—	—	—	—	—	—
鳥取	根	3	—	1	—	1	1
島根	山	3	—	—	3	19	19
岡山	島	—	—	1	2	3	3
広島	山	—	—	1	3	2	2
山口	口	—	—	—	1	—	—
徳島	川	—	—	—	—	—	—
香川	媛	—	—	—	—	1	1
愛媛	知	—	—	—	—	—	—
高松	岡	—	—	1	2	3	5
福岡	賀	—	—	—	—	—	—
佐賀	崎	—	—	—	—	1	1
長門	本	—	—	—	—	—	—
熊本	分	5	—	2	5	2	2
宮崎	崎	1	—	—	—	—	—
鹿児島	大	—	—	—	—	2	2
鹿屋	分	9	—	16	124	1,361	1,355
沖縄	島	6	—	4	2	169	177
計	計	171	3	281	871	1,707	1,729

注) ここで風水害等とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の

等による都道府県別被害状況

都道府県	家			住			被害		
	人	半壊		人	一部破損		人	損	
		むね	世帯		むね	世帯		むね	世帯
北海道	73	7	7	23	492	681	1,205	—	—
青森	124	137	201	756	280	286	1,090	—	—
岩手	26	22	22	89	14	14	65	—	—
宮城	—	3	3	12	21	21	89	—	—
秋田	4	2	2	8	33	33	132	—	—
山形	—	2	2	7	12	12	42	—	—
福島	59	22	22	85	114	115	464	—	—
茨城	12	10	10	40	31	31	129	—	—
栃木	—	2	2	14	—	—	—	—	—
群馬	—	1	1	4	3	3	12	—	—
埼玉県	5	—	—	—	21	21	76	—	—
千葉県	11	7	7	23	23	23	86	—	—
東京都	3	4	4	16	2	2	4	—	—
神奈川県	4	5	5	21	20	22	89	—	—
新潟	29	12	12	45	422	422	1,674	—	—
富山	37	11	11	33	225	225	675	—	—
石川	24	15	15	53	705	703	2,728	—	—
福井	34	19	20	93	501	498	1,896	—	—
山梨	—	1	1	7	3	3	11	—	—
長野	39	—	—	—	43	50	178	—	—
岐阜	—	—	—	—	2	2	9	—	—
愛知	4	—	—	—	3	3	10	—	—
三重	5	1	1	4	2	2	8	—	—
滋賀	10	5	5	20	1,023	1,028	3,500	—	—
京都	9	8	8	21	444	438	1,818	—	—
大阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	2	—	—	—	1	1	1	—	—
奈良	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山	2	3	3	10	23	23	93	—	—
鳥取	52	31	31	90	140	32	89	—	—
島根	5	2	2	9	32	32	93	—	—
岡山	9	—	—	—	—	—	—	—	—
広島	—	2	2	6	5	5	18	—	—
山口	—	—	—	—	1	1	8	—	—
徳島	—	—	—	—	—	—	—	—	—
香川	2	1	1	3	3	3	10	—	—
愛媛	22	2	2	6	35	34	134	—	—
高松	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	3	1	1	3	34	35	94	—	—
佐賀	7	6	7	22	62	62	224	—	—
長門	—	—	—	—	9	9	28	—	—
熊本	9	4	4	18	3	3	9	—	—
宮崎	4,237	1,542	1,541	5,280	1,751	1,749	5,813	—	—
鹿児島	513	223	224	797	1,044	1,044	3,952	—	—
計	5,375	2,114	2,180	7,621	7,584	7,673	26,568	—	—

異常な自然現象をいう。

附属資料10 昭和52年中の風水害

都道府県	住家被害(つづき)					
	床上浸水			床下浸		
	むね	世帯	人	むね	世帯	人
北海道	47	48	152	390	451	
青森	3,756	3,978	15,974	10,004	10,356	
岩手	210	222	845	1,813	1,937	
宮城	168	240	1,032	3,691	3,926	
秋田	36	36	144	355	355	
山形	7	6	22	293	304	
福島	2,482	2,544	8,643	8,786	8,742	
茨城	1,045	1,040	3,916	3,417	3,376	
栃木	88	83	317	1,054	1,055	
群馬	59	59	232	2,851	2,854	
埼玉県	230	230	801	7,723	7,680	
千葉県	250	271	932	2,162	2,177	
東京都	299	300	985	3,720	3,892	
神奈川県	1,480	1,524	5,130	3,105	3,321	
新潟県	38	38	161	263	263	
富山県	4	4	22	495	495	
石川県	5	3	26	40	40	
福井県	19	19	56	129	124	
山梨県	295	585	1,928	1,944	1,944	
長野県	—	—	—	361	361	
岐阜県	105	105	370	2,047	2,040	
静岡県	102	102	427	4,295	4,278	
愛知県	407	412	1,578	7,569	7,533	
三重県	18	18	49	509	509	
滋賀県	—	—	—	—	—	
京都府	—	—	—	38	30	
大阪府	—	—	—	692	694	
兵庫県	18	18	65	1,150	1,132	
奈良県	—	—	—	—	—	
和歌山県	8	7	28	27	27	
鳥取県	271	272	704	1,614	1,633	
島根県	475	475	1,417	4,137	4,140	
岡山県	1	1	6	322	325	
広島県	35	35	97	534	534	
山口県	10	10	33	364	364	
徳島県	—	—	—	14	14	
香川県	2	2	8	33	34	
愛媛県	5	4	10	114	99	
高知県	229	246	856	2,541	2,587	
福岡県	7	7	24	710	710	
佐賀県	16	16	49	252	272	
長門県	511	511	1,606	2,182	2,207	
熊本県	3	3	10	291	289	
大分県	6	6	22	219	293	
宮崎県	118	119	396	1,082	1,157	
鹿児島県	560	578	2,047	570	601	
合計	13,424	14,177	51,120	83,902	85,155	

等による都道府県別被害状況(つづき)

水	非住家		その他			
	公共建物	その他	田		畑	
			流出・埋没	冠水	流出・埋没	冠水
人	むね	むね	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)
1,552	—	136	289.2	736.1	3,826.8	—
41,331	—	3,890	325	5,126	382	1,187
6,606	4	385	65.6	7,094.6	707.9	340.4
16,898	1	149	0.3	555	—	—
1,420	1	21	46.5	96	—	—
1,080	2	116	1	252	—	130
31,757	13	221	84.3	4,057.2	29.7	598.7
12,187	—	37	263	5,261	70	236
4,186	—	43	21.7	926	—	64
10,546	—	4	36.7	334.5	5.2	225.1
26,299	—	18	—	1,284.3	—	1,372.3
6,984	7	21	831	1,190	—	395
11,078	—	14	—	3.1	—	1.4
10,583	1	244	—	118	1.0	47.7
1,109	7	169	15.6	—	—	—
1,479	96	322	7	—	7	—
165	75	320	0.9	—	0.7	—
483	8	86	—	—	—	—
6,641	5	945	42.5	332.3	67.5	126.2
1,264	—	24	76	—	—	—
7,731	—	12	13.7	—	—	0.4
16,581	1	13	0.1	84.4	0.6	13
29,528	—	4	1.7	—	—	12.6
1,863	—	1	2.5	537.5	0.2	12
—	25	—	—	—	119.8	—
131	30	63	3.3	1.3	26	23.4
—	—	—	—	—	—	—
2,410	—	11	35	62	—	765
4,641	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
105	1	7	3.0	5	—	—
6,663	141	181	41.4	401.9	21.2	0.1
10,365	—	1	—	10	—	—
1,019	—	—	35.0	—	—	—
1,567	—	—	8.5	—	0.3	—
1,127	—	1	—	360	—	24
40	—	—	5.2	0.2	—	—
128	1	—	3.7	—	69.4	—
295	—	—	33.8	295	0.4	21.4
8,424	2	6	24.3	1,262	0.6	8
2,236	—	—	205.3	—	—	—
998	5	18	4.3	303.5	0.3	—
7,410	7	70	—	—	—	—
860	—	4	36.6	—	4.4	—
727	—	—	—	70	—	22
3,761	50	1,617	15.9	—	0.7	—
2,536	34	223	1.0	4.5	7.8	195.9
304,794	517	9,397	2,580.6	30,763.4	5,349.9	5,821.2

附属資料10 昭和52年中の風水害

項目	その					
	学 校	病 院	道 路	橋りょう	河 川	港 湾
	箇 所	箇 所	箇 所	箇 所	箇 所	箇 所
北海道						
北海	58	2	302	16	2,016	16
道	158	9	640	27	748	4
森	40	—	567	35	629	—
手	2	—	393	—	320	15
城	29	—	122	—	741	—
田	1	—	236	7	222	1
形	41	—	1,677	110	375	1
島	37	—	649	31	1,029	—
城	—	—	224	14	402	—
木	4	—	258	3	718	—
馬	—	—	175	24	40	—
玉	15	—	1,117	7	81	2
葉	6	—	136	7	80	1
京	—	—	445	1	138	—
川	24	—	445	6	204	3
湯	—	—	5	—	—	—
山	22	1	345	2	3	—
井	3	—	72	—	26	—
梨	3	4	358	5	468	—
野	—	—	714	6	229	—
阜	7	1	378	5	410	—
岡	3	—	296	9	275	—
知	3	—	328	7	269	—
重	2	—	387	9	468	—
賀	—	—	20	1	36	—
都	3	—	415	4	459	—
阪	—	—	—	—	—	—
康	44	—	420	—	287	4
良	—	—	328	—	192	—
山	—	—	409	2	142	—
取	4	—	77	—	—	1
根	41	—	1,896	19	775	2
山	9	—	776	4	484	—
島	90	—	615	—	214	—
口	3	—	1,232	4	409	1
島	1	—	210	—	121	—
川	—	—	45	12	14	—
媛	1	—	1,013	3	503	—
知	1	—	670	11	1,196	5
岡	10	—	274	6	240	—
賀	—	—	360	—	511	—
崎	18	—	796	1	470	11
本	9	—	2,948	9	1,309	6
分	3	—	1,281	8	867	1
崎	1	—	1,576	4	804	7
島	58	5	1,342	15	1,174	12
縄	68	5	49	—	4	16
合 計	819	27	27,021	434	20,102	109

等による都道府県別被害状況 (つづき)

他 (つづき)						
砂 防	水 道	清掃施設	崖くずれ	鉄道不通	船舶被害	通信被害
箇 所	箇 所	箇 所	箇 所	箇 所	隻	回 線
130	5	—	—	—	—	—
7	18	2	—	—	6	—
2	15	—	—	—	—	442
1	—	1	—	—	—	—
4	2	—	—	—	—	—
16	—	—	8	2	—	—
4	37	—	599	9	2	200
1	1	—	165	5	9	70
5	—	—	—	—	—	—
20	2	—	48	1	—	—
—	—	—	16	—	—	—
—	31	—	177	6	12	239
—	—	52	75	2	—	1
17	5	80	106	4	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	5	—	—	5,063
6	362	—	7	—	1	—
47	3	1	—	2	—	—
16	—	—	—	—	—	—
125	—	—	49	—	—	—
—	2	—	117	—	—	—
43	—	—	3	3	1	—
57	—	—	32	1	4	—
2	—	—	—	—	—	—
—	3,971	—	20	—	—	17
—	—	—	—	—	—	—
26	—	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—	—
32	22,859	—	1	6	1	—
84	10	—	234	—	—	3,555
72	—	—	—	3	—	4,133
40	—	—	4	1	—	—
4	1	—	—	5	—	—
—	—	—	—	—	—	—
43	—	—	—	—	—	—
42	—	—	1	—	6	—
—	—	—	194	—	—	—
—	—	551	14	—	—	—
—	3	—	163	—	—	—
224	—	—	76	—	—	—
118	—	—	13	—	—	—
4	—	—	718	2	—	537
8	1	—	8	1	—	11
—	—	—	4	1	56	—
1,213	27,328	687	2,857	54	98	14,268

附属資料10 昭和52年中の風水害

都道府県	項目	り災世帯数		り災者数		公立文教施設	農林水産業施設
		その他		世帯	人	千円	千円
		箇所					
北海道	道	—	618	914	172,962	7,065,789	
	青森	5	14,850	59,275	775,752	11,265,558	
	岩手	28	251	960	44,225	1,391,656	
	宮城	10	243	1,044	7,067	558,591	
	秋田	—	39	156	65,398	1,602,250	
	山形	—	8	29	2,000	829,000	
	福島	—	2,586	8,787	245,248	2,596,979	
	茨城	385	1,132	4,235	43,488	1,522,879	
	栃木	—	85	331	—	235,322	
	群馬	—	60	236	—	177,415	
	埼玉	—	671	2,181	—	420,985	
	千葉	—	281	966	52,163	562,071	
	東京都	—	305	1,006	200	3,936	
	神奈川県	—	1,530	5,155	7,500	61,765	
	新潟県	—	62	231	15,493	1,212,996	
	富山県	4	24	92	146,491	1,381,412	
	石川県	6	29	103	41,633	1,233,795	
	福井県	21	52	183	14,866	88,080	
	岐阜県	—	586	1,931	370	131,047	
静岡県	—	12	39	—	641,631		
愛知県	—	105	370	4,000	831,334		
三重県	—	103	431	4,900	2,277,755		
滋賀県	—	413	1,587	—	75,694		
京都府	1	19	52	10,700	1,141,302		
大阪府	229	8	30	30,745	28,595		
兵庫県	—	10	30	2,112	193,532		
奈良県	—	1	2	6,762	3,009,097		
和歌山県	—	18	65	1,322	118,688		
鳥取県	—	—	—	—	445,233		
島根県	25,444	—	—	8,903	577,160		
岡山県	13	320	841	27,304	1,703,117		
広島県	87,106	480	1,431	16,041	2,010,300		
山口県	—	3	15	20,663	534,496		
徳島県	690	35	97	16,200	612,567		
香川県	—	12	39	145	197,700		
愛媛県	—	—	—	—	133,473		
高知県	—	4	13	2,669	284,656		
福岡県	7	4	10	810	1,292,550		
佐賀県	420	253	884	46,816	2,304,107		
熊本県	337	7	24	—	1,140,562		
大分県	—	18	55	5,903	1,903,580		
宮崎県	2	520	1,635	8,383	2,268,115		
鹿児島県	—	3	10	1,988	696,959		
沖縄県	—	12	49	1,930	1,067,565		
合計	44	3,015	9,913	166,139	1,248,517		
合計	11	979	3,357	105,337	592,156		
合計	114,763	29,766	108,794	2,124,628	59,671,967		

等による都道府県別被害状況 (つづき)

公共土木施設	その他の公共施設	小計	公共施設被害市町村数	その他	
				農産被害	林産被害
				千円	千円
千円	千円	千円	団体	千円	千円
22,732,153	2,161,133	32,132,037	391	8,073,458	6,947,650
28,010,105	—	40,051,415	54	5,279,016	—
5,965,384	7,765	7,409,030	157	1,048,163	332,782
2,142,351	—	2,708,009	53	115,641	96,000
7,607,600	590	9,275,838	51	814,805	—
5,700,400	—	6,531,400	10	2,020,254	381,000
3,450,977	70,168	6,363,372	57	850,928	329,860
4,756,446	7,601	6,330,414	48	5,126,038	—
2,380,369	—	2,615,691	42	2,108,723	—
3,242,926	—	3,420,341	56	5,632,883	209,640
3,311,400	689,736	4,422,121	28	1,504,869	—
744,844	34,421	1,393,499	—	341,958	550
139,488	9,808	153,432	—	1,000	50
1,077,282	59,122	1,205,669	—	480	—
3,060,117	4,646	4,293,252	—	1,060,610	4,087,808
7,460,300	—	8,988,203	52	137,931	2,039,725
333,080	37,028	1,645,536	42	697,481	1,858,528
877,830	48,395	1,029,171	18	219,432	2,286,000
863,730	35,370	1,030,517	—	913,197	—
1,476,912	—	2,118,543	197	1,027,887	—
2,029,322	87	2,864,743	63	656,771	—
2,972,669	—	5,255,324	76	2,520	—
1,328,689	—	1,404,383	82	108,001	435
2,766,001	1,750	3,919,753	85	1,450,678	—
512,122	26,209	597,671	—	108,783	3,994
1,304,683	—	1,500,327	—	1,034,010	127,234
—	—	—	—	—	—
921,783	—	3,937,642	54	1,865,401	250,000
1,240,297	—	1,360,307	—	873,359	—
1,092,520	—	1,537,753	—	11,233,027	—
934,215	2,419	1,522,697	1	3,361,759	265,095
4,303,012	32,217	6,065,650	59	1,213,908	15,750
1,530,916	77,307	3,634,564	—	635,017	—
815,619	102,810	1,473,588	—	3,163,748	—
2,073,075	—	2,701,842	58	—	—
1,108,868	100	1,306,813	—	1,092,000	—
817,003	—	950,476	—	—	—
2,988,313	—	3,275,638	66	24,959,788	—
4,674,569	220	5,968,149	36	2,960,143	57,912
3,004,290	568,348	5,923,561	18	93,100	15,000
1,296,104	—	2,436,666	—	7,193,618	—
2,237,744	4,085	4,151,312	81	1,211,415	—
7,087,672	—	9,364,170	194	4,330,589	477,209
4,445,002	—	5,143,949	51	5,193,109	—
6,002,045	10,490	7,082,030	159	4,592,875	—
6,821,764	646,835	8,883,255	193	8,362,507	35,500
356,739	38,284	1,092,516	4	1,401,529	19,132
169,998,730	4,676,944	236,472,269	2,536	124,072,509	19,836,854

附属資料10 昭和52年中の風水害

都道府県	項目				被害総額 千 円
	そ の		他 (つづき)		
	畜産被害 千 円	水産被害 千 円	商工被害 千 円	そ の 他 千 円	
北海道	2,996	1,496,505	1,109,270	1,069,644	50,831,560
青森	128,842	16,750	1,391,820	4,375,271	51,243,114
岩手	210	14,000	177,172	295,723	9,277,080
宮城	—	252,070	—	3,127	3,174,847
秋田	40,220	—	1,200	94,797	10,226,860
山形	3,000	212,000	—	46,330	9,193,984
福島	50	2,500	813,500	1,112,974	9,473,184
茨城	—	—	475,690	—	11,932,142
栃木	—	—	—	1,657,671	6,382,085
群馬	—	—	—	—	9,262,864
埼玉	4,000	—	1,439	500	5,933,029
千葉	4,100	500	19,240	59,197	1,819,044
東京都	—	—	318	16	154,816
神奈川県	—	—	—	13,870	1,220,019
新潟	20,414	214,709	25,939,000	2,727,733	38,343,526
富山	1,680	—	10,262,000	2,336,458	23,765,997
石川	4,260	—	421,100	—	4,626,905
福井	290	13,500	15,000	527,292	4,090,685
山梨	—	—	211,212	341,761	2,496,687
長野	—	—	—	942,840	4,089,270
岐阜	—	—	—	312,700	3,834,214
静岡県	3,000	—	—	—	5,260,844
愛知県	—	—	—	648,100	2,160,919
三重県	1,500	268,859	—	21,170	5,661,960
滋賀県	—	—	—	—	710,448
京都府	17,048	6,600	—	86,480	2,771,699
大阪府	—	—	—	—	—
兵庫県	104,000	—	—	—	6,157,043
奈良県	—	—	—	26,870	2,260,536
和歌山	—	—	—	—	12,770,780
鳥取県	13,002	—	4,535,188	65,259	9,763,000
島根県	—	—	184,450	1,811,168	9,290,926
広島県	—	—	114,000	—	4,383,581
山口県	14,377	—	—	—	4,651,713
徳島県	—	—	—	—	2,701,842
香川県	46,000	—	2,500	—	2,447,313
愛媛県	—	—	—	—	950,476
高知県	—	3,000	—	—	28,238,426
福岡県	16,388	7,110	—	284,870	9,294,572
佐賀県	550	500	200	129,350	6,162,261
長門県	—	6,572	—	5,604	9,642,460
熊本県	—	212,900	65	541,764	6,117,456
大分県	—	—	101,390	180,176	14,453,534
宮崎県	34,255	—	—	11,570	10,382,883
鹿児島	64,500	—	—	430,349	12,169,754
沖縄	10,828	1,940	1,127,427	15,143,754	33,565,211
計	183,153	275,959	843,881	2,528,358	6,344,528
合 計	718,663	3,005,974	47,747,062	37,832,746	469,686,077

等による都道府県別被害状況 (つづき)

災害対策本部の設置		災害救助法	消防職員	消防団員	備 考
都道府県 (回)	市町村 (団体)	適用市町村 (団体)	出動延人数 (人)	出動延人数 (人)	
—	11	4	2,214	2,246	
—	23	11	1,860	19,209	
—	8	—	769	9,362	
—	16	—	436	1,917	
—	—	—	327	1,206	
—	12	—	512	—	
—	58	—	742	11,230	
—	9	1	477	2,216	
—	—	—	310	2,083	
—	1	—	325	1,366	
—	21	—	303	482	
—	21	—	945	3,802	
—	33	—	964	3,833	
—	29	—	3,958	3,937	
1	53	22	126	1,080	
—	4	—	4,685	14,876	
—	8	—	1,079	2,831	
—	15	—	410	729	
—	12	1	716	6,815	
—	5	6	390	5,314	
—	2	—	247	2,241	
—	7	—	425	2,966	
—	22	—	193	318	
1	5	—	9	591	
—	345	—	—	—	
—	11	—	—	7,741	
—	—	—	—	—	
—	11	—	—	256	
—	—	—	210	218	
—	—	—	—	—	
—	10	—	—	45	
—	7	1	16	718	
1	2	1	252	2,002	
—	—	—	55	8	
—	—	—	—	—	
—	3	—	—	232	
—	—	—	188	75	
2	13	—	3	70	
1	27	—	127	529	
—	—	—	1,409	1,209	
—	—	—	48	1,276	
—	1	—	245	424	
—	5	—	812	6,519	
2	16	—	285	159	
—	3	—	31	361	
—	30	7	996	1,563	
—	2	—	330	205	
14	856	54	27,429	124,260	

附属資料12 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生日	災害種目	被害地域	人的被害		住宅被害			床下浸水	
				死者	行方不明者	全壊	半壊	床上浸水		
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9. 15~17	台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手 九州より東北南部, 特に鹿児島, 愛媛	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24. 6. 18~22	台風	九州, 四国	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8. 13~18	台風	東日本, 特に関東	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8. 31~9. 1	台風	九州, 北陸, 和歌山他	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25. 1. 10~14	山崩	東日本, 特に静岡, 長野, 茨城	11	109	—	43	56	—	—
7	5. 19~21	水害	鹿児島, 和歌山他	1	58	2	6	1	—	25
8	6. 9	山崩	東日本	50	—	23	5	—	—	—
9	6. 9~14	水害・山崩	東日本, 特に静岡, 長野, 茨城	1	58	2	6	1	25	—
10	8. 3~6	風水害・山崩	東日本	40	59	764	286	90	10,958	21,335
11	9. 3~4	台風	四国, 近畿中部, 北日本特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
12	9. 13~15	台風	九州, 四国, 中国	51	12	303	1,417	5,786	31,927	125,800
13	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
14	10. 13~15	台風	東北以西, 特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
15	27. 6. 22~24	台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
16	7. 10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
17	28. 6. 4~8	台風	中部以西	37	17	56	147	135	1,810	31,830
18	6. 23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
19	7. 16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
20	8. 11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894

附属資料12 昭和21年以降の風水害等の記録(つづき)

番号	被害発生日	災害種目	被害地域	人的被害		住宅被害			床下浸水	
				死者	行方不明者	全壊	半壊	床上浸水		
21	28. 9. 22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
22	29. 5. 8~12	台風	北日本, 近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
23	8. 17~20	台風	関東以西, 特に宮崎	30	33	77	361	1,321	3,797	28,597
24	9. 10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
25	9. 16~19	台風	近畿から東北, 特に静岡	36	24	59	119	141	6,057	38,445
26	9. 24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
27	30. 2. 19~20	台風	全国	16	104	18	42	100	77	219
28	4. 14~18	水害・山崩	北九州, 特に福岡, 佐賀	91	4	34	42	42	3,024	15,445
29	5. 11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
30	9. 29~10. 1	台風	西日本, 北日本, 特に九州	54	14	314	6,412	13,046	10,184	41,110
31	31. 4. 17~18	台風	東北, 関東, 北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
32	7. 14~17	水害	東北, 北陸	50	10	37	160	134	8,775	22,291
33	10. 30~31	水害・山崩	奥羽地方, 北海道	23	47	22	82	51	671	4,702
34	32. 6. 27~28	台風	関東以西	30	23	33	108	127	24,163	105,510
35	7. 25~28	諫風(南風)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
36	33. 1. 26~27	水害	西日本	174	38	8	—	—	6	—
37	9. 15~18	水害	東日本, 近畿	25	47	111	390	526	8,934	39,766
38	9. 26~28	台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
39	34. 7. 13~15	台風	西日本, 東海, 特に九州	44	16	77	193	182	8,539	68,749
40	8. 12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309

附属資料12 昭和21年以降の風水害等の記録(つづき)

番号	被害発生日年月	災害種目	被害地域	人的被害		住宅被害		床上浸水床下浸水 むね
				死者	行方不明者	全壊	半壊	
41	34. 8. 22~28	水害・山崩	関東、北陸、東海	人	人	むね	むね	むね
42	9. 15~18	台風14号	西日本、北陸、北日本、特 に古島	6	715	344	806	13,269
43	9. 26~27	台風15号	全国(九州を除く)、特に愛知	40	53	1,443	1,858	5,174
44	10. 16~19	台風18号	中部	4,697	401,38	921,80	113,052	157,858
45	35. 5. 24	チリ地震	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	8	18	291	786	63
46	8. 24	台風16号	西日本	122	17	872	6,943	23,322
47	9. 19	炭鉱落盤	福岡	49	6	126	216	7,714
48	36. 6. 24~7. 5	水害・山崩	山陰、四国、近畿、中部、関東	67	—	—	—	—
49	9. 15~16	台風18号	全国、特に近畿	302	55	1,320	1,758	73,126
50	10. 25~28	台風26号	関東以西、特に大分	194	8	4,972	15,238	123,103
51	37. 7. 1~8	水害・山崩	関東以西、特に九州	78	31	86	234	10,435
52	38. 1.	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	110	17	114	263	16,108
53	39. 7. 17~20	水害・山崩	山陰、北陸	228	3	356	753	982
54	9. 24~26	台風20号	全国(北海道を除く)	114	18	221	669	9,360
55	40. 9. 10~18	台風23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	47	4	664	4,235	11,487
56	41. 6. 27~29	台風4号	関東、東海、北日本	153	28	1,206	1,879	46,183
57	9. 23~25	台風24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	63	7	96	116	26,670
58	42. 7. 8~9	水害・がけ崩れ	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	238	79	824	2,422	8,834
59	8. 26~29	水害・がけ崩れ	新潟、東北部	102	16	152	163	17,213
60	43. 8. 17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜、京都	83	55	155	449	26,641
				106	13	29	64	2,061

附属資料12 昭和21年以降の風水害等の記録(つづき)

番号	被害発生日年月	災害種目	被害地域	人的被害		住宅被害		床上浸水床下浸水 むね
				死者	行方不明者	全壊	半壊	
61	44. 6. 24~7. 11	水害	関東以西、特に鹿児島	人	人	むね	むね	むね
62	46. 7. 16~26	水害・がけ崩れ	関東、九州	84	5	743	367	12,860
63	8. 3~6	台風19号	九州を中心に西日本、特に鹿児島	64	1	171	272	12,136
64	9. 5~8	水害・台風25号	関東南部、特に千葉	70	—	364	554	5,783
65	47. 7. 3~15	水害・台風6・7・9号	全国、特に北九州、鳥根、広島	57	1	108	353	6,067
66	9. 13~19	水害・台風20号	中国、四国以东	421	26	1,056	2,977	55,537
67	49. 5. 29~8. 1	水害・台風8号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	55	3	325	351	19,524
68	51. 9. 8~14	水害・台風17号	全国、特に香川、岡山	145	1	496	657	77,933
69	52. 1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	161	10	537	1,669	101,103
				101	—	834	56	177

(注) 死者及び行方不明者の合計が50人以上のもの。

附属資料13 都道府県別市

都道府県	区分	消防本部					消防署	出張所	消防職員	
		計	市	町	村	組合				
北海道	北青森	72	20	8	—	44	107	399	7,028	
		16	1	2	—	13	24	59	1,810	
		14	3	1	—	10	17	51	1,288	
		13	4	—	—	9	24	72	1,900	
		17	2	1	—	14	19	63	1,467	
	秋山福	15	8	2	—	5	15	48	1,274	
		12	2	—	—	10	19	70	1,690	
		茨栃群	26	10	4	1	11	41	31	2,326
			15	5	1	—	9	16	47	1,684
			12	2	—	—	10	24	42	1,710
	47		27	5	—	15	49	87	4,261	
	30		18	3	—	9	43	90	4,254	
	奈京	3	3	—	—	—	76	212	18,002	
		28	18	8	—	2	50	139	6,397	
		新富士	34	12	7	—	15	42	54	2,229
22			9	11	—	2	30	24	1,028	
11			3	3	—	5	15	36	1,032	
12	1		3	—	8	14	42	851		
山長岐	10		2	1	—	7	16	27	726	
	20	9	2	—	9	31	42	1,450		
	21	8	3	—	10	33	41	1,585		
	29	15	1	—	13	34	78	2,859		
	43	28	5	—	10	63	88	5,400		
滋京大	14	8	—	—	6	19	45	1,428		
	11	3	—	—	8	22	15	856		
	16	10	5	—	1	27	38	2,291		
	31	22	5	—	4	67	145	8,073		
	27	20	2	—	5	46	64	3,782		
奈和歌	10	8	1	—	1	14	9	652		
	14	7	4	—	3	20	11	764		
	鳥島岡	3	1	—	—	2	4	9	405	
		11	2	1	—	8	12	36	658	
		14	5	—	—	9	21	46	1,496	
21		6	5	—	10	31	47	2,342		
15		9	—	—	6	20	24	1,258		
徳香愛	10	3	—	—	7	18	20	645		
	11	4	1	—	6	12	16	863		
	16	6	—	—	10	13	23	945		
	15	6	—	—	9	18	24	803		
	福佐長	25	9	2	—	14	38	87	3,403	
10		3	—	—	7	14	19	791		
10		3	—	—	7	15	66	1,360		
14		2	—	—	12	18	44	1,474		
15		4	1	—	10	18	39	1,289		
大宮鹿	9	6	—	—	3	12	22	778		
	17	6	1	—	10	22	39	1,259		
	児沖	17	9	1	—	5	18	12	752	
		17	9	1	2	5	18	12	752	
		合 計	878	372	100	3	403	1,321	2,742	110,618

町村消防組織一覽

昭和52年4月1日現在

消防団	分 団	消防団常備部				消防団員 数	全国市町村			
		計	市	町	村		計	市	町	村
248	1,069	—	—	—	—	32,584	212	32	154	26
68	700	—	—	—	—	24,331	67	8	33	26
62	496	—	—	—	—	28,518	62	13	31	18
77	505	2	—	2	—	26,271	74	11	60	3
70	656	1	—	1	—	24,174	69	9	48	12
44	390	—	—	—	—	33,676	44	13	27	4
90	649	—	—	—	—	42,688	90	10	51	29
92	1,249	—	—	—	—	32,060	92	18	44	30
49	362	—	—	—	—	17,880	49	12	33	4
70	482	—	—	—	—	14,357	70	11	28	31
89	621	—	—	—	—	17,105	92	39	35	18
72	1,036	—	—	—	—	36,114	80	26	47	7
98	701	—	—	—	—	26,840	41	26	7	8
58	552	—	—	—	—	19,266	37	18	18	1
112	929	—	—	—	—	56,844	112	20	53	39
41	296	—	—	—	—	9,949	35	9	18	8
39	225	4	—	3	1	5,429	41	8	26	7
32	247	—	—	—	—	5,623	35	7	22	6
64	226	—	—	—	—	20,403	64	7	36	21
122	922	—	—	—	—	50,397	122	17	38	67
136	619	—	—	—	—	25,260	100	13	55	32
75	661	—	—	—	—	27,293	75	21	49	5
302	815	—	—	—	—	29,633	88	30	46	12
69	493	—	—	—	—	15,156	69	13	45	11
50	188	—	—	—	—	9,426	50	7	42	1
73	376	2	—	2	—	23,452	44	10	33	1
39	393	—	—	—	—	10,573	44	31	12	1
118	1,923	—	—	—	—	61,205	92	21	71	—
47	373	—	—	—	—	11,946	47	9	20	18
50	325	—	—	—	—	13,362	50	7	36	7
41	278	—	—	—	—	7,282	39	4	31	4
59	395	—	—	—	—	16,420	59	8	41	10
80	457	—	—	—	—	35,902	78	10	56	12
87	715	—	—	—	—	29,509	87	12	69	6
56	515	—	—	—	—	16,413	56	14	36	6
46	452	—	—	—	—	12,869	50	4	38	8
43	268	—	—	—	—	7,988	43	5	38	—
70	532	—	—	—	—	23,994	70	12	44	14
53	308	—	—	—	—	8,829	53	9	25	19
108	715	—	—	—	—	28,883	97	20	69	8
49	187	—	—	—	—	25,615	49	7	36	6
81	870	—	—	—	—	25,527	79	8	70	1
98	831	—	—	—	—	44,469	98	11	66	21
58	468	—	—	—	—	20,465	58	11	36	11
44	125	—	—	—	—	18,376	44	9	28	7
96	738	—	—	—	—	17,948	96	14	73	9
44	130	8	—	1	7	2,063	53	10	7	36
3,669	26,463	17	—	9	8	1,094,367	3,256	644	1,981	631

附属資料14 消防機関数と職団員数の推移

区分 年次	消防本部・署数				消防団数			
	消防本部	消防署	出張所	消防職員	消防団	分団	団常備部	団員数
昭和27年	298	392	573	27,269	10,167	—	76	2,090,000
28	314	407	612	28,547	10,073	—	113	2,015,780
29	328	423	638	30,493	9,337	—	120	2,023,011
30	360	454	683	31,194	5,951	—	106	1,944,233
31	383	465	713	31,861	5,332	—	101	1,830,222
32	406	488	735	32,745	4,481	—	107	1,737,319
33	429	507	778	33,729	4,304	—	104	1,677,555
34	438	533	831	35,168	4,153	—	93	1,633,792
35	445	562	833	36,627	4,016	—	102	1,591,053
36	461	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	892	1,242	60,486	3,943	28,998	89	1,234,696
45	756	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	878	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367

附属資料15 常備化市町村の変遷

区分 年度別	指定数			町村合併による移動			差引累計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村
昭和39年度	486	466	20	—	—	—	486	466	20
40	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1	△ 1	1,004	556	448
46	(7) 382	(7)	382	△ 1	28	△ 1	1,392	590	802
47	(18) 489	(18)	489	△ 3	24	△ 27	1,896	632	1,264
48	(2) 363	(2)	363	△ 11	10	△ 21	2,250	644	1,606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2,464	644	1,820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2,528	644	1,884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2,601	645	1,956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2,664	646	2,018
53 (見込)	50	—	50	—	—	—	2,714	646	2,068

註 昭和46～48年の「指定数」欄中の「市」、「計」欄の()内の数字は、消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令附則第2項に規定する市が消防本部・署を設置した場合の数を表わし、外書きである。

附属資料16 都道府県の防災会議及び防災計画の状況

都道府県	項目	防災会議の開催回数(昭和52年度)	幹事会の開催回数(昭和52年度)	防災計画の修正回数(昭和52年度)	防災会議の部会の設置状況(昭和53年4月1日現在)	
北海道	道海	1	5	1	地震対策部会(39. 9. 14), 救急医療対策部会(47. 12. 12)	
	北青岩宮秋	1	2	—	原子力部会(46. 1. 8)	
	山福茨栃群	山	1	—	1	地震部会(50. 12. 23)
		福	—	—	—	雪害対策部会(39. 12. 11), 通信部会(39. 12. 11), 災害危険地域対策部会(42. 6. 13)
	埼玉	形島	1	1	1	救急医療部会(41. 2. 19), 山くずれ等対策部会(42. 8. 8)
		城木馬	1	—	1	救急医療部会(42. 6. 7), 地震部会(46. 6. 12)
	千葉	玉葉	1	—	1	地震対策部会(47. 4. 11)
		京川	1	1	1	地震対策部会(46. 12. 7)
		湯奈	1	1	1	地震部会(39. 7. 29), 風水害部会(39. 7. 29)
	茨城	埼千東神新	—	1	1	地震対策部会(44. 4. 21)
		富石福山長	1	1	1	災害救助部会(37. 12. 1), 通信情報部会(37. 12. 1)
	群馬	山川	1	3	1	原子力対策部会(44. 1. 10)
		井梨野	1	—	—	地震部会(48. 2. 28)
栃木	泉岡	1	1	1	震災対策部会(40. 8. 31)	
	知重賀	1	1	1	施設部会(37. 10. 15), 救助部会(37. 10. 15)	
東京都	都	—	—	—	地震部会(46. 5. 25)	
		1	2	1	救急医療部会(46. 8. 6), 特殊災害部会(50. 3. 31)	
		—	—	—	京都府大震災緊急対策活動検討会(51. 5. 25)	

大阪府	阪	1	1	1	地震対策部会(48. 11. 1), 地下街等災害対策部会(47. 7. 31)	
	東	1	1	1		
	良	1	1	1		
	山	1	1	1		
	歌	—	—	—		
	奈良	取	—	1	1	総務部会(41. 3), 施設部会(41. 3), 生活環境部会(41. 3), 運輸通信部会(41. 3), 原子力防災部会(48. 4)
		根	1	1	1	
	和歌山	山	—	1	1	
		島口	1	2	1	
	徳島	島	—	—	—	
岡		1	—	1	臨海工業地帯防災対策連絡協議会(47. 9. 1)	
香川県	島川	—	—	—	地震部会(43. 2. 6)	
	媛知岡	1	1	—	救急医療部会(41. 3. 29)	
愛媛県	賀	—	—	—		
	本	1	1	1		
高松	分	—	1	1		
	崎	1	1	1	救急医療部会(44. 11. 19), 地すべり等対策部会(48. 5. 30)	
福岡	佐	—	—	—		
	長	1	1	1		
熊本	大	1	1	1		
	宮	1	1	—		
鹿児島	鹿	1	1	1		
	児	1	1	—		
沖縄	鹿	1	1	—		
	児	1	1	—		
計		36	46	39		

附属資料17 都道府県の防災訓練

都道府県	項目	実施回数	訓練想定(訓練形態)	参加人員
北海道		4	地震・津波(通信), 豪雨(水防工法), 台風(図上), 地震総合(総合)	69,922
青森		1	林野火災(総合)	700
岩手		1	地震火災(総合)	2,800
宮城		3	地震・津波(総合), 地震(総合), 豪雪・融雪(図上)	7,980
秋田		3	海難救助(総合), 防災(総合), 石油コンビナート災害(総合)	4,200
山形		1	地震(図上)	500
福島		2	地震火災(総合), 地震石油コンビナート火災(総合)	2,926
茨城		1	風水害(総合)	2,000
栃木		1	地震(総合)	1,110
群馬		1	台風(総合)	1,208
埼玉		1	地震(通信)	539
千葉		1	地震(総合)	1,102
東京		1	地震(総合)	10,000
神奈川		1	地震(図上, 通信)	200
新潟		2	地震(総合) 2	30,000
富山		1	台風・地震(総合)	2,900
石川		1	地震(総合)	966
福井		1	風水害(総合)	948
山梨		3	地震(総合) 2, 各種災害(通信)	8,905
長野		2	地震(総合), 風水害・地震(図上)	12,250
岐阜		1	地震(総合)	17,790
静岡		2	地震・コンビナート災害	105,152
愛知		1	地震(総合)	96,525
三重		1	地震(総合)	133,608
滋賀		1	地震(総合)	555
京都		1	風水害(通信)	120
大阪		1	台風火災(総合)	1,220

の実施状況(昭和52年度)

都道府県	項目	実施回数	訓練想定(訓練形態)	参加人員
兵庫		2	台風・豪雨(総合), コンビナート災害(総合)	2,066
奈良		1	風水害・地震・林野(総合)	1,740
和歌山		1	台風・集中豪雨(総合)	620
鳥取		1	地震(総合)	7,715
島根		1	総合(総合)	1,100
岡山		4	台風(総合), 総合(救護), コンビナート火災(総合), 高圧ガス移送タンク車事故(総合)	2,000
広島		2	豪雨(総合), コンビナート災害(総合)	850
山口		4	豪雨(総合), 豪雨(通信), 大火(総合), コンビナート災害(総合)	2,339
徳島		3	総合(総合), 特殊ガス災害(総合), 地震(図上)	676
香川		1	台風(総合)	800
愛媛		1	豪雨・地震(総合)	806
高知		1	台風(総合)	850
福岡		1	集中豪雨(総合)	871
佐賀		2	豪雨(総合), コンビナート火災(総合)	2,950
長崎		1	台風(総合)	761
熊本		1	林野火災(資機材操法訓練)	200
大分		2	地震(総合), コンビナート火災(図上, 総合)	10,270
宮崎		1	地震(総合)	1,051
鹿児島		1	総合(総合)	834
沖縄		—		—
合計		71		554,625

附層資料18 市 町 村 の 防 災 会

項目	市 町 村 数				防 災 会		
	市	町	村	計	市	町	村
北海道							
北海	32	154	26	212	32	154	26
道	8	33	26	67	8	33	26
青森	13	31	18	62	13	31	18
岩手	11	60	3	74	11	60	3
宮城	9	48	12	69	9	48	12
秋田	13	27	4	44	13	27	4
山形	10	51	29	90	10	51	29
福島	18	44	30	92	18	44	30
茨城	12	33	4	49	12	33	4
栃木	11	28	31	70	11	28	31
群馬	39	35	18	92	39	35	18
埼玉	26	47	7	80	26	47	7
千代田	49	7	8	64	49	7	(5) 3
神奈川	(区含む) 18	18	1	37	(区含む) 18		1
新潟	20	53	39	112	20	53	39
富山	9	18	8	35	9	18	8
石川	8	26	7	41	8	26	7
福井	7	22	6	35	7	22	6
山梨	7	36	21	64	7	36	21
長野	17	38	67	122	17	38	67
岐阜	13	55	32	100	13	55	32
静岡	21	49	5	75	21	49	5
愛知	30	46	12	88	30	46	12
三重	13	45	11	69	13	45	11
滋賀	7	42	1	50	7	42	1
京都	10	33	1	44	10	33	1
大阪	31	12	1	44	31	12	1
兵庫	21	71	—	92	21	71	—
奈良	9	20	18	47	9	20	18
和歌山	7	36	7	50	7	36	7
鳥取	4	31	4	39	4	31	4
島根	8	41	10	59	8	41	10
岡山	10	56	12	78	10	56	12
広島	12	69	6	87	12	69	6
山口	14	36	6	56	14	36	6
徳島	4	38	8	50	4	38	8
香川	5	38	—	43	5	38	—
愛媛	12	44	14	70	12	44	14
高松	9	25	19	53	9	25	19
福井	20	69	8	97	20	69	8
佐賀	7	36	6	49	7	36	6
長門	8	70	1	79	8	70	1
熊本	11	66	21	98	11	66	21
大分	11	36	11	58	11	36	11
宮崎	9	28	7	44	9	28	7
鹿児島	14	73	9	96	14	73	9
沖縄	10	7	36	53	2	—	—
合 計	667	1,981	631	3,279	659	1,974	590 (5)

(注) ()は防災会議設置免除団体を示す。

議 及 び 防 災 計 画 の 状 況

(昭和53.4.1現在)

議 計	設置率(%)	防 災 計 画				作成率(%)	防災計画修正団体数 (昭和52年度)
		市	町	村	計		
212	100	32	154	26	212	100	15
67	100	8	33	26	67	100	2
62	100	13	31	18	62	100	3
74	100	11	60	3	74	100	2
69	100	9	48	12	69	100	4
44	100	13	27	4	44	100	3
90	100	10	51	29	90	100	3
92	100	18	44	30	92	100	12
49	100	12	33	4	49	100	3
70	100	11	28	31	70	100	5
92	100	39	35	18	92	100	2
80	100	26	47	7	80	100	10
(5)59	100	49	7	5	61	95	25
37	100	(区含む) 18	18	1	37	100	4
112	100	20	53	39	112	100	9
35	100	9	18	8	35	100	5
41	100	8	26	7	41	100	5
35	100	7	22	6	35	100	3
64	100	7	36	21	64	100	4
122	100	17	38	67	122	100	4
100	100	13	55	32	100	100	41
75	100	21	49	5	75	100	24
88	100	30	46	12	88	100	17
69	100	13	45	11	69	100	29
50	100	7	42	1	50	100	15
44	100	10	33	1	44	100	11
44	100	31	12	1	44	100	2
92	100	21	71	—	92	100	27
47	100	9	20	18	47	100	6
50	100	7	36	7	50	100	12
39	100	4	31	4	39	100	4
59	100	8	41	10	59	100	25
78	100	10	56	12	78	100	4
87	100	12	69	6	87	100	33
56	100	14	36	6	56	100	4
50	100	4	38	8	50	100	27
43	100	5	38	—	43	100	10
70	100	12	44	14	70	100	6
53	100	9	25	19	53	100	22
97	100	20	69	8	97	100	11
49	100	7	36	6	49	100	16
79	100	8	70	1	79	100	11
98	100	11	66	21	98	100	44
58	100	11	36	11	58	100	1
44	100	9	28	7	44	100	6
96	100	14	73	9	96	100	22
2	3.8	2	—	—	2	3.8	1
3,223 (5)	98.3	659	1,974	592	3,225	98.4	554

附属資料19 石油コンビナート等

都道府県	特別防災 区 域	面 積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯 蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガス の処理量 (万Nm ³)	石油以外 の第4類 の貯蔵・ 取扱量 (kl)	毒物及び劇物		放射 性 物 質 (ci)
								毒物 (t)	劇物 (t)	
北海道	釧路 小 路 牧 蘭 礎	1,024	9(1)	2	33	87	7,100			
		16,333	10(5)	5	276	2,598	3,065			
		6,567	4(3)	10	196	15,658	1,375			
青森	青森 八 森 戸	122	5(-)	-	15	-	-			
		1,252	8(1)	5	29	128	-			
宮城	塩釜 釜 台	297	9(5)	3	26	515	39			
		4,598	2(1)	5	219	933	2			
秋田	男鹿 鹿 田	710	1(1)	1	20	52	-			
		1,699	8(1)	7	44	272	97			
山形	酒 田	2,786	5(-)	3	28	3	50			
福島	広野 い わ き	727	1(-)	-	11	-	-			
		6,955	7(2)	5	139	5,740	8,400			
茨城	鹿島臨海	22,722	12(10)	10	559	25,246	90,000			
千葉	京葉臨海北部 京葉臨海中部 京葉臨海南部	2,480	9(-)	5	37	382	24,900			
		44,660	38(26)	33	1,862	155,677	260,700			
		9,903	3(2)	1	16	1,340	136			
東京	豊川・大 品 井	891	3(-)	-	36	-	-			
		322	3(1)	-	21	42	1,712			
神奈川	京浜臨海 根 岸 臨 久 里 浜	32,870	57(35)	54	1,347	112,813	116,000			
		6,340	4(2)	5	488	28,759	40,000			
		710	1(-)	-	55	-	-			
新潟	新潟 直 潟 江 西 港	18,551	8(-)	3	127	1,105	21,640			
		6,972	7(3)	9	162	11,646	64,100			
		2,723	4(-)	2	12	107	1,830			
富山	富新 伏 山 婦 湊 木 中	688	2(1)	5	116	198	5,200			
		332	1(-)	-	18	-	-			
		170	6(-)	1	16	-	-			
		571	1(1)	-	1	4,833	220			
石川	金沢港北	273	5(-)	4	22	448	-			
福井	三 国	1,399	4(-)	2	34	-	-			
静岡	清 水	1,130	4(1)	11	65	977	30,000			
愛知	渥美 蒲 郡 衣 浦 名 古 屋 港 臨 海	1,079	1(-)	-	68	-	-			
		168	3(-)	2	18	181	-			
		8,509	3(1)	7	27	71	-			
三重	四日市臨海 尾 鷲	25,704	33(9)	18	778	26,648	-			
		7,940	23(19)	15	743	64,077	502,800			
大阪	大 阪 北 港 堺 泉 北 臨 海 岬	525	2(1)	2	74	36	-			
		4,470	11(1)	16	73	701	16,000			
		16,900	25(11)	29	617	85,195	109,000			
兵庫	尼崎 神 戸	532	2(2)	-	28	2	-			
		4,310	6(3)	14	46	363	1,090			
		2,900	13(3)	6	122	2,531	50,500			

特別防災区域の現況

(昭和53.7.14現在)

第4類以外 の危険物の 貯蔵・取扱 量 (t)	準危険物の 貯蔵・取扱 量 (千t)	高圧ガス以 外の可燃性 ガスの貯 蔵・取扱・ 処理量 (万Nm ³)	毒物及び劇物				放射 性 物 質 (ci)
			石防法に基づく 毒物劇物		そ の 他 の 毒物劇物		
			毒物 (t)	劇物 (t)	毒物 (t)	劇物 (t)	
1,560	4	-	-	70	-	1,500	-
83,680	21	11	-	640	-	12,647	0.4
19,451	24	26	28	35	2	7,979	91.0
7	4	-	-	3	-	-	0.1
-	0.02	-	-	-	-	-	-
200	6	-	-	-	-	-	-
-	18	-	-	-	-	-	-
9,000	37	2	16	13	-	903	4.7
7,000	10	-	-	48	8	6,510	-
23,980	3	-	-	-	-	23,815	2.0
1,090	0.1	2	-	839	-	1,865	1.3
70	-	-	-	-	-	-	-
81,400	13	154	-	18,591	101	103,492	4.7
40,000	30	3,781	163	13,231	300	48,053	179.0
303	16	-	30	1,604	-	1,957	4.1
275,600	137	11,882	1,563	68,188	89	143,775	125.4
16,100	3	691	-	42	-	3,390	135.2
19	-	693	-	-	-	263	0.4
13	-	0.07	-	-	-	411	-
60,000	113	1,350	2,205	35,013	742	145,802	357.9
12,000	40	22,328	247	3,454	-	3,807	223.0
-	-	-	-	-	-	178	0.1
10,684	3	274	-	2,092	-	10,601	0.6
6,690	3	192	22	6,560	-	6,190	13.2
156	0.01	35	42	5	-	4,782	0.02
396,220	5	-	-	-	-	46	0.2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
14,600	-	-	-	5,256	-	19,264	0.01
-	2	-	-	-	-	-	-
17	-	-	-	16	-	132	-
360	3	-	16	22	-	753	-
-	-	-	-	21	-	140	0.03
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	107	40	227	4.6
-	-	-	-	12,462	277	35,108	126.4
149,300	115	27	388	5,501	172	59,770	124.6
-	-	-	-	0.3	-	12	-
20,000	25	934	-	8,250	1	3,996	91.2
23,000	4	3,324	767	27,760	262	62,551	16.2
32	-	-	-	20	-	-	-
1,800	13	205	18	1,365	116	10,902	4.6
900	18	670	-	6,000	-	45,500	1.8

附属資料19 石油コンビナート等

都道府県	特別防災 区 域	面 積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高压ガス の処理量 (万Nm ³)	石油以外 の第4類 の貯蔵・ 取扱量 (kl)	毒物及び劇物				放射 性 物 質 (ci)	
								石防法に基 づく 毒物 (t)	劇物 (t)	そ の 他 の 毒 物 (t)	劇 物 (t)		
兵 庫	東播磨 姫路臨海	11,682	5(5)	11	44	4,403	22,465						
		17,800	10(9)	8	339	13,856	38,368						
和 歌 山	和歌山北部 和歌山北部 和歌山中部 和歌山南部	5,083	3(2)	—	16	3,359	21,000						
		1,490	3(3)	—	99	550	3,037						
		2,978	3(3)	—	549	13,919	1,960						
		25,357	17(16)	12	885	88,995	71,000						
岡 山	水島臨海	9,567	3(2)	1	16	5,251	162,000						
		185	2(—)	—	27	—	—						
		290	1(—)	—	53	—	28,100						
山 口	岩国・大竹	5,375	10(8)	6	236	20,275	25,943						
		2,614	2(2)	3	85	667	1,400						
山 口	下徳山・新南陽 宇野田 小野田 小野田	7,489	11(9)	8	333	69,275	35,000						
		4,344	6(4)	9	25	10,685	316						
		1,925	1(1)	—	324	5,322	11						
		123	5(—)	—	33	—	—						
		799	1(—)	1	25	13	—						
香 川	番の州	4,225	3(2)	1	337	10,015	6						
愛 媛	新上居 菊松 松山	4,494	5(3)	6	25	19,453	2,398						
		106	1(—)	—	25	—	—						
		512	1(1)	—	155	1,333	—						
福 岡	苅北 九州	2,556	4(3)	1	142	10,528	12,100						
		1,034	2(1)	2	17	1	—						
		22,133	20(11)	12	87	14,582	21,000						
佐 賀	唐津	451	9(1)	16	31	634	26,000						
		305	3(1)	—	26	398	—						
長 崎	相長 浦崎	239	1(1)	—	18	1	—						
		169	6(—)	5	15	87	—						
熊 本	八 代	156	6(—)	—	11	—	—						
大 分	大 分	10,177	12(12)	2	343	34,800	9,910						
鹿 児 島	喜 入	1,880	1(—)	—	899	—	—						
沖 縄	平安座 安泊那 小那覇	2,120	2(1)	—	837	7,683	0.2						
		186	1(1)	—	38	501	—						
		780	1(1)	—	131	2,080	6						
合 計		419,187	526(256)	405	14,900	888,276	1,837,976						

(注) 第一種事業所欄の()は、配置規制対象事業所で内書である。

特別防災区域の現況(つづき)

(昭和53.7.14現在)

第4類以外 の危険物の 貯蔵・取扱 量 (t)	準危険物の 貯蔵・取扱 量 (千t)	高压ガス以 外の可燃性 ガスの貯 蔵・取扱・ 処理量 (万Nm ³)	毒物及び劇物				放射 性 物 質 (ci)
			石防法に基 づく 毒物 (t)	劇物 (t)	そ の 他 の 毒 物 (t)	劇 物 (t)	
27,570	13	395	—	4,784	238	49,264	556.2
17,740	13	1,668	48	4,823	0.02	26,323	263.1
14,300	29	—	—	1,301	—	2,986	47.3
1,730	22	—	—	—	—	216	0.7
5,350	18	—	65	13	12	1,250	150.1
53,000	59	1,918	315	19,330	950	181,637	19.1
9,931	0.03	—	—	188	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
16,843	13	95	73	2,264	—	9,724	—
900	8	—	0.1	361	—	1,805	11.9
19,000	126	17	95	5,893	398	166,196	34.6
50,000	7	8	177	40,228	17	54,535	54.9
10,640	—	—	57	9,126	—	304	4.3
—	0.05	—	—	—	—	—	—
2,600	3	21	—	172	—	8,078	—
14,090	21	487	26	3,739	—	3,664	9.6
31,959	0.2	—	23	43,948	—	40,999	10.1
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	13	1	—	21	0.2
416	0.02	—	—	1,055	63	43,879	149.3
490	—	—	—	45	—	—	20.7
574,000	33	1,152	44	30,003	151	59,930	151.9
—	8	—	—	—	—	—	—
155	—	—	20	—	—	140	—
594	—	—	—	—	—	—	1.3
—	2	—	—	—	—	—	—
—	5	—	—	—	—	—	1.8
16,430	15	62	132	834	145	15,426	131.9
—	—	—	—	—	—	—	—
9,200	—	27	—	0.05	—	—	0.7
—	—	—	0.01	0.5	—	75	—
—	5	—	21	0.5	—	56	—
2,132,170	1,070	52,431	6,614	385,317	4,084	1,432,829	3,132.46

附属資料20 石油コンビナート等特別防災

都道府県	特別防災区域	大型化学	大型高所	泡原液	その他の	消防艇	可搬式放
		消防車 (台)	放水車 (台)	搬送車 (台)	消防ポンプ自動車 (台)		
北海道	小 路 苫室上 牧蘭礎	1	1	—	—	—	3
		2	—	1	2	1	26
		2	—	1	2	—	24
青 森	青八 森戸	1	1	—	—	1	2
		—	—	—	—	—	—
宮 城	塩仙 釜台	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	3	2	3
秋 田	男秋 鹿田	1	—	—	—	2	2
		—	—	—	—	—	6
山 形	酒 田	—	—	—	—	1	—
		—	—	—	—	—	—
福 島	広い わ 野き	—	—	—	—	—	—
		2	1	1	—	6	36
茨 城	鹿島 臨海	—	—	—	—	10	103
		—	—	—	—	—	—
千 葉	京葉臨海北部 京葉臨海中部 京葉臨海南部	—	—	—	—	—	8
		9	1	—	3	26	197
東 京	豊品 川・大井	2	1	1	—	—	3
		—	—	—	—	—	1
神 奈 川	京根久 浜里	11	1	4	40	3	322
		4	1	—	3	—	44
新 潟	新直 湯江	—	—	—	—	—	—
		3	—	—	—	4	18
富 山	富新伏婦 山湊木中	—	—	—	—	—	—
		1	—	—	—	1	2
石 川	金沢港北	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	1	1
福 井	三 国	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	1	3
静 岡	清 水	2	—	—	—	1	3
		—	—	—	—	—	—
愛 知	渥浦衣名 美郡浦海	1	1	1	—	—	1
		—	—	—	—	1	6
三 重	四尾 日市臨海	4	1	2	17	1	91
		1	1	1	5	2	24
大 阪	大堺北 泉北臨海	2	—	—	—	10	12
		10	4	4	15	—	121
兵 庫	尼神東 播 崎戸磨	—	—	—	—	8	5
		—	—	—	—	4	—
		—	—	1	13	—	10

区域に係る防災資機材の整備状況

(昭和53. 7. 14現在)

耐熱服 (着)	空気又は 酸素呼 吸器 (個)	消 火 薬 剤		オ イ ル フ ェ ン ス (m)	オ フ イ ン ス 展 張 (隻)	油回収船 (隻)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (kl)
		泡 (kl)	粉 末 (kg)					
24	24	10	—	5,220	1	—	1,647	5
64	57	102	5,665	9,520	1	1	7,383	31
21	26	81	4,629	5,640	2	—	6,193	18
1	1	51	475	2,160	—	—	981	4
5	1	38	—	2,700	—	—	870	6
10	5	77	7,759	5,640	5	—	2,223	11
7	1	66	6,803	5,280	9	—	2,379	18
14	7	25	8,095	4,520	1	1	5,760	5
2	2	23	4,000	1,620	1	—	810	2
18	—	102	8,694	6,820	1	—	1,626	8
—	7	31	—	3,140	—	—	1,585	7
—	—	—	—	—	—	—	—	—
30	55	170	18,791	4,300	1	1	520	15
42	310	208	14,360	9,630	2	—	6,272	26
8	1	39	2,303	5,940	1	—	1,477	4
284	239	596	63,136	33,725	13	2	41,222	63
2	24	17	1,500	2,280	—	—	690	8
5	5	37	—	3,320	3	—	465	4
1	8	28	—	1,940	1	—	580	1
450	549	739	43,353	36,890	15	2	20,404	177
40	71	134	17,195	6,040	2	1	4,810	23
12	14	11	—	1,620	1	—	—	—
4	2	66	5,022	5,720	—	—	1,524	17
16	66	82	—	5,500	2	—	4,578	19
21	62	35	5	2,030	—	—	319	6
6	8	44	304	2,900	—	—	3,295	10
1	1	11	—	1,620	—	1	—	—
2	2	31	—	3,980	—	—	1,054	8
2	2	7	272	—	—	—	120	4
—	—	38	320	3,100	—	—	407	4
9	9	43	—	3,980	1	—	1,080	7
16	16	94	6,854	5,440	2	—	5,629	18
3	4	11	—	1,620	2	—	2,734	10
5	3	14	—	1,840	2	—	997	4
3	6	15	1,490	1,350	—	—	1,477	8
55	394	503	31,491	25,744	21	1	17,671	67
150	415	536	57,745	13,582	8	—	11,570	49
27	20	49	2,060	4,385	2	—	501	8
15	28	253	3,060	7,600	—	—	2,260	6
179	266	504	38,324	20,420	8	—	17,227	31
23	23	35	—	2,280	1	—	—	19
21	66	52	6,620	8,600	—	—	5,022	15
3	47	104	5,280	11,020	7	—	5,964	23
22	60	41	5,460	10,155	5	—	4,657	19

附属資料20 石油コンビナート等特別防災

都道府県	特別防災区域	大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	その他の 消防ポンプ 自動車 (台)	消防艇 (隻)	可搬式放 水銃等 (基)
兵庫	姫路臨海	3	2	2	12	1	26
和歌山	和歌山北部	1	1	—	7	1	4
	和歌山中部	—	—	—	6	—	1
	和歌山南部	4	2	2	2	—	32
	水島臨海	1	1	4	31	—	110
広島	福江田山島美	—	—	1	3	—	2
	能	—	—	—	1	1	—
	大竹	—	—	—	1	—	—
山口・広島	岩国	1	—	—	19	—	131
山口	下徳山・新南陽部田島	2	—	—	3	—	16
	宇小彦	1	1	—	15	1	242
	野	—	—	—	6	—	26
	田島	1	1	1	3	3	47
徳島	阿南	—	—	—	—	—	—
香川	番の洲	1	1	1	2	3	35
愛媛	新上居浜浦間山	—	—	—	7	—	22
	菊松	1	—	—	—	—	1
	山	1	1	2	2	—	10
	2	1	1	6	—	48	
福岡	苜北九州岡	—	—	—	1	—	1
	福	—	—	—	16	—	24
	九	—	—	1	—	—	—
佐賀	唐津	—	—	—	1	—	5
長崎	相長浦崎	—	—	—	—	—	—
熊本	八代	—	—	—	—	—	—
大分	大分	1	1	2	7	1	67
鹿児島	喜入	2	1	1	—	5	7
沖縄	平座	1	1	1	2	4	144
	安泊那	—	—	—	1	1	1
	小那覇	1	1	1	3	1	12
合 計		88	32	44	363	39	2,291

区域に係る防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭和53. 7. 14現在)

耐熱服 (着)	空気又は 酸素呼 吸器 (個)	消 火 薬 剤 泡 粉 (kg)	オ イ ル フ ェ ン ス (m)	オ イ ル ス 展 張 船 (隻)	油回収船 (隻)	油吸着材 (kg)	油処理剤 (kg)
54	52	234	6,920	12,015	9	12,947	35
11	59	26	5,491	4,840	3	2,004	6
11	8	45	—	6,240	4	6,038	2
23	37	228	3,600	8,800	8	9,116	15
120	195	324	55,963	26,740	7	18,703	50
4	258	23	2,200	1,700	—	887	3
8	—	19	—	2,780	4	1,725	7
—	—	24	—	4,420	3	4,705	4
43	160	260	4,511	8,640	5	7,247	15
16	25	50	1,850	2,880	2	4,225	11
97	393	175	6,996	9,140	8	4,718	15
22	64	44	90	5,300	1	1,665	10
18	29	85	2,388	2,250	2	6,231	13
3	—	18	—	3,640	1	1,647	7
—	15	6	—	2,380	1	2,036	4
39	90	107	21,135	10,880	5	4,702	19
50	78	79	6,914	4,080	1	2,523	5
1	1	13	—	1,620	1	980	3
—	7	31	3,500	2,200	3	4,540	18
28	47	100	8,754	5,200	4	4,373	6
4	17	22	—	3,460	—	1,607	1
49	234	165	19,865	17,560	12	4,746	29
4	2	50	—	5,100	—	3,155	12
3	3	20	—	2,820	1	—	—
—	—	15	—	1,620	—	600	2
—	—	32	632	3,780	5	2,994	16
—	—	52	—	3,440	—	926	4
25	45	149	15,060	7,490	1	2,515	14
4	5	92	—	8,620	4	1,938	19
5	19	90	4,542	3,720	2	4,760	69
2	3	35	—	1,620	1	1,861	1
6	6	43	3,020	2,200	1	3,854	6
2,273	4,759	7,809	544,496	487,986	220	325,951	1,209

附属資料21 空港における

種別	空港名	空 港 の 消 防											救 難	救 急 車
		消 火 設 備										救 助 工 作 車		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 消 火 型 器		消 火 薬 剤				
		放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	泡 (ℓ)	粉 末 (kg)			
一	新東京国際	2,400	4	1,200	1	8,000	4	ツィン 消火器 (粉40kg ライター ウォーター 40ℓ)	1	110,600	12,000	1	2	
	東京国際	2,500	2			6,000	2							
		2,400 粉末 1,200	1 1			4,500 3,000	1 1			12,015	6,100		1	
種	大阪国際	2,500	3											
		2,000	1			6,000	2			6,800	2,000	1	1	
		粉末	1											
二	稚 内	2,100	1							1,600	1,000			
	釧 路	1,300	2			6,000	1			2,000	4,000			
	函 館	800 1,200	1 1	3,000	1			粉 末	4	1,400	1,000			
	仙 台	2,800	2			6,000	1			2,100	2,140			
	新 潟	1,000 1,200	1 1			6,000	1			2,200	4,510			
	名 古 屋		1,890	5	2,700	1	15,600	1	二酸化 炭	50	4,830	233	1	1
		八 尾	1,325	1							600			

消 防 力 の 現 状

(53.4.1現在)

力			空港所在市町村の消防力							消 防 業 務 協 定 の 締 結 状 況	備 考
設 備 等	消 防 機 関 と の 方 法	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 ポ ン プ 車	救 助 工 作 車	救 急 車	そ の 他 の 車 両	消 火 薬 剤			
								泡 (ℓ)	粉 末 (kg)		
	1 専用電 話	成 田 市	2	9	1	7	4			○	
1	1 専用電 話	東 京 都	48	340	113	112	102	103,860	10,400	○	
1	1 専用電 話	豊 中 市	3	13	2	9	11	9,090	90	○	
		池 田 市	2	4		3	3	2,560		○	
		伊 丹 市	3	9	1	3		2,700	105	○	
	加入電 話	稚 内 市	1	3		2	2	2,620		○	稚内地区消 防組合
	加入電 話	釧 路 市	2	11		3		50,800		○	
	加入電 話	函 館 市	2	30	1	4	3	1,720	2,960	○	
	加入電 話	名 取 市	1	4		1	1	1,200		○	
		岩 沼 市	1	2		2	1	1,800	220	○	
	加入電 話	新 潟 市	3	10	1	8	13	22,117	1,600	○	
1	2 1 加入電 話	名 古 屋 市	8	49	4	31	89	69,492	954	○	
		春 日 井 市	2	10	1	6	1	2,620	1,050	○	
		小 牧 市	1	5		2	2	1,530	872	○	
		豊 山 町	1	2							
	加入電 話	八 尾 市	1	6	2	4	13	2,970		○	
大 阪 市		7	87		33	86	22,000	960			

附属資料21 空港における

種別	空港名	空 港 の 消 防											救 難	救 急 車
		消 火 設 備										救 助 工 作 車		
		化学消防車		消 防 車		給 水 車		大 火 型 器		消 火 薬 剤				
		放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	放 能 水 力 (ℓ/分)	台 数	積 載 量 (ℓ)	台 数	種 類	本 数	泡 (ℓ)	粉 末 (kg)			
二 種	広 島	3,941	2							2,100	6,000			
	高 松	2,100	1					二酸化炭素	2	2,400	200			
	松 山	2,542	2			6,000	1	二酸化炭素	2	1,910	6,000			
	高 知	2,000	1							900	20			
	北九州	4,100	1					二酸化炭素 粉末	1	1,600				
	福 岡	2,700	3			5,000	1	二酸化炭素 粉末	6	10,900	7,000			
		1,900	1											
	長 崎	3,200 2,500	1 1	2,100	1			泡 末	4	3,950	6,300			
	熊 本	2,480 1,200	1 1			6,000	1			4,295	6,100			
	大 分	3,000 2,700	1 1			6,000	1	二酸化炭素	2	9,200				
宮 崎	1,500 1,200	1 1			6,000	1			4,100	6,300				
三 種	鹿 児 島	3,242 2,500	2 1	2,500	1					5,580	6,700			
	那 覇	2,500 1,089 1,000 1,900	2 5 1 1	2,840 2,080	1 1	4,500	2	粉 末	10	14,620	6,710	1	2	
		旭 川							二酸化炭素 粉 末	1 3				
三 種	利 尻							粉 末	1					
	興 尻							粉 末	2					
	帯 広							二酸化炭素 粉 末	1 2					

消防力の現状(つづき)

(53.4.1現在)

設 備 等		消 連 防 防 機 関 方 法 の 他 の 車 両	所 在 市 町 村 名	化 学 消 防 車	消 防 車	救 助 工 作 車	救 急 車	そ の 他 の 車 両	消 火 薬 剤		消 防 業 務 協 定 の 締 結 状 況	備 考
レ ッ カ ー 車	ク レ ー ン 車								泡 (ℓ)	粉 末 (kg)		
		加入電 話	広 島 市	2	34	3	23	19	8,420		○	
		加入電 話	高 松 市	1	17	1	4	12	10,580	160	○	
		加入電 話	松 山 市	2	8	1	5	6	10,340	10	○	
		加入電 話	南 国 市		2		2	3	240		○	
		加入電 話	北 九 州 市	7	62	2	17	61	70,000	440	○	
	1	専用電 話	福 岡 市	3	13	5	14	30	26,120	1,140	○	
	1	加入電 話	大 村 市		4		1		560		○	県央地域広 域市町村圏 組合
		加入電 話	菊 陽 町 益 城 町				3	3			○	大津町外二 町消防組合
	1	加入電 話	武 蔵 町 安 岐 町		4		2	1	420	100	○	東国東地域 広域市町村 圏事務組合
		加入電 話	宮 崎 市	2	11	1	6	6			○	
		加入電 話	溝 辺 町		1				200		○	始良郡西部 消防組合
2	2	3	加入電 話	那 覇 市	1	20	1	7			○	
		加入電 話	東 神 楽 町	1	3	1	4	14	1,962	450		
		加入電 話	東 利 尻 町		1		1		500		○	利尻礼文消 防事務組合
	1	加入電 話	奥 尻 町			1		1	600			
		加入電 話	帯 広 市	1	9	1	4	3	3,260	34		

附属資料21 空港における

種別	空港名	空港の消防											
		消防設備									救難		
		化学消防車		消防ポンプ車		給水車		大火型器		消火薬剤		救助工作車	救急車
		放能水力 (ℓ/分)	台数	放能水力 (ℓ/分)	台数	積載量 (ℓ)	台数	種類	本数	泡 (ℓ)	粉末 (kg)		
三種	中標津							二酸化炭素粉末	1				
	紋別			2,400	1			二酸化炭素粉末	1	360	38		
	女満別							粉末	4	600			
	礼文							粉末	1				
	青森							粉末	1				
	花巻	2,080	1					二酸化炭素粉末	1	1,370	55		
	秋田							二酸化炭素粉末	2	1,000			
	山形	1,000	1					二酸化炭素粉末 ドライケル	4			1	
	大島							粉末	1	34	128		
	三宅島							粉末	1	23	128		
	八丈島									64	72		
	佐渡							粉末	1				
	富山							二酸化炭素粉末 ドライケル	2	3,000			
	福井					5,000	1	粉末	1	600			
	松本							粉末	3	3,500			

消防力の現状 (つづき)

(53.4.1現在)

設備等	消防連絡方法 その他の車両	空港所在市町村の消防力								消防業務協定の締結状況	備考
		所在市町村名	化学消防車	消防ポンプ車	救助工作車	救急車	その他の車両	消火薬剤			
								泡 (ℓ)	粉末 (kg)		
	1 加入電話	中標津町			1		3	1,230		○	
	加入電話	紋別市	1	1		1	4	1,220	398	○	紋別地区消防組合
	加入電話	女満別町			1					○	網走地区消防組合
	加入電話	礼文町	1	1				600		○	利尻礼文消防事務組合
	加入電話	青森市	1	9	1	5	15	1,400			
	加入電話	花巻市	1	3	1	3	4	1,200	12	○	花巻地区消防事務組合
	加入電話	秋田市	3	16	1	5		1,296		○	
	加入電話	東根市	1	1		2	1	2,380		○	
	加入電話	大島町				2					
	加入電話	三宅島村				2	1			○	
	加入電話	八丈町				2					
	1 加入電話	両津市	1	2	1	2	1	1,680		○	
	加入電話	富山市	3	16	1	7		12,418	979	○	
	加入電話	春江町	3	2		3	1	810		○	嶺北消防組合
	加入電話	塩尻市	1	1		2	3	400		○	

附属資料22 都道府県別救急業務実施

都道府県	全 国		救急業務実施 市町村数 ^(A)		実 施 率	
	市町村数	人 (50. 国調)	市町村数	人 (50. 国調)	市町村数 %	人 %
北海道	212	5,338,196	212	5,338,196	100	100
青森	67	1,468,696	67	1,463,696	100	100
岩手	62	1,385,602	62	1,385,602	100	100
宮城	74	1,955,268	72	1,931,505	97.3	98.8
秋田	69	1,232,495	68	1,220,617	98.6	99.0
山形	44	1,220,309	44	1,220,309	100	100
福島	90	1,970,666	90	1,970,666	100	100
茨城	92	2,342,191	88	2,309,680	95.7	98.6
栃木	49	1,697,992	49	1,697,992	100	100
群馬	70	1,756,490	70	1,756,490	100	100
埼玉	92	4,821,351	87	4,767,354	94.6	98.9
千葉	80	4,149,133	71	4,024,084	88.8	97.0
東京都	42	11,671,138	36	11,663,199	85.7	99.9
神奈川県	37	6,397,579	36	6,394,683	97.3	99.9
新潟	112	2,391,949	100	2,294,560	89.3	95.9
富山	35	1,070,788	32	1,065,397	91.4	99.5
石川	41	1,069,874	37	1,030,301	90.2	96.3
福井	35	773,614	35	773,614	100	100
山梨	64	783,053	64	783,053	100	100
長野	122	2,017,566	62	1,711,154	50.8	84.8
岐阜	100	1,867,972	67	1,695,184	67.0	90.7
静岡	75	3,308,809	64	3,213,681	85.3	97.1
愛知	88	5,923,492	66	5,722,412	75.0	96.6
三重	69	1,626,000	46	1,417,558	66.7	87.2
滋賀	50	985,625	50	985,625	100	100
京都	44	2,424,840	18	2,204,978	40.9	90.9
大阪	44	8,278,877	39	8,223,947	88.6	99.3
兵庫	92	4,992,129	62	4,523,106	67.4	90.6
奈良	47	1,077,463	23	801,502	48.9	74.4
和歌山	50	1,072,113	21	839,040	42.0	78.3
鳥取	39	581,319	39	581,319	100	100
島根	59	768,879	49	711,484	83.1	92.5
岡山	78	1,814,278	70	1,756,997	89.7	96.8
広島	87	2,646,313	41	2,289,845	47.1	86.5
山口	56	1,555,235	52	1,525,233	92.9	89.1
徳島	50	805,151	31	693,678	62.0	86.2
香川	43	961,286	42	955,649	97.7	99.4
愛媛	70	1,465,211	55	1,343,040	78.6	91.7
高知	53	808,365	50	799,654	94.3	98.9
福岡	97	4,293,001	92	4,229,571	94.8	98.5
佐賀	49	837,676	49	837,676	100	100
長門	79	1,571,941	78	1,569,188	98.7	99.8
熊本	98	1,715,256	90	1,665,564	91.8	87.1
分岐	58	1,190,309	58	1,190,309	100	100
大宮	44	1,085,057	28	964,254	63.6	88.9
鹿島	96	1,723,912	56	1,410,745	58.3	81.8
児						
沖繩	53	1,042,435	26	913,881	49.1	87.7
合 計	3,257	111,936,894	2,744	107,872,272	84.2	96.4

状況と交通事故に対する救急出場状況

(昭和52年中)

救急出場件数		対前年 増加率 ③-②×100 % ^(B)	④内 に お け る 人 口 当 り の 人 数 件 数	⑤内 に お け る 交 通 事 故 件 数	交通 事 故 に 対 し て の 救 急 出 場 件 数	交通 事 故 に 対 し て の 救 急 出 場 率 ⑥/⑤ ×100 %	ブ ロ ッ ク 別 に 対 し て の 交 通 事 故 出 場 件 数 と 構 成 比	ブ ロ ッ ク 別 に 対 し て の 交 通 事 故 に 対 し て の 出 場 率 %
51年中 ^(A) 件	52年中 ^(C) 件							
65,614	73,517	12.0	138	16,467	9,745	59.2		
18,550	19,947	7.5	136	4,557	1,533	99.5		
16,003	16,704	4.4	121	3,849	3,361	87.3		
17,383	18,479	6.3	96	7,859	4,574	58.2	32,901(9.9)	70.0
11,954	12,839	7.4	105	3,107	2,335	75.1		
12,084	13,127	8.6	108	3,473	2,873	82.7		
22,579	24,303	7.6	123	7,720	5,481	71.0		
26,365	29,623	12.4	128	10,342	8,695	84.1		
20,453	21,921	7.2	129	9,098	7,079	77.8		
23,827	25,479	6.9	145	7,152	7,168	100.0		
76,548	81,489	6.5	171	19,522	17,934	91.9	118,637(35.3)	100.0
69,540	75,036	7.9	186	11,920	15,596	100.0		
250,500	257,815	2.9	215	33,501	41,276	100.0		
124,492	133,993	7.6	206	21,211	20,889	98.5		
27,810	29,376	5.6	128	8,574	7,569	88.3		
10,027	10,576	5.5	99	3,833	2,354	61.4		
9,544	10,686	12.0	104	6,163	2,707	43.9	15,040(4.5)	67.8
8,919	9,388	5.3	121	3,602	2,410	66.9		
13,279	14,065	5.9	180	4,024	3,256	80.9		
21,167	22,709	7.3	133	8,073	5,473	67.8		
19,406	20,933	7.9	123	5,913	5,615	95.0		
38,826	40,837	5.2	127	20,229	10,789	53.3	48,511(14.4)	70.1
72,066	77,630	7.7	136	24,065	18,085	75.2		
17,251	18,458	7.0	130	6,926	5,293	76.4		
15,030	16,118	7.2	164	4,389	4,014	91.5		
36,819	38,745	5.2	176	16,191	10,602	65.5		
179,232	188,480	5.2	229	33,430	19,666	58.8	52,099(15.5)	58.2
62,384	64,685	3.7	143	25,997	11,605	44.6		
13,694	14,486	5.8	181	3,807	3,121	82.0		
14,226	14,576	2.5	172	5,744	3,091	53.8		
5,758	6,501	12.9	112	2,984	1,644	55.1		
7,339	8,121	10.7	114	2,723	1,905	70.0		
20,538	21,829	6.3	124	7,587	6,852	90.3	23,173(6.9)	63.8
31,338	35,209	12.4	154	15,727	8,211	52.2		
19,945	21,966	10.1	144	7,305	4,561	62.4		
10,724	11,171	4.2	161	5,634	2,925	51.9		
13,280	14,416	8.6	151	5,721	3,864	67.5		
17,111	18,361	7.3	137	7,162	4,861	67.9	14,798(4.4)	66.0
13,973	14,804	5.9	185	3,900	3,148	80.7		
51,839	58,740	13.3	139	24,903	9,728	39.1		
8,846	9,594	8.5	115	4,806	2,478	51.6		
15,846	17,525	10.6	112	5,414	2,747	50.7		
15,319	17,550	14.6	105	7,740	3,966	51.2		
11,270	12,344	9.5	104	5,983	2,995	50.1	30,674(9.1)	50.1
9,431	10,503	11.4	109	3,736	2,637	70.4		
15,461	17,504	13.2	124	6,595	3,581	54.3		
17,455	18,564	6.4	203	1,991	2,547	100.0		
1,601,045	1,710,722	6.9	159	460,649	335,833	72.9	335,833(100.0)	72.9

附属資料23 事故種別

都道府県	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技
北海道	892	3	196	9,745	2,097	1,125
青森	312	10	83	4,533	535	273
岩手	141	7	62	3,360	500	289
宮城	298	1	73	4,574	483	210
秋田	29	2	53	2,335	395	213
山形	155	4	47	2,873	459	204
福島	60	27	88	5,481	614	373
茨城	146	5	109	8,695	709	323
栃木	186	—	35	7,079	525	202
群馬	69	1	45	7,168	722	321
埼玉	420	1	115	17,934	1,828	969
千代田	542	2	168	15,596	1,546	681
東京	2,605	5	126	41,276	4,423	2,612
神奈川	1,074	8	227	20,889	2,625	1,388
新潟	104	14	128	7,569	1,071	465
富山	31	10	73	2,354	410	135
石川	65	1	61	2,707	406	147
福井	49	1	89	2,410	412	167
山梨	76	—	32	3,256	306	303
長野	76	4	64	5,473	747	463
岐阜	237	—	60	5,615	805	347
静岡	183	2	152	10,789	1,233	565
愛知	487	—	129	18,085	2,294	895
三重	45	—	79	5,293	591	245
滋賀	95	—	38	4,014	591	223
京都	215	3	56	10,602	817	492
大阪	2,770	1	160	19,666	4,039	1,513
兵庫	380	1	112	11,605	1,660	765
奈良	32	1	27	3,121	389	179
和歌山	59	1	52	3,091	374	184
鳥取	71	1	42	1,644	247	95
島根	19	—	54	1,905	383	157
岡山	55	1	105	6,852	724	254
広島	154	2	150	8,211	1,136	407
徳島	115	1	87	4,561	549	268
香川	42	—	38	2,925	358	161
愛媛	57	—	52	3,864	366	184
高松	162	1	66	4,861	605	283
福岡	107	—	59	3,148	501	176
佐賀	257	5	236	9,728	1,278	478
長門	16	—	60	2,478	241	162
熊本	73	2	104	2,747	545	232
大宮	236	7	72	3,966	412	336
分崎	33	1	63	2,995	323	145
島崎	58	—	53	2,632	303	190
鹿嶋	204	5	70	3,581	455	268
沖繩	57	2	76	2,547	294	241
合 計	13,549	143	4,126	335,833	42,326	20,308

救急出場件数

(昭和52年中)

一般負傷	加害	自損	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他	計
9,953	1,101	1,446	37,870	6,629	523	65	1,872	73,517
2,455	284	255	9,431	1,457	59	2	258	19,947
1,999	172	216	8,024	1,423	54	2	455	16,704
2,082	305	305	7,626	1,794	266	15	447	18,479
1,526	110	202	6,713	990	36	2	233	12,839
1,647	110	203	6,202	843	159	7	214	13,127
3,141	310	329	11,668	1,452	395	30	335	24,303
3,246	425	380	13,143	1,457	270	95	620	29,623
2,327	282	294	9,527	984	115	11	354	21,921
2,917	313	427	11,461	1,358	153	23	501	25,479
11,098	1,257	1,001	40,839	2,506	822	123	2,576	81,489
11,052	1,412	852	36,980	3,884	700	169	1,452	75,036
41,469	7,702	3,945	139,066	10,552	2,945	232	857	257,815
20,826	2,723	1,671	74,043	5,002	1,034	73	2,410	133,993
4,238	269	367	11,670	2,688	207	33	553	29,376
1,565	99	159	4,698	588	88	14	352	10,576
1,455	140	183	4,818	499	26	8	170	10,686
1,346	77	123	4,059	391	72	9	183	9,388
1,934	138	142	6,649	652	228	32	317	14,065
3,217	175	301	10,361	1,173	204	28	423	22,709
2,839	195	285	9,183	772	139	43	413	20,933
5,015	509	630	18,362	2,096	271	24	1,006	40,837
10,159	1,151	1,191	37,306	3,309	803	73	1,748	77,630
2,416	215	211	8,046	765	67	75	410	18,458
2,537	143	157	7,365	526	58	18	353	16,118
5,639	665	650	17,826	1,338	18	11	413	38,745
30,366	3,729	2,777	107,550	11,235	411	1,359	2,904	188,480
9,871	1,096	1,296	32,304	3,552	399	186	1,458	64,685
2,457	153	221	6,876	570	36	9	415	14,486
1,977	197	236	7,091	624	36	22	632	14,576
826	72	103	2,824	428	4	4	140	6,501
1,265	74	118	3,640	334	23	5	144	8,121
2,939	309	322	8,723	1,106	29	35	375	21,829
5,145	496	566	15,751	2,063	125	59	944	35,209
3,064	350	356	10,186	1,529	121	48	731	21,966
1,354	144	133	5,198	560	26	14	218	11,171
1,911	191	208	6,542	835	48	24	134	14,416
2,796	269	314	7,627	787	53	25	512	18,361
2,336	275	254	6,670	548	61	1	668	14,804
7,500	1,150	1,282	29,235	5,787	465	36	1,303	58,740
1,294	109	152	3,864	924	86	8	200	9,594
2,512	263	296	8,515	1,486	170	36	544	17,525
2,128	198	264	7,711	1,581	167	45	427	17,550
1,708	180	195	5,399	806	173	23	300	12,344
1,318	196	237	4,376	751	75	13	301	10,503
2,124	263	334	7,814	1,449	100	42	795	17,504
2,404	492	285	9,358	1,804	1	201	802	18,564
245,393	30,488	25,874	850,190	93,887	12,321	3,412	32,872	1,710,722

附属資料24 事故種別

都道府県	火災	自然災害	水難	交通	労働災害
北海道	340	3	174	11,467	2,064
青森	57	18	63	5,288	542
岩手	37	8	44	3,723	484
宮城	67	1	47	4,938	459
秋田	30	—	38	2,597	370
山形	38	2	36	3,167	442
福島	60	26	66	6,297	591
茨城	71	8	73	10,357	681
栃木	69	—	23	8,402	500
群馬	70	—	30	8,205	706
埼玉県	215	1	82	19,959	1,772
千葉県	180	2	126	18,010	1,527
東京都	1,006	3	82	42,830	4,245
神奈川県	347	5	161	23,258	2,600
新潟県	131	11	92	8,186	1,036
富山県	21	13	52	2,590	407
石川県	31	1	52	3,125	382
福井県	33	1	73	2,791	398
山梨県	29	—	26	3,799	295
長野県	44	4	48	6,303	717
岐阜県	80	—	42	6,437	810
静岡県	121	2	111	12,170	1,211
愛知県	209	—	100	21,080	2,229
滋賀県	41	—	58	6,112	580
京都府	37	—	32	4,731	575
大阪府	98	—	46	12,106	812
兵庫県	569	1	124	20,276	3,946
奈良県	165	—	82	12,671	1,596
和歌山県	44	1	22	3,634	391
鳥取県	26	—	39	3,324	373
島根県	22	1	29	1,886	245
岡山県	23	—	45	2,156	373
広島県	50	1	81	7,532	697
徳島県	74	3	120	8,872	1,042
香川県	54	—	68	4,993	531
愛媛県	20	—	32	3,235	353
高知県	52	—	45	4,371	359
福岡県	47	—	56	5,458	611
佐賀県	52	—	43	3,466	477
熊本県	149	6	156	10,863	1,215
大分県	19	—	42	2,783	227
長崎県	45	2	62	2,925	533
熊本	41	9	43	4,316	396
宮崎	31	1	42	3,350	300
鹿児島	26	—	40	2,869	281
沖縄	65	3	51	3,834	443
計	33	2	72	2,644	289
合計	5,069	139	3,071	373,386	41,113

救急搬送人員

(昭和52年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損	急病	その他	計
1,161	9,523	1,080	1,211	35,622	7,962	70,607
274	2,331	283	224	8,834	1,649	19,563
300	1,921	167	184	7,594	1,756	16,218
211	1,920	307	234	6,764	1,984	16,932
214	1,430	104	161	6,273	1,137	12,354
207	1,551	109	156	5,716	960	12,384
375	3,013	316	283	10,786	1,605	23,418
335	3,100	420	326	12,290	1,856	29,517
214	2,231	294	228	8,848	1,207	22,016
338	2,805	313	361	10,711	1,680	25,219
1,006	10,683	1,254	784	38,528	3,878	78,162
695	10,552	1,425	655	34,575	4,803	72,550
2,675	37,446	6,997	2,913	122,560	10,452	231,209
1,439	19,664	2,642	1,371	68,572	6,542	126,601
477	4,013	255	316	10,889	3,096	28,502
138	1,467	95	129	4,362	741	10,015
148	1,367	131	146	4,450	605	10,438
167	1,287	76	103	3,836	483	9,248
312	1,845	140	115	6,050	899	13,510
473	3,068	185	250	9,532	1,452	22,076
367	2,751	183	231	8,594	1,012	20,507
586	4,747	501	528	16,920	2,840	39,737
946	9,774	1,090	948	34,979	4,037	75,392
259	2,329	215	187	7,599	1,030	18,410
242	2,442	143	125	6,932	740	15,999
517	5,299	655	573	16,446	1,628	38,180
1,547	28,622	3,604	2,248	100,320	12,372	173,629
807	9,169	1,034	1,017	29,581	4,319	60,441
191	2,401	161	196	6,563	920	14,524
187	1,899	193	202	6,687	1,012	13,942
97	781	74	91	2,682	548	6,456
166	1,202	75	95	3,436	447	8,018
263	2,821	308	277	8,256	1,344	21,630
402	4,779	474	480	14,407	2,761	33,414
268	2,909	345	309	9,537	2,002	21,016
170	1,300	146	122	4,912	691	10,981
221	1,845	186	184	6,191	916	14,370
291	2,657	275	280	7,155	1,147	17,977
181	2,188	250	215	6,246	1,074	14,192
492	6,865	1,081	1,019	26,354	6,465	54,665
167	1,243	113	138	3,597	1,048	9,377
229	2,335	244	222	7,825	1,855	16,277
355	1,969	190	212	7,072	1,796	16,399
144	1,593	172	156	4,910	925	11,624
192	1,204	180	192	3,895	961	9,840
279	1,965	256	282	7,128	2,053	16,359
241	2,294	446	243	8,913	2,351	17,528
20,966	230,600	29,187	20,922	783,929	113,041	1,621,423

附属資料25 都道府県別、経営主体別救急病院及び

都道府県	救急業務 義務実施 市町村数	病 院	診 療 所	計	国 及	
					国	国に準ず る病院
北海道	212	169	121	290	4	2
青森	67	42	34	76	1	—
岩手	62	27	5	32	1	—
宮城	72	29	12	41	1	—
秋田	68	22	4	26	—	—
山形	42	10	11	21	—	—
福島	90	34	—	34	1	—
茨城	77	63	44	107	2	—
栃木	44	62	61	123	2	—
群馬	70	54	62	116	3	—
埼玉県	87	121	59	180	2	—
千葉県	71	92	41	133	4	1
東京都	33	367	114	481	9	—
神奈川県	36	125	60	185	3	—
新潟県	100	42	41	83	1	—
富山県	29	50	37	87	—	—
石川県	37	59	43	102	2	—
福井県	35	38	32	70	2	—
山梨県	64	30	32	62	1	—
長野県	62	73	40	113	3	—
岐阜県	67	55	23	78	—	—
静岡県	63	83	230	313	7	—
愛知県	66	229	102	431	2	—
滋賀県	46	57	43	100	3	—
京都府	50	17	1	18	1	—
大阪府	18	71	2	73	3	—
兵庫県	36	125	12	137	4	—
奈良県	50	93	49	142	2	—
和歌山県	16	18	2	20	1	—
鳥取県	21	36	12	48	1	—
島根県	25	14	6	20	1	—
岡山県	49	14	3	17	2	1
広島県	70	64	9	73	1	1
山口県	40	94	97	191	4	1
徳島県	41	57	34	91	3	—
香川県	31	32	5	37	—	—
愛媛県	39	41	32	73	1	—
高知県	55	34	9	43	1	—
福岡県	49	20	10	30	1	—
佐賀県	92	65	44	109	4	—
長門県	49	18	23	41	2	—
熊本県	78	29	2	31	4	—
大分県	84	43	47	90	2	—
宮崎県	58	37	10	47	2	—
鹿児島県	28	37	2	39	1	—
沖縄県	56	75	73	148	3	—
計	2,661	2,971	1,835	4,806	98	6

救急診療所告示状況一覧 (厚生省調べ)

(53.4.1現在)

地 方 公 的 等	公 的 等			私 的		
	地 方 公 的 等	公 的 等	診 療 所	病 院	診 療 所	計
48	22	—	76	93	121	214
24	1	—	26	16	34	50
11	3	—	15	12	5	17
13	1	—	15	14	12	26
5	9	—	14	8	4	12
6	—	—	6	4	11	15
6	4	—	12	22	—	22
5	5	—	12	51	44	95
2	9	—	13	49	61	110
9	5	—	17	37	62	99
7	7	—	16	105	59	164
15	2	—	22	70	41	111
15	11	—	35	332	114	446
12	14	—	29	96	60	156
9	8	—	18	24	41	65
9	6	—	15	35	37	72
16	3	—	21	38	43	81
5	2	—	9	29	32	61
12	3	—	16	14	32	46
15	14	—	32	41	40	81
11	9	—	20	35	23	58
20	13	—	40	43	230	273
25	13	—	40	189	202	391
12	9	—	24	33	43	76
9	4	—	14	3	1	4
5	6	—	14	57	2	59
8	5	—	17	108	12	120
14	5	—	21	72	49	121
5	1	—	7	11	2	13
8	3	—	12	24	12	36
5	3	—	9	5	6	11
4	5	—	11	3	3	6
10	2	—	13	51	9	60
15	5	—	24	70	97	167
13	9	—	25	32	34	66
5	5	—	10	22	5	27
11	5	—	18	23	32	55
5	4	—	10	24	9	33
5	2	—	8	12	10	22
5	5	—	14	51	44	95
5	2	—	9	9	23	32
6	2	—	12	17	2	19
7	3	—	12	31	47	78
5	2	—	9	28	10	38
15	2	—	18	19	2	21
6	—	—	9	66	73	139
4	—	—	4	—	—	—
484	255	—	843	2,128	1,835	3,963

附属資料26 救 助 隊 の

都道府県	救助隊設 置団体数	設置団体人口 (50.国調)	救助隊数	救 助 隊	
				専 任	兼 任
北海道	20	3,328,577	28 (15)	210	136
青森	11	1,224,876	15 (4)	23	203
岩手	14	1,385,563	14 (—)	—	138
宮城	10	1,726,817	14 (8)	98	58
秋田	6	645,815	9 (1)	6	144
山形	8	801,143	8 (—)	—	97
福島	9	1,442,097	16 (4)	41	107
茨城	18	1,759,420	31 (13)	103	285
栃木	12	1,448,893	27 (4)	32	162
群馬	5	980,391	12 (4)	14	243
埼玉県	16	2,220,824	38 (11)	92	190
千葉県	26	3,744,521	41 (22)	267	231
東京都	2	11,715,062	336(335)	2,156	2,478
神奈川県	22	6,166,250	64 (17)	220	571
新潟	13	1,275,917	22 (6)	24	190
富山	9	719,370	9 (3)	34	78
石川	7	785,242	16 (1)	14	126
福井	3	355,375	12 (1)	10	69
山梨	10	775,427	13 (1)	12	299
長野	17	1,551,375	24 (2)	24	430
岐阜	11	1,144,963	12 (3)	32	199
静岡県	26	3,044,372	36 (3)	87	507
愛知県	20	4,470,718	44 (5)	60	597
三重	8	977,043	19 (—)	—	282
滋賀	10	936,102	10 (—)	—	202
京都	10	1,829,847	27 (3)	36	241
大阪府	22	7,257,979	77 (38)	386	305
兵庫県	18	4,148,808	34 (8)	104	291
奈良	3	387,176	5 (—)	2	66
和歌山	3	509,966	4 (1)	28	73
鳥取	—	—	— (—)	—	—
島根	3	313,763	3 (—)	6	63
岡山	4	1,069,428	12 (4)	50	133
広島	9	1,864,807	17 (8)	100	128
山口	6	724,421	11 (1)	10	76
徳島	7	492,158	8 (—)	16	53
香川県	6	640,340	10 (2)	12	70
愛媛	9	1,020,502	16 (—)	14	199
高知県	5	500,104	8 (4)	35	45
福岡	14	3,367,366	25 (11)	146	228
佐賀	6	468,939	6 (—)	14	78
長門	2	913,043	3 (2)	18	48
熊本	5	835,630	21 (4)	24	141
大分	5	621,906	9 (5)	62	52
宮崎	3	522,987	5 (1)	16	37
鹿児島	2	503,162	7 (2)	26	57
沖縄	6	584,050	9 (—)	—	90
合 計	461	83,202,535	1,187(557)	4,664	10,496

(注) () 内は、専任救助隊で内書である。

設 置 状 況

(53.4.1現在)

員 数	隊 員 が 搭 乗 す る 車 両					
	小 計	救 工 作 車	は し ゴ ス ノ ー ケ ル	ポ ン プ 自 動 車	化 学 タ ン ク	そ の 他
346	19 (9)	— (—)	6 (4)	7 (3)	1 (—)	33 (16)
226	1 (1)	7 (4)	27 (11)	9 (6)	1 (1)	45 (23)
138	1 (1)	1 (1)	19 (9)	2 (2)	2 (2)	25 (25)
156	5 (5)	6 (—)	16 (9)	4 (1)	5 (4)	36 (19)
150	1 (1)	1 (1)	12 (2)	— (—)	5 (5)	19 (9)
97	5 (5)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	— (—)	12 (12)
148	3 (3)	6 (3)	15 (8)	2 (2)	4 (4)	30 (20)
388	1 (1)	10 (8)	21 (17)	6 (1)	3 (3)	41 (30)
194	5 (5)	6 (5)	21 (8)	5 (3)	3 (3)	40 (24)
257	2 (2)	3 (3)	13 (13)	1 (1)	— (—)	19 (19)
282	6 (6)	14 (12)	27 (18)	4 (3)	6 (5)	57 (44)
498	16 (16)	22 (22)	17 (16)	4 (4)	4 (4)	63 (62)
4,634	14 (14)	72 (72)	205(205)	39 (39)	6 (6)	336(336)
791	21 (21)	17 (11)	43 (19)	12 (10)	8 (4)	101 (65)
214	9 (9)	10 (1)	2 (—)	9 (1)	5 (5)	35 (16)
112	1 (1)	6 (—)	17 (8)	2 (—)	7 (2)	33 (11)
140	1 (1)	2 (2)	12 (8)	— (—)	4 (4)	19 (15)
79	1 (1)	3 (3)	2 (2)	4 (4)	2 (2)	12 (12)
311	6 (6)	4 (4)	11 (8)	6 (5)	5 (5)	32 (28)
454	9 (7)	9 (3)	27 (14)	6 (—)	2 (2)	53 (26)
231	4 (2)	2 (2)	21 (8)	3 (2)	3 (2)	33 (16)
594	9 (9)	6 (4)	30 (18)	4 (3)	7 (6)	56 (40)
657	12 (11)	25 (14)	31 (23)	8 (3)	12 (11)	88 (62)
282	— (—)	4 (4)	23 (17)	3 (3)	5 (5)	35 (29)
202	2 (2)	— (—)	14 (8)	1 (1)	6 (6)	23 (17)
277	5 (5)	4 (—)	18 (16)	1 (—)	— (—)	28 (21)
691	11 (11)	9 (7)	36 (36)	13 (13)	2 (2)	71 (69)
395	12 (12)	11 (11)	19 (13)	5 (4)	1 (1)	48 (41)
68	2 (2)	3 (1)	3 (1)	— (—)	— (—)	8 (4)
101	4 (3)	6 (1)	— (—)	— (—)	— (—)	10 (4)
—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
69	2 (2)	1 (1)	6 (5)	2 (2)	1 (1)	12 (11)
183	3 (3)	1 (1)	11 (8)	1 (1)	3 (2)	19 (15)
228	5 (5)	7 (3)	17 (7)	4 (4)	6 (4)	39 (23)
86	3 (3)	6 (5)	6 (3)	1 (1)	1 (1)	17 (13)
69	2 (2)	3 (3)	7 (7)	— (—)	5 (5)	17 (17)
82	1 (1)	1 (1)	12 (12)	1 (1)	4 (4)	19 (19)
213	3 (3)	3 (3)	16 (14)	4 (4)	8 (8)	34 (32)
80	— (—)	1 (1)	5 (5)	— (—)	— (—)	6 (6)
374	15 (15)	10 (9)	20 (15)	4 (3)	9 (1)	58 (43)
92	3 (1)	1 (1)	11 (6)	3 (1)	4 (3)	22 (12)
66	1 (1)	3 (3)	2 (2)	— (—)	— (—)	6 (6)
165	2 (2)	7 (—)	8 (2)	1 (—)	6 (6)	24 (10)
114	2 (2)	1 (—)	7 (7)	— (—)	1 (1)	11 (10)
53	2 (2)	2 (—)	2 (2)	— (—)	2 (—)	8 (4)
83	2 (2)	4 (—)	3 (—)	2 (—)	2 (1)	13 (3)
90	6 (6)	7 (6)	15 (8)	— (—)	4 (2)	32 (22)
15,160	240(222)	330(239)	859(635)	184(132)	165(133)	1,778 (1,361)

附属資料27 救 助 活 動

都 道 府 県	火災時における救助活動 (A)	火 災 以 外 の 災		
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)
北海道	379	90	26	8
青森	41	34	5	4
岩手	138	21	9	1
宮城	96	30	8	2
秋田	35	11	4	1
山形	13	26	5	1
福島	102	51	18	4
茨城	29	31	17	4
栃木	76	99	10	3
群馬	24	50	11	2
埼玉	108	142	35	5
千葉	291	118	24	1
東京都	1,108	451	40	23
神奈川県	325	206	55	6
新潟県	117	50	16	5
富山県	58	70	5	10
石川県	8	30	—	1
福井県	41	35	4	—
山梨県	23	21	5	1
長野県	14	33	4	—
岐阜県	50	34	7	—
静岡県	38	103	11	3
愛知県	655	130	23	—
滋賀県	31	74	12	2
京都府	20	47	—	2
大阪府	170	79	12	1
兵庫県	539	164	42	1
奈良県	114	160	11	3
和歌山県	2	52	5	—
鳥取県	31	31	11	—
島根県	6	21	—	1
岡山県	—	36	1	—
広島県	38	47	7	—
山口県	127	55	25	—
徳島県	25	50	10	1
香川県	24	16	10	—
愛媛県	95	49	5	1
高知県	23	32	1	—
福岡県	10	11	2	—
佐賀県	43	113	35	7
熊本県	16	19	6	1
大分県	17	31	9	1
宮崎県	45	29	3	1
鹿児島県	37	23	4	—
沖縄県	27	11	6	1
計	5,348	3,059	590	113

動 件 数

(昭和52年中)

害 時 に お け る 救 助 活 動						合 計 (A) + (J)
機械による事故 (E)	建物等 (F)	ガス (G)	爆発 (H)	その他 (I)	計 (B) ~ (J)	
15	14	19	4	36	212	591
6	—	1	—	1	51	92
4	3	1	2	12	53	191
5	—	6	1	4	56	152
5	—	1	—	7	29	64
4	—	2	—	3	41	54
6	1	4	—	4	88	190
—	—	—	—	9	61	90
5	4	3	1	9	134	210
3	2	3	—	8	79	103
20	17	16	7	25	267	375
18	30	22	1	14	228	519
95	227	29	—	137	1,002	2,110
33	14	14	1	45	374	699
4	2	1	2	13	93	210
9	1	1	1	10	107	165
5	1	1	—	4	42	50
5	1	—	1	9	55	96
2	—	—	1	9	39	62
3	9	2	—	6	57	71
4	2	2	1	8	58	108
16	4	4	3	18	162	200
12	14	3	—	19	201	856
—	2	—	1	6	97	128
5	—	1	—	12	67	87
16	3	2	—	26	139	309
53	31	29	1	69	390	929
27	9	5	1	71	287	401
2	1	1	1	9	71	73
3	—	—	—	9	54	85
1	2	1	—	4	30	36
3	—	1	—	2	43	43
4	—	1	—	7	66	104
2	3	6	—	10	101	228
3	1	5	—	9	79	104
1	1	2	1	3	34	58
3	2	1	—	5	66	161
2	1	1	—	5	42	65
3	1	—	—	4	21	31
25	12	19	2	53	266	309
—	1	—	—	3	30	46
1	—	1	3	10	56	73
5	1	—	—	11	50	95
—	3	—	1	5	36	73
—	1	1	—	2	22	49
6	5	13	1	23	114	170
3	—	20	—	—	36	119
447	426	245	38	768	5,686	11,034

附属資料28 救 助 人

都道府県	火災時における救助活動 (A)	火災以外の災害				合計 (A) + (J)
		交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害 (D)	機械による事故 (E)	
北海道	51	159	8	3	13	
青森	9	37	7	8	6	
岩手	12	28	6	4	4	
宮城	—	46	8	6	6	
秋田	3	10	2	—	9	
山形	6	31	2	—	4	
福島	15	62	10	3	6	
茨城	7	53	14	10	—	
栃木	7	131	13	11	16	
群馬	2	57	5	1	2	
埼玉	33	172	25	133	22	
千代田	14	183	11	2	39	
東京都	98	293	20	21	147	
神奈川	193	483	62	93	46	
新潟	58	72	13	9	2	
富山	5	89	10	11	9	
石川	—	40	—	1	9	
福井	3	44	4	—	5	
山梨	1	78	5	5	2	
長野	2	27	1	—	3	
岐阜	12	50	2	—	5	
静岡県	17	130	11	14	25	
愛知県	43	174	11	—	14	
三重	18	94	10	6	—	
滋賀	4	69	—	—	5	
京都	13	100	9	—	25	
大阪府	87	224	38	—	75	
兵庫県	38	203	9	5	42	
奈良	—	83	5	—	2	
和歌山	15	39	11	—	3	
鳥取	10	23	—	1	1	
岡山	—	52	1	—	3	
広島	1	52	7	—	4	
山口	14	80	17	—	2	
徳島	10	57	9	2	2	
香川県	22	19	7	—	1	
愛媛	4	69	5	3	5	
高松	11	36	1	—	2	
福岡	2	13	2	—	3	
佐賀	29	129	30	3	37	
長門	3	23	3	2	—	
熊本	5	49	8	2	1	
大分	2	36	3	1	5	
宮崎	4	29	3	—	—	
鹿児島	—	19	2	1	—	
沖縄	16	52	11	10	6	
計	899	4,002	451	287	621	

(昭和52年中)

員 数

時における救助活動					合計 (A) + (J)
建物等 (F)	ガス (G)	爆発 (H)	その他 (I)	計 (B) ~ (I)	
16	24	19	36	278	329
—	2	—	1	61	70
3	2	3	14	64	76
—	5	1	3	75	75
—	—	—	1	22	25
—	—	—	3	42	48
1	8	—	4	94	109
1	—	—	10	88	95
4	6	1	9	191	198
2	4	—	6	77	79
16	12	13	26	419	452
31	32	1	11	310	324
230	28	—	107	846	944
16	15	4	55	690	883
2	2	4	11	115	173
8	1	3	13	144	149
1	1	—	4	56	56
1	—	1	9	64	67
—	—	—	16	106	107
6	2	—	6	45	47
2	10	4	7	80	92
6	6	7	24	223	240
15	5	—	23	242	285
2	—	4	6	122	140
—	1	—	11	86	90
3	2	—	26	165	178
32	37	11	69	486	573
8	14	6	76	363	401
1	1	2	9	103	103
—	—	—	9	62	77
2	1	—	4	32	42
—	1	—	2	59	59
—	2	—	8	73	74
3	17	—	10	129	143
1	5	—	8	84	94
1	4	1	2	35	57
2	1	—	9	94	98
1	4	—	5	49	60
1	—	—	4	23	25
13	21	2	48	283	312
1	—	—	2	31	34
—	1	12	9	82	87
1	—	—	11	57	59
3	—	1	5	41	45
1	—	—	2	25	25
6	13	1	28	127	143
—	21	—	—	37	37
443	313	101	762	6,980	7,879

附属資料29 救 助 活 動

都道府県	火災時における救助活動 (A)		火災以外の災害				合計 (A) + (J)	
			交通事故(B)	水難事故(C)	風水害等自然災害(D)	機械による事故(E)		
北海道	(5,005)	15,907	(6)	1,328	(304)	576	150	174
青森	(1,692)	1,623	(4)	265	(2)	46	(16)	62
岩手	(7,278)	4,049	(15)	138	(282)	72	119	19
宮城	(1,658)	3,908		332	(115)	116	(63)	45
秋田	(540)	1,221		78	(30)	37	8	25
山形	(1,467)	907		299	(280)	37		22
福島	(2,822)	1,676	(15)	571	(242)	137	(681)	70
茨城	(395)	330		324	(196)	227	(530)	60
栃木	(5,228)	1,813	(45)	972	(365)	249	(30)	68
群馬	(945)	1,213	(60)	411	(82)	158	(36)	29
千葉県	(3,220)	4,027	(35)	1,094	(141)	462	109	181
東京都	(7,567)	10,967	(29)	1,560	(95)	383	(1,097)	26
神奈川県	(255)	60,671		22,854		2,345	1,285	5,106
新潟	(12,182)	15,338	(6)	2,835	(241)	1,155	(29)	332
富山	(241)	2,512	(74)	409	(558)	241	(106)	40
石川	(2,335)	1,863	(8)	731	(11)	93	(118)	148
福井	(1,443)	542		407	(83)	82		23
山梨	(1,190)	1,274		422	(1)	96		38
長野	(800)	1,150	(106)	248	(35)	32		14
岐阜	(1,029)	398		265		18		32
静岡県	(2,911)	1,594	(30)	433	(41)	90		45
愛知県	(10,907)	1,216	(49)	937	(309)	179	(45)	82
三重	(10,052)	21,275	(15)	1,708	(332)	310		171
滋賀	(1,344)	598	(2)	414	(156)	163	(85)	16
京都	(1,497)	549		472		8		16
大阪	(2,682)	8,892	(55)	1,943	(30)	314	(44)	11
兵庫県	(2,796)	29,832		3,216		1,122		30
奈良	(3,650)	4,102		1,400	(15)	220	(3)	32
和歌山	(223)	26		296	(20)	62		8
鳥取	(834)	1,594	(6)	539		222		51
島根	(111)	105		93		3	(16)	13
岡山				159		3	(366)	14
広島	(2,367)	1,062		284	(35)	62		16
山口	(3,514)	5,781		646	(143)	449		49
徳島	(417)	659		278	(29)	78	(10)	8
香川県	(910)	490		147	(94)	130		15
愛媛	(2,478)	3,028	(11)	527		68		12
高知県	(1,029)	575	(44)	298		17		19
福岡	(287)	112	(32)	202		26		53
佐賀	(2,748)	1,354	(20)	1,764	(438)	844	(7)	232
長門	(1,806)	197	(60)	154	(98)	83	(15)	6
熊本	(809)	565		314	(4)	69	(20)	6
大分	(910)	1,121	(1)	220	(90)	112	(20)	154
宮崎	(1,400)	1,054	(9)	236	(30)	48		14
鹿児島	(921)	671	(26)	126	(107)	135	(67)	8
沖縄	(1,081)	1,351		321	(516)	219	(445)	775
	(256)	17	(14)	75		97		56
合計	219,209	15,907	(6)	52,745		11,695	4,081	10,014
	(115,232)		(777)	(5,550)		(3,849)		(40)

(注) () 内は、消防団員数で外書である。

出 動 人 員 数

(昭和52年中)

時における救助活動						合計				
建物等 (F)	ガス (G)	爆発 (H)	その他 (I)	計 (B) ~ (I)	(A) + (J)					
195	252	(10)	182	(344)	561	(664)	3,418	(5,669)	19,325	
7	7		3		9	(22)	441	(1,714)	2,064	
14	3		21	(65)	66	(362)	452	(7,640)	4,501	
3	91		14		53	(178)	705	(1,836)	4,613	
—	6		—	(130)	79	(160)	233	(700)	1,454	
—	15		—		50	(280)	452	(1,747)	1,359	
15	(75)	43	—	(210)	42	(1,223)	923	(4,045)	2,599	
8	9		—	(254)	39	(980)	673	(1,375)	1,003	
34	17		8	(65)	86	(505)	1,486	(5,733)	3,299	
16	26		—	(29)	92	(207)	757	(1,152)	1,970	
132	164		86		223	(176)	2,451	(3,396)	6,478	
214	233	(10)	50		256	(1,231)	2,942	(8,798)	13,909	
220	233	(10)	50		256	(1,231)	2,942	(8,798)	13,909	
4,997	1,404		26	(13)	5,265	(13)	43,282	(268)	103,953	
145	198	(8)	53	(117)	622	(401)	5,829	(12,583)	21,167	
29	(42)	11	(21)	27	(740)	140	(1,541)	947	(1,782)	3,459
64	2		27	(212)	101	(349)	1,235	(2,684)	3,098	
6	2		48	(83)	48	(83)	630	(1,526)	1,172	
20	28	(10)	15	(2)	254	(13)	873	(1,203)	2,147	
—	—	(146)	47	(184)	84	(471)	435	(1,271)	1,585	
36	15		30		30		396	(1,029)	794	
25	27	(69)	18	(73)	145	(213)	783	(3,124)	2,377	
41	61	(20)	98	(147)	165	(570)	1,680	(11,477)	2,896	
(3)	103	(5)	54		206	(355)	2,552	(10,407)	23,827	
—	15		9	(9)	37	(267)	670	(1,611)	1,268	
—	3		—		76		633	(1,497)	1,182	
—	89		24		530	(133)	3,323	(2,815)	12,215	
—	349	(4)	806		1,295	(154)	8,399	(2,950)	38,231	
—	100		53		631	(88)	2,674	(3,738)	6,776	
—	13		7	(10)	57	(40)	453	(263)	479	
—	—		—	(4)	222	(10)	1,034	(844)	2,628	
—	6		23		28	(16)	173	(127)	278	
—	4		—		3	(366)	204	(366)	204	
—	13		—	(86)	50	(121)	425	(2,488)	1,487	
—	22		—	(76)	131	(219)	1,391	(3,733)	7,172	
—	8		45		42	(39)	493	(456)	1,152	
—	7		10		43	(94)	359	(1,004)	849	
—	18		12		96	(41)	774	(2,519)	3,802	
—	2		14		60	(44)	413	(1,073)	988	
—	15		—	(176)	59	(208)	355	(495)	467	
(12)	250	(28)	314	(20)	149	(57)	466	(618)	4,417	
—	5		—		30	(173)	287	(1,979)	484	
—	10		9		101	(24)	581	(833)	1,146	
—	5		—	(40)	109	(151)	644	(1,061)	1,765	
—	30		12	(6)	74	(415)	449	(1,815)	1,503	
—	11		3		32	(200)	323	(1,121)	994	
—	37	(10)	68		187	(1,012)	1,657	(2,093)	3,008	
—	—		12		—	(14)	316	(270)	333	
合計	7,095	4,270	1,147	12,975	104,022	323,231				
	(15)	(164)	(345)	(3,704)	(14,444)	(129,676)				

附属資料30 昭和52年下半年及び昭和53年上半年における主な火災事例並びに特異な救急事象事例

(1) 会津若松市 東山温泉旅館「丸井荘」火災	52.12.18
(2) 仙台市 大慶ビル（パチンコ店）火災	52.12.21
(3) 新潟市 今町会館ビル「スナック・エルアドロ」火災	53. 3.10
(4) 藤沢市 東急ストアー辻堂店火災	53. 5.29
(5) 半田市 ビジネスホテル「白馬」火災	53. 6.15
(6) 甲府市 昇仙峡バス転落事故	52. 8.11

(1) 会津若松市 東山温泉旅館『丸井荘』火災

ア 火災の特色

この火災は、週末ではほぼ満員の宿泊客を収容していた温泉旅館の、早朝時における火災であるが、未明時にガスによる爆発的現象から出火したため、室内、廊下に煙が充満したこと、初期消火、避難誘導など、夜間における防火管理体制が確立されていなかったことなどにより、建築延面積2,038㎡のうち1,766㎡を焼損し、4人の死者（全員宿泊客）と11人の負傷者を出した火災である。

- イ 出火日時 昭和52年12月18日 4時57分頃
- ウ 覚知日時 昭和52年12月18日 4時59分（火災報知専用電話）
- エ 鎮火日時 昭和52年12月18日 6時45分
- オ 出火場所 福島県会津若松市東山町大字湯本字滝の湯109番地 (株)丸井荘
- カ 出火原因 調査中（「ドカーン」という爆発音により火災を覚知しており、室内部の燃焼状況からみて、暖房用ガストーブの爆発的現象により出火したものと推定される。）

キ 損害

- (ア) 人的損害 死者 4人（客一男3人，女1人）
負傷者 11人（男10人，女1人）
- (イ) 物的損害

a 出火建物 鉄筋コンクリート一部木造モルタル造，建築延面積2,038㎡のうち1,766㎡焼損，全焼1棟

b 損害額 1億円

ク 気象状況

天候一曇，風向一北々西，風速一3m/s，気温一6.0°C，湿度一80%

ケ 出火の経過

- (ア) 火災の第一発見者の丸井荘の常務Kによると、火災に気付いたのは自動火災報知設備の非常ベルの音で、私室からフロントを通り宿直室にある自動火災報知設備の受信機を見に行こうとしたが、宿直室から飛び出してきた警備員に「2階が火事だ」と言われ、旧館2階に行こうとしたとき、（階段登り口のところで）205号室（明石の間）より下半身の衣類に火のついた客が飛び出して来たので、ズボンを脱がせて玄関東側の所にある水そうの水で消すように指示した。そこに妻が来たので、消防署へ通報するよう指示し、事務所にあった消火器を持って205号室に行ったが、部屋から火が吹き出していた。
- (イ) 205号室（明石の間）に宿泊した者は3人で、うち2人は死亡1人は病院に入院したが、生命に異常はなかった。出火時、室内より飛び出して来た2人のうち、1人は玄関ロビーのところで旅館関係者に燃えている衣類の火を消してもらい、正面玄関より屋外に避難、残る1人はロビーを通り、地下1階に宿泊した（吾妻の間）同僚達に火事の連絡をし、同僚とともにロビーに出て、正面玄関より東山温泉駐車庫に避難したものである。
- (ウ) 火災の第一発見者である常務のK、従業員と男の客2人の計4人で消火器により初期消火活動をしたが、部屋からは火が吹き出しており、消火器ではどうすることもできず、消火は不可能であると判断した。なお、屋内消火栓は使用していない。
- (エ) 出火場所が木造部分で、建物中央部の直通階段前であり、階段より上階の各階へ、また出火室窓ガラス等が割れ、窓より炎が吹き出て直上階へ上昇し、延焼拡大したものである。また地形の関係で、道路側よりの一方に

偏した建物の状態から、集中的に注水出来なかったために、注水死角の多く生じた建物裏側、いわゆる湯川治いの部分は急速に延焼が拡大した。

(オ) 従業員による避難誘導については、他の従業員達が（1人は旧館3階で誘導）煙のため上階に行けないので、建物両側の階段の所で、上階より降りてきた客を屋外へ誘導した。

(カ) 消防隊が到着した時、丸井荘旧館2階全面から煙が吹き出しており、1階及び3階も延焼し、また新館2階部分にも火が回り、全館から黒煙と火煙の吹き出しているのが見分された。

到着時、旅館から宿泊客の大部分の者は避難したとの連絡は受けたが、全員が避難出来たかどうかは確認できなかった。

(キ) 7人の救助隊(人命検索班)を編成し、空気呼吸器を着装させ、屋外らせん階段を利用して、新館3階から屋内進入検索業務を開始し、廊下の窓際に倒れていた男1人を発見し救出した。続いて、4階、更に3階、1階の順で検索を続けたが、濃煙と熱気にさえぎられ、思うにまかせず、援護注水を受けながら検索したが、要救助者は発見できなかった。

コ 消防隊の出動状況

(ア) 出動車両	消防ポンプ自動車	16台 (うち水そう付1台)
	救急車	3台
	スノーケル車	1台
	その他	6台
	計	26台
(イ) 出動人員	消防職員	88人
	消防団員	200人
	計	288人

サ 問題点及び教訓

(ア) 夜間における防火管理体制の強化

火災その他の事故発生時に、被害を最小限度に防止するためには、具体的な内容の通報、初期消火、避難誘導等の事項を綿密に計画、実施させることはもちろんであるが、このうち、避難誘導は人命安全上最も大切であり、消

防隊が到着するまでに大勢が決することが多いので、避難訓練は深夜の最悪の条件下の態勢を基準に、実践的に行わせる必要がある。

(イ) 夜警員の活用について

団体旅行等で多数の宿泊客がいる場合は、夜警員による夜間における建物内外の警備、警戒に努めるようにするとともに、従業員を宿泊者の客室と同棟、同階に分散、宿泊させ、火災等非常事態発生時の初動体制に万全を期させる必要がある。

(ロ) 宿泊者の確認について

災害発生時において、宿泊者の確認方法を容易にするため、団体旅行客等の場合は、宿泊者全員の名簿及び各階、各部屋ごとの宿泊者名簿を、フロントに提出させることを励行させる必要がある。

(2) 仙台市 大慶ビル (パチンコ店) 火災

ア 火災の特色

この火災は、地下1階地上4階の、いわゆる雑居ビルの1階電動式パチンコ遊技機の電気系統から出火し、出火個所がパチンコ遊技機の背面で密閉されていたため、火煙が外部に噴出せず発見が遅れたこともあり、最上階まで延焼拡大したものである。

出火当時、出火階はじめ各階のテナントが営業中でもあり、200人前後の客が滞在していたが、従業員の適切な誘導により、階段等を利用して全員避難し、死者は1人も出なかった火災である。

イ 出火日時 昭和52年12月21日 15時20分頃

ウ 覚知日時 昭和52年12月21日 15時30分 (火災報知専用電話)

エ 鎮火日時 昭和52年12月21日 19時27分

オ 出火場所 宮城県仙台市中央三丁目6番12号 大慶ビル

カ 出火原因 調査中 (パチンコ遊技機用変圧器 (モーター電源) に過大な容量のヒューズを用いていたため短絡電流により過熱発火し、パチンコ遊技機裏面のプラスチック板に着火し火災になった疑い。)

キ 損 害

(ア) 人的損害 負傷者 4人(従業員1人, 消防職員3人)

(イ) 物的損害

a 出火建物 地下1階, 地上4階, 延面積2,217.2㎡のうち2,211.95㎡焼損

b 損害額 1億8,000万円

ク 気象状況

天候—雪, 風向—西北西, 風速—4.3m/s, 気温—1.3°C, 湿度—49%

ケ 火災の経過

(ア) 出火建物の用途は, 地下1階がパチンコ機械室, 地上1階がパチンコ店, ラーメン店, 2階が喫茶店, 3階がビリヤード(一部従業員宿舎), 4階がマーシャン荘(一部従業員宿舎, 事務所)となっており, 出火時従業員40人を含め, 収容者は240人程であった。

(イ) 昭和46年9月の増築確認申請時には, 階段区画, 非常照明, 排煙設備, 内装制限及び非常用進入口を設けることを条件に確認したが, 出火当時には履行されていなかった。

また, 昭和46年の増築時に, 1階避難通路部分に飲食店を設けたことにより, 3階, 4階に避難器具の設置が必要となったが, これも未設置であった。

(ウ) 第1発見者のパチンコ店の客は, 店員に知らせるため, 台の赤ランプを点灯し, 店内の中央付近にいた従業員に知らせた。

火災を覚知した従業員らは, 消火器をもって初期消火にあたったが, 出火点のパチンコ台の背面であったため, 延焼が早くあわてたこと, 消火器の操作が不適確であったことから初期消火に失敗し, 見る見るうちに, 開放された正面出入口からの風にあおられ拡大した。

(エ) 初期消火活動を断念し, 専務取締役N氏の指示のもとに避難誘導に全力をあげ, 2, 3, 4階は1階の客の避難の状況に見通しをつけたのち, 階段をかけ上りながら大声で知らせ, 客はそれぞれ階段を利用して無事避難した。

(オ) 先着隊が現場に到着したときは, すでに1階と2階の開口部から盛んに黒煙が噴出していたので, すぐに消火作業に当たるとともに, 隣接ビルへの延焼防止に当たった。

コ 消防隊の出動状況

(ア) 出動車両	消防ポンプ自動車	13台
	可搬動力ポンプ	1台
	特 殊 車	8台
	そ の 他	20台
	計	42台
(イ) 出動人員	消 防 職 員	201人
	消 防 団 員	90人
	計	291人

サ 問題点

(ア) 消防機関への通報の遅れ
第一発見者も従業員も, 客の避難誘導, 初期消火活動が精一杯で, 消防機関への通報を叫びながらも実際ダイヤルを回したのが相当(10分程度)遅れたこと。

(イ) 初期消火の失敗
第一発見者, 従業員, 隣接のパチンコ店からかけつけた者も, 泡消火器, 粉末消火器により消火活動に当たったが, パチンコ遊技機の裏側が火元のために, 有効な放射がなされずあわてたこと。加えて, 消火器の操作が不適確であったことが起因して, 初期消火に失敗, 見る見るうちに, 開放された正面出入口からの風にあおられ拡大したこと。

(ウ) 階段出入口の開放
出火建物北西角の階段室の出入口の防火戸(1階については防火シャッター)を開放したままにしており, これが上階への延焼経路となったこと。

(エ) 消防訓練と従業員に対する防火教育の実施
初期消火活動の際, 消火器よりも屋内消火栓を活用すれば, 相当有効な放水が期待できたと考えられるが, 実際は使用されなかった。また, 避難訓練

等の防火教育を行っていれば、延焼経路となった、北西階段出入口の閉鎖が十分可能だったし、通報ももっと早くできたはずであること。

(3) 新潟市今町会館ビル「スナック・エルアドロ」火災

ア 火災の特色

この火災は、3階建の店舗併用住宅の2階スナック「エル・アドロ」から出火した火災であるが、発見当初における初期消火、避難誘導など従業員による適切な措置がなされなかったこと、内装仕上げ材に可燃性のものが使用されていたため多量の有毒ガスが発生したこと、出火点がトンネル形式の通路入口付近であったため、唯一の避難口が絶たれたことなどにより死者11人、負傷者2人を出す惨事となったものである。

イ 出火日時 昭和53年3月10日 0時9分頃

ウ 覚知日時 昭和53年3月10日 0時11分（火災報知専用電話）

エ 鎮火日時 昭和53年3月10日 0時50分

オ 出火場所 新潟県新潟市古町通9番町1,467番地 今町会館ビル

カ 出火原因 調査中（ドアの少し手前の通路天井部分の、内装仕上げしてある布地から炎を出していたことから、天井配線の電気系統の疑いがある。）

キ 損害

(ア) 人的損害 死者 11人（客一男3人、従業員一男2人、女一6人）
負傷者 2人（客一男2人）

(イ) 物的損害

a 出火建物 鉄骨、簡易耐火造3階建、延面積341.9㎡、2階床面積113.75㎡のうち78㎡焼損

b 損害額 1,048万円

ク 気象状況

天候一曇、風向一南東、風速一4.7m/s、気温一5.5℃、湿度一60%

ケ 火災の経過

(ア) 出火建物の用途は、1階が小規模店舗（バー、スナック、割烹）、2階

がスナック、3階はビル所有者の住宅（出火時は空家）として使用されていたが、昭和52年9月移転し、出火当時は空家となっていた。付近一帯は、風俗営業、飲食店等が密集している地域で、出火したエル・アドロは、食品衛生法に基づく飲食店として、昭和52年6月営業許可を受け、概ね18時30分から3時まで営業がなされていた。

(イ) 火元、エル・アドロの支配人の話しによると、店内の客と雑談をしていたが、深夜0時少し過ぎたころ、バイキング台の脇にいた従業員が「チーフ、火が」と叫んだので店内を見回したが、火の気が見えないので入口通路の方へ行ってみると、ドアの少し手前の通路天井部分の、内装仕上げをしてある毛布のような布地から炎を出していたので、「火事だ出ろ」とどなって、すぐ隣りのスナックに飛びこんで「火事だ電話してくれ」と依頼したが、電話が使用中であったため階段を下り、1階の割烹に通報を依頼した。

(ウ) 店内の火がかなり大きくなったので、また店内に「火事だ早く出ろ」とどなって階段を下り、向いの店から水をもらい数回かけたが、そのうち濃煙と炎で階段を上ることもできず、入口の前でぼう然としていた。このような状況から、従業員による初期消火、避難誘導など適切な措置がとられなかったものと思われる。

(エ) 出火点と推定される出入口通路は、5mに及ぶ幅0.79mから0.9m、天井高2mのドーム型S字トンネルを経て店内に入るように仕切られており、この通路部分も店内内装仕上げと同様、床面パンチングカーペット敷、壁体及び天井をハイパイルの仕上げ布地で覆われていたため、出火と同時に、これらの仕上げ材を予想以上の速さで火が走り、店内方向に拡大したため、大量の有毒ガスが発生したものと思われる。

(オ) 店内の客らが火事に気付き、初期の段階で数人が燃焼中の通路を乗り越えて突破、脱出したものの、他の客は急速な燃焼拡大のため逃げ場を失い、うち数人が店内奥の便所の窓を破り、飛び下り脱出したが、逃げおくれた客は、煙と有毒ガスにより中毒症状となり焼死した。

(カ) 消防隊到着後間もなく、店内に5～6人逃げ遅れた者がいるとの情報

を得たので、消火作業とともに救助隊による救助活動に移り、火勢制圧を行いながら屋内に進入し、0時30分頃、検索の結果調理場で4人、便所内に4人、更衣室で2人、出入口で1人を焼死体で発見した。

コ 消防隊の出動状況

(ア) 出動車両	消防ポンプ自動車	10台 (7台は水そう付)
	小型動力ポンプ	5台
	救助工作車	2台
	計	17台
(イ) 出動人員	消防職員	63人
	消防団員	50人
	計	113人

サ 問題点及び教訓

(ア) 防火管理者未選任、消防計画未作成

出火したエル・アドロは、飲食店として昭和52年6月から営業を開始したが、経営者の防火意識が低く、防火管理者も選任されておらず、消防計画も作成されていなかった。

(イ) 小規模雑居ビルに対する査察の強化

今回の火災事例にかんがみ、小規模店舗としてのバー・スナック等の実態は握と、防火上の適正指導に努めるとともに、小規模雑居ビルに対する査察を強化する必要がある。

(ウ) 従業員に対する防火教育の徹底

バー、スナック等、不特定多数の者が出入する防火対象物の従業員等に対して、早期通報、初期消火、避難誘導訓練等の実施など、防火教育の徹底を図る必要がある。

(エ) 内装仕上げ材の防炎化

多数の焼死者を出した原因が、有毒ガスの発生によることにかんがみ、可燃性内装仕上げ材料等の危険性についてPRをはかるとともに、防炎上の規制について検討の必要がある。

(4) 藤沢市 東急ストア一辻堂店火災

ア 火災の特色

この火災は、5階建の大型スーパーストアの4階日用雑貨品売場から出火し、避難階段の開口部の防火シャッターが、ブランコ、ダンボール箱等の障害物により閉鎖できずに、階段が煙の拡散経路になったこと、火災の初期の段階で有効な初期消火が行われなかったこと等、防火管理上の不備により、5階踊り場付近で小学生(11歳)が煙にまかれ、焼死したものである。

今回の事例は、法定の設備が完備している場合でも、これを管理する人的体制が不備であれば重大な惨事を招くという、貴重な教訓を示すものである。

イ 出火日時 昭和53年5月29日 16時50分頃

ウ 覚知日時 昭和53年5月29日 16時56分 (加入電話)

エ 鎮火日時 昭和53年5月29日 20時00分

オ 出火場所 神奈川県藤沢市辻堂1698番地 東急ストア一辻堂店

カ 出火原因 調査中 (4階日用品売場から出火したが、周辺は火の気もないことから、放火の疑いもある。)

キ 損害

(ア) 人的損害 死者 1人

負傷者 6人 (うち2人は消防職団員)

(イ) 物的損害

a 出火建物 鉄骨コンクリート造地上5階、塔屋2階、建築面積923.007㎡、延べ面積4,480.563㎡のうち、4、5階、1,729.194㎡焼損

b 損害額 2億42万円

ク 気象状況

天候—曇、風向—南、風速—2 m/s、気温—21.5°C、湿度—80%

ケ 火災の経過

(ア) 出火建物は大型小売店舗で、各階の用途は1階が食料品売場、2階が衣料品売場、3階が衣料品売場、4階が日用雑貨売場、5階が電気製品

売場で、屋上は駐車場となっていた。

- (イ) 出火建物には、東側と南側に各階へ通ずる屋内避難階段があったが、この階段には、ダンボール箱、商品等が放置されており、避難の障害となった。
- (ウ) 第一発見者は4階の薬局店員で、地区ベルの音を聞き見回したところ、女の客4～5人が「火事だ」と叫び逃げて来たため、これらの客を従業員専用の階段へ避難させた。
- (エ) 4階で出火した火災は、4階客用階段の閉鎖されなかったシャッターを経て、5階の半開状態のシャッター部分から5階へ延焼した。
- (オ) 第一発見者の従業員は、炎が上っているのを見て消火器を使用しようとしたが、バンドで固定してあり、取り外し方を知らなかったため、使用をあきらめた。また、屋内消火栓設備も使用されていない。
- (カ) 3階以下の収容客は、自動火災報知設備の地区ベルの鳴動を聞き、従業員の指示に従い階段を使用し、全員避難した。
- (キ) 子供（男）3人は誘導されることなく、エレベーターを使用し屋上階に避難した後、はしご車により救出されている。その他の客は店員に誘導され、従業員用階段を使用して無事避難している。その他の従業員の相当数は誘導等の行動をとる余裕がなく、同じ階段を使って避難した。
- (ク) 死者は、出火時刻直後（推定）出火建物に来ていて、1階に降りていたエレベーターに乗り、5階でたまたま避難して来た子供（男）3人とともに屋上階へ一旦昇った者であった。

その後、屋上階でエレベーターから降りたか、降りないかは確認されていないが、エレベーターから降りずそのまま5階に降りたか、又は一度屋上で降り、階段を使用して5階へ降りようとしたが、煙のため再び屋上へ上がろうとしたかのいずれかであると推定されるが、屋上への階段の踊り場で死亡していた。

コ 消防隊の出動状況

- (ア) 出動車両 消防ポンプ自動車 24台
- はしご車 2台

救急車	3台
指令車	3台
計	32台
(イ) 出動人員	消防職員 150人
	消防団員 195人
	計 345人

サ 教訓

(ア) 防火管理体制の整備の徹底

当ストアにおいては、避難階段の開口部の防火シャッターが、ダンボール箱や商品等の障害物により閉鎖できずに、当該階段が煙の拡散経路になったこと、初期消火が行われなかったこと等、法定の設備が完備している場合でも、これを管理する人的体制が不備であれば重大な惨事を招くという、典型的な事例であったこと。

(イ) 実態に合った消防計画の作成と防火教育の徹底

消防計画が実態に合っていない部分が多いため、自衛消防隊の役割分担が明確でなかったこと。

また、本年4月で従業員の異動があり、全従業員の約3分の1が新規採用であったにもかかわらず、防火教育等が全く行われていなかったこと。

(5) 半田市 ビジネスホテル「白馬」火災

ア 火災の特色

この火災は、鉄筋コンクリート造3階建の新館と、隣接する木造2階建の旧館からなるビジネスホテルで、出火当時宿泊客33人と従業員3人がいたが、寝入りばなの出火であったため、火災発見が遅れ通報に時間がかかったこと、初期消火がなされなかったこと、出火場所が木造部分で火の回りが早かったこと、避難誘導がなされなかったことなどにより、宿泊客7人が逃げ遅れにより焼死し、20人が負傷した火災である。

イ 出火日時 昭和53年6月15日 1時57分頃

ウ 覚知日時 昭和53年6月15日 2時19分（火災報知専用電話）

エ 鎮火日時 昭和53年6月15日 4時05分
 オ 出火場所 愛知県半田市住吉町八丁目1番地 (合)ビジネスホテル「白馬」
 カ 出火原因 調査中
 キ 損害

(ア) 人的損害 死者 7人(男7人, 全員宿泊客)
 負傷者 20人(宿泊客19人, 従業員1人)
 消防吏員負傷者 4人

(イ) 物的損害
 a 出火建物 新館鉄筋コンクリート造4階建, 旧館木造一部鉄筋コンクリート造2階建, 建築面積, 258.23㎡延面積663.41㎡全焼
 b 損害額 6,012万円

ク 気象状況
 天候—曇, 風速—0m/s, 気温—23°C, 湿度—75.78%

ケ 火災の経過
 (ア) 出火建物は, 鉄筋コンクリート造3階建新館と, 隣接の木造瓦葺2階建旧館からなるビジネスホテルで, 出火当時宿泊客33人と従業員3人がいた。

旧館は, 昭和38年と昭和48年にそれぞれ増築をし, 新館の方は昭和42年に増築をし, 現在に至っているものである。

(イ) 当ホテルは数回にわたって, 増改築, 模様替えがあり, 部屋間仕切等に可燃性構造部が多く(例, 合板張間仕切), 耐火性に問題があった。

(ウ) 管理人は, 自動火災報知設備のベルによって目を覚まし, ロビーに出たところ既に多量の煙があったので, 玄関を開放し旧館下方向に進んだが, 濃煙にさえぎられ火元確認はできなかった。

直ちに自室に引き返して, 新館南西隣で就寝していた従業員を起し, 同人とともに南側窓から屋外に避難し, 屋外から宿泊者に知らすべく大声で叫び続けたというが, 具体的な避難誘導はもとより, 初期消火, 通報はしなかった。

(エ) 新館1階は, ラブホテル当時の屋内駐車場を改装して食堂等の用途に使用しており, 旧館側のスチールシャッターは開放され, かつシャッター下部は厨房等となっており, 全くその用をなしていなかった。

このため, 煙は新館に流入拡散して階段を經由, 2, 3階廊下に充満し, 全客室の避難路がしゃ断された。

(オ) 先着消防隊の到着時, 既に木造旧館はほとんど燃え尽し, 新館1階内部が延焼中であり, 東側隣接倉庫にも延焼していた。

また1階部分は, フロアー全域に火勢が拡大しており, 内部からの進入は不可能であったので, 外部から進入するため, まずボイラー室の小屋根に昇り, エンジンカッターによるルーバー(アルミ製角パイプ10cm×4cm×330cm)の切断作業を試みたが, ルーバー間隔が狭くカッター本体の一部が障害となって, 切断不能におちいった。

(カ) ルーバーの切断は不可能と判断した隊員は, 同ルーバーの破壊(こじ開け)を試みたが, 支持金属部への結合が上方1点, 下方2点あり, 下部における破壊が困難を極めたため, 室内要救助者の手によって上部支点破壊を求め, とび口を渡し必要な指示を与えた。この判断と指示が成功し, 4本のルーバーを除去, 車載はしごを経て5人の救出に成功した。

(キ) 以後, 継続反復して検索を実施したが生存者はなく, 死者6人を搬出収容した。

コ 消防隊の出動状況

(ア) 出動車両	消防ポンプ車	5台 (うち, 2台は水そう付)
	大型水そう車	2台
	救急車	2台
	その他	9台
	計	18台
(イ) 出動人員	消防職員	66人
	消防団員	170人
	計	236人

サ 問題点と教訓

(ア) 防火管理者未選任, 消防計画未作成

出火建物は、昭和29年に改築され旅館業を営んでいたが、その後数回にわたって増改築、模様替えがあり、また用途変更もあり建物構造が複雑化しており、経営者の防火意識が薄いこともあって、防火管理者は選任されておらず、消防計画も作成されていなかった。

(イ) 通報の遅れと初期消火の失敗

管理人は、関係者、宿泊者の中で最も早く火災を発見したと思われるが、通報も消火器等による初期消火も行われなかった。

南隣りの居住者が火災を発見、消火作業、避難脱出者の誘導等に数分を費した後、2時18分頃通報したが、出火後おおよそ22分を経過していたということである。

(ウ) 内装の不燃化と排煙設備の設置

鉄筋コンクリート造新館の方の建物においては、ひとたび廊下に煙が充満すると、客室の避難路である階段がしゃ断されたことから、このような危険性を排除するための内装の不燃化と排煙、防煙等の設備の設置が望まれる。

(6) 甲府市昇仙峡バス転落事故

ア 事故発生日時

昭和52年 8月11日 11時35分頃

イ 事故発生場所

甲府市下帯那町字河方市有林3072番地

ウ 死傷者の状況

区 分	計	男	女
死 者	11 人	3	8
重 症 者	21 人	3	18
中 等 症 者	12 人	3	9
軽 症 者	1 人	1	—
計	45 人	10	35

エ 事故発生状況

山梨県昇仙峡の仙ガ滝付近を探勝して帰途についた日本生命静岡支社の保険外交員を乗せた静岡鉄道(株)の大型観光バス(3台編成)は、県営有料道路のゲートを通過し、一路天神森方向へ向って県道天神平～甲府線の下り坂急カーブにさしかかった時、2台目のバスがスピードオーバーから、道路左側のガードレールを突き破って約45mのガケ下に5～6回転して、前部を突込むようにして転落し、車体は前部を東側に向け大破して止まっていた。

オ 事故覚知時刻

昭和52年 8月11日11時47分、山梨県警本部通信指令室より警察電話で「昇仙峡長潭橋の東500mでバスが転落、負傷者が多数いるもようです。」の第1報により覚知した。

カ 当時の気象状況

天気—曇り、風向—北、風速—1.0m/s、湿度—68%、気温—25.0℃

キ 活動状況

(ア) 指 令

覚知内容から、多数の負傷者救助と救急活動が必要であると判断した通信係は、直ちに救急隊4隊と特別救助隊1隊に、また、現場連絡隊として本部ジープ車に出場指令を発した。

11時49分

更に応援隊として消防隊4隊と緊急負傷者搬送用として作業車、連絡車の出場を指令した。

また、隣接の消防分団隊に非常招集をかけ応援出場を指令するとともに、多数の負傷者収容のための受入先医療機関を手配した。

12時1分

現地からの無線連絡により、医師の現地派遣を甲府市医師会に要請し、医師搬送のため連絡車を出場させた。

また、日赤山梨県支部に対し、救急車の出場と備蓄してある救急用資器材を現地へ輸送するよう要請した。

(イ) 現場到着時の状況

11時59分現場に到着した先着隊は、直ちに救助、救急活動を開始したが、バスが転落した沢の斜面には、バスの窓から放り出された血だらけの乗客が16人余り分散して倒れていた。

この転落した斜面を、救助隊は投下したロープを伝わって降り、困難を極めながらも救助活動に当たった。

バスの中にも負傷者が20人余りいることが確認されたので現場連絡隊は、本部にその状況と応援隊の要請を無線連絡した。

(ウ) 現場活動

負傷者の程度別選別から活動を開始したが、すでに危篤状態の人が数人おり、負傷者はそのほとんどが骨折しているか、頭部、胸部、腰部を打撲していた。

救急隊は応急手当を、救助隊は救出と担送を分担して活動を行った。

しかし、道路上の応急救護所までの担送が、転落箇所方向へは、落下点までの直距離約45m、こう配40度、垂直高35m余りのため不可能に近くその反対方向へ、狭あいな山道を片道200m余り担送しなければならず、また、順次担送しなければ他に搬送経路が得られない等、地勢的事情も加わって、しだいに完全な選別搬送が不可能となった。

その後、現地に到着した消防団、警察、一般協力者の応援を得て負傷者の担送を行ったが、負傷者多数のため8台の担架では間に合わず、これに加えて救急車はストレッチャー担架のため、搬送時には担架のまま負傷者を救急車に収容するので担架が不足し、バスのシートや荷物だなの鉄棒で応急担架を作り、また、近くの民家から借用してきた戸板等を使って、道路上の応急救護所へ負傷者を搬出した。

応急救護所に搬出されてきた負傷者は、応急処置の後、逐次救急車や応急救急車両に収容し、搬送先については本部通信係と無線連絡をとりながら病院へ搬送した。

また、一般協力車による応援搬送には、県警の白バイ隊が先導して病院へ搬送した。

(ニ) 現地指揮本部の設置

12時5分転落した箇所の道路上に現地指揮本部を設け、消防長の直接指揮のもと、救護活動を行うとともに広報活動を行った。

12時55分

懸命の救助、救急活動が50分余り続いたが、救助、救急隊の適切なる活動により二重災害の発生もなく、全員を救出し病院への搬送を終了した。

なお、死者11人のうち4人は即死、7人は搬送途中や収容先の病院で死亡したものである。

ク 事故の教訓

(ア) 道路から約45m下の沢に転落した事故のため、搬出には数多くの担架を必要としたが、救急車備え付けの担架以外なく、搬出には急造の応急担架を使用して搬送した。

今後は、この種の事故に備えて折たたみ式担架等の充実を検討している。

また、山岳地等足場の悪い傾斜地に発生した事故に対しては、通常の担送に必要な人員の倍以上の人員を必要とするので、初期に数多くの人員を現場へ投入する必要がある。

(イ) 現地対策本部で受入先を確保し、救急隊、応急救急用車両は搬送先を無線指令していたが、一般協力車の搬送には指示が徹底せず、事故現場に近い病院へ負傷者が集中したので、指示を徹底させる必要がある。

(ロ) 受入先医療機関へ消防職員を先行配置して、搬送人員の確認、氏名、年令、職業、性別等の調査及び負傷程度の照会等に当たらせる必要がある。

(ハ) 現地災害対策本部の合同設置

大型観光バス転落事故時における現地対策本部は、消防、警察等機関ごとに設置し、指揮命令は個々別々に行う等横の連絡を欠いたために、被災乗客の実数は握や救出、救護面に適切な指令がなされなかった感もあるので大災害時には、関係機関合同の対策本部の設置について検討をする必要がある。

ケ 出場車両及び人員

(甲府地区消防本部)

救 急 自 動 車	5 台	14 人
救 助 工 作 車	1 台	5 人
ポ ン プ 自 動 車	4 台	12 人
そ の 他	7 台	16 人
計	17 台	47 人

(甲府地区消防団)

ポ ン プ 自 動 車 5 台 83 人

(警 察)

パトカー, 自バイ等 20台 170人

(日赤山梨県支部)

救 急 自 動 車 1 台 4 人

婦 人 消 防 隊 27人

甲 府 市 医 師 会

医 師 1 人 看護婦 2 人

一 般 協 力 車 4 台

大型観光バス転落事故現場見取図

